

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

第43号  
2010.6

### 目次

#### 巻頭言

「法整備支援学会」の設立を考えてみませんか

名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長 鮎京 正訓…… 1

#### 特集

第11回法整備支援連絡会 国際協力部教官 森永 太郎…… 3

特別講演(1)「韓国による開発途上国への法整備支援活動」

韓国法制研究院長 金 基杓…… 9

特別講演(2)「ネパールの法整備・司法改革に必要な諸外国からの技術支援」

ネパール最高裁判所判事 カルヤン・シュレスタ…… 17

パネルディスカッション1「法整備支援に携わる人材の育成」…… 28

パネリスト

韓国法制研究院研究委員 崔 桓容

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹 公敏

名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長 鮎京 正訓

独立行政法人国際協力機構(JICA)公共政策部次長 森 千也

司会(兼パネリスト) 国際協力部長 赤根 智子

パネルディスカッション2 …… 46

パネリスト ネパール最高裁判所事務総長 ラム・クリシュナ・ティマルセナ

慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘

独立行政法人国際協力機構(JICA)公共政策部国際協力専門員

佐藤 直史

司会(兼パネリスト) 国際協力部教官 森永 太郎

資料 …… 74

#### 国際研修

第32回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官・JICA長期専門家 西岡 剛…… 117

第33回ベトナム法整備支援研修

同 …… 124

第34回ベトナム法整備支援研修

大阪地方裁判所判事 宮崎 朋紀…… 129

中国国際私法現地セミナー

福岡地方検察庁検事 横山 幸俊…… 136

第2回ネパール刑事訴訟法比較セミナー

国際協力部教官 森永 太郎…… 139

#### 国際研究

中国国際私法・国際民事訴訟法専門家による講演会 …… 145

#### 外国法令紹介

カンボジア「契約及びその他の責任に関する政令38号」の和訳について…… 226

#### 活動報告

平成21年度法科大学院インターンシップ(冬季)

国際協力部教官 森永 太郎…… 238

#### 国際協力の現場から

…… 243

#### E~MAIL

…… 246

#### 国際協力部からのお知らせ

…… 247



## ～ 巻頭言 ～



### 「法整備支援学会」の設立を考えてみませんか

名古屋大学大学院法学研究科長・法学部長

鮎 京 正 訓

日本政府による法整備支援事業は、既に15年以上の歴史と経験を有してきました。その間、2001年には法務省法務総合研究所に国際協力部が設立され、また軌を一にして、2002年には、名古屋大学に法政国際教育協力研究センター(CALE)が設立され、法整備支援に本格的に取り組む一連の組織が確立してまいりました。

さらに、これまで最高裁判所、国際民商事法センター、日本弁護士連合会も法整備支援に積極的に取り組み、また、近年では国際協力機構(JICA)に法整備支援を担当する弁護士専門家が配置されるなど、法整備支援は、日本の法に携わる者すべてが関心を持つ事業になってきました。

したがって、今日、日本の法整備支援は、新しい段階を迎えつつある、といえます。この時期において重要なことは、法整備支援を行う関係各機関、個人が協力し、「オールジャパン」の体制を確立し、より一層効果的に法整備支援を行うための体制づくりをすることであると考えます。

私たち名古屋大学大学院法学研究科及びCALEは、「法学教育支援」が法整備支援において大学が果たすべき重要な任務であると考え、一方では、体制移行国・途上国からの留学生受入れを積極的に行ってきました。現在、これらの国々からは、ウズベキスタン、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル、ミャンマー(ビルマ)などの法整備支援対象国・途上国から全体としておよそ80名の留学生を受け入れ、名古屋大学で法学教育を行っています。

他方、名古屋大学は、ウズベキスタンのタシケント法科大学、モンゴル国立大学法学部、ベトナムのハノイ法科大学、カンボジアの王立法経大学に「名古屋大学日本法教育研究センター」を設立し、「日本語による日本法教育」を行い、現地の若い学生に対する法学教育を積極的に推進しています。これらアジア各地の日本法教育研究センターの授業に当たっては、法務省、日弁連、JICA等の皆様方にも多大な協力をいただいております。この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと存じます。

さて、先に述べた「オールジャパン」による法整備支援を本格的に確立していくための一つの方策として、これまで法総研等が行ってきた毎年の「法整備支援連絡会」とは別に、既に各関連機関からも要望が提起されている、より学問的、理論的な研究を目指す「法整備支援学会」の設立が考慮されるべきであると考えます。「法整備支援連絡会」は法整備支援を

主として実務の分野から情報交換する場として今後も一層の重要性を増大させていくと思われますので、「連絡会」を広く理論的にサポートする場としての「学会」という位置付けになります。

「法整備支援学会」は、第一に、広く、日本及び諸外国による法整備支援の経験を交流し、また法整備支援理論について討論を行うこと、第二に、「法整備支援学会」という以上、「法整備支援学」の構築を目指すこと(この点については、松尾弘慶應大学教授による「開発法学」の提唱が参考となります)、第三に、本学会は、法律実務家と法学研究者との協働に基づく学会という際立った特色を持つ、実務・研究融合型学会として構想する必要があること、第四に、法整備支援を遂行する上での有益な情報交換を主要な目的とする学会にするために、従来の法整備支援に関する情報のデータベース化を一つの主要な任務とするとともに、情報交換・情報発信の在り方を大いに工夫し、例えば「学会電子ジャーナル」を創設するなどのアイデアが求められています。

法整備支援は、かつては一般の人々はもとより法曹の中でも認知度がそれほど高くなく、個々の法曹実務家、研究者の、どちらかといえば「刻苦奮闘」という雰囲気の中で行われてきました。しかし、今日では、法整備支援に関する「特集」が、「ジュリスト」や「法律時報」という代表的な法律雑誌に取り上げられるなど、人々の大きな関心を呼んでいます。さらに、法科大学院に入学してきた学生から「法整備支援に関心があるが、教えてほしい」という問い合わせをよく受けるなど、何よりも法曹を目指す若い世代の関心が高まっています。

法整備支援のこれまでの情報を整備し、その経験を「理論」として世代間に継承していくためにも、「法整備支援学会」というオールジャパンの取組は有効だと思っておりますが、皆さんはどのように考えられますか。

## ～ 特集 ～

### 第11回法整備支援連絡会

国際協力部教官

森 永 太 郎

#### 第1 開催状況

- 1 日 時 平成22年1月22日（金）午前11時～午後6時
- 2 場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室（本会場）及び  
法務総合研究所3階共用会議室（東京会場）
- 3 次 第 後掲資料の「プログラム」参照
- 4 出席者 109名（大阪本会場73名，東京会場36名，後掲資料の「第11回法整備支援連絡会参加者名簿」参照）

#### 第2 今回の内容

毎年恒例の法整備支援連絡会は，我が国の法制度整備支援活動に携わる組織や人々が，それぞれの活動の近況や，その時々の問題意識などを持ち寄って情報交換をする場として，既に10年以上にわたって続けられてきました。今回の連絡会も，大阪会場，東京会場にたくさんの方々にお集まりいただき御議論をいただき，連絡会の目的は十分に達せられたと思います。

前回の連絡会は，いわば10周年記念のような意味合いを持っていたこともあって，過去の我が国の法制度整備支援を振り返るといふやや総論的なテーマ設定となりましたが，今回はテーマを絞り，多くの法制度整備支援関係者の懸念となっていると思われる二つの問題を取り上げてみました。一つは，近時国際協力部においてもかなり危機感を持っている，人材不足をどうするかという問題です。もう一つは，既にかかなり以前から，いずれの法制度整備支援の現場においても，だれもが意識していながらなかなかうまくいかない，ドナー間協調の問題です。どちらも一筋縄ではいかない大きな問題で，同時に取り上げるのはやや欲張りであったかもしれませんが，いずれも喫緊の課題であると考え，あえてテーマとして設定することにし，それぞれの問題についてパネルディスカッション形式で，外国からのお客様も交えた様々な方々に御議論をいただきました。

また，このパネルディスカッションに先立って，ゲストとしてお迎えした韓国法制研究院の金基杓院長から，韓国による法整備支援の実情と今後の展望等について御講演をいただき，さらに，遠路カトマンズから来ていただいたネパール最高裁判所のカルヤン・シュ

レスタ判事から、基調講演として、外国人専門家に求められる資質と被支援国側から見たあるべきドナー間協調についてお話しいただきました。韓国は、正にこれから法制度整備支援に積極的に取り組んでいこうとしているところであり、今後の見通しや、法制度整備支援活動において今後韓国が果たし得る役割についての金院長のお話は、今後日本と韓国が連携して開発途上国への支援を行う大きな可能性を示されたものとして、我が国の法制度整備支援関係者にとっても大変心強いものであったように思います。また、シュレスタ判事のお話は、深刻な紛争の後に、新たな法制度を再構築しようと懸命の努力を重ねているネパールが、いかなる支援を望んでいるかということを超え、先進国ドナーとしてどのようなことに配慮していかなければならないかといった点についても、非常に示唆に富み、かつ考えさせられるところの多い貴重なお話だったと思います。今回の法整備支援連絡会は、このようなお二方の御講演と、活発な討論が展開された二つのパネルディスカッションとが絡み合って、全体として面白い内容となっていると思いますので、是非お読みいただきたいと思います。

## 第11回法整備支援連絡会

平成22年1月22日（金）

午前11時～午後6時

### 開 会



【司会（宮崎）】 御来場の皆様，本日は御参加いただき，誠にありがとうございます。私は，本日の司会進行を務めさせていただきます，法務省法務総合研究所国際協力部教官の宮崎朋紀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は，この大阪会場と東京の法務総合研究所の会議室とをTV会議で結びまして，東京会場の皆様にも質疑応答やディスカッションに御参加いただくことになっています。東京会場は聞こえていますでしょうか。

（東京会場の応答確認）

【司会（宮崎）】 よろしくお願ひいたします。それでは，法務省法務総合研究所小貫芳信所長より，第11回法整備支援連絡会の開会の辞を述べさせていただきます。小貫所長，よろしくお願ひいたします。

### 開会の辞

法務総合研究所長 小貫芳信



【小貫】 おはようございます。法務総合研究所長の小貫でございます。本日はお忙しい中，東京，大阪の会場に多くの方にお集まりいただきましてありがとうございます。心から感謝申し上げます。

法務省では，これまでJICAとの共催によりまして，財団法人国際民商事法センター等の御後援を得て，法制度整備支援活動に関係する方々に広くお集まりいただき，法整備支援連絡会を開催してまいりました。今回で11回目を迎えることとなります。この連絡会の目的は，法制度整備支援に関する情報や意見の交換，そして，関係機関，関係者間の連携の促進であります。これまでのところ，皆様方の御協力によりまして，一定の成果を上げたものと考えております。

さて，法制度整備支援に関しましては，我が国がこれを開始して約15年が経過いたしました。この間，より良い支援を実施するための課題も少しずつ見えてまいりました。その一つは，実施に当たる人的体制についてであります。近年，支援対象国の増加や支援規模の拡大，

支援内容の多様化、高度化等に伴いまして、法制度整備支援活動に専門的に携わっていただける人材の不足が深刻な問題になっているところであります。この現状に対しまして、残念ながら我が国におきましては、いまだ法制度整備支援に携わろうといたします人材の掘り起こし、あるいはその育成の環境が十分に整っているというところまでは至っておりません。

また、もう一つの大きな問題は、ドナー間の協調の問題が挙げられるだろうと考えております。開発途上国の社会全体にかかわります法制度整備は、広範囲にわたりますし、なおかつ、長い時間を要するものであります。したがって、単一のドナーによる支援のみではその目的を達成することは到底困難であります。そのために、複数のドナーが活動しているケースが多く見られるわけですが、その際に起こりがちな各ドナー間の無用な支援の重複を避けまして、複数のドナーがあることによる相乗効果を上げるためには、適正な調整と協力が不可欠であることは言うまでもありません。しかしながら、支援の目的や手法、各ドナーの立場の相違や被支援国の対応の仕方等々によりまして、複数のドナーが活動する支援の現場におきましては、望ましいドナー間の協調が図られているとは必ずしも言い難い現状にあるように思われます。

これまで我が国の各機関が行ってまいりました取組を紹介し合いながら問題点を整理し、より良い解決策を検討していくことは、アジアにおけるリーディング・ドナーの役割を果たしつつある我が国諸機関に課せられた重要な課題であると考えております。

以上、述べてきました法制度整備支援の現状に基づきまして、本連絡会においては、人材育成とドナー間協調の二つの問題を取り上げることといたしました。そして、これらの問題の検討には、我が国以外の支援国の御意見、更には被支援国側の考え方も会議に反映させていくことが有益であると考えます。

そこで、本日は、大韓民国から韓国法制研究院の金基杓院長をお迎えし、ネパール連邦民主共和国から最高裁判所判事のカルヤン・シュレスタ判事をお招きいたしました。

大韓民国は、比較的新しく法制度整備支援の活動に入っております。ネパール連邦民主共和国では、民主主義体制を確立するために努力を今重ねておられまして、シュレスタ判事は同国政府の刑事法改革タスク・フォースの座長を務めておられます。お二方には、外国人専門家に求められる資質や、ドナー間協調について御講演いただくことといたしました。そして、お二人の御講演を踏まえまして、二つの課題につきましてそれぞれパネル・ディスカッションを実施することといたします。会場の皆様にも議論に積極的に御参加いただきまして、本日の会議が活発で実りの多いものとなることを心から期待しております。

最後に、本連絡会を御後援いただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構アジア経済研究所、国際民商事法センターを始めとして、我が国際協力部の活動に御協力いただいている多くの方々に対しまして深く感謝申し上げるとともに、この連絡会が我が国関係者による法制度整備支援の一層の発展に資するものとなることを心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会（宮崎）】 小貫所長、ありがとうございました。続きまして、独立行政法人国際協力機構（JICA）公共政策部、中川寛章部長よりごあいさつをいただきます。中川部長、よろ



しくお願いいたします。

## 開会のあいさつ

独立行政法人国際協力機構（JICA）公共政策部長 中川寛章



【中川】 おはようございます。JICAの中川でございます。第11回法整備支援連絡会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

先ほど小貫所長も御指摘されたとおり、90年代半ばにベトナム法整備支援を開始して以来、我が国の法整備支援は着実に拡大して強化されております。また、相手国からも高い評価を受けるに至っております。昨年の海外経済協力会議においても、法整備支援の意義、政府としての方向性が明確に打ち出されております。私は、この新政権においてもこれが継続されることを切に望むものであります。

本日これから、先ほど御紹介があったとおり、ネパールのシュレスタ最高裁判事の御講演をいただきますが、私どもでは、今年度から新たに、ネパールの民法改正支援を開始いたしました。御承知のとおり、ネパールは民主化に向けた新たな国づくりに取り組んでいらっしゃる最中であり、その民主化の要である、ネパールの法整備に協力できることは、私どもにとっても大きな喜びでございます。ネパール政府の関係者の皆様の改革に対する強い意志に敬意を表するとともに、JICAとしても、法整備を通じてネパールの民主化、国づくりに、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

一方、このような対象国、それから対象領域の拡大に伴って、我が国において法整備支援を担う人材をいかに確保して育成していくのかというのが今後の課題でございます。そのために、まずは、法曹関係者のみならず、我が国の各層、できるだけ多くの方に法整備支援の意義、実情といったものを知っていただいて、その拡大をしていくことが重要だと思っております。同時に、先ほども御指摘がありましたとおり、我が国が果たしている役割を国際的にも発信して、理解と支持を得ていくことが重要と考えております。このような観点から、前回の連絡会以降のJICAの動きをこの場をお借りして紹介させていただきます。

まず、JICAでは昨年9月に「法の支配の実現を目指して」という調査報告書を作成いたしました。これは、JICAとしての法整備支援の考え方、特徴、成果、そういったものを取りまとめたものでございます。この作成に当たっては、松尾先生、矢吹先生を始め、多くの方々の御協力を得ました。今後、この報告書の英文での発信を始め、様々な場でこれを活用していきたいと考えております。その一つとして、昨年4月には、国連の法の支配ユニットが開催した法の支配、支援のためのドナー会合に私どもの佐藤専門員が出席し、国連の場でも意見交換を行っております。

また、8月から10月にかけて、JICAとしては初めてでございますが、司法修習生のインターンを2週間受け入れました。このインターン3名の方々には、JICAでの法整備の実務を通じてプロジェクトを体感いただいたものと考えております。また、8月には、法整備に関す

るJICAでの能力強化研修を実施いたしました。この研修は、将来、法整備専門家としてJICA事業に御参加いただくことを念頭に置いたものでございます。参加者は14名でございましたが、この中から現在複数名の専門家予定者が生まれてきております。

また、法総研、民商事法センター等と共催させていただいた今年のシンポジウムでは、学生グループを始め、多くの方々の参加がございました。出席者の方々には、法整備支援の実情を理解いただいて、若い世代の動機付けを行う上で大きな意味があったものと思っております。私も、このシンポジウムでの学生の方々の発表は大変興味深く聞かせていただきましたし、私自身の勉強になったところも多々ございました。

このような取組は、もちろんJICAだけでできるものではなくて、法務省、日弁連、最高裁、大学の先生方を始め、実に多くの方々の御協力を得ております。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。JICAといたしましても、今後ともいろいろスキームがございますので、そういうスキームを活用しながら、様々な場を利用しながら法整備支援にかかる人材育成、すそ野拡大に努めてまいりたいと思います。この場にお集まりの関係者の皆様方には一層の御支援をお願い申し上げます。

最後になりますが、本連絡会の成功を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会（宮崎）】 中川部長、ありがとうございました。次に、講演に入ります前に、本連絡会の進行に関する事項について御案内いたします。本連絡会の内容は、当部のICDニュース及びホームページ等に掲載する予定です。そのため、録音をしておりますので、お話の際には必ず卓上のマイクを御使用ください。録音の関係上、講師の皆様にも着席のままで御講義をお願いいたします。また、従前、本連絡会では、質問の際にあらかじめ質問票をお書きいただいていたのですが、今回は質問票は用いず、その場で挙手をいただきまして、指名させていただく形といたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、これより、「韓国による開発途上国への法整備支援活動」と題しまして、韓国法制研究院長・金基杓様より特別講演をいただきたいと思っております。金基杓様は、日本でいえば内閣法制局に当たります法制処に長く勤められ、2007年からは法制処の次長を務められました。その後、韓国法制研究院長に就任されて現在に至っています。法制研究院は、法制度の専門的研究を行って政府の立法政策立案を助ける機関ですが、最近、開発途上国の法整備支援を重要な業務の一つと位置付け、本格的に取り組み始めたと同っております。本日は、「法整備支援の担い手とその活動の概要」、「韓国が考えるドナー間協調」について御講演をいただきます。金基杓様、よろしく願いいたします。

## 特別講演 (1)

### 韓国法制研究院長 金 基杓



【金】 皆様こんにちは。韓国法制研究院の金基杓と申します。日本の法整備支援連絡会で韓国の現況についてお話しできるよう、私を御招待いただきましたことを感謝申し上げます。本日、私の発表を通して、韓国と日本、そしてネパールなど、アジア各国の間における法整備支援において、互いの理解を深め、協力していくことができるいい機会になるように祈っております。それでは、開発途上国に対する韓国の法整備支援活動について御紹介いたします。御紹介する順序は、まず序論。そして、韓国のODAと法制交流支援について。現在の現況。韓国法制研究院の法制交流支援事業の内容と役割。最後に、ドナー間の法制交流協力方法の模索です。

まず、序論です。韓国の法整備支援の機能ですが、韓国の発展についての経験、そして民主化を遂げた経験を基に、韓国の途上国・体制転換国との交流支援を通し、韓国の国際的な責任を担っていくこと、また、国家の地位を高めていくことにあります。支援の役割について申し上げます。短期間に経済的な発展と民主化を遂げた経験を土台に、開発途上国、そして経済移行国との交流支援をしていくということです。支援の機能については先ほど申し上げました。立法に関しての実務的な支援、そしてまた国際社会における法治主義の発展に寄与していくことです。これらを通しまして、韓国の法制のグローバル化、そして、将来南北朝鮮における統一法制度のシステムを構築していく場合への間接的な経験として活用していきたいと考えています。

次に、韓国のODAと法制交流の支援についてです。韓国は、2009年11月25日に、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会に加盟しました。韓国は、これまで国際社会から支援を受ける側にありました。それが支援をする側になった、これまで唯一の国です。2010年を韓国は「ODA先進化元年」と宣言し、国際開発協力基本法を国内において整備するため、現在、国会本会議で審議中です。また、ODA関連の法制交流支援事業の活性化を図っています。しかし、韓国のODAの規模は、日本の10分の1の程度にすぎません。特に、その中で国際法制支援は非常に微々たる部分であり、今後期待されていく部分でもあります。

次に、現況についてです。韓国における法制交流に直接・間接的に参与している機関があります。まず政府機関ですが、最高裁判所、憲法裁判所、中央公務員教育院、法務部、法制処、韓国国際協力団などです。そしてまた、政府出えん研究機関ですが、韓国法制研究院や情報通信政策研究院があります。また、民間では、アジア法研究所、韓国貿易協会、国際文化産業交流財団、国際開発協力学会などがあります。韓国法制研究院による関連法と制度への支援を除いては、残念ながら、相手に対する研修をしたり、委託教育をしたりというところに限定されています。日本のように、法整備に関する機関が集まって支援連絡会をつくるという形ができていません。そのため、互いの国内の各機関の間で役割分担ができていません。今後我々は、日本のやり方をベンチマーキングして、韓国においてそれぞれの専門機関

を組織していきたいと考えています。

次に、韓国の法制研究院の法制交流支援事業の内容です。まず、アジア法令情報ネットワーク事業です。Asia Legal Information Network(ALIN)は、アジア国家間の法制交流と協力を目的として、2003年度から、アジア法令情報ネットワーク事業、ALIN事業とありますが、これに着手し、2005年に正式に発足しました。そして、2008年から本格的な交流支援事業を推進しています。その内容としましては、アジア各国の法令情報を収集し、整理し、データベース化する。そして、主な法令に関しては、翻訳・分析し、政府や公共機関、企業、大学、一般の国民に提供しています。そうすることによって、アジアの法令情報の収集や研究における拠点としての機能を担い、アジア各国と韓国の法制度についての研究支援及び教育事業を行い、韓国の法制度及び法令の広報・拡散を図り、国家間の交流・協力を促進していくことが目的です。現在、このALINネットワークに、日本、中国、インド、タイ、ベトナムなど14の国から22の機関が参加しています。本日この場においてになるネパールは、残念ながらまだ加入していらっしゃいませんが、今後機会があれば御加入を歓迎いたします。

次に、2008年度の研究院の法制交流支援事業の内容について御説明します。まず、対象国の法制に関する専門的な研究と体系的な法制交流事業を実施しました。例えば、2008年の10月に、名古屋においてALIN総会及び学術会議を開催しました。国内外の法制情報について、相互の効率化を図り、また、アジア地域間の法制の格差解消のための協力方法を模索しました。また、韓国法の発展過程や現在の状況を紹介する教材を出版しました。そして、モンゴルとインドネシアの研究者を韓国の法制研究院に招へいしまして、両国の間で、抵当法、憲法、裁判所に関する法令を韓国のものと比較研究しました。また、韓国とモンゴルについての実務研修をしました。モンゴルの実状に合った法令情報管理の方法について、今後の法制の発展方向を模索したり、モンゴルやカザフスタン等については、法令集の出版やデータベース化を支援したりしました。

次に、2009年度の実績です。2009年度には、「選択と集中」ということを原則としまして、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタン、カザフスタンなどを優先支援対象国に選定しました。そして、外国人登記、政府組織、不動産登記、労災などの分野を優先的に選定し、そこにリソースを集中しました。国内の協力機関との連携によって、国内法制の協力事業の現況を把握していくことによって、政府の政策と関連したパッケージ型の交流支援方法を考えていきました。具体的には、韓国の不動産のデジタル登記制度ですとか、労災補償法、産業災害補償法に関する英文報告書の出版や配布、そして、法制交流支援に関する国際協力会議の活性化のために「アジア各国の法整備支援のための学術研究と人材育成」に関する国際会議を行いました。また、ベトナムのハノイにおいては、「Exchange between Legal Experts」というトピックで、ALIN総会及び学術会議を開催しました。そして、外国の法制専門家の研修プログラムとしては、韓国とウズベキスタンの間での法制情報システムの現況と協力方法についての研修会を韓国で行い、また、学術会議を開催しました。

次に、2010年、今年度の研究院の支援事業の目標について申し上げたいと思います。まず、これまでのネットワークの範囲を拡大し、国際機構との実質的な交流協力関係の基盤を構築

することを目標としています。また、気候変動への対応など全世界の協力が必要な分野に関しましては、アジアだけではなく先進国と移行経済国、また開発途上国の間での共同研究の推進を計画しています。気候変動ですとかCO<sub>2</sub>の問題などについて計画しています。また、研究者の相互交流や共同研究プログラムを通じての協力関係の構築を考えています。また、法制交流支援事業の方向性は、事業者中心のオーダーメイド型の法制情報を提供するシステムに転換しました。ALINネットワークの活用の仕方をもう少し考えまして、ALIN団体間の様々なネットワークの構築とか、そうしたことを考えています。また、需要者に必要となる情報を提供する、彼らが必要としている立法支援をすることにしています。

さらに、「総合的・体系的な法制交流支援事業の実施」という名の下に、アジアの法治主義の発展に寄与することを目的に事業を行います。ALINを基盤とする総合的・体系的な事業を実施し、対象国との共同研究を積極的に推進する予定です。そうすることにより、韓国法制研究院が法制交流支援事業の懸け橋の役割、中心的な役割を果たすことを期待しています。韓国内部では政府機関と民間機関のコーディネーターの役割を行い、対外的には韓国で唯一の国際的な法制交流支援を行う関連ネットワークを構築している。そういったことにかんがみまして、このようなことをしようと考えています。

そして、受動的、非積極的な法制交流から、能動的な法制交流支援に転換しました。その成果としまして、モンゴルなどに対する法制交流支援が活発化されています。今後はその対象範囲を拡大していこうと考えています。また、東アジア国家間の法制におけるコーディネーターの役割を担おうと考えています。東アジア経済共同体形成のための法制度的な基盤の構築にも寄与することになるでしょう。

最後に、ドナー間の法制交流協力法案についてお話をしたいと思います。法制交流支援事業は、お互いの法制に関する理解を基礎に始まります。韓国法制研究院は、2010年には私どもの研究院の中にグローバル法制研究センターを設立させました。そして、法制交流支援事業をより拡大して行う計画を立てています。法制交流支援事業につきまして、国際共同研究と法制情報の交換に関する体系的・実質的な役割が果たせるよう努めていこうと考えています。

そして、ODAを通じた協力を構築していく考えです。韓国のODAは、法制交流支援事業に関するドナー間の共同参加プログラムを開発しようと考えています。ODA関連機関との協力を通しまして、共同研修課程を開設し、今後法制交流支援を担う専門の人材の共同派遣を協議していこうと構想を練っています。

続きまして、関係機関とのネットワークを強化しようと考えています。法制交流支援関係機関とのネットワークを強化する必要があります。現在、先ほど申し上げたとおり、韓国においては、まだ国内においてすらそのようなネットワークがうまく形成されておらず、本日の連絡会のような集まりが設けられていません。今後、韓国法制研究院は、従来のALINの機能を強化し、アジア各国との実質的な協力体制が構築できるよう、その方案について対策を練っていこうと考えています。ALIN会員国家との共同研究、それに伴う国際交流、また、非会員機関との協力についても模索していこうと考えています。

法制交流支援を担う専門人材の育成について申し上げます。ドナー間の共同研修と地域の専門家間におけるプログラムを作っていく必要があると思っています。韓国の法制研究院では、韓国の法制に関する専門人材を育成することはできますが、今後は専門教育機関とともに連携しながら、このような専門人材を教育・研修していくことを考えています。また、対象国の言語と英語、韓国語などを比較検討して、法律辞典などを出版することも考えています。既に2009年度に、モデル的に、英語、モンゴル語、韓国語の3か国語の法律用語辞典を出版しました。今年はそれをもう少し拡大させ、数か国の言語を追加して出版しようと考えています。

最後に、このパワーポイントにはない内容なのですが、幾つかお話をさせていただきたいと思います。韓国と日本の間の法整備支援の協力について、私の考えを幾つか提案させていただきたいと思います。まず、先ほどの祝辞にもありましたが、日本は、既に十数年前から、法整備支援を積極的に、また体系的に行ってきました。ですが、韓国はこれから正に始めようという段階です。お互いの経験を分かち合い、共有するような場が必要ではないかと私は考えます。アジア各国の法整備支援において、今後、韓国と日本はお互い善意の競争関係になるかもしれません。特に、現在も数か国、ベトナム、ウズベキスタン、モンゴルなどを見ますと、日本は日本なりに、韓国は韓国なりに、また、ほかの国におきましても、それなりに国ごとに多くの支援を行っています。

支援を受ける国の立場からしてみますと、様々な国から支援をいただき、経験をし、その中から自分たちの制度、自分たちの国、自分たちの伝統に最もかなった法整備支援を選択できるメリットはあると思います。けれども、似通った内容を数か国で支援することになりますと、元々の法整備支援の目的といえる法治主義の向上、アジア各国の発展の部分においては障害要因になることもあるかもしれません。

日本は、法整備支援の歴史、経験、内容が韓国よりずっと豊富です。韓国が学ぶ点は非常に多いと思います。ですが、IT（インフォメーション・テクノロジー）関連の法令ですとか、自国の法令を英語に翻訳して提供する事業といった分野においては、韓国の経験が日本の参考になると考えています。このような韓国と日本の間の法整備事業における経験を、お互い分かち合い、情報を共有し合いながら、必要な場合にはお互い協議し、役割を分担することもできるのではないかと考えます。このようなことを通じて、韓国と日本、そして、それ以外のドナー国家間が共生する、win-winするような役割を私どもが果たし、ドナー国家はもちろんのこと支援を受ける国の立場から見ても、実質的に役立つようなことができるのではないかと考えます。そのような役割を担う実務協議体のようなものを、まずは日本と韓国が構成し、議論をしてはどうかと思います。

ただ、心配になるのは、韓国国内においてもそのような協議体はきちんと構築されていないことです。韓国と日本間のそのような実務者の協議体を構成するという事は、もしかすると時期尚早かもしれません。ですが、私ども韓国法制研究院が韓国国内においては最も活発に法整備支援事業を行っていますので、まずはテスト的に行ってみて、今後より発展させていけばいいのではないかと考えています。以上、私の発表を終わらせていただきます。

## 質疑応答

【司会（宮崎）】 金基杓様，ありがとうございます。それでは，質疑応答に入らせていただきます。御質問は，原則として大阪会場，東京会場を交互に受けさせていただきたいと思えます。御質問の冒頭では，御所属とお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。それではまず，大阪会場で御質問のある方は挙手していただけますでしょうか。

【矢吹】 金先生，貴重な御講演をどうもありがとうございました。私の質問は，法整備支援の一つの柱である法曹養成について，韓国はどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。金先生御所属の韓国法制研究院は，今お話を聞きますと，立法に関する支援が中心のように承りましたが，例えば法曹教育ですとか法律家の育成といった問題も一つの法整備支援の柱であると認識しています。この点について，今後韓国でどのような活動が行われ得るのか，もし御意見がありましたらお聞かせいただければ幸いです。

【金】 御質問ありがとうございます。法整備支援事業の中で，法曹の養成という部分ですが，韓国法制研究院では，五十数人の法学博士が現在活動していますし，また，政府の立法草案を作って支援する役割を果たしています。また，外国から研修に来られる方々のプログラムを作り，研修を実施していますが，我が研究院において韓国の法曹界の人々を支援の専門家としてトレーニングしていくことを担当するのは非常に難しいところがあります。それらは韓国の法務省において担当すべき部分であると考えているのですが，まだその部分について手を着けられないでいる状態であるということです。恐らく韓国法務省において関心は持っていると思えますし，また，断片的には行われています。韓国の法務省において，一部の検事を送り出して支援をする，幾つかの国において研修をする，幾つかの国から研修員を呼んで研修をする，そのようなことは行われていますが，体系的には行われていないということです。ですから，法務省と研究院の間，また，ほかの機関も合わせて連絡協議会ができれば，その中で建議していきたいと考えています。

【司会（宮崎）】 次に，東京会場に聞いてみたいと思えます。東京会場での御質問はいかがでしょうか。

【上柳】 弁護士の上柳といいます。大変幅広い活動をやっている印象を受けました。その中でも特に刺激を受けたのは，レジユメでいうと4番になるのでしょうか，東アジア経済共同体の形成に向けた取組ということがあります。これは，活動全体がこのような共同体に向けての動きに寄与することなのかと思ったのですが，更に具体的にそのような方向に向けての取組をされているのであれば，教えていただきたいと思います。それから，お話いただいた部分に，韓国の弁護士あるいは弁護士会がどの程度関与しているのか，情報がありましたら教えていただきたいと思います。

【金】 東アジア経済共同体の形成のための法制度の基盤構築に今後寄与していくつもりです，というお話をしましたが，それは，韓国の法制研究院が独自に行う事項ではありません。韓国，日本，そして中国，このような東アジアの国々が経済共同体を構成するための様々な努力を今もしていますが，その努力を支援するための事業の一つとして，3か国に共通の法令を私どもの研究院であらかじめ研究し，そのような資料を蓄積しておくという，そういっ

た意味で申し上げました。そのように受け止めてください。また、韓国の弁護士会では、特別に法整備支援事業と関連してアジア国家を対象に行っている活動というのではないと聞いています。

【司会（宮崎）】 それでは、大阪会場で御質問のある方は挙手していただけますでしょうか。

【横山】 法務総合研究所国際協力部教官の横山と申します。ドナー間協調について質問させていただきます。先ほどの御講演で、アジアを中心として協力し合っていこうというお話がありましたが、これまで、私が申し上げるまでもなく、国連開発計画（UNDP）やヨーロッパ各国、またアメリカといった国々が法整備支援をされてきたと思います。こういったアジアを含めてヨーロッパやアメリカや国連といった機関や国々とのドナー間協調ということについてのお考えをお聞きしたいと思います。それと併せまして、現在、ヨーロッパの国々の中では、オランダにあります国際刑事裁判所に加盟している国々のみODAを行おうという考えがあるということも伺っています。現在、国際刑事裁判所では、韓国のソン判事が所長を務められていると思いますが、そういったことも含めまして、ドナー間協調についてのお考えをもう少しお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

【金】 ありがとうございます。ドナー間協力につきまして、今おっしゃったヨーロッパ、アメリカのような法整備支援事業、また、国際刑事裁判所との関係については、全世界的にドナー間の法整備支援事業についてどのように考えているかという質問だったと思います。私ども韓国法制研究院のレベルでは、全世界のドナー間との協力をどのように行っていくのかということにつきましては、率直に申し上げますとまだ考えに至っていません。先ほども申し上げたとおり、韓国における法整備支援事業はまだ始まったばかりの段階ですので、まずは非常に多くの経験を持っていらっしゃる日本の経験を私どもが学ばせていただき、また、お互い共有するという、そういったレベルから始めたいと思っています。今おっしゃったような事項は、もう少し発展したら数年後には考えることになるでしょう。ただ、今年は、私どもの研究院におきましては、世界的な気候変動ですとかCO<sub>2</sub>の排出の問題ですとか、こういった問題が世界的な 이슈になっていますし、また、京都議定書が2012年に終わってしまいますと、それに対する新しい対案が必要ですが、そういった次元から、アメリカやオーストラリア、ヨーロッパの法制を私どもの方が研究し、また、ほかのアジアの国々、中国などの国々との協力関係を通して、お互い情報を共有し、何かできることはないのかということにつきまして、私どもは関心を持ってやっっていこうと考えています。ありがとうございます。

【司会（宮崎）】 ありがとうございます。それでは、次に東京会場に聞いてみたいと思います。東京会場での御質問はいかがでしょうか。

【竹下】 法務省の特別顧問をしております竹下と申します。本日は、韓国の法整備支援につき、大変興味あるお話を聞かせていただきありがとうございました。本日のお話の中で、法整備支援の分野で、今後韓国と日本とが協力していこうではないかという大きな方向での御提案がなされたように承りました。私は、韓国と日本とは、法律制度の面でも、またその



基礎にある法についての考え方、その体系としての法律学の面でも、共通する部分が多いので、日韓両国が法整備支援の分野で協力関係を築いていくことは非常に有益なことだと考えております。そこで、問題は、具体的にどのような協力関係を築いていけるかでありますが、頂いた資料によりますと、韓国でも、現在、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタンなどを「選択と集中」という方針の下で、対象国を選択して、集中的に法整備支援をしておられるように拝見できます。これらの国に対しましては、日本も法整備支援を実施しておりますので、もし、韓国としてはどのような法整備支援事業を行っておられるのか、現地レベルで日本の法整備事業との間で、何らかの接点を見だし、お互いに協力をするような可能性があるか、あるいは実際に協力体制を築くような試みがあるのか、などということにつき、御存じでしたら伺いたいと思います。

【金】 ありがとうございます。今御質問いただきましたように、韓国と日本は法の体系、考え方も非常によく似ており、共通点も多いと思います。ですから、お互いに、ほかの国よりも協力体制をつくるのが簡単なのではないかと思います。「選択と集中の戦略」の中で、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタン3か国に対して2009年度に行ったことについて申し上げましたが、私の考えでは、日本のように現地に専門家を派遣して行うところまでは韓国はいまだできないでいる状況です。ただ、ウズベキスタンの場合には、私たちが一度訪問し、また韓国にも来てもらい、韓国のおまくいっている部分、例えば法令情報をインターネットを通して見ていくことのできるシステムを、先日訪韓してくださったウズベキスタンの代表団の人たちは、法令のインターネットを使った検索システムのような部分についてベンチマークをしてくださいます、その部分でこれから協力していこうという話になりました。

また、モンゴルの場合には、今までシステマティックな支援はできていません。モンゴルの専門家を韓国に呼んで、韓国の民事法制度について紹介し、視察をするということを行いました。また、モンゴルの専門家を、判事一人ですが、韓国の研究院に招へいまして、現在、韓国とモンゴルの間で法律用語辞典の資料準備を共同でやり、共同研究をしていくということを準備しています。先ほど申し上げましたように、基金の規模、また予算の規模において、韓国は日本と比較することができないような状況です。今後、この分野がどんどん拡大されていくであろうと予想していますので、そのときにはより充実した支援ができるのではないかと考えています。

【司会（宮崎）】 よろしいでしょうか。それでは次の質問にいきたいと思います。大阪会場で御質問のある方は挙手していただけますでしょうか。

【杉山】 法務総合研究所国際協力部教官の杉山と申します。本日は貴重な御講演をありがとうございました。目指す方向というか、あるべき姿というのは日本も韓国も本当に似ているような印象を受けております。今話題に出ていました「選択と集中」のところなのですが、これから日本と韓国は、協力できることも、対象国が競合するということもあると思うのですが、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタン、カザフスタンという国を優先支援対象国として選ばれた理由というのがありましたら教えていただければと思います。よろしくお願いし

ます。

【金】 私が聞いたところによりますと、まず、日本が法整備支援をその国々に対してたくさんしてきたと聞いています。その国々において、日本とは少し違った韓国の法制についてのようになっていくのか知りたがっていたようです。なぜかといいますと、日本は、長期間において伝統的な基盤を確固たるものにしながらかつて発展してきました。韓国の場合は、わずか30～40年ぐらいの間に急速に経済も発展し、民主化も行われたという経験を持っています。ですから、そのような国々において、韓国の経験ですとか事例についてベンチマーキングをしたいというような考えがあったのではないかと思います。それで、韓国側に要請が入り、ほかにも様々なところから要請がありましたが、その中から私どもが必要と思われる国々を数か国選びました。すべての国を選ぶことができませんので、要請いただいた国の中から数か国を選び、支援交流事業を行っています。

【司会（宮崎）】 次に、東京会場に聞いてみたいと思います。東京会場での御質問はいかがでしょうか。

【山下】 東京高等検察庁の山下と申します。私は以前、インドネシアの法整備支援に携わったことがあり、そこでは憲法裁判所のことが問題になっていました。これから話すことは質問というより提案です。韓国では憲法裁判所をつくって、実際に運用されて相当程度の年数が経っています。一方、日本では、最高裁判所でアメリカ法のまま違憲立法審査権を扱っています。タイにも憲法裁判所がありますが、インドネシアでは憲法裁判所の創設を憲法条文に明記したものの、実際にできるまでは最高裁判所がその機能を担うことになっていたと思います。そうすると、憲法の規定上は韓国・タイと同じでも、現在の実情は日本と同じということになります。インドネシア側でも憲法裁判所の運用、人材、将来起こり得る問題について多分関心があると思うので、ここにJICAの方もいるようですから、日本と韓国と、あるいはタイも含めてもいいですが、インドネシアと一緒に何かシンポジウムをやったら、受け継いだ国としての経験や視点から得られ、結構有効な支援になるのではないかと、国際交流になるのではないかと一語申し上げようと思った次第です。

【金】 大変素晴らしい御提案、ありがとうございます。先ほど申し上げましたが、インドネシア大学の博士課程の方が去年韓国の研究院にいらして共同研究をした分野というのが、今おっしゃったインドネシアの憲法裁判制度についての研究でした。そこで簡単な論文も発表しまして、出版もしました。そしてセミナーも行いました。非常に関心が持たれているようです。韓国におきましても、憲法裁判所は1988年にその制度が始まりましたが、それ以前は最高裁判所で憲法を扱っていました。また、その前に憲法委員会というものもありました。その当時は、憲法裁判制度というのはほとんど違憲判決が出ないという、全く有名無実の制度であったと言えます。しかし、1987年、憲法裁判所ができてから現在までの間には、非常に活発に活動しており、実際に韓国社会において大変大きな影響を与える判決を下しています。今は、憲法裁判所がやる部分が多すぎるのではないかと、という冗談が出るほどなのですが、最高裁判所と憲法裁判所の関係は若干問題もある状況であります。その部分については、私が申し上げるべきではないと思います。今お話がありました、インドネシアの憲法裁判所

について一緒にセミナー、シンポジウムをやってみてはどうかという御提案に関しては、大変素晴らしいものと受け止め、今後協議をしまして、できるだけ推進する方向に持っていきたい。韓国に帰りまして考えていきたいと思えます。

【司会（宮崎）】 時間がまいりましたので、以上で質疑応答を終了させていただきます。金基杓様、ありがとうございました。

続きまして、「ネパールの法整備・司法改革に必要な諸外国からの技術支援」と題して、ネパール最高裁判所判事カルヤン・シュレスタ様より特別講演をいただきたいと思えます。カルヤン・シュレスタ様は、2005年にネパール最高裁判所判事に就任され、現在に至ります。ネパールの法制度改革にも深くかかわっておられ、現在、政府の刑事法改革改善委員会の委員長、最高裁判所の第二次ネパール司法改革戦略計画実施チームのコーディネーターなどを務めておられます。本日は、外国人アドバイザーに求められる資質について、また、被支援国側から見たドナー間調整のあるべき姿について御講演をいただきます。カルヤン・シュレスタ様、よろしくお願ひいたします。

## 特別講演（2）

### ネパール最高裁判所判事 カルヤン・シュレスタ



【シュレスタ】 法務総合研究所所長の小貫様、JICA公共政策部長の中川様、ICCLC理事長の原田様、韓国法制研究院長の金基杓様、そして御列席の皆様方、ありがとうございます。この会議に参加できて大変うれしく思います。法務総合研究所国際協力部に心より深甚なる感謝の意を表したいと思えます。この素晴らしい東洋の国にお招きいただきまして、ありがとうございます。法整備支援にかかわる問題について私の考えを発表することを依頼され、大変、光栄に存じます。

最初に、私が日本について何年間も、そして何十年間も抱いてきた美しいイメージについてお話ししたいと思います。日本は、ハード面においても、ソフト面、経済面、様々な面においても東洋のリーダーです。日本は、西洋と東洋の価値観をうまく一体化させてきました。日本の法制度における多元主義の価値観はユニークです。日本の法制度は、日本独自の伝統という土壌の上に、フランス、ドイツ、そして過去60年においてはアメリカの法制度の豊かな伝統の影響を受けて構築されてきました。このような様々な国の法律と日本独自の法律の伝統をうまく混合されていることが、日本の美しい法制度の遺産であり、私たちはそこから多くを学ぶことができると考えております。

ネパール人として、日本の貢献を評価し感謝するもう一つの理由があります。日本は、開発パートナーとして、長期にわたり、ネパールを含め、多くの発展途上国を支援してこられました。例えば、インフラ、農業、漁業など、多くの経済社会的な側面でネパールは日本から多大な援助を受けてきました。法整備の分野においては、全く支援を受けてこなかったというわけではありませんが、それほど目に見える形では行われてきませんでした。例えば、

過去においては、ネパールの判事や役人が、アジ研など日本の関連機関で様々な研修を受けてきましたが、それは一旦中止され、最近になって法整備支援が再開された次第です。

近年における民法の起草支援や若い司法関係者に対する研修は、重要なイニシアティブと取れるでしょう。昨年は、ネパールの最高裁判所とJICAネパール事務所が共同で開催した刑事訴訟法の比較研究プログラムにおいて、国際協力部の森永教官を含む学者の方たちがネパールを訪問され、講義をされました。これがきっかけで、ネパールでは、日本の法制度などについての関心が高まりました。それまでは、日本の法律の専門家の方々から、日本の法制度、伝統などについて詳細に、ニュアンスも含めて細かいところまで講義していただく機会はありませんでした。このような裁判官、法律分野の専門家の交流が、将来更に拡大することを期待してやみません。

さらに、日本が海外の法律の伝統を直接輸入することを避けてきたということに非常に印象付けられました。日本は、海外の法制度をカスタマイズし、社会、文化的なニーズに適合させたのです。私にとって、これは素晴らしい学習経験であり、多くの国が日本から学べることだと思います。すなわち、国際的な基準に基づいて法整備をしつつ、同時に社会の基礎構造を守る日本土着の伝統を維持する。これは、国内を改革しようとする多くの国々にとって模範とできるユニークな例であり、日本は法整備支援に関する政策を発展させる上で重要な要素であると認識されていると思います。

ネパールは南アジアの小さな国であり、豊かなヒンズーの伝統の影響を受けて法制度を発展させてきました。ほかの法制度、特にコモン・ローの影響は、インドで教育を受けた若い法律の卒業生を通じて間接的に受けてきました。しかし、ネパールの民法、刑法は、外国からの影響よりも、ネパール独自の歴史、伝統による部分が大きく、これには良い面と悪い面があります。すなわち、ネパール自身の経験に基づいて法制度が発達したことは利点かもしれませんが、比較法、国際法の発展についていっていないという面は不利な点です。現在、ネパールは、貿易、商業、開発の分野において国際基準に基づいた革新的な多くの法律を必要としています。

ネパールの司法は、2007年に制定した暫定憲法に基づいて機能しており、憲法において、司法は国家の独立した三つ目の権力であると定められています。司法権は、憲法、法律及び裁判の原則に従って行使されています。最高裁判所は、国の最高位の裁判所であり、通常管轄権及び特別管轄権が与えられています。通常管轄権に関しては、最高裁は下級裁判所からの最終的な上訴を審理し、特別管轄権では、行政、立法の行為について司法審査を行います。

最高裁のもう一つの面白い特徴として、公益に関する申立てを審理する権利があります。公益上の問題に関係する国民は、憲法上の、かつ法律上の問題解決のために申立てを提起することができ、最高裁は紛争解決のため、又は権利の行使のため、必要な命令を発布できます。

三審制の裁判構造にある最高裁及び下級裁判所の判事は、全員憲法で定められている機関であり、裁判官の任命、懲戒を行う司法審議会の推薦により、最高裁長官が任命します。最高裁長官は、憲法審議会の推薦により大統領が任命します。

最高裁の下に、二審裁判所として16の控訴裁判所、そして一審裁判所として75の地方裁判所があり、その他にも労働、税金、汚職などの特別分野を管轄する特別裁判所があります。

過去60年間、ネパールでは、憲法上の問題解決を優先してきたため、法律の見直し、改正まで手が回りませんでした。紛争解決のための平和的なメカニズムが存在しないという事実に対し、ほとんど何も取組がなされてこなかったため、紛争は更に悪化しました。現在、和平のための交渉を開始し、新しい憲法の起草にも取り組んでおり、紛争を平和的に解決し、国全体の発展を先導するため、法制度の見直し、改革が何よりも求められています。

さて、このような和平プロセスにおいて、国民に正義を保障することが大きな懸案事項であるとすれば、不十分な法整備、物的資源、人材の不足がその大きな障害となっているということに関係者全員が認識することが重要です。主にこれが原因で、ネパールの司法は国民の期待に沿うことが難しく、紛争の影響を回避し、法の支配を定着させ、投資家を引き付ける環境を生み出すことができないでいます。憲法に新しい規範を反映させるという観点から、迅速な法制度改革が何よりも必要となりました。新憲法は、法制度に対しばく大な影響を与えるでしょう。憲法に反映されている新しい価値観と国民の願望を盛り込んだ法制度を構築することが緊急の課題です。

現在、国際開発機関は、紛争の当事者間の政治的対話を成功させることを重視しています。ほとんどすべてのドナーが、紛争解決、和平構築に従事しています。国際コミュニティーがネパールに対し、この種の分野に関心を抱くことが重要なのは理解できますが、一つの分野のみに注目することで、他の同様に重要な分野が後回しにされてしまいます。法制度も憲法と同調して整備していかなければ、政治的、社会的及び経済的発展プロセスは、国民に期待された恩恵を配当できないでしょう。政治的決議も、信頼できる有効な法の支配のメカニズムに支えられなければ、期待された結果を生み出すことができず、紛争が再燃する可能性も大いにあります。言うまでもなく、法の支配は、社会経済の変換、発展にとって重要な構成要素であり、法律分野の規範的、制度的事項が無視されれば、法の支配の確立、国民の信頼回復、産業の成長、外国投資のための環境整備は困難になるでしょう。

投資家は常に確実な法的環境を求めています。グローバル経済の中で、各国は、投資家を呼び込むためのより魅力的な環境を作り出そうと最善の努力をしています。ネパールも法制度改革を無視してはいられません。法制度改革は、外国投資家、ネパールの投資家、企業を呼び込み、外交的アプローチを展開し、更に他の国に投資するための前提条件です。外国企業が、ネパールのビジネス環境が不確実であるがために商品やサービスの取引をしないとすれば、それは、生産者にとっても潜在的市場を失うこととなります。したがって、法・司法制度改革は、ネパールのみ利益になるだけでなく、国際コミュニティーの利益にもなるのです。言い換えれば、発展途上国の法的環境の改善は先進国の利益にもなるということです。国際コミュニティーの最近の動向が、グローバルな法秩序を確立し、法の支配の世界的浸透を意味するのであるならば、いかなる国家も、時代遅れの法律、化石化した技術及び貧弱な人材という過去に取り残されてはならないのです。

ネパールの司法も、その法・司法制度改革の必要性を十分に認識しています。組織的な

改革を推進するため、最高裁は2004年に戦略的司法改革プランを策定しました。この計画は、国民から信頼されるに値する、独立した、有能で費用のかからない、スピーディーでアクセスしやすい司法制度の確立を目指しています。ここでは、法の支配、人権のコンセプトの具体化及びあらゆる人に対する正義の保障が司法の展望の中に取り込まれています。この計画では、現存する強み・弱みを検討し、改革の方法の可能性及び脅威を分析したのですが、その結果、10年間にもわたる紛争のために、国家のほとんどあらゆる機関が混乱の影響を受けてきたにもかかわらず、司法は国民の人権を保護し、正義を保障するために常に最善を尽くしてきたということが明らかになりました。

資金不足、インフラ整備の遅れ、人材不足及び法治文化の欠如が法制度の効率化を妨害していると考えられ、最初の計画では、問題特定及び適切な対処方法の設計を徹底的に行いましたが、紛争のために、多くの分野で期待していた成果は得られませんでした。

そこで、最初の戦略的プランの実施で生み出された有利な環境を利用し、それを更に推進するため、最高裁は、昨年7月に第二次五か年計画を発表しました。第二次計画では、ケースマネジメントの改革、迅速かつ効果的な判決執行、人材開発、インフラ整備、物的資源の管理、情報通信技術の制度化、法・司法改革に関する研究・リサーチ、司法制度へのアクセス推進及び国民の司法への信頼回復を優先的に取り組む分野としています。この計画では、トップダウンのアプローチではなく、各裁判所が目標と優先順位を定め、その行動計画を策定し、戦略的プランの枠組みの中でそれを実行することを要求しています。

伝統的な環境の中に浸たり、計画的な発展プロセスに触れることがなかった司法にとって、これは大変急速な転換です。司法自身が計画を立て、それを積極的に実施するというイニシアティブは、例えそれを完全に実施する能力がまだ備わっていないとしても、非常に良い兆候だと思います。

現在の司法の指導部は、この計画を成功させるために様々な困難が待ち構えていることをよく理解しています。主な障害は財源不足です。ネパールでも他のどの国においても、司法は官僚、ドナー機関から非生産的な国家機関であると考えられてきました。司法には、通常、国家予算の1%も割り当てられません。第一次計画では、当初予定されていた予算の67%ほどしか確保できませんでした。政府や国際機関が、司法が持続可能な発展の前提条件であるグッド・ガバナンスの保障にいかに関与できるかを理解し、司法改革に協力しなければ、司法改革計画の遂行は難しくなるでしょう。

司法が直面しているもう一つの大きな問題は人材開発です。司法を運営できる人材が確保できなければ、改革の目的を達成することは困難でしょう。この問題に対処するため、ネパールの司法は、法制自治機関として国家司法学院を2004年に設立しました。その活動は、人材能力開発、法律、司法部門の研究及び司法の利用者に対し法律に関する情報を普及させる法律情報センターとしての活動です。過去5年間にわたり、国家司法学院は、裁判官、司法機関の職員に対する研修、研究を実施し、ネパールの司法教育機関としての地位を確立しました。しかし、教員の養成、インフラ開発など数多くの問題に直面しており、国際的な支援を必要としています。

司法部門に対するドナーからの支援についてですが、他の多くの国々と同様、ネパールの司法も、ドナーの関心が得られないという同じ問題に直面しました。上記のとおり、司法部門は長い間非生産的であると考えられてきたからです。1990年代においても、世界銀行が司法の発展及び法の支配の強化をグッド・ガバナンスと関連させ、司法部門に投資を開始したとき、ネパールでは、司法のニーズすべてを政府に任せるべきか、リベラルな国際支援を受け入れるべきかの議論がありました。やがて、ドナーからの支援に対する抵抗も収まり、支援が少しずつ受け入れられるようになりました。ただし、そのような支援が司法制度の独立に干渉しないように注意しています。

このように、アジア財団、USAID、欧州連合、アジア開発銀行、DANIDA、AusAID、UNDPなど、数多くのドナー機関が異なった時期にネパールの司法を支援してきましたが、現在ではUNDPの「司法へのアクセス」というプロジェクトのみが継続中です。日本政府は、二国間協力とは異なった方法、つまり多国間協力という形でかかわってきました。

第二次戦略プラン実施の重要な段階に差し掛かり、司法部では、プランに含まれている戦略的取組の実施を外部からの協力と連携させて行わなければならないという見解を持っています。私見ですが、日本のような友好国は、その優先事項、そして私たちのニーズに合った形で参加していただけたらと思います。ドナーの協力会議を先導するに当たり日本の支援が得られれば、プランの実施を保障する資産の共同供給源を生み出すことが可能になるでしょう。後ほど、色々なドナーと協力した経験について感想を申し上げますが、ここでは司法部門がどうして今までになく支援を必要としているのかについて集中的にお話いたします。

先ほど申し上げましたとおり、ネパールの法制度は、国民の新しい願望に適合しない、そして、司法、平等、安全保障及び繁栄に対する国民の懸念事項に対処できない時代遅れのものとなっており、そのため、国民は疎外されていると感じています。それゆえ、私がよく申し上げるのは、原因が紛争で、その結果が貧困、差別及び排斥であるならば、その非の一部は法制度にあるということです。1990年憲法は、権利に関して比較的大胆な枠組を設けていますが、国民の権利はいまだに侵害されています。排除されているコミュニティーを重視することを意図する憲法は、運用されないままできました。ある意味、紛争は、そういった疎外されてきた人々のフラストレーションの結果生じたと言えます。

こういった疎外・差別の問題に対処するため、暫定憲法は、教育、健康、雇用、社会正義などの権利を含め、多くの経済的、社会的、文化的権利を法的強制力のある権利として定めました。憲法は、それらの権利を明確化し、実施するための法律を必要としており、最高裁は、必要な法律を制定することにより、憲法の規定に沿ってそれらの権利を保障するため、立法議会の名で指示を出してきました。

憲法制定議会で進行中の作業が示唆するように、同議会が起草する新しい憲法において、より多くの権利が保障されるでしょう。このように、憲法制度が進む方向は、多くの分野における法律の制定、それらの法律を実施する機関の創設及び新しい権利に関する国民の教育という方面で迅速な行動を必要としています。

一つの制度の中で権利を真剣にとらえるならば、人権侵害が発生した場合に、国家主体・

非国家主体が訴えることのできる場所がなければなりません。これには、刑法、民法など包括的な法典による法律の改善のみならず、立法制定機関全体を改革することが必要です。この切迫した状況の中、ネパールの司法制度を形成し、国民の権利の実現に対して責任を負う能力を培うため、国際機関を含む様々な関係者の一層の協力が必要です。言い換えれば、私たちを待ち構えている法・司法制度の膨大な課題は、相当の注意を払って取り組まなければならないということです。単に外国の法制度をネパールに移植するのではなく、私たちが祖先から受け継ぎ、先人の知識がはぐくんできた国内法の土台に立って海外の法制度の伝統を比較しながら学習し、相互作用により発展させていかなければなりません。そして、この過程において、ネパールの司法部門は、戦略プランの実施、刑法、民法両方の起草、補足法、指針、憲法が目指している分野の法律の制定、法執行のための人材の研修、適切な技術の導入及び物流におけるサポートなど、多くのフォローアップ活動を必要としています。

では、ドナー機関との協力に関する具体的な問題についてお話しします。まず、司法部門は外国人専門家と協力し合うという経験をほとんど持っていないということについて注意しておきます。それゆえ、ここでは様々なドナーとの協力をした最近の経験の例に基づいたお話をいたします。

通例、ドナーによる協力は、開始時の報告書の採択から開始します。この報告書は、司法部と正式に協議することなく、国内外のコンサルタントが作成します。それは司法部の意見を聞くために送られてきますが、詳しく評価する時間がほとんどなく、実際のところ、そのまますべて受け入れるか拒否するかを選択しか残されていません。あるプロジェクトが、受益者よりも請負人、コンサルタントの利益にかなっていると思われるケースもあります。

協力プログラムを実施するに当たり、海外の専門家が重要な役割を果たします。発展途上国は、財源の問題だけでなく、知識や技術移転の問題も抱えています。国際専門家の手を借りても国内の法律問題が即刻解決できるわけではないことは理解していますが、知識のギャップを埋めるには、海外の専門家を招へいする以上に簡単な方法はないでしょう。彼らにとって唯一の懸案事項は、必要とされている分野で活躍できること、そして、彼らの知識の利点を最大限にいかせるよう、受入機関に彼らの条件を明確に伝えることです。

プロジェクトの実施に当たり、専門家は通常ドナー機関が選任します。受入機関が承認するために専門家の履歴書が送られてくることはほとんどありません。専門家たちは、司法部と協力し合って活動することはなく、むしろ契約業者と密着しています。彼らがより多くの時間を割いて司法部と協力し合うことが理想なのですが。また、彼らのネパール法、判例、国内の規範に関する知識も疑わしいことがよくあります。そのような疑わしい資格の人物は、受入国のパートナーに対し有益な影響を与えたり、コミュニティーに知識や技術を移転できることはほとんどないでしょう。ゆえに、私の意見としては、国際専門家に求められる最大の資質は、地元の法律の伝統、文化に関する知識です。さらに、指導者として、課題に取り組む正当な資源として尊敬されるような学歴、経歴の持ち主でなければなりません。加えて、彼らの見識、コミュニケーション能力、語学力、チームの一員として働く意欲、能力及び研究能力も追加的な資質として挙げられます。これはコンサルタントが母国にいながら支援す



る場合にも当てはまりますが、ネパールの司法部と協力するコンサルタントにより該当します。この意味において、遠く離れた西洋の専門家に過剰に依存するのではなく、アジアの法的価値又は伝統を熟知した専門家に依存するか、資源の豊かな国と受入国自身の専門家を混合することがより好ましいでしょう。

専門家は、ドナー機関やドナー国だけに限定されるのではなく、受入国や受入国の隣国の人々にも専門家として活躍する機会が与えられるべきでしょう。専門家の活動期間ですが、これはプロジェクトの性質によって決められます。プロジェクトが長期間にわたる場合であれば、専門家も長期間活動すべきですし、ドナー機関と赴任先を往復するよりも地域に密着して活動すべきでしょう。そうすることで、不必要な時間や出費を抑えることができます。コンサルタントが本国にいて支援する場合は、プロジェクトの実施のため、受入国のカウンターパートと協力し、又は、司法部の共同運営委員会と直接コンタクトを取るべきでしょう。

ドナー間の協力ですが、これはいろいろな理由で非常に重要であると思います。まず、ドナー間の競争を排除するためです。裁判所の管理、仲裁、ITなど一つの分野で多くのドナーから同時に支援を受ける場合がありますが、それは、資源の無駄、ドナー間の不必要な競争を引き起こします。ドナー間の協力により、そういった状況は避けることができます。他のドナーと競合する場合、司法部と協議し、戦略プランに含まれる他の活動を選択し、お互いに満足できるプロジェクトを開始することができます。JICAや他の機関と司法部が定期的に連絡し合い、調整することにより問題を解決できます。

ドナーが支援するプロジェクトには短期間のものも数多くあり、それらは1年か2年、長くても3年で終了します。司法機能において持続的な努力を必要とする分野、例えば、司法へのアクセス、人材開発などは目に見える結果を生み出すために時間を必要とする分野ですが、これらにおいては長期的視点を持った計画が必要です。それにより初めて具体的な結果が得られるのです。

ドナーが支援するプロジェクトでもう一つの気がかりな傾向として、ドナーがNGOを活用することです。NGOの柔軟性、迅速性、そしてある程度の透明性がドナーを引き付けるのですが、地元のNGOは、裁判所の運営や法制度改革などの分野において限定的な知識しか持っておらず、それは不必要な障害を生み出しています。司法部には、国家司法学院のような自治の媒体がありますので、NGOを利用する必要はなく、ドナーは、国家司法学院を活用し、司法関係者の協力を要請することができます。言うまでもなく、どのプロジェクトにおいてもオーナーシップが成功のかぎを握っているのです。

最後に、ドナー機関は様々な分野で活動しており、そのコンサルタントに関する印象も様々です。中には、本国との往復で忙しく、ほとんど接触ができないコンサルタントもいれば、司法関係者に溶け込み、能力を駆使してニーズにこたえているコンサルタントもいます。私たちは、戦略プランを起案するに当たり司法部を支援してくれたDANIDAのプロジェクトから非常に多くの恩恵を受けたと感じていますが、国家司法学院の設立を目標としたアジア開発銀行のプロジェクトは、事実上うまくいきませんでした。DANIDAのプロジェクトを評価するのは、プランを起案するに当たって司法部から裁判官や職員が参加し、コンサルタント

と密接に協力し合うことで両者の見解を理解し、評価することができたからです。日本は既に様々な難しい問題について受入国の意見を求めるという正しいステップを踏んでいらっしゃるかと存じます。本日の議論は、協力のための正しい戦略、指針を導く助けになり、それを模範として他のドナーも追随するかもしれません。

法・司法分野の改革は継続的なものです。しかし、このような性質とは反対に、開発パートナーは、プロジェクトが速やかに目に見える結果を出すことによって終わらそうとします。このようなことは、法律、司法の分野においては本質的に該当しないと思います。司法制度には、人的要素、人的価値観、文化的規範がかかわっていますから、経験や社会的背景も考慮しなければなりません。したがって、この分野における協力プログラムは、数字よりも制度や規範を重視すべきなのです。残念ながら、ほとんどのプログラムでは、一定期間に実施した活動の数に関心がいつてもあります。開発機関、そして受入国の視点から見て、様々な開発パートナー間の一貫したアプローチが重要であり、プログラム終了後も活動を継続することが何よりも重要です。このことを全体的な目標として、時のニーズに見合った改革を推進するため、より集中的で一貫性のあるプログラムが必要であり、支援活動が突然中止し活動すべてが無為になってしまうことは避けなければなりません。

簡単に言えば、途上国が先進国の寛大な支援を評価するのも当然ですが、そういった支援をより効果的に行う重要な提案があります。受入国のニーズに沿った協力プログラムの選択、選択プロセスにおいて受入国の意見を組み入れること、プログラムへの受入国の参加強化、ドナーの競争回避、具体的な結果が現れるまで長期間プログラムを継続すること、そしてドナー間の協力は、効果的な結果を保証する重要なステップです。同じ問題に複数のドナーがかかわる場合、ドナー間の調整不足、活動の重複、ドナーの優先順位・見解・アプローチ・制度の衝突、対象とするコミュニティの中での混乱及び相反する要求などが発生しかねません。より一貫した調和のある結果を生み出すため、ドナー間の調整は歓迎できるステップです。

これまで、外部からの協力のほとんどは、商法、民法、刑法といった選択された規範の起草支援、司法へのアクセスに関する問題、調停、情報管理改革、戦略的計画プロセスといった散発的な分野に集中していました。これらの支援は量的にはそれほど多くはありませんでしたが、改革を推進するには有益でした。しかし、本質的な変化はまだ見えておらず、実質的な投資を伴う一貫性のある取組が必要です。

司法改革の第二次戦略プランに基づき、将来的には、法執行機関の強化、裁判所の運営における改革、司法プロセスにおける遅延の管理、人材能力開発、司法へのアクセスの推進、国家司法学院及び法律研究家の能力開発などの法整備分野で協力ができるでしょう。

私の発表を終わる前に、法務省法務総合研究所国際協力部とJICAが、ネパールで司法改革を実行するために司法部と協力関係を築く意欲とイニシアティブを示していただいたことに感謝したいと思います。また、今回の招へいを可能にしてくださったJICAのネパール事務所にも感謝しております。ネパールの様々な開発分野で貢献してくださっていることに対し、称賛の意を表したいと思います。

日本政府は、法律及び司法が他の多くの優先順位の高い開発分野に係る分野横断的な問題であることを明確に提示されています。今重要なのは、人類全体にとって有益な平等、安全保障及び司法を作り出すため、法の支配を開発のあらゆる分野で主流に組み込まなければならぬということです。日本の協力が模範となり、司法協力の理念となり、開発途上国における法の支配の欠如の是正を重視しながら司法の大義を擁護する役割を果たされることを期待しています。それゆえ、日本がネパールの法整備分野においてより目に見えるプレゼンスを示されることを期待します。

再度、日本政府、法務省法務総合研究所国際協力部、そしてJICAネパール事務所に対し、ドナーが数多く存在する協力分野に関する私の意見を発表する重要な機会を与えてくださったことについて、代表団に代わり、そして私自身から感謝の意を表したいと思います。御静聴ありがとうございました。

### 質疑応答

【司会（宮崎）】 カルヤン・シュレスタ様、ありがとうございました。それでは質疑応答に入らせていただきます。まず、大阪会場で質問のある方は挙手をお願いいたします。

【松尾】 慶應義塾大学の松尾です。シュレスタ判事、今日は包括的な司法制度改革の現状について教えていただきまして、どうもありがとうございました。私からは二つ質問させていただきます。一つは、シュレスタ判事が言及されたjudicial development plan（司法改革プラン）のストラテジーと、ネパールの国家全体の法整備プランとの関係はどうなっているかという点についてです。第2点は、シュレスタ判事も度々言及された、複数のドナーが競合する場合のドナーコーディネーションの仕組みについてですが、そこでもjudiciaryが非常に重要な役割を果たしているということでした。それについて、全体的なドナーコーディネーションのための枠組みと言いますか、制度化された、institutionalizeされたコーディネーションの枠組みのようなものがあるのか、それともアドホックに調整をしているという状況なのかということについてお伺いできればと思います。

【シュレスタ】 ありがとうございます。ネパールの司法部の開発戦略プランという考えは、必要に迫られてできたものです。司法というのは資源の配分から疎外されているところがあります。政府は、司法が必要とする適切な資源を割り当ててくれません。政府には他の優先課題があり、そこに資源を配分するため、司法部には限定された資源しか割り当てられないということです。したがって、資源の限定的な配分のために、司法がその責任を十分果たせないままでした。そのため、我々自身で戦略プランを立てて、資源の配分を交渉する必要性があったのです。こういった経緯から、私たちは、経験もないまま、自分たち自身で戦略プランを作成しました。現在、学習過程の最中であり、支援を必要としています。

司法戦略プランは国家開発計画に対応させて作成されましたが、残念ながら、国家開発計画は司法について全く触れていませんでした。そこで、財務省及び国家計画委員会の代表者でもこのような開発計画に参画することができたのですから、我々は資源の配分という観点から、我々の優先事項の正当性を政府と交渉しております。

ドナー間の協調に関しては、同じ問題について複数のドナーが競合し、それぞれの政治制度に従って異なったシステムによる支援が行われるという状況にありました。こういった状況に対し、資源は対象となるコミュニティの最大の利益となるように使わなくてはならないという考えから、複数のドナーから提供していただいた資源を最大限活用するために、ドナー間の協調が必要だったのです。そこで、この問題に対処するため、複数のドナーから資金提供があった場合に、競合するドナーが交渉できるようなシステムを作れないかと考えました。この方法であれば、資源に関してのより良い交渉が行え、より適切な分野に活用できるでしょう。

これまでのところ、そのようなドナー間の調整を行う特定の機関がありません。最高裁では、私自身が委員長を務めている委員会があり、対外的な交渉、調整を行っています。ただ、問題点として、私たちはドナーコミュニティと議論した経験がほとんどありませんので、例えば、JICAやその他の政府機関がドナー間の調整を手助けしてくれることを期待しています。その方が効率よく調整できるのではないかと考えております。

【司会（宮崎）】 それでは、東京会場に聞いてみたいと思います。東京会場、御質問はいかがでしょう。

【小峰】 東京大学修士課程の小峰と言います。今日は貴重な御講演をありがとうございます。御講演の中で、ネパール独自の法文化や伝統的な慣習を守っていくべきだというお話が何度か出てきていましたが、新しい法制度を移植する際に、元からある法文化、慣習と新しく移植した法制度が衝突したというような具体的な事例があれば御紹介いただければと思います。

【シュレスタ】 非常にいい質問をありがとうございました。どのような制度であろうと、基本的な価値を維持しようとするでしょう。例えば、日本の例を見れば、日本は日本自身の基本的な価値観を土台として、諸外国、フランス、ドイツの法制度を融合されました。国内の価値観を保ちながら、それをブレンドする形で外国法を取り入れられたのです。それは私たちのお手本になるでしょう。ある制度を外から移植するということが重要ですが、同時に国の事情とうまく兼ね合わせるということも重要であり、ネパールの法制度についてそれが当てはまります。これは必ずしも国際的な規範や発展の要請に対して反対を唱えるものではなく、それらを調整しながら受け入れたいと思っています。これにより私たちの価値観も持続できるでしょう。

これに対し、商法の整備ということになりますと、これは私たちにとって新しい分野であり、元々の専門知識がないものですから、やはり海外から体系的に導入する必要があります。それが国内の伝統や価値観と対立を引き起こすということはないと思います。これが私たちの基礎となる価値観をいかにしながら現代的な制度を構築する方法でしょう。基本的人権に関する規範については、国際的な規範と同時に国内の規範もありますので、必ずしも海外のものを受け入れるというのではなく、地元の価値観を反映させつつ、バランスを取りながら国際的な規範を国内の規範に取り入れていくということが重要です。

【司会（宮崎）】 次の質問に移ります。大阪会場御質問のある方は挙手をお願いいたし

ます。

【マノジュ・シュレスタ】 甲南大学経営学部のシュレスタと申します。簡単な質問ですが、今ネパールの現状を考えると、法整備の問題があるということがよく分かりました。ありがとうございます。私の質問は、現在、ネパールの司法関係の方々や政策に携わっている方々と話し合う場があるかどうかということです。このような質問をした背景を申し上げますと、実は来月、九州大学とネパールの科学技術省とが生物資源を利用する、特に発酵食品関係の技術協力をする覚書を交わすことになっております。しかし、皆さん御承知のように、ネパールの場合には知的財産法あるいは生物多様性法、伝統的知識保護法という法律もなければ、生物多様性条約のミニマムスタンダードを実現するインフラ整備すら全く進められていないわけです。インドや中国のように経済がすさまじく発展している国の真ん中にあるネパールではありますが、いろいろな政策を考えると、例えば、技術移転関連のこと、産官学関連のこと等、具体的な法律がなければなかなか進みませんので、司法関係者と立法や行政関係者との間では、そのようなことを話し合う場があるかどうかということについて教えていただければ有り難いと思います。国際協力関連の団体といろいろと話をされているということはよく分かりましたが、ネパールの省庁、例えば科学技術省とか環境省などの方々の話では、法律がなくて非常に困っているという現状です。九州大学と科学技術省の場合は、国内法はなくても、いわゆる生物多様性条約の精神に基づいてやっつけよう、双方の合意ベースでやっつけようという話になってはいますが、インドを始めとした途上国では、国内法の整備も進んでいますので、法律の専門家として、また、国際条約にも詳しい専門家として、立法、行政関係者ともどのような対話をされているのか気になり、このような質問をいたしました。

【シュレスタ】 シュレスタさん、御質問ありがとうございます。これも大事な質問だと思います。特に、発展途上国における司法の役割という観点から見て非常に重要だと思います。環境問題はとても重要であり、決して無視することができない問題です。もちろん司法も無視することはできません。ネパールの最高裁は、ネパール政府に対し、環境保護に関する法律を可決するよう要請しました。そうしなければ、このような法律が存在しない状況がかなり長期間にわたり継続してしまう可能性があったからです。

次に、司法と政策立案、科学技術との関係ですが、これまでのところ司法部の関係者が科学技術の専門家と正式に話し合いをしたことはないと思います。これも、将来的に対話が必要な分野ではないかと思います。ただ、これまでの経験によりますと、環境保護も含め開発の多くの分野の様々な事件が最高裁の管轄下に入ってきています。その中でも、環境保護は最も大きな分野の一つであり、最高裁はその解決に貢献してきました。環境問題に関し多くの事例があり、判例が生まれています。そして、ネパールは生物多様性条約に加盟しておりますから、国家としてこの条約を遵守する義務があります。国家のどのような機関であったとしても、特定の状況において生物多様性条約を遵守していない場合には、最高裁がそれを裁くこととなります。条約の責務は、司法命令によって裁くことができるのであり、最高裁は政府に対しこのような国際条約を遵守する責任を喚起しています。

さて、政策立案者との政策立案のための対話ですが、司法部が対話の場を設けることを指示することもできます。司法部は、従来、裁判官や司法の関係者の教育にかかわっており、環境、開発、経済についての教育も行っています。その中には、生物多様性に関する同盟についての教育も含まれています。一方、TRIPS協定など、知的財産権などについてはまだ十分に理解されておりません。ネパールがこのような条約に基づき、どのように国益を守っていくことができるのかが問題となるわけですが、ネパール国民や司法関係者の意識を高めるためにも、こういった教育のためのリソースが必要です。しかしながら、司法と科学技術の間の十分なリンクはまだ築かれていません。機会があれば、最高裁はそのための対話を提案することもできますし、司法関係者の中で科学技術に対する意識を高めることができるのではないかと考えております。

【司会（宮崎）】 まだ質問があるかとは思いますが、申し訳ございませんがお時間が迫ってきました。以上で質疑応答を終了いたします。カルヤン・シュレスタ様、ありがとうございました。

（昼休憩）

## パネルディスカッション1

### 「法整備支援に携わる人材の育成」

【司会（宮崎）】 これより午後の部を始めさせていただきます。午後は、二つのパネルディスカッションを予定しております。まずは、「法整備支援に携わる人材の育成」をテーマとしたパネルディスカッションを行います。このパネルディスカッションの司会を務めますのは、法務省法務総合研究所国際協力部の赤根智子部長です。この先の進行は、赤根部長にお願いいたします。



【赤根】 皆様こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。法務総合研究所国際協力部（略称ICD）の赤根智子と申します。思えば、昨年の法整備支援連絡会（第10回）の際には、まだ東京高等検察庁の検事の立場でゲスト参加をさせていただき、法整備支援については全くのビギナーでございました。1年後の本日におきましても、さして状況は変わっておらず、知識が乏しい私が皆様方、法整備支援の専門家の前で、パネルディスカッション1の司会（兼パネリスト）をさせていただくということは、いささか僭越<sup>せんえつ</sup>でありますけれども、何とか最後まで務めさせていただきたいと思っておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

まずは、本日のパネリストの皆様方を簡単に御紹介いたします。皆様方から向かって右側、端から韓国法制研究院の研究委員でおられます崔桓容博士。続きまして、名古屋大学法学研究科教授、法政国際教育協力研究センター（略称CALE）のセンター長でいらっしゃいます鮎京正訓先生。続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長の矢吹公敏弁護士。続きまして、国際協力機構（略称JICA）公共政策部次長の森千也様でございます。いずれも

法整備支援の専門家、国際協力のスペシャリストでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速パネルディスカッションに入らせていただきます。冒頭に、我が国際協力部(ICD)について、若干御紹介いたします。ICDは、2001年に法務総合研究所内に新設された法制度整備支援を専門にする部署であります。大阪のこの庁舎内にあり、職員は検察官のほか、裁判官等出身の法律実務家及びその他の法務省職員で、財団法人国際民商事法センター(略称ICCLC)と密接に連携しながら、主としてJICAの実施する法整備支援に法律実務家専門家集団としての立場で参画し、協力しています。

ICDは、最高裁、日弁連、法整備支援に熱心な大学、その他の諸機関、団体、あるいはそれらで働く専門家、先生方からも多大な御支援・御協力をいただいております。他方で、そういう関係にありますことから、ICDは法整備支援を実施する組織・団体間のハブ組織としての役割を兼ね備えることができると自負しております。かつそれを目指しております。

本日のパネルディスカッション1では、「法整備支援に携わる人材の育成」をテーマにしております。法整備支援は、それが国でやる事業であろうと、NGOがかかわるものでであろうと、これに携わる人と人との関係に大きく依拠をしております。「法整備支援」イコール「人」と言っても過言ではないのだと思います。したがって、法整備支援に携わる人材の育成が重要であることは、今更言うまでもないと思います。

現在、人材不足の状況にあることや、その人材不足がもたらす法整備支援事業への影響については、午前部の小貫所長のお話にもありましたとおりですし、私自身の認識としてはかなり深刻な状況ではないかと考えております。しかしながら、私たちもただ手をこまねいてきたわけではなく、特に近年では法整備支援にかかわるそれぞれの組織・機関においても、できることから人材のすそ野を広げ、また掘り起こしをし、人材育成のための努力を重ねてきました。

後にパネルの各先生方からも御紹介いただきますが、まずは法務省の取組から、簡単に御紹介したいと思います。一つは、大学生等に対する取組、つまり、これから将来の人生設計をする若い世代に法整備支援の意義や面白さを知ってもらうことによって、人材のすそ野を広げていくための長期的視野の下に行う取組です。もう一つは、法務省内職員に対するもの。つまり、近い将来、戦力になる人材の掘り起こし、育成のための取組です。

なお、法整備支援における人材育成としては、被支援国における人材育成の問題もありますし、法律専門家はもちろんのこと、通訳や翻訳に当たる専門家、その他、ロジスティックな分野を含めた様々な専門家も含まれます。多方面にわたる人材育成の配慮が必要であることは忘れてならないと思います。しかしながら、時間の制約等の関係から、本日はその中から法整備支援の支援国における法律専門家の人材育成をメインのテーマにして、このディスカッションを進めることにしたいと思います。

法務省の取組ですが、まずは大学生等を対象とするもので、大学等における講義、シンポジウムの開催、インターンシップの三つについて触れたいと思います。本年度、ICDでは、関西方面から関東方面までの7大学・大学院で、法整備支援に関する講義を延べ10回以上実

施しました。また、当部への大学生等の見学受入れ、大阪を中心にした司法修習生への講義も複数回実施しております。朝のJICAの公共政策部長のお話にもありましたが、シンポジウムの開催としてはここにあるとおり、昨年の夏に「私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」と題して、東京でシンポジウムを開催しました。参加者は法学部や法科大学院の学生、海外の学生など200名ほどでした。

右下の写真は、長期専門家等として法整備支援に当たってきた実務家等によるパネルディスカッションの様子で、会場とカンボジア、ベトナムの三元テレビ中継により、現地で働いている長期専門家の生の声を会場に届けることができました。また、このシンポジウムでは、右下にある写真のフィルポット氏、彼は長年法整備支援の現場で働いてきたカナダの法律専門家ですが、この方に会場に来ていただいて、御自分の体験を語っていただきました。フィルポット氏からも若い世代へのエールが送られていました。

そして、若い世代の皆さんが参加したパネルディスカッション、これはパート2なのですが、三人のグループの学生が法整備支援にかかわる研究結果を発表したり、将来、法整備支援にかかわりたいとして宣言した上で、かかわる際の不安材料、特にキャリアパスがないなどの問題を挙げ、その解決のための若者からの提言を発表したりしました。

次は、法科大学院、公共政策大学院の学生に対するインターンシップです。午前の部で中川部長からもインターンシップのお話がありましたが、当部で主として行っているのは、まだ修習生にならない法科大学院、あるいは公共政策大学院の学生に対するインターンシップです。本年度は、人事院による霞が関インターンシップの一環として、合計3回、1回当たり1週間の日程で5名程度を募集して、既に7月と9月に実施済みです。3月には更に7名が参加して実施予定であります。

次に、法務省内職員を対象とする人材の掘り起こし、育成ですが、人材育成研修、各種研修における講義の二つに分けて簡単に触れます。まずは本年度初めて実施した人材育成研修です。法務省内から、検事や民事局職員、合計5名を選び実施しました。2週間の短い研修ですが、国内はICDで、海外はベトナムで実施して、現地のJICAプロジェクトオフィスと名古屋大学のハノイ法科大学日本語センターの御協力を得まして実施いたしました。

その他、画面にはありませんが、法務省内で行われる各種職員研修等にも、法制度整備支援を紹介する講義をできるだけたくさん入れており、教官等による講義を通じ、まずはICDの存在と業務内容を具体的にお知らせするなどして、法務省内での人材の掘り起こしに力を入れております。以上、法務省における取組についてごく簡単に御紹介いたしました。

そこで、パネルの先生方に順次お伺いしたいと思います。私は若干時間を取らせていただいたのですが、各先生方からもそれぞれの組織、あるいは団体における人材育成のための取組について、できるだけ手短かに御紹介いただければと思います。議論の前提となる情報ということで重要だと思いますので、よろしく願いいたします。最初に、JICAの森次長、いかがでしょうか。

【森】 JICAの「法制度整備支援に携わる人材の育成」、これに対する取組ということで、簡単に御紹介をしたいと思います。特に資料等はありませんが、口頭で説明申し上げたいと





思います。法制度整備支援に携わる人材の育成というものは、昨年、我が国政府が取りまとめを行った「法制度整備支援に関する基本方針」の中にも実は明確にうたわれております。「人材の活用と育成のための基盤整備」、この必要性が基本方針の中でうたわれております。なおかつ、JICAというのは、専門家の養成・確保、これも組織の本来業務として受け持つということになっておりますので、当然ながら法制度整備支援の人材確保についても一定の役割を果たさなければいけないと考えております。

ただ、そう申したところではあるのですが、実のところ、これまでの実績というのはそれほど大きな役割を果たしておりませんで、どちらかというところ国内の法曹を始めとする既存の人材といいますか、リソースに頼っていたところが反省点として言えるのではないかと思います。それもありません、JICAとしては主に昨年からということにはなるのですが、三つの取組を始めたところですので、それについて御紹介をしたいと思います。

まず一つ目は、能力強化研修と申します。これは先ほども申し上げましたが、JICAが本来業務としてやっております将来の専門家を育てるという研修で、これは特に法制度整備分野だけでやっているということではなくて、いろいろな分野で取り組んでいるものです。この能力強化研修の法制度整備支援版も是非行っていきたいと考えております。実は過去に何回かトライアルで行ったことはあるのですが、なかなか運用がうまくいかなかったことがありまして一時中断していたのですが、昨年再開をして、引き続きこれは続けていこうと考えているところです。当然ながら、法制度整備に携わる人材育成という際に、いわゆる法整備自体の知識やノウハウ、これもJICAの方でアレンジできるものではありませんので、JICAの方で特に強調して御理解いただこうとしているのは、国際協力の文脈における法制度整備支援です。つまり、法制度整備支援というものが国際協力の中でどういう位置付けにあるのか、若しくは、逆に国際協力として法制度整備支援をするためには、どういう点に気を付けて活動をしなければいけないのか。そういうところに重点を置いて御理解いただくように研修内容を考えております。そういう意味で、能力強化研修は国内の法曹関係者のみならず、国際協力の経験者で法制度整備支援に興味を持っていらっしゃる、若しくは今後何らかの形でかわりたいという方々にも御参加いただくように窓口を広げた形で実施しているところです。これが一つ目の取組ということで、これは恐らく今後JICAにおける人材育成の一つの柱になってくると思っております。

二つ目は、先ほど法総研からも御紹介がございましたが、JICAもインターンの受入れをやっております。ただ、JICAの場合は司法研修所と連携をして、司法修習の一環としてJICAにおいでいただくという形で、2週間ぐらいのプログラムではあるのですが、司法修習生の方にJICAで法制度整備支援の実務といいますか、実際を見聞いただくという体験コースを設けております。

三つ目の取組ですが、いずれ専門家として法整備の現場に赴任される専門家の候補の方々に、もちろん国内でもそれなりの専門性をお持ちの皆様ですので即戦力ではあるのですが、

更に現場に行ったらこういうことに気を付けなければいけないとか、若しくはJICA独自のいろいろな細かい手続等もありますので、そういったことも御理解いただく、専門家としての派遣に備えた実践的な研修というものをやっております。JICAの専門家には、いずれの分野にかかわらずこういう事前の研修はあるのですが、法整備の専門家については、JICAが共通に持っているプログラムとは別に通過的に研修を行うという機会を設けております。

以上申しました三つの取組が主なものということではあるのですが、やはり今後法制度整備に携わる国内の人材をどれだけ広げられるか。そのためには、日本がやっている法制度整備の実際をいろいろなところで発信して広報していくのが必要かと思っておりますので、直接的な人材育成のみならず、いろいろな情報発信もJICAとしてやっていきたいと思っております。簡単にJICAの取組を御紹介いたしました。

【赤根】 次に、名古屋大学の鮎京先生、いかがでしょうか。



【鮎京】 名古屋大学の鮎京でございます。まず御紹介しておきたいのは、現在発売中の『法律時報』の1月号で、「法整備支援の課題」という「特集」の下に12人の人たちが書いております。この「特集」のイニシアティブを取られたのは、東京会場にいられております弁護士の上柳先生です。この中で私は、「大学による法整備支援の課題」ということで、「人材育成と比較法学の課題」といった副題を付けた文章を書いて

おります。したがって、人材育成と法整備支援に関する私の認識については、短い文章ではありますがこれを読んでいただければと思っております。

二番目に申し上げたいことは、人材育成という課題は、実は、法務省、JICA、あるいは日弁連、大学、それぞれの機関の役割に応じて、その在り方、あるいはそこで求められる人材が多様であるということです。

三番目ですが、大学における法整備支援人材の開発・育成といった観点から今日私がこのパネルで問題として提起したいのは、近年、全国的に法科大学院が設立され、様々な形で法曹養成が行われているわけですが、その中で、科目として「法整備支援論」なり「法と開発論」という科目なり、そういった科目を是非普及させたらどうかということです。

まず、今の法曹を目指す若い世代、特に法科大学院で勉強している人たちは、国際化に対してどのような態度・思考を持っているかということです。これについては、分析がなかなか難しい点があり、「内向きである」とか、「なかなか外国に出たがらない」という人もおりますが、逆に、それと同時に、国際化という問題に非常に敏感な学生も数多く存在しております。具体的に申し上げますと、例えば、先ほど赤根部長のお話の中であった法総研国際協力部が行ったインターンシップの成果を示す人材、一橋大学の法科大学院を出て、首尾よく今回司法試験に合格した永戸さんという女性がおります。この方は、せっかく試験は受かったのに、司法修習を始める前に少なくとも1年間、カンボジアに行って法整備支援の実際を知り、更に現地の言葉もできるだけ学び、現地の法と慣習も理解した上で法整備支援に取り組みたいということで、この1月からカンボジアに出かけました。現地に名古屋大学の日

本法教育研究センターというのがありまして、彼女には、ここで名古屋大学非常勤講師という肩書で今一生懸命やっけていただいております。

また、名古屋大学の法科大学院を卒業し、司法試験に合格し、司法修習を終えた社本君という若い方がおられます。この方は、赤根部長が名古屋大学法科大学院の教員であったときにお世話になった学生であります。法曹実務には当面就かずに、もっと勉強と経験をしたというので、彼はウズベキスタンの名古屋大学日本法教育研究センターの特任講師として、現在元気に働いております。そういう意味では、法科大学院の学生に対し、私たちが法整備支援についてどのような情報を提供し、知識を与えていくか、教育を与えていくかということが大変重要な課題となっております。

そこで、今日の配布物を御覧になっていただきたいと思っております。真ん中辺りに私の名前「感想・質問」と「法整備支援論」と「科目一覧」というのがあります。並べ方の順番とは反対から紹介させていただいて恐縮なのですが、まず最後の「科目一覧」です。法整備支援関連科目が、いったい日本の法科大学院の中で、どこにどのようにあるのかということをもとめたのがこの図です。慶應大学では、今日も御出席の松尾先生が「開発法学ワークショップ」という科目名で担当されています。また、中央大学ではJICAの佐藤先生が「法整備支援論」、名古屋大学では私が「法整備支援論」を担当しており、早稲田大学ではお隣の矢吹先生が「法整備支援活動」という科目を担当されています。実はこの調査はまだ不十分かもしれませんが、私が理解している限りではまだこういったところしかありません。その意味では、70ほどの法科大学院の中で、「法整備支援論」という法の分野での国際協力を扱う授業がまだまだ不十分であるし、これをもう少し多くの大学で取り扱うようになればもっと人材育成に貢献できるのではないかと思います。

「感想・質問」のところはまた後で時間があれば触れますが、例えば名古屋大学の私の授業担当科目において、どういう形で授業が構成されているかということについてまとめたのがこの「法整備支援論」という表です。初め6回ぐらいにわたって、私の方から、法整備支援とは何か、それをどう考えるかといった問題について、基本的なODAの問題であるとか、あるいは様々な歴史について話した後、ここの表に出ているような法曹実務を担当されている先生から、自らの体験を踏まえて、あるいはそれぞれ所属されている機関から見た法整備支援はどのようなものであるのかということをお話していただく場を設定しております。実は、このゲスト講師による講義こそ非常に大きな評判を得ておまして、3ページにまとめてある「感想・質問」というのは、その講義に対して学生に感想文を書いてもらい、その中から幾つかの特徴的な意見をまとめさせていただいたものです。

もう一つだけ申し上げますと、実はこれは先ほどのネパールのシュレスタ判事が御紹介されていた点にかかわるのですが、シュレスタ判事から、アジアの法的価値とか伝統を知る人々こそ法整備支援に取り組んでほしいし、来ていただきたいという非常に重要な御指摘がありました。このことは、日本におけるアジア諸国法研究の一層の発展を求めていると私自身は受け止めていました。すなわち、法整備支援を特に大学が人材育成という観点から行う場合には、そうしたアジア諸国にできるだけ詳しい人たち、もっといえば、現地に留学・滞在を

し、現地の事情、法と社会に詳しい人材を独自に育成していくことが私たちの課題になるの  
だろうと思っております。

その一端は、実は私が編集した『アジア法ガイドブック』を名古屋大学出版会から数か月  
前に出版いたしましたし、こういうものにも反映していますが、「アジア」全域を扱って  
いるわけではなく、国がまだ限られています。例えば、ネパールの項目は残念ながら入って  
おりませんし、また、将来課題となるであろうアフガニスタンの法状況について語れる専門  
家が日本にいるかという、私は今のところゼロだろうと思っております。その点で、今申し  
上げたように、法科大学院における法整備支援論の解説とともに、やはり大学はアジア諸  
国法研究をこれから一層力を入れてやっていかなければいけないということです。

【赤根】 詳しい御説明をありがとうございました。続きまして、日弁連の矢吹先生お願い  
いたします。



【矢吹】 日弁連における法整備支援人材の育成という点に  
ついて、簡単にお話したいと思います。日本弁護士連合会は、  
NGO(non-governmental organization)ですので、民間の専門  
家をどう育成するかということを念頭に考えてきたわけです。  
重要なポイントは、人材というものをどういうレベルに置  
いて考えるかということではないかと思えます。私どもは、い  
つも考えている人材の条件として、二つあるのではないかと  
思っています。一つは、開発と法に関する知識がある程度あるということです。これは、開  
発に関する知識と現地の状況に関する知識も含めて、単に日本国内の法ではなくて開発とい  
うものに対する知識がある程度あるということです。もう一つは、継続的にこの支援活動に  
関与しているということです。このある程度の知識と継続的という要件は、それぞれ考える  
ところはあるのですが、必ずしも長期専門家として1年以上現地にいる必要はないのではな  
いかと思っております。その点で、日弁連としては、国際交流委員会の中に国際司法支援セン  
ター、通常ILCCと呼んでいますが、ここに事務局がありまして、若い方を中心に約15名の事  
務局体制で、月に2回以上集まって各支援のプロジェクトについてマネージメントに参加し、  
自らも現地に行ってレクチャー等をするという体制をとっています。

また、日弁連には国際司法支援弁護士登録制度というのがあり、ここに約150名の方が登録  
していて、登録した方にいろいろな人材の情報提供、セミナー等の情報提供をしています。  
JICAの長期専門家は、ほぼ全員この登録制度から情報を得てアプライしていただいた方とい  
うことになります。それから、JICAの長期専門家も既に10数名、日弁連のリクルーティン  
グの中から専門家として現地に行っていたりしている状況です。こういった方に日弁連内で知  
識を得ていただくため、各種のセミナー等を開いているところですが、今年も英米法と大陸  
法の衝突といったセミナーを含め、全部で4回開催しています。

また、継続的な活動として、例えばカンボジアの弁護士会プロジェクトがありますが、こ  
こで民法、民事訴訟法の普及の継続教育に現地で携わる方を中心に、20人程度のファカルテ  
ィ会議を開催し、現地の民法、民事訴訟法を勉強します。これは立法に携わった方を講師と

して勉強しつつ、ファカルティとしてプロジェクトの進め方について継続的に検討していくということです。

それから、毎回ロジ担当として現地に若い人においでいただき、OJT (On the Job Training) として仕事に参加をしていただいているという状況があります。重要なのはOJTでありまして、これを通じて若い人を専門家として育成することで、法整備支援は必ずしも実体法を知るということではなく、プロセスが大切であるということを知ります。法整備支援の重要なところは、どのようなプロセスをもって、現地に一番効果的・効率的にその成果を根付かせるかということだと思いますので、OJTは非常に重要だと考えているところです。

簡単にあと二つ触れますが、先ほど赤根部長がおっしゃったパートナーにおける人材育成。これは「人材」という同じ用語ですが重要で、このパートナーにおける人材というのは、支援を受け入れる側として、支援が効果的・効率的に根付くため、その中間にいて根付かせる人材というように考えています。そのために、多様なトレーニング、プロジェクトを一緒に協働化するといった作業を通じ、これもある意味ではOn the Jobですが、人材育成を相手方に対して行っていくということだと思います。

最後に、今鮎京先生からお話いただいたように、私は早稲田大学法科大学院で法整備支援について教えていますが、ここの学生を見ても、例えばJICAの青年海外協力隊にいた方ですとか、多彩な人材が集まってこれから法曹人になろうとしています。そういった方に対して、基礎的な人材育成の場として、やはり法科大学院というのはちょうど良い育成の場ではないかと考えているところです。早稲田大学には、アジア太平洋研究科というアジア太平洋の法制度についての研究科もありますが、そういったところの博士課程や修士課程の方も聴講生として来られていることもあって、有効なディスカッションの場にもなっておりまして。私の方からは以上です。

【赤根】 韓国からおいでの韓国法制研究院の崔先生、韓国の状況について午前の部の金院長の御講演でも若干触れられてはいたと思うのですが、更に詳しい状況を教えていただければと思います。



【崔】 韓国法制研究院の崔と申します。韓国の法整備支援における人材育成ということになると、午前中の院長からも紹介があったように、韓国では法整備支援事業が始まったばかりで、人材育成という課題も日本における問題意識を見守って、これをどうするか取組を考えていこうということだろうと思います。全く人材育成をしていないということではないので、若干紹介いたしますと、韓国法制研究院は教育機関ではありませんので、受入国の法律専門家の育成という形では学生を受け入れたりすることは難しいのです。そこで、対象国の研究者を韓国の法律専門家の下で勉強させようと考えたことがあります。要するに、韓国の法制度のうち、必要な分野を自分で選んで勉強することを支援するという取組があります。院長からも紹介があったように、インドネシアから研究者を招へいし、憲法裁判所についてうちの研究院の専門家たちと一緒に研究し、そしてセミナーなどをやった

ことがあります。また、モンゴルからも研究者を招へいし、うちの研究院で一緒に研究したことがあります。

ほかに、韓国の法制度を紹介するということがあります。一般的には英文の報告書を出すことになるのですが、「韓国における経済発展と法の役割」とか「韓国における民主主義と法の役割」といった英文の報告を作成し、アジア諸国の研究機関や政府機関に配ることもしています。また、そこから一步前進し、今モンゴルの弁護士さんがうちの研究院で職員として働き、一緒に勉強しています。その人の専門は外国人と司法の関係なのですが、法制研究院が持っている韓国の法令を英文化したものを自国に紹介させる取組をしています。また、今年から韓国ではロースクール制度が導入され、実務研修プログラムが始まったのですが、法制研究院も実務研修プログラムを持っており、その中で法整備支援事業に対する紹介などをやっています。ロースクール制度を導入する際、「特性化」という問題があり、要するに、我がロースクールはこういう分野に特性化するということなのですが、アジア法制の専門家の育成を目的としたロースクールがあります。それは全北大学なのですが、また、韓国外国語大学は地域法制専門家育成を目的としています。要するに、韓国外国語大学では、言語をできる人が法律を勉強するということになります。私が知っている人で一人、ハノイ国立大学に留学しているのですが、その方はベトナム語ができる人で、ハノイでは法律を勉強しています。

法曹関係ではいまだに消極的ですが、韓国では、日本の最高裁に当たる大法院がKOICAと協力して、ウズベキスタンに司法情報システムづくりに対する支援を始めたこともあります。法務部（日本でいう法務省）では法務研修院で研修をやっています。また、法整備支援とのかかわりでは、韓国法制研究院のような政府出資研究機関のうち、職業能力開発研究院というところや国土研究院など、政策づくりを支援する研究機関がアジア諸国の政策づくりを支援する事業をやっています。政策づくりの支援と法整備支援とは連携が重要です。私は、昨年度法整備支援事業をやるときに関係者と話し合ったことがあるのですが、政策づくりを支援しながら法制度も支援する必要があるというのは共通の認識でして、それをもっと強化していくことも一つの動きだと申し上げることができると思います。

**【赤根】** 私たちも韓国の情報というのは余りなかったものですから、大変貴重な御報告をありがとうございました。皆様方それぞれの組織や団体で、それぞれのニーズがあって、それぞれの目的を持って人材育成に御努力されているということがよく分かりました。そこでまた御質問というか、話合いのテーマなのですが、こういう人材育成をする前提としては、やはり常に人材を育成していかないと枯渇してしまう。そして、更に良い人材をすそ野を広げつつ育成していく必要があって、それが継続的に法整備支援をやっていくためには絶対に必要だということになるかと思うのです。

先ほど鮎京先生の方からお話がありましたように、若い人たちが、世間的には内向きだとか言われつつ、実際に法整備支援というものに触れ、特に現地で働いた人、あるいは長年にわたって弁護士をする傍ら、一つの国の法整備に携わってこられた人たちの話を聞くなどと、非常に感銘を受けて、そして自分も将来何らかの形でこれに携わりたいという気持

ちになったり、あるいは法整備支援をすること自体が自分の育成につながる、あるいは日本の法制度自体の成長にもつながると、そんな理解をしてくれる人もたくさんいるのだなということを改めて感じたわけなのです。

当部においても、実は2001年に創設後、なかなか法務省内でもその存在が知られることがなく、「法整備って何ですか。」とよく質問を受けるなどして、知名度が上がらない、あるいは当部に赴任してきた新しい教官がここでやっている仕事をほとんど知らないままに転勤してきたということもあったりして、そういう背景があって今いろいろな形で法整備支援にかかわる人材を育てようという取組をしているわけなのです。特にまだ法曹になる前の人から気長に育てていくという意味では、法科大学院生、あるいは修習生などの人たちを育成していくという方向で進んでいるところです。

次に、人材育成の取組をされている中での御苦労とか、あるいは反対にしてみても非常に反応がよく、あるいは手ごたえを感じている、長年の努力が実ってきたなというお話があれば、皆様方に少しずつ紹介していただければなと思っております。長年にわたって日弁連の中で国際交流委員会のお仕事をされてこられた矢吹先生にその辺りのお話を伺いたいと思います。

【矢吹】 私ども日弁連も、1996年のカンボジアから始めまして、もう14～15年この分野の仕事をしています。確かに当初、特に2000年代初めぐらいまでは、国際司法支援、法整備支援はどういうものかというところ、委員会の一つの活動だということで、人材を集めにくい、要するに知っている人しかやらなかったようなところがあります。ところが、5年ぐらい前から非常に人材が集まり出した。例えば、大きな法律事務所の人たちも、是非事務局で働きたいということで、今4～5人、大手の事務所の人たちが休むことなく来て仕事をしています。そしてなおかつ、いろいろなセミナーにも行っている人がいる。そういった意味で、法整備支援が一つの若手の法曹のやりがいになっているのではないかなという点があります。そういったやりがいがある仕事だという意識が、だんだんと法曹の中に芽生えてきた点の一つ。

もう一つは、委員会に来て委員の報告だけ聞いて帰るというのでは全く面白くないですが、先ほど私が申し上げたように、やはり一つ一つOn the Jobの積み重ねですので、例えば昨年、「アジア司法アクセス会議」というのを日弁連が主催してやったのですが、マレーシア弁護士会と共催で10ぐらいの弁護士会を集めてやったのです。そういったマネジメントに参加して、現地の弁護士会と一緒にオーガナイズングをやるといったこと、ないしはカンボジアプロジェクトでファカルティの人たちと一緒に現地に行って、現地の事務方と一緒に設営とかいろいろなことをやりながら自分もその法律に触れて、徐々にレクチャー、ファカルティの中に入っていくといったようなOn the Jobの積み重ねが、より興味を引く方法ではないかと思えます。

【赤根】 法科大学院、それからCALEで法整備支援を中心に長年やっておられる鮎京先生、先ほども随分学生の反応等も言っていたのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【鮎京】 先ほど時間の関係で触れられなかった「感想・質問」というところについて、少しだけお話をさせていただきます。学生の「感想・質問」から判断して、つまり法整備支援

のどういうことに学生は疑問を持ち、あるいはどのような問題関心を持っているかということが、これだけの紹介でもある程度浮かび上がってきます。ここに書いてあることを少し整理して私なりに申し上げますと、一つは、こうした法整備支援という問題に対して、学生自身全体としては真っ当に考えて、それぞれの感想を述べているということは、当然のことですが、読み取ることができます。しかしながら、他方、これは読んでいただくと分かるのですが、質問に対して自分から、あるいは自分なりに、意見であるとか回答というのをなかなか提出できないという弱さがあるように思います。これはよく言われることですが、法整備支援というのは、だれかに聞けばこういうことだという答えがすぐ出てくる分野ではないので、自分が出した、あるいは自分が感じた問題について、自らが回答を出していかない限り、なかなか法整備支援についての理解が増していかないように思っております。

ただ、とはいえ、私どもは教師でありますから、これらの疑問には可能な限り答える必要があるわけで、そのために私は一つの提案として、先ほど申し上げました法整備支援科目の創設、普及ということに加え、例えば今日お集まりの方々と協力をしながら、こうした法整備支援という問題を若い学生にどういう項目を伝えたらいいのか、つまり、どういった教材を開発したらいいのかという問題にそろそろ着手すべきではないかと考えております。つまり、最低限教えるべきことを項目化し、教科書として共同で作りに上げていく方向がこうしたアンケートから私を感じ取ったことです。

【赤根】 名古屋大学の場合は、外国からの留学生もたくさんおられますし、日本語センターへのビジットというか、向こうに行くと、向こうでも勉強の機会が与えられたり、様々な点でほかの大学に比べて環境が整っているということはあると思います。それから、ここにお集まりの先生方の中に、大学で教えていらっしゃる方もたくさんおられると思います。同じような科目、あるいは周辺科目を教えていらっしゃる方もたくさんおられると思いますので、できる限りそういう先生方と私どもも含めて協力して、何らかのことをしていきたいなと思うわけです。その辺り、森次長、何か御提案とかお考えがあれば教えていただきたいのですが。

【森】 人材の幅を広げるという意味で、確かにこれから法曹等に入ってこようとする若手の方々にもっともっと法整備支援を知っていただくというのは、それも非常に有り難いことだと思いますか、そうしていくのだらうと思います。片や、JICAのように現に今動いている、海外での活動に直接携わっていただけるような人材をどう確保するのか。そういう短期的な課題もJICAは抱えているという点で、ちょっとお話をしたいと思います。

午前中、私ども中川のあいさつの中にもありましたが、これまでJICA及び我が国がやってきた法制度整備支援を体系的に分析して、取りまとめた研究報告というものがあります。その中でも解説されていますが、日本が行う法制度整備支援の特徴は、長期に専門家が現地に張り付いて、相手の目線で相手の文化なり社会を十分理解した上で、なおかつ先方の必要とする法整備とは何ぞや、これを日本側につないで、日本側の有識者と一緒に考えて日本としてできることを支援することです。

これは、正に午前中にシュレスタ判事の方から、「ドナーの専門家にはその国の文化とか



社会とか、そういうものを十分理解してくれる、そういう同じ目線に立ってくれる人が必要なのだ。」というようにおっしゃっていただいたことでもって、日本がやってきたことは間違いでなかったのだなと思ったわけです。これをJICAとしては今の段階で一つの協力のプロトタイプというのでしょうか、典型モデルとして、今後ともやっていきたいと思っているのです。ただ、そうした場合、問題は長期に現場にいらっしゃる専門家の方をどう確保するかということだと思のです。その専門家の方というのは、やはり現地の方と、先方のことを理解しようとしながらも、ただそれは日本における法実務というのでしょうか、そういうものの裏付けがあって、いろいろなディスカッションができる立場なのではないかということです。ですから、今は法曹人材、弁護士であったり、検察官の方であったり、しかも最近は裁判官の皆さんも現場に行っていただけようになっております。そういった方々をできれば継続的に、長期専門家として出したいというのが、JICAとしての希望であります。

ただ、日本国内にそうそう人材は豊富にはなくて、「いつでも、明日でも、すぐ行きますよ。」という方もそう多くはないと思いますし、やはりもっとすそ野を広げるという意味では、確かに国内で法実務に長けた法曹の皆さんが理想ではあるとしても、もうちょっとそこに行く前の、先ほどから話の出ている若手の方で、法整備にも一定の理解といいますか、興味を持っていただいている方にOJTという形で現場に行っていて、プロジェクトといいますか、現場の支援が全体として回るようなやり方を考えられないのかな、というのを今までの話を聞いて感じました。

確かに今のやり方であっても、長期専門家の方が全部そこで何かをやるというより、日本国内のバックアップ体制があって初めて支援が成り立っています。つまり、日本総体としてやっているということと言うと、例え現場にいらっしゃる方が若手の方であったとしても、そういう国内におけるバックアップ体制、これはネットワークという言い方がいいのかどうか分かりませんが、国内の関係機関、これは法曹関係、大学、若しくはもちろんJICAのような行政組織、こういったところがネットワークを組んで、国内のそのネットワークがまとまって現場を支援するような体制が構築できたら、もっと支援のやり方が広がる、若しくは国内における人材の層も広がるのではないかと、そんなことを今のお話で感じました。

【赤根】 今ネットワークというお話が出たのですが、ネットワーク作りというのはこの10年ぐらい、この法整備支援連絡会を始めとして、いろいろな形で構築しようと努力をしてきたわけです。それから、例えば名古屋大学なり、ほかの大学でも法整備支援に熱心な大学というのは、それぞれのお立場で研究なりネットワークなりを作っておられると思います。日弁連については、先ほどもお話があったとおり、150人もの弁護士が登録をしてネットワークを作った上で、いろいろな形で支援に携わっておられるとのことでした。

問題は、そのネットワークごとがどのぐらいの密度でつながっているかということです。そして、いざというときお互いに協力の手を差し伸べられるかということにあるのではないかと思います。今後、更に法整備支援の対象地域なり対象科目なりが広がり、いろいろな形で進化したり広がりを見せたりしていく中で、人材のプール、あるいはリソースの共有化というか、お互いに共同で使える状態を作っていくことが非常に重要なのではないかと思います。

います。それぞれの組織はそれぞれの思いもあり、方向性もそれぞれ違うものもあると思うのですが、お互いに協力できる部分も当然ありますし、例えばリソースを探す場合でも、私は知らないけれども、ほかの先生方は知っているということはよくあるわけで、その糸を手繰っていくのに非常に時間が掛かるというのは非効率的なので、何らかの形ですぐにそれが引き出せる引き出しを作っていくということも大事なのかなと感じております。

そういうことについて何かアイデアというものをお聞きしたいなど。組織化ということにもつながるのかもしれませんが、鮎京先生、いかがでしょうか。

【鮎京】 今部長が提起された問題は、二つぐらい内容があると思います。一つは、現在、国際協力部の森永教官が構想されており、この3月から本格的にやろうと打ち合わせているのですが、これまでの日本の法整備支援の経験であるとか、情報を共有化できるような体制を作る。これは本当に大事なことだと思ひ、私も実は15年ほど法整備支援にかかわっているのですが、全体の情報であるとか知識というのはもちろん持ち合わせていないわけです。例えばJICAが持っている情報であるとか、あるいは法総研が持っている情報であるとか、日弁連の情報であるとか、大学の情報であるとか、こういうものを可能な限りだれもが共有して、利用することができる。こういう体制を作ることが、ネットワーク作りにおいては全体的に非常に重要だと思ひます。

もう一つは、今人材ネットワーク化というお話が出ましたが、これは特に国際協力のほかの分野、例えば農業の分野があるのですが、農業の分野においては2年ほど前から大学と様々な機関とのネットワーク化が意識的に追求されてまいりまして、機関であるとか、個人であるとか、そうした農学の分野で国際協力に携わりたい人たちのネットワーク化と情報の共有が行われつつあります。私は、これにヒントを得ながら、法整備支援、法の分野の国際協力においても、そうしたネットワークを作っていく必要があると思ひます。

ただ、赤根部長が言われましたように、法整備支援に関する実際の課題が非常に多くなっております。外国からの研修生の受入れなど様々あって、そういうときに、例えば具体的なことを申し上げますと、私たちの大学だとなかなか他大学の情報がないものですから、卒業生で教員をやっている人とか、近場の大学の知り合いの教員にぱっと声をかけてきていただくと、そういう人たちの負担が過剰になるということもあるものですから、実際上もやはりネットワーク作りは大変重要だと思ひます。

【赤根】 私もそれについては大賛成です。最初に言われたシンクタンク構想の話をちょっとさせていただくと、いろいろな大学で研究された本だとか情報、あるいはJICAがお持ちの情報、そしてうちもICDニュース等で情報を発信しつつ、情報の蓄積はしているのですが、それがあつる国のある制度、ある情報に限って探そうとすると、そこに到達するまでに時間が掛かったり、あるいはちょっとかすっているけれども、トータルなコンプリヘンシブなものとは得られないとか、そういうことがまあります。

それと、これは役人の弱点なのですが、当部などでは3年ごとぐらいに人事異動があつて、どんどん人が替わっていくと。そうすると、前に担当していた人は、中国なら中国、ウズベキスタンならウズベキスタンの情報は非常に詳しいのだけれども、次に担当した人はそれを

一から学ばなくてはいけない、あるいは前の担当者から話を聞かないといけない。そうすると、だんだんその知識は、昔やったことが薄まっていってしまうということが起こり得るわけです。ですから、ある国の制度、それから歴史的・文化的な背景も含め、あるいは法律の過去から現在に至るまでの変革の状況、そういうものもすべて何らかの形のデータベースに収められ、あるいは、ここにアクセスすればその情報が得られるという形のシンクタンクを作り、それを利用して実務家はそこの国の特定の法律を知ったり、研究者はそのデータを基に研究したりするというような仕組みができればいいなと思っているのです。非常に大きな構想ではあるのですが、できれば少しずつでも始めたいなと思っております、ここにお集まりの方々にも、是非何らかの形で御協力いただければと思っている次第です。

そこで、話がネットワークの話に行ってしまったのですが、そうだとすると日本国内だけではなく、やはりレシピエントの側、あるいは他のドナー国との連携というところにも話が行くのだらうと思います。午前中に金先生からもお話がありましたように、ALINの活用だとか、あるいは例えばネパールとの直接的な対話を通じてのネットワークを広げる方策だとか、そんなことも考えていいのではないかと思います。その点について、崔先生、何かご意見はありますでしょうか。

【崔】 午前中、院長の講演で提案されたように、法整備支援ではそれぞれの主体のネットワークということが大事だと私も思っています。そして、役割分担がちゃんとされない、成果が頓挫とんさつされるということになると思っています。国際的にドナーの間の協力が重要だということは、事例を一つ申し上げますと、韓国法制研究院から一人、研究員が名古屋大学で1か月間研修をしたことがあります。元々専門は民法なのですが、この人は戻ってきてから自分の専門は法整備支援だと言っています。自分で変えているのです。それを見ると、国際的な協力関係ということはお互いに学び合うことになるから重要だということは確かにそうだと思います。

もう一つの事例を申し上げますと、院長が務めた法制処という政府機関からも、名古屋大学で2週間、法務総合研究所国際協力部でも1週間研修をしたことがあります。その中で、自分の仕事をやりながら、法整備支援が重要だということをいつも認識して研究しているということも、一つの事例として申し上げたいと思います。

韓国では最近ちょっといいことがあって、大統領が新年のあいさつで国のブランドを向上せよと宣言したのです。そこから、各行政機関が2010年、基本計画でアジア諸国に対する多様な支援事業をやろうという計画を立てています。この中で、法整備支援をどのように持ち込むかということが韓国の今の状況で重要な課題になっているということも一つ申し上げたいと思います。

【赤根】 大変貴重な御意見をありがとうございます。リソースも限られている、人も限られている中ではありますが、それを最大限に活用するのはやはりネットワークの力だと思いますので、これからいろいろな機会をとらえて、今まで以上にお互いに連携を深めたいと思います。先ほど矢吹先生がおっしゃった日弁連のセミナーなども、度々お知らせいただき、当部は大阪にあるのですが、できる限りだれかが参加するようにしておりますし、今年の夏

にやりましたシンポジウムなどでも、様々な方々にいろいろな形で御協力いただいて、そういう機会にお互いがやっていることを少しでも知り、かつ協力し合う体制というのは出来上がっていくものだと思います。その中で、新たなネットワークの組織化というのも自然に生まれてくる、あるいは作ろうとする気運が生まれてくるのではないかと思いました。時間も少しずつ迫ってまいりましたので、この辺で会場の皆様、あるいは東京の会場の皆様から御質問を受けて、更に話し合うことがあれば続けたいと思っております。東京会場の田代さん、聞こえますでしょうか。

【田代】 聞こえています。

【赤根】 東京と大阪で御意見、あるいは御質問を受けたいと思います。御質問の前には、お名前、あるいは御所属をお願いしたいと思います。また、パネルの先生方に御質問ということであれば、どの先生に御質問なのか、あるいは全体のパネルに御質問なのかということも特定していただければ有り難いと思います。まず、大阪会場からどなたか御質問はありますか。広範な話題になってしまったものですから、いろいろな質問があるかとは思いますが、いかがでしょうか。

【四本】 神戸大学の四本です。鮎京先生に伺いたいのですが、先ほどの御報告の中で、人材養成の対象として先生は主にロースクールの人たちを想定されていたかと思うのです。他方で、日本には国際協力系の大学院もたくさんあります。先生御自身も以前は名古屋大学の国際開発研究科で教えられていたということもあり、そういうところとの連携もあるのではないのでしょうか。私どものところでも法整備支援論という講義を開講しており、今日の会合にも法整備支援に関心を持つ院生がオブザーバーで来ております。鮎京先生、お願いいたします。

【鮎京】 私は、今言われましたように、以前、名古屋大学国際開発研究科というところで勤めておりました。実は今質問された四本さんは私のところで勉強された方で、その方が神戸大学の国際協力研究科で法整備支援論を頑張っているというお話をお伺いして、大変うれしく思っております。

国際協力関連大学院との協働ということは当然重要なテーマです。それはどういうことかと言いますと、こうした国際開発とか国際協力にかかわる大学院の研究科というのは、単に法だけではなくて、その社会であるとか歴史であるとか、あるいは開発手法であるとか、そういうものを本格的に勉強する研究科です。そういったところで学ばれた人は、法学研究科でももちろん重なる部分はあるのですが、どちらかと言えば現地の法と社会に詳しい人材を意識的に育てていく、そうした独自の課題が私はあると思います。そういう意味では、法整備支援における役割は非常に大きいと認識しております。

【赤根】 四本先生、よろしいでしょうか。また大阪会場からお聞きしたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。せっかくの機会ですので、どなたでもよろしく願いいたします。

【横山】 法務総合研究所国際協力部教官の横山です。人材育成の点ですが、これからの若い人材の育成ということと、先ほどのJICAの森次長のお話とも関係するかもしれませんが、

国内からバックアップする研究者や法曹の方々の確保といいますか、育成という点もあるのではないかと思います。法整備支援をするに際しては、各大学の研究者の方々にも従前から御協力いただいておりますが、対象国も広がり、また科目も増えていくという状況の中で、ますます人材の確保が必要になるということで、例えば場合によっては幅広く国内の学会組織、民法・私法学会などといった学会組織との大きな連携ということも考えられるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。皆さんにお聞きしたいのですが、JICAの森次長にもお聞きしたいと思います。

【赤根】 ではまず森次長、よろしいでしょうか。

【森】 私の立場でお答えする範囲というのは限られているかもしれませんが、基本的にはJICA、法制度整備支援の協力を実施する機関としては、国内で御支援をいただけるネットワーク、先ほどもネットワークという言葉を使いましたが、ネットワークのすそ野を広げる、若しくは厚みを厚くするという意味においては、御協力いただけるところであれば御参加いただいて、国内からのバックアップ体制に厚みを持たせるというのは、非常に大切なことだろうと思います。大変良いアイデアではないかということを感じました。

【赤根】 今横山の方から、学会のようなものという発言があったのですが、鮎京先生はいかがですか。

【鮎京】 学会関係で申し上げますと、全部知っているわけではありませんが、この15年間ぐらいのうちで法整備支援をテーマとして学会が取り上げたケースとしては、日本の比較法学会というところと日本法社会学会というところがあります。あと、大きい公法学会については、私の知る限りではまだこれをテーマとして本格的に取り上げたということはないように思いますが、私法学会ではないですか？松尾先生のお話では、ないということです。



ただ、もう一言だけ申し上げますと、法整備支援を行うことによって、例えば日本の比較法研究の新しい流れというのが私は出てきているように思います。それはどういうことかと申しますと、従来の日本における比較法の視点では、非常に単純化して言うところ、日本の法制度が欧米の法制度とどれだけ近いのか、遠いかといった視点で、つまりこの二極という

と変ですが、この両者の関係を測定するような形で行われてきたというのが特色としてあります。それに対して、今出てきている新しい流れというのは、日本と欧米とを直接比較するという意味ではなくて、ここにアジア諸国なり、いわゆる途上国の法のあり様というものを一つ噛ませることによって、日本、アジア諸国、欧米という三者のそれぞれの距離を、あるいは関係を測っていくという、重層的な新しい比較法学の流れが出ております。この研究の一端は、法整備支援の行政法分野の人々が、今年6月の比較法学会で報告することになっており、注目をいただければと思っております。

【赤根】 実務家から見ると、学会というのは研究者だけの集まりのような印象が若干なりともあるのですが、将来的に研究者と実務家が緊密に連携をとりながら、日本の法制度、そ

れから世界、あるいは開発途上国の法制度の比較をしながら、理論と実務をつなげる形でどんどん進めていくという意味においては、ある種新しい学会みたいなものを一つ作って、実務家も研究者もかかわれるような場とするということも考えてもいいのかなと思うのですが。矢吹先生などは何かお考えはおありなのでしょうか。

【矢吹】 私も鮎京先生がおっしゃったように、いろいろな大学、それから実務家は大体、日弁連を中心に、それでも各方面に散っている方もいて、そういう方は一つのサークルの中でディスカッションできる場が必要ではないかと常々思っています。学会の性格は、どうしても研究だという性格付けでいくのであれば、実務家がどのくらい入っていけるか自信はありませんが、実務家は実務と研究と、それを合わせた形の学会というものがあるのであれば非常に有り難いと思います。例えば私は独占禁止法専門ですが、独禁法の実務家に競争法フォーラムというのがあるのですが、そこが経済法学会、国際経済法学会と一緒にネットワークを使って、韓国・中国の学会、実務家団体とアジア競争法アソシエーションというのを作って、一度大会をしています。

ですから、もし団体が違って、そういった研究者の団体と実務家の団体が定期的集まって、大会を開いて意見交換をするといったことはできるし、それによってアジア、東アジアで、例えば韓国、中国とか、幅広に広げていく素材にもなるのではないかなと思います。

最後に一つだけ、先ほどのシンクタンク構想ですが、私はどこに作るのが適当か分かりませんが、昔から是非作るべきだと思っています。しかしながら、同じ人がある程度5年とか10年とかやっていく必要があって、その意味において、私は昔はJICAにずっとお願いしていたのですが、例えば汚職の問題、貧困の問題を分析しながら考えていくとか、そういった深い研究家を育成していく。そのためには、5年、10年、同じシンクタンクにいなければなかなか良いものが出てこないのは確かなので、そういったところを是非作っていただきたいと思っています。

【赤根】 東京会場は、特に御質問はないでしょうか。

【田代】 東京はないようです。

【赤根】 あと一つぐらいは質問を受けられるかと思いますが、どなたかありますか。

【大屋】 名古屋大学の赤根です。矢吹先生に伺いたいことがあります。日弁連における人材育成、法整備支援人材の育成に関して紹介いただいた点は参考になりましたし、メーリングリストの登録者が150名おられるということで心強い印象を持ちました。この点について、若干質問をさせていただきたいと思うのです。検察、裁判官の方もそうだと思いますし、学者もそうですが、我々は結局、雇用の保障があって、法整備支援をやっているところがあります。

赤根部長は先ほどそれを「役人の弱さ」と言われて、3年で替わってしまうことが問題だと指摘されましたが、逆に言うと何をやっていてもちゃんと食べていけるという特徴があるわけです。しかし、弁護士の場合はその点が必ずしも順接的にはいかないということがあるだろうと思うのです。その中で、150名の弁護士が熱意を持って取り組んでいるという点についてなのですが、これはある種投資的な意味があって、つまりこういう分野に取り組むこ

とが自分の弁護士としての職業にプラスになることがあるのだと思って取り組んでおられるのか、弁護士として公益のために取り組まなければいけないのだというプロボノ的発想でやっておられるのか、どちらなのかが気になります。というのは、今後弁護士の数が増えてくるということになりますと、もし仮に後者に強く依存して活動が行われることになると、そのリソースがどんどん枯れていってしまうのではないかと懸念を持ったものですから、先生の印象で結構ですのでちょっと伺いたいと思いました。

【矢吹】 大変<sup>しん</sup>に触れる厳しい御質問だし、問題の一つではありますが、課題があるから解決もあるのです。私は、1998年に四本さんとカンボジアの選挙監視に行ったのですが、そのときに日弁連の委員会から「そういう所に行くなんてまれだな。」ということで、万年筆を頂きまして、そこに書いてあったのが「noblesse oblige」なのですね。つまり、そういった noblesse oblige のような気持ちで行ってこいと。それは今でも多分私たちの中に常にあって、国際的なプロボノ活動として、自分ができる範囲の時間を割いてしていくことに非常に意味があると思っている方がどんどん増えていっているということだろうと思います。

ですから、先ほど私が人材の育成の「人材」というところで、長期専門家でフルタイムでないけれども、ある程度継続的に参加をし、そして開発に対して非常に興味を持って、意欲的に参加をしていただく人をどんどん育てたいということを申し上げたのはそういう意味です。他方、長期専門家で十数人、既に現地に2年以上行っておられる方がいて、今カンボジアに行っている神木さんはクメール語で民事訴訟、民法を教えてください、そういった人も出てくるという一つのフロンティア的な役割になれば、それはそれで貢献をしたことになるのではないかと考えています。

最後に、これはまだ日本ではありませんが、例えばアメリカも長期に法整備支援をやっていますが、中にはビジネスにしている人たちもいます。カントリーリスクを自分の仕事としている人は、法整備支援をしながらその国のカントリーリスクでアドバイスすることで、企業に対して仕事をする。また、汚職の問題ですと、アメリカの汚職防止法(FCPA)についての専門家になって、いろいろな国に行って説明をするといった開発援助を通じて、専門を磨いてビジネスにしていく、というのはアメリカの一つのモデルですが、日本はまだそこには至っていないのではないかと考えています。

【赤根】 そろそろ時間も来たようです。いろいろな議論を進めてまいりましたが、時間も限られていることで、まとまりがなかったかもしれませんが、人材育成に対する思いというのは、いずれの機関も、またいずれの組織も強いし、それから今矢吹先生も言われましたように、日本にはまだまだプロボノ精神で、熱い思いでやっておられる方はたくさんおられて、更にそういう方が次の方を育てるということを繰り返されていることも事実であります。私たちも熱意を持ってやることによって、更に次の時代の人たちを育てていきたいと強く思っております。今日は本当にどうもありがとうございました。

【司会(宮崎)】 パネリストを始め、御参加いただきました皆様、ありがとうございました。これより休憩とさせていただきます。

(休憩)

## パネルディスカッション2

### 「法整備支援における多国間協力の展望」

【司会（宮崎）】 これより、「法整備支援における多国間協力の展望」をテーマとしたパネルディスカッションを行います。このパネルディスカッションの司会を務めますのは、法務省法務総合研究所国際協力部の森永太郎教官です。以降の進行は森永教官にお願いいたします。



【森永】 ただいま御紹介をいただきました、法務総合研究所国際協力部で教官を務めております森永です。本日は、パネルディスカッション2の司会兼パネリストを務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回の法整備支援連絡会では、テーマが二つの柱に分かれております。一つは支援をする側の人材の育成をどうしたらいいのかという点で、先ほどパネルディスカッション1をしていただきました。

パネルディスカッション2は、非常に古くて新しいといえますか、およそ法整備支援が始まった直後のころから既にかなり問題となっており、私が考えるところではいまだにちゃんと解決のついていない大きな問題であります、ドナー間の協調という問題を取り上げてみました。「法整備支援における多国間協力の展望」という大層なタイトルを付けてしまったのですけれども、この問題について本日は私を含めて4人で討議をした後に、会場の方々も巻き込ませていただき、議論を盛り上げていきたいと思っております。

ではメンバーを御紹介いたします。ネパール最高裁判所事務総長のラム・クリシュナ・ティマルセナ博士です。慶應義塾大学法科大学院教授の松尾弘先生です。JICA国際協力専門員で弁護士の佐藤直史先生です。お三方ともどうぞよろしくをお願いいたします。

この多国間協力、これはドナー間協力と言ってもいいかと思えます。この点については、私の方からカルヤン・シュレスタ判事をお招きする際をお願いしておいたこともありまして、午前中のシュレスタ最高裁判所判事からのスピーチの中にも若干触れていただきましたが、非常に大きな問題であろうかと思えます。シュレスタ判事のお話では、このドナー間協力というのはレシピエント側、つまり支援を受ける側にも非常に大きな影響があるという重要な指摘をいただいております。

私の認識するところでは、日本が15年間にわたってやっていた法整備支援の中でも、ドナー間協力の問題は山あり谷ありで、うまくいったところもあれば大失敗に終わったところもたくさんあります。後ほど具体的な成功例、失敗例について佐藤先生が詳細に、ライブラリーに語っていただけるものと思えます。

本日は、午前中のシュレスタ最高裁判所判事のお話をベースにし、シュレスタ判事のお話の中のドナー間協力の部分を更に敷衍<sup>ふえん</sup>して説明していただきたいと思えます。最初に、ティマルセナ博士に、午前中のシュレスタ判事のお話の中でのドナー間協力に関する部分について、ティマルセナ事務総長御自身の考え方も交えながらお話をいただきます。

【ティマルセナ】 御紹介いただきどうもありがとうございます。皆様方、はじめまして。



この機会を利用して皆様方に心からお礼を申し上げます。

では私の私見を述べることから始めたいと思います。パワーポイントのような資料は用意しておりませんので、手持ちのメモを見ながら話させていただきます。



本日、実に多くのことを学びました。午前の講演で、シュレスタ判事もネパールの司法協力に関する懸念事項や、今日ネパールだけでなく世界中で見られる数多くの問題についてお話しいたしました。

さらに、韓国の経験に関するお話もありました。ネパールの法整備支援分野において、多国間のドナー調整、協力に関する問題が多数あります。基本的に私がお話しすることはネパールの経験のみに終始するかと思いますが、必要があれば他国の参考例にも触れたいと思います。

ネパールは、現在大きな転換期にあります。王制から共和制に移行し、現在も非常にゆっくりではありますが、移行の過程にあり、憲法が今新たに作られているところです。今年の5月末には完成することと期待されています。今も混乱期にあり、法制度だけでなく多くのことが一つずつ転換されつつあり、紛争も平和的に解消されつつあります。法制度も法律を改正しながら改革しているところであり、それを土台にして将来に備えようとしています。今日は、皆様方から学び、改革の道を見いだすために参加させていただきました。そして、私たちに何ができるか、何をすべきか多くの意見を仰ぎたいと思います。

今、新たな取組を必要としている様々な分野があります。司法、そして司法改革については、今朝シュレスタ氏が重要な点をお話しされました。私たちは伝統を維持しつつ変革をしており、司法の独立、司法の説明責任といった課題を抱えています。同時に、効率の問題も抱えています。問題はそれだけではありません。国民は私たちに期待し、司法へのアクセスを要求しています。私たちの行動が求められているのはこういう分野であり、威厳を持って、かつ説明責任を果たしつつ行動しなければなりません。

さらに、私たちは国内のネパール独特の現実、ニーズも常に意識しながら、国際基準を遵守していかなければなりません。したがって、現在、司法の独立を維持しつつ、民法、刑法などを改革しています。例えば、憲法議会は、憲法の規定を通じて司法の独立を維持する用意ができているのか、古い法制度を維持すべきなのか、それとも新しい法令を起草すべきなのか、といった問題を議論しています。

シュレスタ判事は、作業部会の一つである刑法改革委員会、これには、刑法だけでなく、刑事訴訟法も含まれますが、そのリーダーを務めておられます。さらに、松尾先生は、ネパールの民法の改革に携わっていらっしゃいます。そして、最高裁の判事の一人がネパールの民法及び民事訴訟法を改正するために組織された作業部会のリーダーを務めています。

まず実体法の改革が必要ですが、実体法の問題だけでなく、裁判制度の手続上の問題のために遅延が生じており、そのため、手続法の改革も必要です。したがって、実体法、手続法両方の内容を改革する必要があります。

一つ目のパネルディスカッションでは法教育について議論されましたが、私たちは法教育

についても考えなければなりません。将来的に司法を強化し、問題に取り組む十分な人材が得られるよう、法律を勉強する学生の数を増やす必要があります。

さらに、法律を作るだけでは十分ではありません。新しい憲法を作ることを計画しておりますが、憲法を作るということは、ネパール法を学ぶための非常に健全な文化、適切な文化を創るということです。ネパール国民だけでなく、世界のコミュニティーがネパールで行われていることを注視しています。それゆえ、私たちは、憲法の文化に沿った、かつ国際基準に見合った法の支配を発展させなければなりません。立憲主義は、採択した憲法のみにより発展するのではなく、憲法の起草、文化の発展とともに発展していくものなのです。というのも、憲法とは正に一国の権力を表す案内図、ロードマップであり、長期にわたる声明であり、ネパールの将来を設計するものでしょう。憲法、立法及び法文化を通じて、ネパールの将来、ネパールの司法の将来の案内図を設計するのです。

同時に、法教育についても大変憂慮しており、この分野を強化するため、多国間の協力を必要としています。国内外からの取組が必要であり、政府の協力も必要です。もし政府が司法に十分な資源を投入できないのであれば、司法は十分に機能することができません。これは現実起きています。正直に申し上げますが、ネパールの司法は、国家予算の0.5%ぐらいしか割り当てられていません。他国と比べてみますと、ラテンアメリカ諸国では、国家予算の2～6%が司法に割り当てられているということです。日本や他の国の場合は存じ上げていません。いずれにせよ、ネパールの司法は資金不足であり、これが現実です。このため、私たちは政府と交渉し、その結果少し予算が増額されましたが、私たちが必要とするプログラムを実行するには十分ではありません。

そこで、私たちは、二つの理由のために独自の戦略プランを開発しました。一つ目の理由は、司法分野は政府のプランには含まれていないからであり、二つ目の理由は、司法は国家全体のプランでは対処できない特殊なプランを持っているからです。我々は財務省、国家計画委員会の役員やその専門家を呼び込み、プランを作成しました。

第一次計画はDANIDAに支援してもらい、中間レビューもDANIDAが行いました。今回の第二次五か年計画は、私たち自身の資源、経験を基に作成しましたが、やはり国際的な介入、支援、そして皆様の提案を必要としています。

戦略プランで優先している分野は、ケース・マネジメントのシステムで、判決の書き方、文書作成プロセス、プログラムの評価などです。同様に判決執行についても大変大きな問題を抱えており、これについても支援を必要としています。人材育成も大きな要素の一つであり、国際的な支援を必要としています。

さて、私たちはICT開発プログラムを開始しました。司法の査察、監督、裁判の質の管理、司法独立、説明責任及び自治のための優れたプログラムを開発しなければなりません。そして国際支援を必要としている重要な分野があります。戦略プランでは、裁判官及び裁判所の職員のための行動規範、制度化、研究制度及びドナーの調整における関係者の協力が重視されています。

同様に、司法へのアクセスを含む多くの問題があります。様々な考えを吸収し、具体化さ

せる努力を行ってきましたが、司法へのアクセスに関してはいまだに多くの問題に直面しています。

また、司法の組織的能力も改善しなければなりません。それ以外にも多くの分野でドナーからのより多くの支援を必要としています。人材育成は外部からの支援を必要とする最も中心的な分野の一つです。そして、今朝話が出たドナーの調整についても協力が必要です。

法改革は最優先とされています。先ほど申し上げましたとおり、制度の転換が必要であり、制度改革を進めつつあります。同時に、司法の効率的な運営には組織を構成する人々の行為の変革も必要だと思います。

今日、ネパールの司法には、UNICEF、世界銀行、DANIDA、USAID、UNDP、AusAID、USNCSR、JICA、ADB、欧州連合など多くのドナーが関与していますが、どのドナーからもわずかな支援しか受けておらず、どれも一つのパッケージとして包括的な支援とは言えません。それぞれの分野で散発的な支援、例えば、一つの法律制定、判決を公開するためウェブサイトを立ち上げるためのような少額の支援ではなく、パッケージとしての改革プランを必要としているのです。というのも、法制度改革のために全体的アプローチを取る必要があるからです。

もちろん私たちはドナーの調整に関与していますが、二つの理由からそのような調整では不十分であると感じています。一つには、私たちには継続的に調整する能力がないからです。時には、ドナー会議を開き、私たちのニーズについて話しますが、それは継続的に行われません。そこで、国際的な枠組の中で私たちのニーズを理解した非常に積極的に活動的なリーダー、組織、国家が現れ、ニーズに見合ったドナーの調整を行ってくれることが期待されています。したがって、私たちは政府やドナーに働きかけ、司法内外に司法を支援する機関を創設する必要があります。国内のニーズとドナーの関心のバランスを考慮しながら、発展のプロセスすべてについて話し合わなければなりません。

さらに、どのプロジェクトを第一に実施すべきかといった優先順位に関する問題もあります。また、費用効率の高いアプローチや国家の利益を維持するグローバル化の価値観を必要としており、それらについて真剣に考慮しなければなりません。現在のところは、一つずつ、実にゆっくりとした進歩しか遂げていません。

また、私たちは、国際協力、例えそれが幾つかの分野に限定されなければならないものであろうと、又は、人権保護、環境保護、生物多様性の保護、ジェンダーの問題など他の分野にまで拡大されなければならないものであろうと、国際協力の範囲を広げたいと考えております。

今日、発展につながる司法ということを話し合っています。司法へのアクセスを確保することは社会を発展させることにつながります。したがって、司法を社会の中で孤立させてはいけません。司法も手を取り合って進んでいかなければなりません。何十年も前に教育を受けた裁判官たちは皆、最新技術の発展、立法、裁判手続に関する情報を必要としているでしょう。ですから、いつどのように裁判官や裁判所の職員を教育するのか、また、どのように情報を収集するのか。最新技術をどのように伝えればいいのか。最新の裁判所の手続

にはどういふものがあるのか。これらをトレーニングの中に盛り込みたいと考えています。そうすることにより、私たちの話合いを更に深め、発展させることに役立つでしょう。

現代は、ソーシャルネットワークからリーガルネットワークまで、ネットワーク開発の時代です。私たちは、国際コミュニティから学び、ネパールにおける成功を伝え、ネパールで見習うべき成功例についてシェアする必要があります。そうすることによって、成功例についての議論もまた深められるでしょう。

現在、ネパールへの支援は、民主化、法の支配を維持した紛争の和平化に向けられており、国の経済発展のため、そしてその中で司法制度が発展を促進させる媒体の一つとなることを目的として活用されるでしょう。

このような問題について、この8月にまた日本で私の考えを話したいと考えております。つまり、ネパールは、JICAのような国際協力機関及びUNAFEIのような研修機関を必要としているのです。また、本日学んだ韓国の経験によりますと、韓国は支援される側からする側になったということですが、韓国がいかにアジア的な価値や文化を維持することができたのかということも重要です。社会的調和という概念を実行しても、権利に基づいたアプローチが損なわれることはないでしょう。それは対照的な考え方に見えますが、バランスよく両立することが可能なはずで、今後、私たちの民主化プロセス、法の支配を神話化するのではなく、それを会得し、維持できるよう、司法改革、人材育成、そしてドナー間の調整が進むことを期待しています。海外からの支援により、ネパール国内で法の支配を実行し、優れた憲法、立憲主義を確立しなければなりません。御静聴どうもありがとうございました。

【森永】 ティマルセナ事務総長、ありがとうございました。お話を伺っていると、国際協力のネパール担当者といましては、巨大な宿題を背負わされたような気がいたします。ティマルセナ事務総長にフランクにおっしゃっていただいた、ネパールの非常に大きな司法・法律関係のニーズがあるわけです。

それに対して、今注目すべきお話が幾つか出てきました。その中で私が大変気になりましたのは、いろいろなドナー、恐らくドナーの数としては少ないわけではないのだろうと思います。しかし、同じ時期に入っていないとか、時期によって差がある。つまり、ある時期には非常にたくさん入っているけれども、ある時期には一つとか二つしか入っていないことも起きたりしている。また、必ずしもドナーは法整備支援という切り口で入ってくるわけではない。昨日ティマルセナ事務総長とお話をしたのですが、ある国際機関、例えばUNICEFでは少年に関することならすべてという形で、その中の一部に法整備が入っているという形で入ってくる。

つまり、ドナーのそれぞれの体質、あるいはその目的とするところによって、随分いろいろなギャップが生じています。それが、どうもドナーがうまくコラボレーションできない、場合によっては無用な衝突を起こしたり、あるいは無駄が出たりしています。レシピエントカントリーにとっては、支援すべきところに手が届かないといった様々な望ましくない状況が起こりがちであります。これは、私どもも過去15年間にわたって法整備支援をやっていた中でままたし、また現実に目にしたところです。

こういうことがなぜ起きるのか、直すにはどうしたらいいのかということをもまずはドナーが真剣に考えなければいけないと思います。ドナー間の望ましくない非協調、不一致が起こる原因、その傾向等について、非常に広い視点から、恐らく御研究の中に当然テーマとして入っていると思われます松尾先生に、土台となるような御説明をまずいただきたいと思いません。



【松尾】 どうもありがとうございます。非常に難しい問題ですので、直ちに回答ということは当然できませんが、まずは問題提起をさせていただきます。私の限られた経験の中から幾つか振り返ってまとめてみると、こんなことが言えるのではないかと問題点です。本日は、法整備支援における多国間協力を阻害していると考えられる要因を三つ考えてみました。これらは同時に、それが改善されれば促進要因になるというように裏表の関係にあります。

第1に、法整備支援が、ここではあえて法整備協力と呼ばせていただきますが、それが何を目標にしているのか、その目標が共有されていないところに根源的な理由がありそうに思います。第2は、法整備協力のための手続ルールというか手順が共有されていないという問題があると思います。第3は、少し抽象的なのですが、整備されるべき法とは何かということについての理解が十分でなかったり、あるいはドナーによってかなりばらつきがあるのではないかと。これが協力を困難にしている理由であるように思われます。この三つについてそれぞれ簡単に御説明いたします。

(1) まず、法整備協力の目標は何かということですが、1980年代の初めごろは、自国法の移植ですとか、あるいは自国法に近い法律の移植を争うという、いわばゼロサム・ゲームのような状況がありましたので、ドナー同士の国益と国益が衝突して目標が共有され難いことが指摘されましたが、そのような状況はその後様々な努力や工夫によって次第に改善されてきているのではないかと思います。

ところが、その結果として、狭い意味での国益とか自国法の移植ということから離れて模索される目標というものは、往々にして抽象化される傾向にあるために、現実味を欠いてしまい、しばしば単なるお題目として受け取られていることが、その目標を真に共有することを難しくしている背景にあると思います。

今後はその目標の共有に向けて、まずは真の意味での共通認識から出発すべきですが、その出発点は何かということが問題になります。この点は、今やどの国でも、国内法の整備においてすら、諸外国や国際社会やグローバル化の影響を考慮することなしには、法改革ができない状況になってきているということだと思います。これは、日本国内の様々な法制度改革の状況を反省してもいえることだと思います。したがって、各国の法形成のメカニズムというものがどうも最近に変容してきているのではないかと、グローバルな法形成メカニズムというものが形成され始めているのではないかと状況変化の中で、先進国・途上国を問わず、国際的な法整備協力による国内法の形成ということが今や決して珍しい現象ではないの

だという認識を出発点にする必要があるように思います。

その中から、どのような共通の目標を抽出可能かということですが、1番目は、様々な国の国内法が、部分的に共通化することにより、共通利益が拡大する面があるでしょう。例えば、取引法に関するものについては、ルールが標準化されることによって取引費用が削減される効果もあるかと思います。もちろん法の中には、各国に固有の慣習や文化を如実に反映した部分もありますので、そういう部分については共通化ということがかえって取引現場を混乱させることになるかも知れませんが、そうでない部分や標準化の利益の方が大きい部分は、共通化してゆける余地があると思います。

2番目は、韓国法制研究院の金院長のお話にも出てきましたが、グローバルな法整備協力ネットワークを構築してゆくことにより、実は同じような法整備のプロセスで、同じような困難に突き当たった場合に、それをどのように解決できたか、あるいは失敗した場合も、実際の経験を共有することが可能です。そこから得られる知識を一般化することにより、将来の法整備に結び付けていくことは、受入国にとっても他のドナーにとっても共通の利益といえるでしょう。そういう経験を積み重ねることにより、グローバル化しつつある社会の中での国内法形成におけるということに向けての共通目標を徐々にイメージできるのではないかと考えています。

(2) 第2に、法整備協力のためのルールが共有されていないという問題です。現在のところ法整備協力のための手続や手順についてのスタンダードはありません。この点は、昨年、法整備支援連絡会でベトナムのUNDP現地事務所から来ていただいたブースさんのお話でも話題になりましたが、そのルールづくりはなかなか難しい状況にあります。そうした中で、どのようにして法整備協力のルールを作ってゆくかということですが、定期的に関係者が集まって、どのように協調して法改革を進めてゆくかということについてのスタンダードを徐々に形成してゆくしかないのではないかと思います。

この点についても、本日午前中金院長から色々なお話がありましたが、複数のドナーとレシピエントが集まってフォーラムを作るときにも、一挙に沢山の関係者が集まってフォーラムを形成して、どうやりましょうかというのは非常に難しいと思うのです。関係する者が比較的少ない小規模の法整備における協力ルールの形成でも、あるいは一つの国にかかわっているドナーだけでも、そのフォーラムを作って、どのように協力してゆくかということについて話し合っ、それを徐々に拡大していくというのでしょうか、そういう実現可能なところから始めて、次第に複数の国の法整備支援の関係者たちが集まって、お互いに意見交換する場を設けることにつなげる、法整備支援連絡会もその一つの場になり得ると思いますが、そのようにしてフォーラムの作り方を学習していくことにより、共通の手順が見えてくるのではないのでしょうか。

その際には、今朝のALINプロジェクトの話にも出てきましたが、情報をどうやって共有し、蓄積してゆくかという方法を開発することも重要であると思います。相互に研究し、分析し、蓄積した情報をどうやって提供してゆくのかということについても、工夫が必要です。しかし、そうした相互協力によって、どこにどのような情報があって、どのドナーとか機関が、

どのようなアドバンテージを持っているのかということについて、もっと容易に知ることができるようになると、我々がやろうとしている法整備協力というのはもっと促進されるのではないかと思います。

当然そのためには、そのイニシアティブを誰がとるかとか、事務局的なものについてどうするかとか、経費負担についても問題になりますが、それらについては、できるだけミニマムに抑えて、細く・長くサステイナブルなシステムを作っていくことが大事かと思います。ですから、それぞれの機関が、自分たちのアドバンテージを活かして、様々な協力例や法情報を蓄積し、それをできるだけオープンに交換し合うシステムを作っていくことが一つの可能な展望かと思います。

実は、こういう問題意識を持って活動を始めた法整備支援に特化したNGOができてきていますので、そういう機関との情報交換も始める必要があるのではないのでしょうか。政府レベルの支援の枠組みをやや超えて、この情報のネットワークを広げることによって、多くの関係者がより多くの利益を得られるように思います。特に情報の蓄積とか提供に関しては、ある程度共通のプロトコルを作っておくと、それをネットでつないでホームページで情報提供するときにも非常に探しやすい、見やすいでしょう。このようなものを作ってゆくの的大事かと思います。

(3) 第3は、法整備協力において法をどのように考えるかということについての認識の不一致というか、理解のばらつきが、法整備協力の大きな阻害要因ではないかということです。法というものは、各分野の法が独立に存在しているわけではないですし、したがって、ある特定分野の法を整備したことにより、何らかの効果がすぐに上がるようなものではないということは、我々が共通認識として持っていることです。つまり、法というのは、それぞれの分野が相互に関連した一つのシステムであります。

この点は、今ティマルセナ事務総長から、法整備支援についてはパッケージとして、ホリスティックな形での法整備が重要であるという御指摘がありました。そのことと、非常に多く問題意識を共有するところがあると思います。法整備の順序とかペースというものは、各国の現在の政治・経済・社会状況に応じて様々でありますけれども、法としてワークするためには、最低限一まとまりとしての整備計画を練って、それについてレシピエントと複数のドナー間みんなで協力しましょうというふうにししないと、なかなか効果が上がってこないのではないかと思います。

ただ、その際に、それぞれのドナーが、一体自分たちはどこの部分を協力しているのかということについてのマッピングができることも大事なかと思います。私たちが法整備支援に関与するときによく感じることは、今一生懸命やっていることが、その国の法整備計画の中のどこにどういうふうに位置付けられていて、どういう関連する制度との影響関係があるのかということについて、非常に情報が不足しているために、何か潜水艦の中で仕事をしているような感覚に襲われることがあります。その意味では、もう少し整備すべき法を鳥瞰したシステムとして、ドナーが共通認識を持って、そしてアドバンテージのあるところで役割分担をしていくことができればよいのではないかと思います。

この点に関連して、法システムというものは、法整備支援の最終目標とされている、より包括的な国家の統治システムの一部であるという認識も重要なのではないかと思います。つまり、法システムを整備すればおのずから国家建設が進むという保証はなくて、法を可能にするもの、可能にする前提条件、あるいは法が定め得ないのだけれども国家統治が機能するためには不可欠の要素というものと法との関係を常に意識しながら法改革を進めてゆく必要があるように思います。その点についての認識が共有されていないこともまた、より効率的な協力を阻害しているように思われるからです。

国家の統治に不可欠な要素がどのようなものかということについて、古典的な文献ですが、アダム・スミスの『法学講義』があります。その表題が「The Lectures on Justice, Police, Revenue, and Arms」となっているところからも明らかなように、一国の統治を成立させて、社会を進歩させるための要素として、スミスは司法制度、公法、家族法・財産法・契約法などの私法、国際法といった法システムのほかに、行政、租税、公収入、軍備という問題点・論点も挙げています。

この中から、租税や公収入の問題を取り上げてみますと、土地法や民法を作って、私有財産制度を導入するということは、同時に登記制度などの関連インフラも導入する必要がありますが、登記制度を維持するためには当然恒常的な費用がかかります。それは所有者によって、少なくともその一部は分担されるべきものであるという一つの道理が、国民によって認識される必要が国家統治の基本にあると思うのです。

したがって、私有財産制度の導入という非常にプリミティブな制度改革、あるいは私的所有ということではなくても、中国のように使用权の取引ということでも全く同じだと思うのですが、権利の導入と権利者による負担というものが不可分であるという認識は、ドナーとレシピエントが共通に深めてゆく努力を常にする必要があるのではないのでしょうか。そうでなければ、真の意味での権利意識であるとか、共同体の意識というのは育まれないのではないかと思います。権利意識や共同体意識のないところに、どれほど立派なテキストとしての法を作っても機能しないように思われますし、それを適用する司法制度を整備しても、なかなかその問題の根源は解決されないように思います。

今行われている法整備支援というのが、被支援国の単なる法律の整備とか、裁判所の整備だけではなくて、その国の統治全体を本当に良い方向に促すような支援になっているのかということについて、ドナーとレシピエントが真剣に向き合って、その点も含めた全体としての改善を図っていくことが協力の核になるのではないかと思います。

1980年代の終わりぐらいから法整備支援というものが非常に活発になり、もう20年近くになります。最近の法整備支援とかルール・オブ・ローの会議においては、やや支援疲れというのでしょうか、なかなか成果が見えないことに対する批判的・悲観的な意見表明も見受けられるようになってきたことが、私としては非常に気に懸かるところです。1970年代にアメリカで起こったような、法整備支援に対する関心を多くの人が失ってしまうようなことは回避すべきであると思います。そのためにも、こういう阻害要因をできるだけ回避するような努力に向けて真剣な対話を始めるべきではないかと思います。



【森永】 松尾先生，どうもありがとうございます。今松尾先生がおっしゃった中で，「潜水艦の中で仕事をしている」というのは正にそのとおりです。私も2004～2007年まで3年間ベトナムで長期専門家として働いておりました。確かに初期のころは，これをやって一体この国のどこにどういう良い影響が出るのだろうかということが見えないままに仕事をしていた実態があります。

ただ，ベトナムの場合には有り難いことに，これはUNDPを中心とした一種の成功例かもしれませんが，ベトナムのリーガル・ニーズ・アセスメントというものが行われました。2年間を掛けて，ベトナムの司法制度に一体何が欠けているのか，どこを直さなければいけないのかということ，ベトナム自身とドナーが集まって，共同のリサーチをしました。積み上げると1メートル近いレポートになっていたと思いますが，これが出てきました。それを基に，2005年，主導党であるベトナム共産党が法制度整備戦略という決議と司法改革戦略という決議を作り上げました。これで随分整備されて，各ドナーも自分たちの努力がその戦略のどこに影響を与えているのか，どこに位置付けられるのかということがはっきりしたので，すっきりしたという経緯があります。これは一つの成功例かもしれません。

もう少し小さいレベルでは，三つ，四つのドナー間協調なども行われていました。ただ，これはかなり偶発的に行われる場合が多くて，本国の方は，例えば日本がデンマークやアメリカと協調するというを最初にプランニングしてやったわけではなくて，現場に行ってみたら「何だ，相手も同じことをやっているのだ。それではその分野であなたはこっちをやってください，私はこっちをやりますから。」というように，現場でやってしまうという協調は，小さいスケールの協調になりますけれども，そういうことも現実に現象としては起きています。

しかし，やはり問題なのは，それは決して計画的にそうなったわけではなく，たまたまラッキーだったと，偶然そういうことができたということがありました。このような事例は非常にたくさんあると思いますけれども，それをほとんど御覧になっていると思いますJICAの佐藤先生から二つ三つ，あるいは三つ四つ，腹に据えかねている例も含めて御紹介いただきます。

【佐藤】 ありがとうございます。ドナー・コーディネーション，援助協調というのは，私たちが常に直面している問題です。



JICAが法整備支援を本格的に開始いたしました1990年代半ばから2000年初頭，先ほど森永教官の話にありましたけれども，2005年ぐらまでは，どのように協調すべきなのか，どのようなルールに基づいて協調していくべきなのか，それはJICAの私たちだけに限らず，ほかのドナーも同じようにいろいろな試行錯誤を繰り返してきた時代だったと思います。その中から教訓を学び，学習するというプロセスがありました。

そして，2010年の現在においては，ドナー・コーディネーションこそが法整備支援の成果を出すに当たって重要であるということは，すべてのドナーにおいて共通している認識だと

思います。例えば、このシンポジウムの冒頭に中川から紹介いたしましたけれども、昨年4月に国連の法の支配ユニットが、DFID（英国開発庁）と共催した法の支配に関するドナーの会議に参加いたしました。ここでもドナー・コーディネーションというのは非常に大きなテーマとして扱われておりました。

私たちもこれまでの経験、教訓から多くのことを学びました。現在では、例えばティマルセナ博士から紹介がありました、パッケージ・枠組みの中で役割分担をしてドナー・コーディネーションを行っていくこと、あるいは松尾先生がおっしゃられました、協力手順ルールに基づいて支援の設計段階から目的を共有し、多国間の協力を前提として支援を行っていくこと、そういったものが理想であろうと、JICAも常に意識しております。実際に、JICAが新しく支援を始めたネパールにおいては、上記のようなポイントを意識した協力を始めさせていただいております。

ただし、このように、新しい協力の設計段階からドナー・コーディネーションを意識したというのは本当にここ数年です。これまでは計画段階で事前に十分調整されていませんでしたので、実施段階において大きな試行錯誤がありました。

その中の具体例を申し上げますと、ベトナムの例は森永教官から御紹介がありましたが、ベトナムにおいても最初から調整が計画されていたわけではなく、アドホックな会議などを通じ、また日常的な情報共有を行っている過程で、例えばセミナーを共同開催したり、マニュアルといった成果物を共有したりという形で協調が行われています。

ただし、ベトナムにおいては、これも紹介がありましたけれども、リーガル・ニーズ・アセスメントの策定に関し、これはベトナムにおける司法セクターにかかわるすべてのドナーが参加しましたし、もちろんJICAも協力しておりますけれども、それへの参加という形での協調が行われました。また、ベトナムの国会事務局や司法省などがそれぞれ法整備支援にかかわるドナーを集めた定期的な会議を行っておりまして、そういうものへの参加を通じてドナー間でお互いに何をやっているのか情報を共有し、また協力できるところは協力をしていくという関係が現在構築されています。

ただし、これはベトナム側にドナーの調整を行っていく能力があったからこそできたことです。加えて、JICAがベトナムにおいてプロジェクトを開始し、15年が経ち、ほかのドナーもJICAが何をやっているかとてもよく知ってくれている、JICAのプロジェクトにも多くの情報が蓄積されている、そうした事情があるからこそできていることです。このような背景は、ほかの国、これから申し上げますドナー協調が難しい国とは異なる背景であろうと思います。

なお、もちろん、ベトナムにおいても、情報が得にくいドナーなどとの連携は課題がありますし、松尾先生が提起されておられる目標の共通化・協力手順ルール作りといったことを正に実現に移す段階にある、ベトナムで現在行われている支援はそのような状況にあると言えるかと思えます。

ドナー協調が難しかった国としましては、同じくJICAの法整備支援の経験の長いカンボジアの例があります。カンボジアでは、皆さん御承知の大変不幸な歴史のために、ハード及びソフト両面のあらゆるインフラストラクチャーが破壊され、それを短期間に復興する必要が

ありました。そのため、カンボジア政府は多数のドナーの協力を得て、同時進行的に、様々な分野で整備を進めてまいりました。

様々な分野と申しましたが、例えば、法律や司法セクター以外の農業のセクターといったところでも、土地にかかわる制度作り、これは当然法制度を含むわけですが、そういった制度作りを、カンボジアがいろいろなドナーの協力を得ながら同時に進めてまいりました。このプロセスにおいて、支援の開始に当たって十分な情報共有ができなかった面もありますし、いろいろな分野で同時進行的に復興を急いだという要因のために、実施段階での調整も非常に大きな困難を伴いました。その結果として、私たちが起草を支援した法律と、ほかのドナーが支援した法律の整合性の確保に大変大きな苦勞を生じました。この調整は現在でも続いておりますけれども、そうした経験があります。

これは、協力手続ルールの不存在という問題に加え、カンボジア側及び法整備支援を実施する主体において、これも松尾先生が指摘されたことですが、法律を包括的な統治システムの中でとらえることができなかつたことに大きな原因があると考えております。

こうした問題点は多くのドナーの間で認識が共有されており、現在では、カンボジア政府とドナーが情報共有などを目的としたテクニカル・ワーキンググループを設置し、その中で情報を共有し、お互いの支援が矛盾なく相乗効果を生んでいくことを目指した取組が既に始まっております。JICAもテクニカル・ワーキンググループのチェアを務めるなど、こうした枠組みに協力しています。

また、法律をシステムとしてとらえることを阻害する受入国側の問題として、これ自体は古い問題ですが、受入国の政府内部のセクショナリズムの問題があります。最近の事例としては、ウズベキスタンにおける、ある法律の注釈書の作成支援の要請のケースがあります。私たちはその要請に関する調査の一環として、ウズベキスタンの法律セクターで主要な役割を演じているドナーであるドイツのGTZとの協議をいたしました。その際、GTZから、ウズベキスタンのほかの機関が、GTZに対して、その同じ法律の大規模な改正の支援を要請しているということを聞きました。すなわち、改正されることが予定されている法律の注釈書を作ろうとしていた機関と、改正を計画している機関との間で全く情報の共有がされていなかったということになります。この事例に関しては、注釈書を作成しようとしていた機関に対して、改正の動きがあるということをしっかり確認してくださいという話をしました。

本来、ドナー調整というのは、受入国がオーナーシップを持って、イニシアティブを持って行う、そうでなければうまくいきません。ただし、受入国側に大きな制約がある場合もあります。そのような場合においては、ドナー・コミュニティの側からも調整の必要性について受入国側との間で話し合い、受入国側のドナー調整をファシリテートする、そうした役割も私たちに求められていると認識しております。

以上幾つかの例を挙げさせていただきましたが、このような問題への対処というのは、国際社会においても大変大きな問題としてとらえられていますし、またJICAとしてもこの問題への取組というのは強く意識しております。このパネルディスカッションを通じて、更に議論を深めさせていただきたいと思っております。以上で、私たちの経験という面での報告を終わら

せていただきます。

【森永】 今若干の例を挙げていただいただけで、ほかにもたくさんこの手の話はあるわけです。佐藤先生が最後に提起された点のレシピエント側の調整、もちろんこれは従前から強調されているところではありますが、ドナー間調整というのはレシピエントがやるものであって、ドナー同士で勝手にやるものではないというのはそのとおりです。言うのは簡単ですけども、やるのはなかなか大変ということがあります。これは、レシピエント国側の体力といますか、そういった問題はどうしても影を落としてくることになります。

ベトナムの例を挙げますので、後でベトナムの方に見られたら怒られるかもしれませんが、確かに私が行った直後のころのベトナムというのは、司法省とJICA事務所の距離よりも司法省と裁判所の距離の方が大きいと言われていたぐらいです。要するに、支援国、あるいは支援機関とは非常に密接に話し合いをするのだけれども、御自分の国の隣の機関との話し合いは何もしていない。しかも情報共有ができなくて、司法省が裁判所から何か情報が欲しいときに、JICA事務所にそれを求めてくるという現象が起こったりということがありました。これは、ベトナムの名誉のために申し上げますと、現在では全くありません。この問題はほぼ解決していると考えてよろしいかと思えます。ただ、こういう事態が生じている国も少なからずあるということです。

昨日、準備会合的なところでお話をさせていただいたときに、佐藤先生に伺いましたところ、そういう観点からするとネパールというのは大変良好な状態にあると。政府の機関同士、あるいはジュディシアリーとその他の政府機関の交流、情報共有というのはきちんとできていて、その点はそれほど心配ないのではないかとおっしゃっておられました。佐藤先生にお聞きしますが、それは実際にそのように感じますか。

【佐藤】 既にシュレスタ判事とティマルセナ博士から御紹介がありましたが、ネパールにおいては、第二次ジュディシアル・リフォームプラン・ストラテジーが作成されていて、その中で本当に広い範囲において、最高裁判所がイニシアティブを取り、どのようなステップで改革を進めていくのか、今できていることは何で、更にこれから何をしていくのかということをしっかり取りまとめておられる。

このようなストラテジーの取りまとめ自体は各国でも行われておりますけれども、実施の面でも、ネパールという国においては、法律分野の人的なリソースの層の厚さがあることが実施を支えていくのではないかというのが、私が経験しているほかの国と比べた場合の違いになろうかと感じております。

【森永】 ティマルセナ事務総長、この点についてはいかがでしょうか。ポイントは、レシピエントの国内の機関同士の連絡が悪いと、それがドナー間の調整の難しさにもつながってしまうという問題なのだろうと思うのです。この点について、佐藤先生のお話では、ネパールは大変良好な状態にあるので余り心配することはないのではないという御意見ですが、ティマルセナ総長の目から御覧になって、この辺についてネパールは大丈夫でしょうか。

【ティマルセナ】 正におっしゃるとおりです。森永先生、そして佐藤先生がネパールのことを前向きに理解してくださっていて、感謝いたします。ただ、実際には常にそういうわけ

ではありません。もちろん、司法と様々な省庁、財務省、計画委員会と十分な意思疎通を図っていますが、それは司法がリーダーシップをとってきたから可能だったのであり、様々な分野において問題に対処する必要に迫られて行ってきました。領域によっては政府が最初に行動しなければならない場合もあるかもしれませんが、私たちが問題を提起し、協力して取り組んできました。これに関連し、私たちの方から司法省、計画委員会に要求したこともありましたし、財務大臣や司法大臣に働きかけ、国家計画について話し合ったこともあります。同様に、計画委員会の副委員長から要請を受けて、裁判所で何に取り組んでいるか説明したこともあります。このように、私たちの方から働きかけることもあれば、その逆もありますが、常に物事がそのようにいくとは限りません。というのも、資源が不足しているからです。財務省の方では、いろいろな方法で司法省を支援してくれることもあったのですが、何らかの理由で十分な資源を与えられないときもありました。

また、司法部の中においてさえ、人事部の負担が大きく、余りにも多くの仕事を任されて、優先順位の低い仕事をして肝心な仕事を忘れてしまうということもありました。これが問題の一つであり、情報収集、特にドナーに関連した情報を収集し、プロジェクトを運営する優れた職員を指名しなければなりません。こういった事柄すべてを運営するには、組織を幾つかに分ける必要があります。

ここで、大変良いニュースについてお話いたします。私たちは司法のニーズを見極めるため、人材、裁判所書記官、裁判所の施設、開発投資家、情報通信技術など、24以上の委員会を設立いたしました。今、正に課題に取り組むときであり、私たちが何をすべきかよく分かっています。松尾先生がおっしゃったとおり、資源を投入し、計画を具体化するときです。私たちはお互いを理解し、手続を定め、優先事項を知る必要があります。今日、発展途上国の多くは、何をすべきか理解していても技術的な問題があって進展できないというケースが多々あります。

一番に優先しなければならないことはあくまでも一番なのです。100の優先事項を実行するには一番目の優先事項から開始しなければなりません。50番目から始めてはいけません。多くのドナー機関が存在しますが、彼らは、1、2、3、4、5という事項を忘れ、50番目の事項から手を付けようとします。だから失敗するのです。このような状況がネパールでも分野によっては発生しています。私の経験からお話しすれば、私たちは大きな話をして、細部には気を付けていません。だから、小さなことから始めましょう。優先順位をきちんと確定しなければなりません。私は松尾先生がおっしゃったことに全面的に賛成です。とても良いやり方だと思います。

もう一つは、司法関係のあらゆる組織がそうだと思うのですが、マネージメントと指導部、指導部の義務、という問題があります。ネパールにはこのような格言があります。「良いスタートを切れば半分終わったようなものだ」という格言です。良いスタートを切るために、我々はまず準備をしなければなりません。私たちの義務は多くを要求しますが、今、非常に好条件な状態にあると思います。司法長官もとても積極的であり、司法省、そして首相でさえも司法を支援してくれています。彼らは、私たちに会うたびに次は何をすべきなのか、今

まで何が達成できたのか、と尋ねてこられます。これは、非常に象徴的な兆候であり、今こそスタートするべきだと思います。

さらに、今、憲法を制定している最中であり、新しい憲法が自由な風をもたらし、自由な市場を後押しするならば、国内でよりリベラルな法の支配という概念を浸透させるのも容易になるでしょう。

今年、ネパールはWTOに加盟しました。WTO体制を遵守するため、私たちは数十もの法律を改正しなければなりません。刑法、民法に加え、非常に内容の濃い、コンパクトな商法も制定しなければなりません。この案件については、JICAと議論する予定です。

昨年8月、東京での会合に出席したとき、日本の経験に沿った民法、商法に関する議論を行い、これは非常に参考になりました。また、UNAFEIの研修プログラムに参加したネパールの多くの役人とも、国にまん延する刑事免責についてどうそれを管理できるか話し合いを行いました。



一つ例を挙げると、日本では、裁判における判断、特に刑事事件での決定は検察が行っています。これはネパールでも見習うことができるでしょう。これは私たちが直面している刑事免責の問題に関連しています。だれが実際に判決、特に刑事事件の判決を執行するのか。それは裁判所の義務ですが、判決執行能力に欠けており、警察や検察の協力を必要としています。ですから、

日本の経験からこの業務を検察に委任すれば、それぞれの裁判管轄で効率的に実施されるでしょう。そのほかにも協力できる分野は多くあります。

もちろん、大陸法とコモン・ローとの違いはあります。皆さんが御存じかどうか分かりませんが、ネパールの法制度は、コモン・ロー法制に基づいており、特に行政法と公法はコモン・ロー制度に基づいています。私たちの家族法は、ネパール独特のもので、国際基準に徐々に準拠するようになってきていますが、それでもまだ土着の要素が残っています。商法や、恐らく契約法、知的財産制度、開発に係る法律も、グローバルな概念とは対極にあります。ですから、私たちは国際基準と共存する分野について注意を払わなければなりません、従来の要素も考慮に入れる必要があります。大陸法の伝統とコモン・ローの伝統は対立していますが、この両者を調和させる必要があります。そして両者の最良の実践例を発展させなければなりません。これは良い機会なのであります。

また、少なくとも、私たちのニーズを理解してくれる人材がいるということは良いチャンスです。私たちの弱点は、これまで余り組織的に取り組んでこなかったこと、そして政府が提供できる資源が十分でなかったことです。時として、私たちは規則や手続を定めることもなく、弱点を理解することはありませんでした。国際条約などに野心的に批准してきましたが、要求される義務を果たさなければならなくなると、政府から、私たちは国際基準を遵守していないという報告を受けるのです。

司法に関しては、非常に優れた管轄権を定めており、これは皆さんと共有できると思います。ネパールの司法は、公益訴訟を通じて公共政策を実施する幅広い管轄権を有しており、世界基準にも匹敵しているでしょう。政府、立法に指示を出すことも可能であり、国会に特定の法案を提出することを政府に命令することもできます。

さらに、裁判官が非常に先見性のある判決を下したときでも、それが執行されないという問題があります。このため、国民の司法に対する信頼は損なわれてしまいます。そこで、私たちは自分たちの強みと弱点を理解し、適切なバランスを取る必要があります。森永さんが提起された問題、佐藤さんが話された経験などを念頭に置きたいと思いますが、私たちには発展途上国としての数多くの弱点があります。日本、アジアのパートナーからの支援を必要としており、韓国法制研究院からは、IT開発の分野で御支援いただけるでしょう。もちろん、私たちもIT開発のプログラムは持っており、この4年間で大変な成果を上げてきました。事実、非常に古い伝統的な司法制度を現代化し、デジタル化するというのが私の夢のプロジェクトでした。成功している分野もありますが、まだまだ多くのことを達成しなければなりません。その意味で問題点、弱点があります。

一方、良いニュースもあります。JICAや日本政府といったドナー機関や国が中心となって支援してくださるということであれば、私たちはその支援を受け入れる準備があり、ドナーをサポートすることを確約し、ドナーの専門技術、知識、規則、手続、支援をネパールの統治制度、特に司法の統治の利益になるよう活用いたします。

司法は、その行動主義及び新しい法制度を通じて、国の統治制度を救う主要なパートナーの一つとなり得るでしょう。というのも、現代的な法制度なしでは、前に進むことができないからです。

一つ、皆さんと良い考えを共有したいと思います。最近、私たちは笑みを絶やさない司法サービスを始めました。これは大きなことではありませんが、文化、行動を変え、他の人に感謝し、少なくとも互いを理解し合い、率直に意見を言う。これが組織を効率的に運営するために役立っていると思います。

もう一つ、私の経験から言えることは、ある決意を持って取り組み、ビジョンを持って始めるならば、貧困であっても不可能なことはないということです。貧困が存在していても、資源が不足していても、コミットメントが目標の50%を成し遂げることができるということです。どうもありがとうございました。

【森永】 非常に熱く語っていただきましたが、レシピエント国内での機関同士の意思疎通の良さ、悪さが、ドナー間協力の良さ、悪さという意味に私自身は比例するような気がしてならないのです。松尾先生、この辺りはいかがですか。やはりそういう傾向はあるものですか。

【松尾】 私の限られた経験の中からですが、その点はかなり違いがあると思います。今森永さんがおっしゃったことが正にネパールにも当てはまっています。当てはまっているというのは、比較的コーディネーターがしやすいという状況があるかと思いました。実際に私もが参りましたときにも、UNDPとかユニセフとかカナダのCIDAとかUSAID、世界銀行の方

たちと集まって、最初から容易に意思疎通ができました。

それは、現地のJICA事務所の方に事前の準備をしていただいたこともあると思うのですが、それに先立ってお互いに用意ができていたと思うのです。その一つの理由は、今森永さんがおっしゃった政府間の意思疎通がうまくいっているということ、要するに何を意味するかというと、情報が比較的自由であるという点だと思います。つまり、法整備に関わる情報というのは、ある意味では非常にポリティカルな要素も含まれますので、国によっては機密情報であって外には出さない。したがって、ドナー間でそれをめぐって議論するという事は、政府の秘密情報が漏れていることになって、それはできないのだというケースもあるように思います。

ネパールの場合は、決して情報を管理しないという意味ではなくて、そこは厳格に管理されているのですが、法整備協力に必要ということであれば、政府の側でも各ドナーの側でも、法整備の状況がどのようになっているのか、お互いにどのような支援をやっているのか、どのような進行状況にあるのかということについて、非常に積極的に情報を出してくださいませし、例えば、民法の場合は、最終草案に至る前の草案を、地方や関係団体のコンサルテーションに先立って簡易出版もしています。それを踏まえて、今後の協力のために一番良い方法は何だろうかということも議論することも可能になります。そういうところにも政府間の関係がうまくいっていることが重要であるという理由があるように思います。

【森永】 たまたま、今ネパールはこの点では良好な状態にあるということが確認できました。しかし、我々が支援しなければならない国々というのは、実は必ずしもそうではなくて、むしろそのことがうまくいっていない国ほど支援要請のニーズは高いわけです。レシピエントの方の政府機関の情報流通が悪いからといって支援を差し控えるわけにはまいりません。

その点で、例えばレシピエント側の政府機関同士の交流、あるいは情報流通が悪いという状況のときに、ドナー側としてどうすべきかということが大きな問題としてあると思います。この辺りについて佐藤先生、こういう姿勢で臨むべきだとか、現にこういうトライをしたことがあるということがありましたら御紹介いただければ有り難いと思います。

【佐藤】 その取組としましては、先ほども申し上げましたけれども、カンボジアにおけるテクニカル・ワーキンググループの枠組みなどが例になるかと思えます。ここでは、カンボジア政府とドナーとが共同でチェアをしながらコーディネーションを進めます。そういうことがカンボジア政府側にとってもOJTとなり、キャパシティを向上する一つの方法になり得ると考えております。

もちろん、途上国側のキャパシティの相違、その国が復興国であるか否か、といったそれぞれの国のコンテキストに応じてドナーの調整の在り方もいろいろ考えていかなければならないと考えております。松尾先生が御提案されています協力手続ルールに関しましても、それぞれの国のコンテキストにおいて、いろいろフレキシブルに考えなければなりません。そのスタンダードのモデルは必要だと思いますけれども、それをどのように実現していくかということは、それぞれの国で状況に応じて考えていかなければならない問題であると認識しております。



【森永】 これは一筋縄ではいかない問題であることは、法整備支援の現場にいると身に思い知らされることの一つでもあります。時間が押していますが、会場の方から、こうした方がいいのではないかと御意見、あるいは御質問がありましたらお願いいたします。今回は東京から先に伺ってみます。田代さん、今の議論を東京会場で聞いている御意見、あるいは御質問がありましたら積極的にお願いいたします。

【田代】 御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(特に発言なし)

【田代】 特に出ないようです。

【森永】 それでは、大阪の方はいかがでしょうか。では鄭先生、お願いいたします。

【鄭】 多国間の協力の中で私が特に印象深かったのは、松尾先生の多国間協力の阻害と促進の話でした。促進については結構考えられたと思いますけれども、特に私が思いますのは、どういう環境で統一すればいいかと。協力的関係形成をどう構築していけばいいかということとは結構大事ではないかと思えます。そういう中で、支援をこう取り込んで、協力関係をどう形成していくべきかというものがそれに続くと思えます。

ここで4ページ目の3番を見ますと、法整備協力といってルールのあるところなのですから、これについて松尾先生に伺いたいと思えます。先生がお考えになっているモデルがあって、それに必要な要素を取り込んで手続を作ったりすると思うのです。先生がお考えになっているモデル化、多国間協力関係のためのモデル化はどのようなものがあるか。モデルを作って、それに合った手続のルールを作るとするならば、そこに必要な要素とはどのようなものがあるか等、手続的な要素についてお話を聞ければと思えます。

【森永】 それでは松尾先生からお願いいたします。

【松尾】 鄭先生、どうもありがとうございます。非常に大事なポイントについて問題提起をしていただきました。私の説明も具体的にそこまではお話しする時間がなかったので補足させていただきます。これは試みとしては既に幾つかあったと思えます。有名な例としては、ドイツがCIS諸国に支援をするときに、1993年にブレーメン決議をして、関係する国際機関をすべて集めて、我々はどのような最終目標に向かって、どのような手順で、どのような法整備の分野から順番にやってくかということを取り決めてスタートした例もあります。

そのような手法は必ずしもまだ一般化していないわけですが、そういう例も見ながら、最低限必要な共通ルール、スタンダード・モデルは何かということ、まず法整備支援に入る最初の段階で、関係しそうなすべての機関が集まって、これからどういう支援をしようと考えているのかを率直に情報開示し、それについて色々な意見やコメントをもらう手続から入ることが必要でしょう。そうすることにより、どこがどういう支援をしているのかということについてお互いを知ることができます。それでは自分たちは次に何をやるべきなのかということも明らかになってくると思えます。

そこで、まず顔合わせをした上で、第2にその手順を徐々に取り決め、その中で段々役割分担を明らかにしていくことが最低限必要だと思います。その後で、どういう頻度でそういう会合を開いていくかということについても、必要であればマニュアル化したようなものを

作ってゆく。あるいは、それが逆に足かせになるようであれば、次にどのぐらいのタイミングで集まるかということだけを取り決めて、とりあえずはある方向に進めてゆくことでいいと思います。そういう取決めをできるだけして、そういうやり方をスタンダードにしていくことが最低必要ではないかと思います。

そのような気持ちもあって、佐藤先生などに色々相談をして、ネパールではできるだけそういう情報をお互いにオープンにしてやってみましょうということでトライアルを始めました。ネパールでは、シュレスタ判事やティマルセナ総長からもお話がありましたように、様々なドナーも政府も非常に協力的で、しかもドナーとどのように協力するかということについて、非常に真剣な、率直な姿勢を持ってくださっているのです。そういう話し合いを可能にしている環境にあると思うのです。まずはそのような可能なところから出発してゆくということが考えられます。

それが段々広がっていったら、最終的に法整備支援をお互いにやるときには守らなければならない手続ルールのようなものが、様々な形式で、あるいはソフト・ロー的なものを介して、もっとワールドワイドに、すべてのドナーの間で常識化してゆく傾向になっていったら非常に良いのではないかと思います。

【森永】 時間になってしまいました。是非という方はおられますか。

【姜】 名古屋大学の姜です。佐藤弁護士にお聞きします。今のパネルにおける法整備支援で、ドナー間の協力についてのレベルというか、それは一方においては受入側の要請ということと、松尾先生が紹介してくださったように国際的なレベルの変化ということがあると思うのです。私は、日本から見てこのドナー間の協力というのはどのぐらい必要であるか、日本からしてその必要性の根拠は何かを聞きたいと思います。

例えば、日本における法整備支援において足りない点がある。ただし、それをほかの国が持っているのだとすれば、そこに自然に日本からその協力が必要であるという内圧的な理由ができてくると思います。こういうことを申し上げるのは、午前中の金院長の報告の中で、韓国においては法整備支援の経験が余りないし、蓄積が足りない、知識も足りないということでしたが、一方で、日本よりも、例えばIT環境とか法令においては強みがあるかもしれないという話がありました。

そうすると、明確に自国の問題点と強みを認識しているのであれば、それに合う相手に明確な協力ができるような基礎ができると思います。せつかくのチャンスなので、そのことをもし日本側から明確にするのであれば、韓国とのつながりとかそういうことにおいても非常に堅い、強基盤の形成がしやすくなる感じがします。佐藤弁護士個人の御意見でもいいですし、もしJICAレベルにおいてこれに関して何かの講義とか、それに基づいた経験があるのであれば是非紹介していただきたいと思います。

【森永】 それでは佐藤先生からお願いいたします。

【佐藤】 重要なポイントについて御指摘いただきまして本当にありがとうございます。正におっしゃるとおりで、ドナー・コーディネーションというのは、私たちの支援の成果を阻害しないようにするといった、ネガティブなものを避けるという調整だけではなく、姜先生

御指摘のとおり、支援の相乗効果を上げるために、あるいは日本よりも優れたアプローチをとっているドナーがあれば、そういうドナーと協働しながらという形で、むしろポジティブな側面でドナー・コーディネーションを進めることも重要であると認識しております。レシピエントから要請を受けた際に、日本の優位性がいかせるのか、あるいは日本のアプローチ——先ほどのパネルで森から紹介させていただいた、例えば現地に長期専門家を送って、一緒に共同作業をしながら進めるというアプローチ——の強みがいかせるのであれば、そのように行っていきたいと思いますが、そういう強みがいかせない場合、例えば日本のリソースとのマッチングが難しい、あるいはちょっとアプローチの違いがある、そうした場合には、レシピエントと話し合い、日本以外のリソースを活用することや、むしろ、ほかのドナーと一緒にやった方がいいのであれば、ほかのドナーと協力しながら行いましょうということを考えなければならない。このような話をレシピエントと行うことは、プロジェクト支援の設計の段階で非常に強く意識しております。

ネパールにおきましても、私たちのアプローチがネパールのお役に立てる分野で協力させていただきたいと思っております。私たちのアプローチよりももっと優位性がある、そうしたドナーとのコラボレーションの方が適切であれば、そういった話をネパール側との対話の中で継続させていただきたいと思っております。それは、ネガティブなものを避けるだけではなく、支援を更にポジティブなものに変えていくためのコーディネーションを行うという点で非常に重要なポイントであると思えます。

重要な指摘をありがとうございました。

**【森永】** 今佐藤先生がおっしゃったことというのは、私も強調したかった部分です。今までドナー間協力の話というのは、どうもドナーの衝突のことばかりがクローズアップされておりました。つまり、衝突してしまっても無駄が出るとか、コモン・ローとシビル・ローがぶつかって法制度が混乱するというネガティブな面しか考えていない場合が多いのです。

そのため、レシピエント国の方でも、同じ分野に二つ入ってくれるなどという方がいます。ところが、私などが見ておりますと、逆に全く同じところにドナーが三つぐらい入っていても、決してネガティブなことばかりではありません。お互いその三つのドナーの良さをいかして、より強力な支援ができるという場面も現実にはベトナム等ではありました。特にネパールはこれから大変な仕事をされるわけですけれども、そのときに小さな一つの方野であっても、一国ではとても無理だという場面があります。それと、ドナーの方もお誘い合わせの上ではないですけれども、二つ三つ入って、それぞれの長所をいかして、正にシナジー、相乗効果が出るような支援の仕方がもっと強調されてもいいのではないかという感想を持っております。

最後は自分のところに持ってきてしまいましたけれども、時間もまいりましたので、この辺りで閉めさせていただきます。お三方のパネリストの皆様、本日は長時間どうもありがとうございました。もう一度大きな拍手でお礼をしたいと思います。（拍手）

## 総括・あいさつ・閉会の辞

【司会（宮崎）】 それでは続きまして、名古屋大学教授、鮎京正訓様より本連絡会の総括をいただきたいと思います。鮎京先生、よろしくお願いします。



【鮎京】 今回のパネルもそうですが、大変難しい問題が山積でして、これを総括するなどという能力は私にはありませんが、できるだけ努力したいと思います。

思い返してみますと、実はこの法整備支援連絡会の第1回が行われたのは、私も出席したのですが、法務省の赤れんがの地下の講堂で、しかも三ヶ月章先生がリーダーシップを発揮され、それが今も非常に懐かしく思い出されます。

今日は11回目ということで、私の印象では、特に今日のゲストスピーカーのお二人のお話は大変刺激的でありましたし、非常に有意義でした。そういうことで、まずゲストスピーカーのお二人の御講演に対する私なりの印象といたしますか、それを少しだけお話させていただきたいと思います。

まず、韓国法制研究院の金院長のお話です。今のパネルの中でも名古屋大学の姜先生が言及されましたが、金先生のお話は、「法制交流支援事業」という非常に含蓄の深い言葉を使われておりますが、韓国がアジア諸国に対してそれをする場合の自国の強みというのを非常に意識された御報告であって、こういうところも私たちは学ばなければいけないと感じました。具体的にどういうことかということ、一つは、韓国自体が、これは2、3回繰り返して金院長が言われましたが、極めて短期間のうちに経済発展を成し遂げ、そして民主化を成し遂げた。こういった経験が、今同じような課題を抱えているアジア諸国にとっても大変役に立つのではないかと御指摘。さらに、「今私たちは将来の統一という問題を踏まえてこの法制交流支援事業をやっているのだ」というお話には、非常に感慨を深くしました。

そして、更に金院長はALINについてお話をされました。Asia Legal Information Networkで<sup>アリン</sup>ALINという、ほかの国だとエイリンと呼ぶ方もいるのですが、私たちはアリンと呼んでおりますが、何となくアリランにかかっているような印象で、アリン、アリンと呼んでいるのですが、実は金院長が言われたこのALINという法律情報ネットワークの日本からの加盟団体といたしますか、加盟機関は今のところ名古屋大学だけです。いろいろな経緯でそのようになっているのですが、実はこのALINというネットワークは、アジアの非常に多くの国の国家機関であるとか大学を構成団体としておりまして、そういう意味では、今日を機会として、日本の中からも多くの機関・大学が更に加わっていただけると大変意義深いものになると思います。

昨日、実は少し金院長にお話を伺いましたら、今年は、中国、上海の華東政法大学というところが担当校となりまして、上海万博の際に大会をやる（2010年10月開催予定）ということで、是非今日お集まりの各機関・大学からも御参加いただけるといいかなと思っております。

そして、金院長のお話についてですが、私の強い印象は、先ほどの話ともかかわるのです

が、特に韓国の場合には、法整備支援事業をまだ始めたばかりだというお話もあったわけですが、お話を聞く限り、目標と課題の設定、更には年次計画というのが極めて明確であるということを感じました。特に法整備支援を行っていく上での構想力といいますか、それがちょっと日本の場合はどうかなという感じを私は実は思っておりまして、こういう点では、法整備支援協力をする上で、国としての全体状況に対する、あるいはグローバル化の状況を受けての構想を、やはり日本の法整備支援はもう少し考える必要があると感じた次第です。

それは、今日の会議を通じて何回か出ましたが、昨年、2009年4月に法制度整備支援に関する基本方針というのが出たわけですが、これを参考にしながらも、更により具体的な計画が必要ではないかという印象を持ちました。

それから、次にネパールのシュレスタ判事のお話についてです。シュレスタ判事のお話では、法整備支援に携わる外国のアドバイザーの資質の問題について触れられまして、その中で、アジアの法的な価値であるとか伝統をよく知る人々を是非送っていただきたいというお話でした。この点は大変に印象的でした。これはパネル1の中でも神戸大学の四本教授からも出された問題にかかわるのですが、やはりその地域の言語に通じ、その国の法の歴史にも詳しい、そうしたその社会にも明るい人たちを私たちはつくる必要があると受け止めさせていただきました。

それからもう一つ、シュレスタ判事のお話で私自身が印象的だったのは、インドの問題にかかわって、押し付けではいけないという問題とともに、突然終わってはいけないということです。援助をする側としては、これは本当にきつい話ではありますが、やはり肝に銘じなければいけないと思いました。

具体的なことを申し上げますと、例えば私が関係する名古屋大学では、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタンという地域に、日本語による日本法教育研究センターというものを設立しております。これが、あと一年くらいで文部科学省の予算がひとまず終わる。あと1年経った後どうするのだという話が非常に焦眉の課題となっております。しかしながら法学教育という問題は予算がないから終わっていいということは100%あり得ないわけでした。今日のシュレスタ判事のお言葉などを肝に銘じて、文科省など関係各省と今後相談していきたいということを感じたわけです。突然終わってはいけないということは何かというところ、やはり政府のイニシアティブの重要性という問題であって、こういう点を日本の法整備支援においても大変重視しておく必要があるということを改めて感じた次第です。

それから、人材育成に関するパネル1です。今日の議論の中で確認できたことは、次のことではないだろうかと思います。一つは、法整備支援に携わる人材を開発・育成していくことが極めて重要であるという点です。それぞれの機関が共通にその必要性を主張され、それが確認されたように思います。

また、同時に、そうした必要性に基づいて、それぞれの組織での人材育成の課題が今日の討議を通じて明確になったということが言えると思います。その具体的な内容については繰り返す必要もないと思いますが、私にとってうれしかったのは、こうした人材育成の問題を論ずるパネルの中で、当初の予想を超えた議論の広がりがあったことです。それは何かとい

うと、一つは、単なる人材育成だけではなく本当の意味での人材育成をするためには、この十数年間にわたる日本の法整備支援の経験であるとか、情報であるとか、データ、これらが組織化されなければならないということ、これが必須条件であるということが全体として言われたこと。また、法整備支援に関するシンクタンクの必要性も強調されたこと。さらに、そういったこととともに、法整備支援にかかわる人材ネットワークの重要性が強調されたということ。これらのことは大変大きな成果であったように思います。

そして、法整備支援にかかわる学会を作るといような展望も含めて議論がなされました。この点について、今までの学会はどちらかというアカデミックな色彩が強いものです。学会ですからアカデミックでなければならないのは当然ですが、実務家・研究者融合型の学会設立という問題が議論されたように思います。

法整備支援というのは、かかわられた方はすべて感じられていることだと思うのですが、一言で言うと、走りながら考えなければいけない。法整備支援を実際に行いながら、その中で理論的な課題は何だろうかということを考え、更には理論を考えた上でまた走る、そうするとまた違った理論が必要になるということだと思います。

同時にそのことは、やはり法整備支援というのは実際の法律実務と理論が共に必要とされる分野であって、そういう方向を持った様々な人材、あるいは研究ネットワークが今後いろいろな形で追求される必要があるように思いました。

パネル2は、多国間協力ということで今の今まで大変熱い議論が行われました。やはり多国間協力という問題を考える上では、ティマルセナ事務総長が言われましたように、ネパールの法をめぐる実情をどのように理解し、どうこたえていくのか、国際的な援助機関や各国援助機関がどうこたえるかというのがすべての問題の出発点ではないかと思いました。

多国間協力に関しては、ティマルセナ事務総長から、憲法を始めとして、実体法・手続法から成る法律・法令、更には法学教育の課題、あるいは判決書の書き方等々、様々な分野での支援の必要性が語られました。そして事務総長が特に強調されたのは、人材開発が要なのだということでした。人材開発が要であるということについては、実は日本には多くの問題もありますが、法整備支援における人材開発に関する多くの経験の蓄積があるように思います。それは、JICAが中心となって行っておられる研修生の受入れであるとか、あるいは大学による留学生受入れといった経験が非常に参考になるのではないかと思います。

また、事務総長が強調されて印象に残ったのは、自分たちのニーズをきちんととらえてくれるドナー間協力が必要だという問題です。この点について、松尾先生や佐藤先生も、こうしたドナー間協力を阻害する要因は何であるのかということ、目標、ルール、法の理解の不足という三つの点から語られましたし、ドナー間協力は重要であるという話が佐藤先生からも語られました。

ただ、私が若干気になったのは、議論の中で明らかになってきたのですが、国際的な多国間のドナー間協力がなかなかうまくいっていないという話がずっと出されていたことです。私はいまよくいった事例はないのかなという関心で聞いておりました、その点はドイツの経験であるとか、あるいはネパールの経験が語られて良かったように思います。この問題を含め

て私が思ったことは、これは姜先生の最後の御質問にもかかわるのですが、レシピアント側及びドナー側、双方の法整備支援に関する意思というものが可能な限りクリアーになっている必要がある。そうでない場合には、やはり様々な混乱が起きてくる。そうであるとするならば、私たちは日本で法整備支援に携わる法曹として、どれだけ日本の法整備支援に関する意思というものが明確になっているのかということ等を常に考えながら法整備支援を継続しなければならないと思ったのです。

先ほど、ティマルセナ事務総長から、「ビジョンを持ってやれば何でもできる。」という力強い御発言がありまして、大変勇気付けられました。以上です。

【司会（宮崎）】 鮎京先生、ありがとうございました。続いて、財団法人国際民商事法センター理事長、原田明夫様よりごあいさつをいただきます。原田理事長、よろしくお祈いします。



【原田】 御紹介いただきました財団法人国際民商事法センター理事長の原田です。今日は、午前中から長時間にわたり、東京会場を含めて素晴らしい連絡会ができたことを大変うれしく思っております。後援させていただいている団体の一つとして皆様方に厚いお礼の言葉を述べさせていただきたいと思えます。

この会議で語られたことの概要は、既に鮎京先生が見事にまとめていただいたので、私が繰り返す必要はないのですが、考えてみますと、今日語られたことは日本が抱えている大きな問題にかかわるものです。

先ほど鮎京先生も触れられましたが、昨年の春、政府の海外経済協力会議の中で、法制度整備支援に関する基本方針が議論され、それが合意されたということで発表されました。私は、よくあそこまでやってくれるなと思いましたが、考えてみると、足りないのです。ビジョンが足りない。これは鮎京先生が遠慮深くおっしゃいましたが、今日の松尾先生の理論的なお話にもありましたし、それから、遠くネパールからこの会議に参加していただいた代表の皆様方、また、隣国ですが韓国からこの会議のために駆けつけていただいた皆様方の語られたことを考えますと、解決しなければならない、あるいは念頭に置かなければならない問題があるような気がします。

それは、多くは申しませんが、法整備というものの背景にある、何のためにこういうことをやるのだろうかということにかかわります。日本が置かれている立場は、アジアだけではありませんが、とりあえずはアジアの中で、今大きな問題になっているグローバリゼーションの傾向、これから決して逃れることができません。人と物と技術と情報が自由に駆け巡ることができるグローバルな世界で私どもが、これから何をしていくのかということにかかわります。このグローバリゼーションの成果、便益を、自分たちの地域、国だけで独り占めにせず、できるだけ関係者、関係国、関係地域で分け合っていくのだということにかかわってまいります。

それを法整備支援という一つの額縁で切り取って、私どもは皆様の活動を後援させていた

だいているのですが、この地球には、環境問題もそうですが、様々な問題、紛争の種、病気などがたくさんございます。しかし、これらの問題はどれ一つとして、独立して取り上げて解決できるものではありません。国連の2004年の報告でも、一番の問題は貧困・格差であると指摘されました。そこから派生することが最終的には紛争につながり、テロにつながり、国際暴力につながっていく。そして環境の破壊にもつながっていくという認識です。

これを解決するために、世界各国、地域が本当に手を携えて、地球の将来を考えていかなければならない。そのためには、国だけには任せておけない。国（パブリック）と、日弁連などプライベートなNGO、それに大学といったパブリック・インタレストを考える団体が相互に手をつないで、パートナーシップを持って協力するということです。一部ではPPPといいますが、Public, Private, Partnership。そういうことで、すべての関係者が同じ仲間、人間としての手を携えて、問題を解決していかなければならない。それが国としてのイニシアティブになるということを感じます。

今日は、ネパールからおいでになったシュレスタ最高裁判事、また、ティマルセナ事務局長から、今直面している国内の重大問題を乗り越えて、建国のためにこれから働いていきたいという思い、法の支配、法によるガバナンスを確立するために、自分たちの国はこれから一生懸命やるのだという熱のこもった御意見がありました。

韓国においては、今韓国の持てる力をいろいろな形でアジア全般にわたって展開しておりますが、日本の法整備支援の過去十数年間の経験にも目を向けていただいていることが分かりました。しかし、私は、ある面では理念において、日本は超えられたというまでの印象を持ちました。そして、その根本には、国の価値、国際的に占めるブランドをこれから発揮していこうという国を挙げての計画の中に、法整備支援ということを明確に意識しているということが表明されました。私は素晴らしい国だと思います。

先ほどの神戸大学の四本先生の御指摘にもありましたように、日本と韓国、中国、そして関心ある国々はすべて、同じようなグローバリゼーションの利益を共有できるよう、共に手を携えていこうという一面がこの法整備支援の中に現れているように思います。今この法整備支援に参加してくれている若い法律家の方々、それに関連する様々な技術を持った方々が協力し合い、そこで働くことの喜び、あるいは生きがいを感じておられる。そのように思いますし、現在、各地の法科大学院を始め、国際間協調を扱う様々な大学に集まっている若い学生の皆さんが、こういう方面に大変大きな関心を持ってくださっていると感じています。

しかし、道は平たんではありません。日本だけ見ても、この問題をもっともっと真剣に、ビジョンを提示してもらえるように、国に対して働きかけていかなければなりません。そして、それは日本だけの利益を守るためにやるということではなくて、この地域、地球全体を守るために何をしていったらいいのかというビジョンを描けるものとして、この問題を取り上げていくということが必要ではないかと思えます。

あいさつには長くなりましたが、今日ネパールからも素晴らしいメッセージと夢を語っていただきました。韓国からも、隣国として日本と一緒に手を携えていきたい、いこうではないかという熱のある働きかけを私は感じました。この問題、なかなか難しいこと



も具体的にはありますが、これからも手を携えてやっていきたいと思えます。JICAの皆様方、またこの計画段階からいろいろ御苦勞をいただきました法務省の皆さんにも心から感謝を申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会（宮崎）】 原田理事長，ありがとうございました。最後に法務省大臣官房，佐々木聖子参事官より閉会の辞を述べさせていただきます。佐々木参事官，よろしくお願ひします。



【佐々木】 法務省大臣官房の佐々木です。今日の法整備支援連絡会の閉会に当たって、ごあいさつを申し上げます。今回で11回目を重ねました法整備支援連絡会ですが、今年もまた様々な方面、様々な立場の方々から、貴重な御意見を頂戴することができました。法整備支援を推進している法務省としても、大変うれしく思うとともに、正にこうした機会、この開発途上国に対する法整備支援という事業が、一つの省、あるいは一つの機関だけで行うことは到底できないものであって、関係各方面の横断的な連携、協力が必要であり、そして強力な体制で進めていかなければいけないということを改めて感じている次第です。

さて、先ほど鮎京先生と原田先生からもお話がありました、国としての法整備支援の在り方について、海外経済協力会議がまとめた基本方針があります。若干御紹介しますと、この海外経済協力会議については、新政権においても引き続き同様の形で活動していくということが決まっているので、この法整備支援に対する重要性の認識についても引き続き政府として共有していくことになると思ひます。

ただ、先ほど原田先生から、ビジョンとしては不十分だというお話もありましたし、方針は方針でまず打ち出すとして、具体的な中身をどのように充実させていくかということが重要ですので、またこれについても法務省として内閣官房、関係省庁と協議を重ねていくことにしたいと思ひています。

その基本方針の中でも、オールジャパンでこの法整備支援を進めていくことが大事とうたわれていますが、実はオールジャパンで行っていけばそれでよいというものではありません。今日の討議の中でも多くの御示唆をいただきましたが、こうした国内のオールジャパンの体制に加えて、国際的な協調、同様の支援を同じ発展途上国に展開しているほかの国々との協力、あるいはNGOの方々との協力ということが、大変大事だという思いを新たにしました。

被支援国の要望、考え方、これを最大限に尊重しつつ、それを基本として、しかるべくドナー間の協調を図っていくことが、今後、法制度整備支援の内容が、高度化、あるいは複雑化するにつけても、ますます重要なことになっていくことを勉強させていただきました。法務省としても、今後このようなドナー間協調をどのように推し進めていくべきか、また皆様方の御指導、御示唆をいただきながら検討を続けたいと考えております。

さて、もう一つの大きな課題でした人材育成の問題ですが、これは実際に人材を送り出す法務省としても、喫緊の課題となっています。基本的に、法律学者、法曹、あるいは法律専門職という人材が中心になるかと思ひますが、これもやはりそれだけでは十分というわけではありません。更に様々な知識・能力を要求される場面が多々あります。そうした人材を育

てる理想的な環境というのは、今までのところ残念ながら整っているわけではありませんが、今日、特に一つ目のパネルでいろいろな御紹介がありましたように、法務省としても、特に若い方々にまずこうした事業を知っていただく、そして関心を持っていただくということを通じて、いわば人材のすそ野が広がるような努力をしているところです。幸い若い方たちの関心も徐々に高まりつつあるという話を耳にしてくれしく思っていますが、まだまだ途上でして、正にこの支援活動に携わる即戦力を育成するような活動を推し進めてまいりたいと思っています。

さて、今回の連絡会ですが、ただ今申し上げました二つの重要課題について、今後、法制度整備支援をより積極的に推し進めようとしておられる韓国から、金法制研究院長においでいただいて韓国の視点からのお話いただきました。また、ネパールからシュレスタ最高裁判所判事に御参加いただいて、いわば支援のユーザーのお立場から、大変貴重な御意見をいただきました。その上で、二つのパネル、そして会場の皆様からも大変示唆に富む御意見をいただいて、非常に内容の濃い討議ができたものと思います。今日の会議の内容、皆様方の御意見を持ち帰らせていただいて、今後の私たちの取組にいかしていきたいと思っています。

最後になりましたが、遠路、外国より大阪までお越しいただいた韓国法制研究院の金院長、崔先生、鄭先生。ネパール最高裁判所のシュレスタ判事、ティマルセナ事務総長、ブトワール高等裁判所のシュレスタ判事。そして、今日の会議に際して御協力をいただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、財団法人国際民商事法センターを始め、今日御参加いただいた大阪会場、東京会場の皆様に、改めて心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも法制度整備支援活動に一層の御支援・御協力を賜りますようお願いをいたしまして、本日の法整備支援連絡会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

【司会（宮崎）】 佐々木参事官、ありがとうございました。これをもちまして、第11回法整備支援連絡会を終了とさせていただきます。なお、次回の第12回法整備支援連絡会は来年1月21日（金）に開催する予定です。皆様、お忙しいこととは存じますが、来年度も是非御出席いただきますようお願い申し上げます。

ここで東京会場との中継は終了させていただきます。東京会場の皆様、本日は長時間にわたりどうもありがとうございました。（拍手）



大阪会場の様子



成果物の展示状況（大阪）

## 第 1 1 回法整備支援連絡会資料

平成 2 2 年 1 月 2 2 日 (金)  
大阪会場：大阪中之島合同庁舎 2 階 国際会議室  
東京会場：法務省赤れんが棟 3 階 共用会議室

- 第 1 プログラム
- 第 2 出席者名簿 (大阪会場・東京会場)
- 第 3 講演者の略歴
- 第 4 講演資料
  - 金 基 杓 氏  
「開発途上国に対する韓国の法整備支援活動」(パワーポイント資料)
- 第 5 パネルディスカッション資料
  - 1 パネルディスカッション 1
    - ・ 赤根 智子  
「法整備支援に携わる人材の育成」(パワーポイント資料)
    - ・ 鮎京 正訓 氏  
「法整備支援論」
    - ・ 矢吹 公敏 氏  
「法整備支援に携わる人材育成」(パワーポイント資料)
  - 2 パネルディスカッション 2
    - ・ 松尾 弘 氏  
「法整備支援における多国間協力の展望  
— 3 つの阻害／促進要因を中心に」(パワーポイント資料)
- 第 6 その他資料
  - 1 法整備支援活動年表
  - 2 ICD NEWS 目次抜粋 (法整備支援連絡会の特集記事一覧)
  - 3 国際協力部パンフレット「法整備支援」

## 第11回法整備支援連絡会 プログラム

第1 日時：平成22年1月22日(金)午前11時～午後0時50分・午後2時～午後6時

第2 場所：大阪会場：法務総合研究所国際協力部国際会議室(大阪中之島合同庁舎2階)  
東京会場：法務総合研究所3階共用会議室(TV会議システム)

第3 開催趣旨：法整備支援関係者の情報交換・支援の在り方に関する意見交換

第4 テーマ：「法整備支援に必要な人材育成と多国間協力」

第5 プログラム概要：

総合司会：法務総合研究所国際協力部教官 宮崎 朋紀

午前の部 11:00～12:50

### 1 開会の辞 (11:00～11:10)

法務総合研究所長 小貫 芳信

### 2 あいさつ (11:10～11:20)

独立行政法人国際協力機構(JICA)公共政策部長 中川 寛章

### 3 特別講演 (11:20～12:50)

#### (1) 「韓国による開発途上国への法整備支援活動」(11:20～11:50)

- 法整備支援の担い手とその活動の概要
- 韓国が考えるドナー間協調

韓国法制研究院長 金 基杓 氏

(Mr. Kim Ki-Pyo, President, Korea Legislation Research Institute)

質疑応答 (11:50～12:05)

#### (2) 「ネパールの法整備・司法改革に必要な諸外国からの技術支援」(12:05～12:35)

- 外国人アドバイザーに求められる資質について
- 被支援国側から見たドナー間調整のあるべき姿

ネパール最高裁判所判事 カルヤン・シュレスタ 氏

(Hon. Justice Kalyan Shrestha, Supreme Court of Nepal)

質疑応答 (12:35～12:50)

—— 昼食休憩 ——

---

午後の部 14:00～18:00

1 パネルディスカッション「法整備支援に携わる人材の育成」(14:00～15:30 質疑応答を含む)

パネリスト: 韓国法制研究院研究委員 崔 桓 容 氏  
(Dr. Choi Hwan-Yong, Research Fellow, Korea Legislation Research Institute)  
日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 弁護士 矢 吹 公 敏 氏  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 教授 鮎 京 正 訓 氏  
独立行政法人国際協力機構公共政策部次長 森 千 也

司会(兼パネリスト): 法務総合研究所国際協力部長 赤 根 智 子

—— 休憩 ——

2 パネルディスカッション「法整備支援における多国間協力の展望」(15:50～17:20 質疑応答を含む)

パネリスト: ネパール最高裁判所事務総長 ラム・クリシュナ・ティマルセナ博士  
(Dr. Ram Krishna Timalseña, Registrar of the Supreme Court of Nepal)  
慶應義塾大学法科大学院教授 松 尾 弘 氏  
独立行政法人国際協力機構公共政策部国際協力専門員 弁護士 佐 藤 直 史

司会(兼パネリスト): 法務総合研究所国際協力部教官 森 永 太 郎

3 総 括(17:20～17:40)

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 教授 鮎 京 正 訓 氏

4 あいさつ(17:40～17:50)

財団法人国際民商事法センター(ICCLC)理事長 原 田 明 夫 氏

5 閉会の辞(17:50～18:00)

法務省大臣官房参事官 佐々木 聖子

---

第11回法整備支援連絡会出席者名簿(大阪会場)

	所属	役職等	氏名(順不同)
1	韓国法制研究院	院長	金 基 杓
2	韓国法制研究院	研究委員	崔 桓 容
3	韓国法制研究院	副研究委員	鄭 明 雲
4	ネパール最高裁判所	判事	カルヤン・シュレスタ
5	ネパール最高裁判所	事務総長	ラム・クリシュナ・ティマルセナ
6	プトワール控訴裁判所	判事	ティル・ブラサド・シュレスタ
7	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会副委員長	矢 吹 公 敏
8	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	センター長	鮎 京 正 訓
9	慶應義塾大学大学院法務研究科	教授	松 尾 弘
10	国際協力機構公共政策部	国際協力専門員・弁護士	佐 藤 直 史
11	大阪高等検察庁	検事長	中 尾 巧
12	大阪高等検察庁	次席検事	太 田 茂
13	大阪高等検察庁	刑事部長	榊 原 一 夫
14	大阪高等検察庁	公安部長	竹 内 司
15	大阪地方検察庁	交通部長	杉 浦 三 智 夫
16	大阪地方検察庁	公安部長	都 甲 雅 俊
17	岐阜地方裁判所多治見支部	支部長判事	榊 原 信 次
18	生駒法律事務所	弁護士	生 駒 啓
19	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会委員	井 関 正 裕
20	加納駿亮法律事務所	弁護士	加 納 駿 亮
21	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会副委員長	村 上 幸 隆
22	大阪弁護士会	弁護士	池 田 崇 志
23	大阪弁護士会	弁護士	川 本 哲
24	大阪大学グローバルコラボレーションセンター	教授	津 田 守
25	海上保安大学校	准教授	河 村 有 教
26	甲南大学法科大学院	院長、教授	渡 辺 顛 修
27	甲南大学経営学部	教授	マノジュ L. シュレスタ
28	神戸大学大学院国際協力研究科	教授	四 本 健 二
29	神戸大学大学院国際協力研究科	准教授	斉 藤 善 久
30	名古屋大学大学院法学研究科	准教授	姜 東 局
31	名古屋大学大学院法学研究科	准教授	大 屋 雄 裕
32	新潟大学法学部	准教授	田 卷 帝 子
33	名城大学法学部	助教	長 谷 川 乃 理
34	立命館大学法学部	准教授	スティーブン・グリーン
35	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	加 藤 明 生
36	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	河 合 晋 平
37	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	栗 村 麻 紀
38	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	中 川 裕 美 子
39	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	ケム・ワンソック
40	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	スリスバック・チャッタオ
41	神戸大学大学院国際協力研究科	大学院生	身 玉 山 宗 三 郎
42	名古屋大学大学院法学研究科	博士後期課程	金 晃 徳
43	名古屋大学大学院国際開発研究科	博士前期課程	中 奥 勝 貴
44	山口大学経済学部	学生	山 本 隆 雄
45	財団法人国際民商事法センター	理事長	原 田 明 夫
46	財団法人国際民商事法センター	事務局長	小 林 清 則
47	財団法人国際民商事法センター	事務局次長	吉 武 雄 二 郎
48	財団法人国際民商事法センター	大阪協力員	加 藤 武
49	日本公証人連合会	理事	小 木 曾 國 隆
50	大阪府教育委員会	府立支援学校行政系職員	杉 本 博 一
51	預金保険機構 法務統括室	調査役	岩 崎 仁
52	今関貞夫税理士事務所	所長・税理士	今 関 貞 夫
53	国際協力機構公共政策部	部長	中 川 寛 章
54	国際協力機構公共政策部	次長	森 千 也

	所属	役職等	氏名(順不同)
55	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課	課長	鳥 居 香 代
56	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課	調査役	星 光 孝
57	国際協力機構 ネパール事務所		竹 内 麻 衣 子
58	法務省大臣官房	参事官	佐 々 木 聖 子
59	法務省大臣官房秘書課国際室	国際協力係員	岡 庭 隆 司
60	大阪法務局堺支局戸籍課		土 屋 佳 代
61	国連アジア極東犯罪防止研修所	所長	佐 々 木 正 輝
62	国連アジア極東犯罪防止研修所	首席国際研修専門官	飯 田 昌 弘
63	国連アジア極東犯罪防止研修所	統括国際研修専門官	小 林 宏 治
64	法務総合研究所	所長	小 貫 芳 信
65	法務総合研究所	総務課長	島 村 広 幸
66	法務総合研究所国際協力部	部長	赤 根 智 子
67	法務総合研究所国際協力部	教官	森 永 太 郎
68	法務総合研究所国際協力部	教官	渡 部 洋 子
69	法務総合研究所国際協力部	教官	宮 崎 朋 紀
70	法務総合研究所国際協力部	教官	横 山 幸 俊
71	法務総合研究所国際協力部	教官	杉 山 典 子
72	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	田 中 充
73	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	山 内 昭 雄



## 第11回法整備支援連絡会出席者名簿(東京会場)

	所属	役職等	氏名(順不同)
1	最高裁判所事務総局秘書課	課付	岡 本 陽 平
2	最高裁判所事務総局秘書課	渉外第一係	有 徳 克 彦
3	東京駿河台法律事務所	弁護士	上 柳 敏 郎
4	東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)	弁護士	平 石 努
5	外務省国際協力局開発協力総括課	外務事務官	藤 川 雅 大
6	公正取引委員会事務総局官房国際課(前名古屋大学法科大学院長)	委員	浜 田 道 代
7	亜細亜大学法学部	准教授	木 原 浩 之
8	学習院大学法学部	教授	草 野 芳 郎
9	慶應義塾大学法学部法律学科	学生	稲 垣 優 季
10	慶應義塾大学法学部法律学科	学生	木 村 康 一 郎
11	慶應義塾大学法学部法律学科	学生	深 澤 瞳
12	慶應義塾大学法学部法律学科	学生	山 本 ひ かる
13	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻	学生	小 峰 拓 也
14	財団法人国際民商事法センター(前田宏法律事務所)	評議員・弁護士	前 田 宏
15	日本司法書士会連合会	副会長	齋 木 賢 二
16	日本弁護士連合会	企画部国際課	石 田 有 賀 里
17	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会幹事	鈴 木 多 恵 子
18	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会幹事	石 岡 修
19	ベトナム商工会議所 日本代表事務所	事務局長	児 島 あ き
20	株式会社日本開発サービス	研究員	三 沢 健 直
21	株式会社日本開発サービス		張 曄
22	国際協力機構	客員専門員・弁護士	磯 井 美 葉
23	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課		川 合 優 子
24	法務省	特別顧問	竹 下 守 夫
25	法務省大臣官房秘書課国際室	室長	青 野 友 美
26	法務省大臣官房秘書課国際室	室長補佐	新 海 浩 之
27	法務省大臣官房秘書課国際室	室長補佐	東 郷 康 弘
28	法務省大臣官房秘書課国際室	国際協力係長	北 田 祐 一
29	法務総合研究所	総務企画部長	小 島 吉 晴
30	法務総合研究所研究部	室長研究官	渡 邊 俊 子
31	法務総合研究所研究部	研究官	寺 尾 恭 子
32	法務総合研究所	総務企画部付	田 代 英 明
33	東京高等検察庁	総務部長	山 下 輝 年
34	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課	副調査役	西 畑 絵 美
35	慶應義塾大学	学生	高 島 悠 介
36	慶應義塾大学法科大学院	学生	磯 雄 太 郎

---

## 講演者の略歴

---

### 韓国

#### 金 基 杓 氏 (Mr. Kim Ki-Pyo)



韓国法制研究院長

釜山大学校法学専攻 法学士

釜山大学校大学院法学専攻 修士

ロンドン大学大学院法学専攻 法学修士

慶熙大学校大学院法学専攻 博士課程修了

法制処 次長

檀国大学校法政大学 招へい教授

司法制度研究委員会委員，法令解釈審議委員会委員，

法令ハングル化推進委員会委員

### ネパール

#### カルヤン・シュレスタ 氏

(Hon. Justice Kalyan Shrestha)

ネパール最高裁判所判事



トリブバン大学社会人間科学部 文学士

トリブバン大学法律学部 法学士

オランダ社会科学大学院大学

国際法及び開発専門課程修了

トリブバン大学社会人間科学部 修士 (政治科学)

ネパール控訴裁判所判事

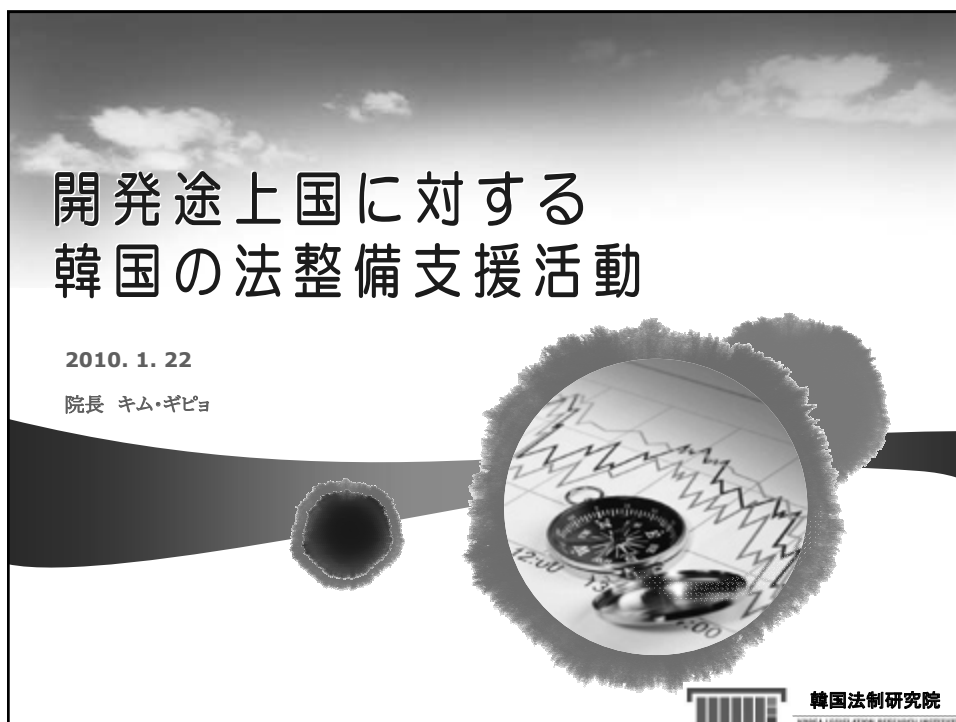
国家司法学院事務局長

最高裁判所ネパール司法改革

第1戦略計画実施中期検討調整役

ネパール刑法案検討作業部会調整役

南アジア地域協力連合 (SAARC) 法律執行委員会委員長



---

## 목 차

- I 서 론
- II 한국의 ODA와 법제교류지원
- III 현 황
- IV 한국법제연구원의 법제교류지원사업의 내용과 역할
- V Donor간의 법제교류협력방안의 모색



## 目 次

- I 序 論
- II 韓国のODAと法制交流支援
- III 現 況
- IV 韓国法制研究院の法制交流支援事業の内容と役割
- V ドナー間の法制交流協力方案の模索



# I. 서론


## 한국의 법정비지원 역할

단기간의 경제적 발전과 민주화의 경험을 바탕으로 개발도상국, 체제전환국과의 교류지원을 통해 한국의 국제적 책임 담당

## 한국의 법정비지원 기능

입법과 관련된 실무적 지원, 한국의 법제운용 및 발전 경험·지식 전수  
국제사회의 법치주의 발전에 기여, 국제협력을 통한 국가 위상 제고

⇒ 한국법제의 세계화, 남북한 통일법제체제 구축의 간접적 경험으로 활용



# I. 序論


## 韓国の法整備支援の役割

短期間で経済的發展と民主化を遂げた経験を元に、開発途上国・体制転換国との交流支援を通して、韓国の国際的な責任を担う

## 韓国 の法整備支援の機能

立法に関連した実務的支援、韓国の法制運用および発展に関する経験・知識の伝達  
国際社会における法治主義の発展に寄与、国際協力を通じて国家の地位を高める

⇒ 韓国法制の世界化、南北朝鮮の統一法体制構築への間接的な経験として活用





## Ⅱ. 한국의 ODA와 법제교류지원

**2009년 11월 25일**

경제협력개발기구  
(OECD: Organization for Economic Cooperation and Development)


개발원조위원회  
(DAC: Development Assistance Committee)

가입

2010년을 'ODA(Official Development Assistance) 선진화 원년'으로 선포

국제개발협력기본법 마련을 위해 현재 국회 본회의 심의 중

ODA와 관련한 법제교류지원사업 활성화 도모



## Ⅱ. 韓国のODAと法制交流支援

**2009년 11월 25일**

경제협력개발기구  
(OECD: Organization for Economic Cooperation and Development)


개발원조위원회  
(DAC: Development Assistance Committee)

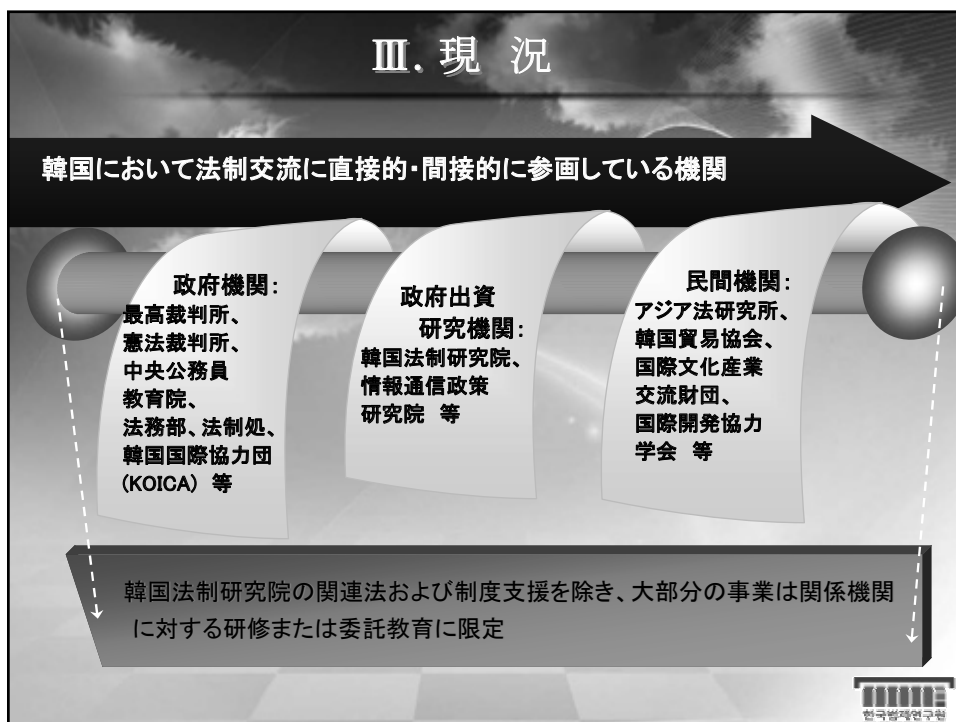
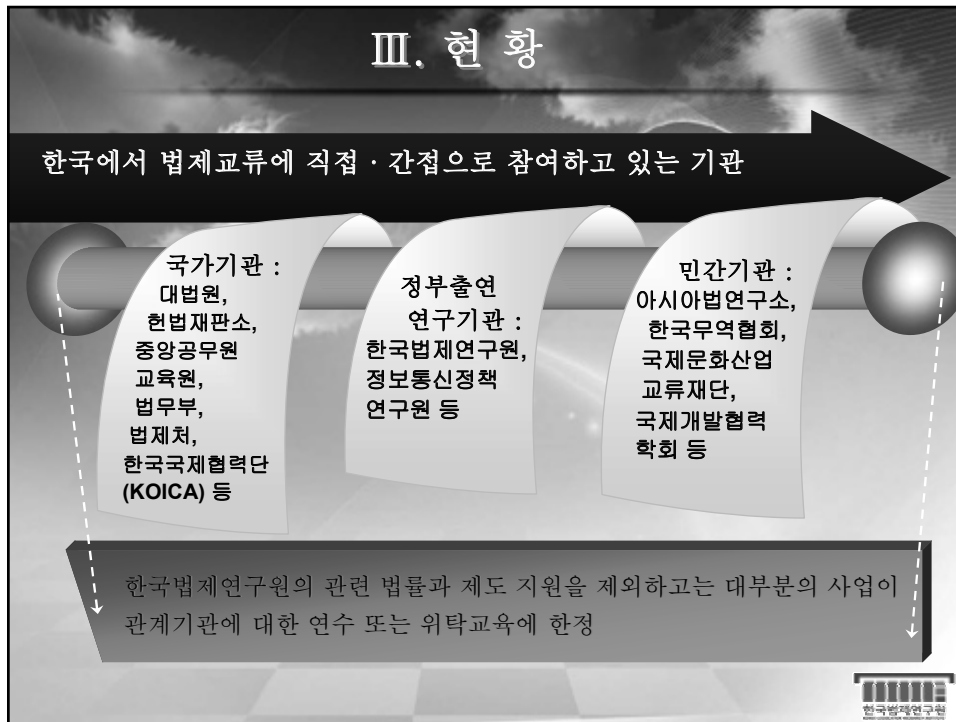
가입

2010년을「ODA(Official Development Assistance) 선진화元年」と宣言

국제개발협력기본법의整備へ向け、現在、国会本会議で審議中

ODAに関連した法制交流支援事業の活性化を図る





## IV. 한국법제연구원의 법제교류지원사업 내용

1

내용

### 아시아법령정보네트워크사업

- ALIN(Asia Legal Information Network)은 2003년부터 아시아국가간의 법제교류와 협력을 위해 「아시아법령정보네트워크(ALIN)사업」으로 착수, 2005년에 정식으로 ALIN이 발족
- 「아시아법령정보네트워크사업」은 2008년부터 본격적인 법제교류지원사업을 추진하기 위해 「법제교류지원사업」으로 수행

아시아 각국의  
법령정보를 수집·  
정리 DB 축적

주요 법령을  
번역·분석하여  
정부, 공공기관,  
기업, 대학 및 일반  
국민들에게 제공

아시아 법령정보 수집 및 연구  
거점 기능 담당

아시아 각국의 법제와 한국법제에  
대한 연구지원 및 교육사업

한국 법제와 법령의 홍보 및 확산  
도모, 국가 간의 교류협력 촉진



## IV. 韓国法制研究院の法制交流支援事業の内容

1

内容

### アジア法令情報ネットワーク事業

- ALIN(Asia Legal Information Network)は、アジア国家間の法制交流と協力を目的として、2003年から「アジア法令情報ネットワーク(ALIN)事業」として着手、2005年に正式にALINとして発足
- 「アジア法令情報ネットワーク事業」は、2008年から本格的な法制交流支援事業を推進すべく、「法制交流支援事業」として実施

アジア各国の  
法令情報を収集·  
整理し、DBに蓄積

主要法令を  
翻訳·分析し、  
政府、公共機関、  
企業、大学、一般  
国民に提供

アジア法令情報の収集および研究  
における拠点機能を担う

アジア各国と韓国の法制についての  
研究支援および教育事業

韓国の法制および法令の広報·拡散  
を図り、国家間の交流·協力を促進





## IV. 한국법제연구원의 법제교류지원사업 내용

2

내용


법제교류지원사업

한국법제연구원의 법제교류지원사업은 2008년부터 본격적으로 수행

**목표** 교류대상국의 법제에 관한 전문적인 연구와 체계적인 법제교류사업 수행

- 2008년 10월 17일 일본 나고야에서 ALIN 총회 및 학술회의 개최
- 국내외 법제정보에 대한 상호 효율화 도모
- 아시아지역간의 법제적 격차해소를 위한 협력방안 모색
- 한국법의 발전과정과 현황을 소개하는 교재 발간
- 몽골과 인도네시아 연구자 선정
- 지방법과 헌법재판소에 대한 한국법제 비교·연구
- 한·몽 법제실무연수 실시
- 몽골실정에 맞는 법령정보관리, 법제발전방향 모색
- 몽골, 카자흐스탄 등에 법령집 발간 및 DB화 등 지원

2008년도



## IV. 韓国法制研究院の法制交流支援事業の内容

2

내용


法制交流支援事業

韓国法制研究院の法制交流支援事業は、2008年から本格的に実施

**目標** 交流対象国の法制に関する専門的な研究と体系的な法制交流事業の実施

- 2008年10月17日、名古屋においてALIN総会および学術会議を開催
- 国内外の法制情報について、相互の効率化を図る
- アジア地域間の法制的格差解消のための協力案を模索
- 韓国法の発展過程と現況を紹介する教材の発刊
- モンゴルとインドネシアの研究者を選定
- 抵当法と憲法裁判所に関する韓国法制との比較・研究
- 韓国・モンゴルの法制についての実務研修を実施
- モンゴルの実状に合った法令情報の管理、法制の発展方向を模索
- モンゴル、カザフスタン等に対し、法令集の発刊・DB化等の支援

2008年度



## IV. 한국법제연구원의 법제교류지원사업 내용

3

내용

법제교류지원사업

### 원칙 > 선택과 집중

몽골, 베트남, 우즈베키스탄, 카자흐스탄 등 우선지원대상국과 외국인투자법제, 정부조직과 법체계, 부동산등기, 산업재해 등 분야 선정, 사업역량 집중

### 우선지원대상국 선정 방법

- 국내 협력기관간의 연계를 통하여 국내 법제협력사업의 현황 파악
- 정책과 연계된 패키지형 법제교류지원 방안 모색
- 우선지원대상국의 정부조직과 법체계 및 외국인투자법제에 대한 조사 실시

구체적인 예

- 한국의 부동산디지털등기제도 및 산재보상법제 영문보고서 발간·배포
- 법제교류지원 관련 국제협력회의 활성화
  - 「아시아 각국의 법정비지원을 위한 학술연구와 인재양성」 국제회의 실시
  - 베트남 하노이에서 「ALIN: Exchange between Legal Experts」 주제로 ALIN 총회 및 학술회의 개최
- 외국법제전문가 연수프로그램 활성화
  - 「한·우즈베크 법제정보시스템의 현황과 협력방안」 연수 및 학술회의 개최

2009년도

한국법제연구원

## IV. 韓国法制研究院の法制交流支援事業の内容

3

내용

法制交流支援事業

### 原則 > 선택과 집중

몽골, 베트남, 우즈베키스탄, 카자흐스탄 등의 우선지원대상국과, 외국인투자법제, 정부조직과 법체계, 부동산등기, 산업재해 등의 분야를 선정하고, 리소스를 집중

### 우선지원대상국의 선정 방법

- 국내의 협력기관간의連携により, 国内法制協力事業の現況を把握
- 政策と連携したパッケージ型の法制交流支援方案を模索
- 優先支援対象国の政府組織と法体系、外国人投資法制についての調査を実施

구체적인 예

- 韓国の不動産デジタル登記制度および産業災害補償法に関する英文報告書の発刊・配布
- 法制交流支援に関する国際協力会議の活性化
  - 「アジア各国の法整備支援のための学術研究と人材育成」国際会議の実施
  - ベトナム・ハノイにおいて「ALIN: Exchange between Legal Experts」をテーマにALIN 総会および学術会議を開催
- 外国法制専門家の研修プログラムの活性化
  - 「韓国・ウズベキスタン法制情報システムの現況と協力方案」研修および学術会議を開催

2009年度

한국법제연구원

## IV. 한국법제연구원의 법제교류지원사업 내용

**4**  
**내용**

**글로벌법제연구지원**

한국법제연구원 2010년도 사업목표

- 네트워크범위확대, 국제기구와의 실질적 교류·협력관계 토대 마련


기후변화대응 등 국제적 협조가 필요한 분야

- 선진국과 개발도상국 및 체제전환국 등과 공동연구 추진
- 연구자 상호 교류 및 공동연구프로그램을 통한 협력관계 구축

법제교류지원사업 방향

- 수요자 중심의 맞춤형 법제정보를 제공하는 방법으로 전환
- 네트워크 운영방법의 효율화 계획 수립

정보제공대상국가에 적합한 법제정보의 제공 및 입법지원



## IV. 韓国法制研究院の法制交流支援事業の内容

**4**  
**内容**

**グローバル法制研究支援**

韓国法制研究院の2010年度事業目標

- ネットワーク範囲の拡大、国際機構との実質的な交流・協力関係の土台を構築


気候変動への対応等、国際協調が必要な分野

- 先進国と開発途上国および体制転換国等との共同研究の推進
- 研究者の相互交流および共同研究プログラムを通じた協力関係の構築

法制交流支援事業の方向性

- 需要者中心のオンデマンド型の法制情報提供システムへ転換
- ネットワーク運営方法の効率化計画の樹立

情報提供対象国に適した法制情報の提供および立法支援



## IV. 한국법제연구원의 법제교류지원사업 역할

### 1 역할

향후  
대상국에  
대한  
입법지원  
목표

종합적·체계적 법제교류지원사업 수행

ALIN를 기반으로 한 종합적·체계적 사업 수행과 대상국과의 공동연구 추진

법제교류지원사업의 가교로서의 중추적 역할수행

#### 대내적 역할

국가기관과 민간기관의  
중개자

한국에서 유일한 국제적  
법제교류지원 관련 네트워크 구축

#### 대외적 역할

한국법제연구원

## IV. 韓国法制研究院の法制交流支援事業の役割

### 1 役割

今後の  
対象国に  
対する  
立法支援  
目標

総合的・体系的な法制交流支援事業の実施

ALINを基盤とする総合的・体系的な事業の実施と、対象国との共同研究の推進

法制交流支援事業のかけ橋として、中核的な役割を担う

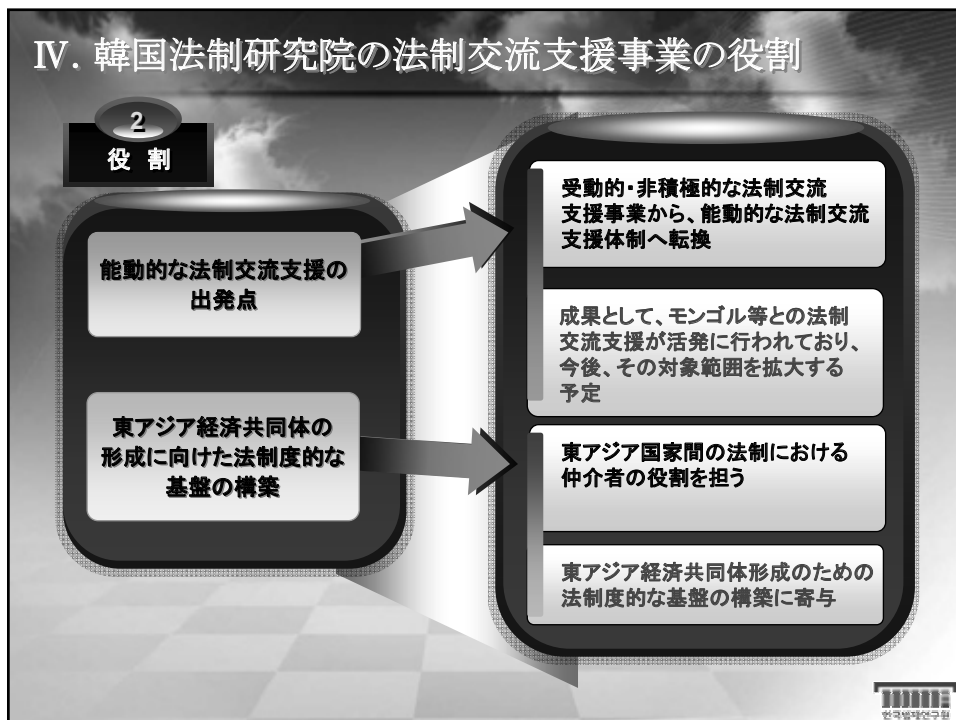
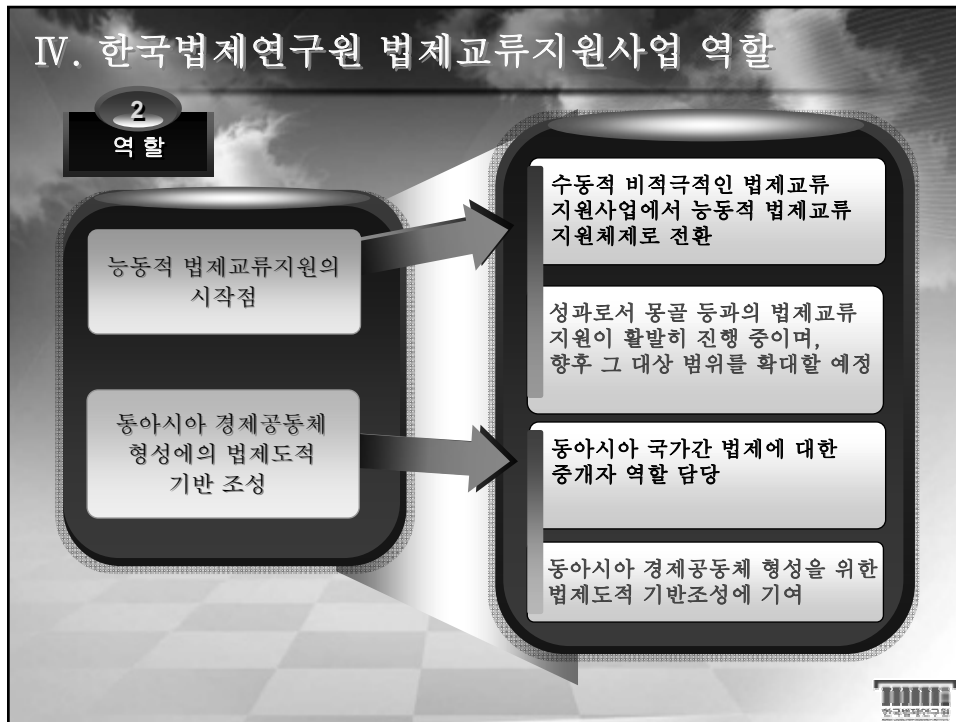
#### 対内的な役割

政府機関と民間機関の  
仲介者

韓国で唯一の国際的な法制交流支援  
関連ネットワークの構築

#### 対外的な役割

韓国法制研究院



## V. Donor간 법제교류협력 방안

### ① 국제공조연구 및 법제정보의 교류

법제교류지원사업의  
기초는 상호간의 법제에  
대한 이해에서부터 시작

글로벌법제연구센터 내에  
법제교류지원사업을 수행.  
법제교류지원사업의  
국제공조연구 및 법제정보의  
교류에 관한 체계적·실질적인  
수행 가능



## V. ドナー間の法制交流協力方案

### ① 国際共同研究および法制情報の交換

法制交流支援事業は、ま  
ず相互の法制について理  
解することから始まる

グローバル法制研究センター内で  
法制交流支援事業を実施。法制  
交流支援事業についての国際共  
同研究と法制情報の交換に関す  
る体系的・実質的な実施が可能



### V. Donor간 법제교류협력 방안

2 ODA를 통한 협력

ODA 자체에 의한 법제교류지원사업 관련 Donor간의 공동참여 프로그램의 개발

한국의 ODA 관계기관의 현조하에 공동연수과정을 개설, 향후 법제교류지원을 위한 전문인력의 공동파견 구상

한국법제연구원

### V. ドナー間の法制交流協力方案

2 ODAを通じた協力

ODAにより、法制交流支援事業に関するドナー間の共同参加プログラムを開発

韓国のODA関係機関の協力の下で共同研修課程を開設し、今後の法制交流支援を担う専門人材の共同派遣を構想

한국법제연구원

## V. Donor간 법제교류협력 방안

### 3 관계 기관간 네트워크 강화

다른 법제교류지원 관계 기관간의 네트워크의 연계 강화 필요

한국법제연구원은 종래의 ALIN 기능을 강화하여 실질적인 협력체제를 구축할 수 있는 방안강구

종래의 ALIN 기능을 강화하여 실질적 법역체제를 구축할 수 있는 방안 강구

ALIN 회원기관간 공동연구 시행 및 기타 법제교류지원 관련 비회원기관과의 협력 방안 모색 필요



## V. ドナー間の法制交流協力方案

### 3 関係機関間のネットワーク強化

法制交流支援関係機関間のネットワークの連携、強化が必要

韓国法制研究院は従来ALINの機能を強化し、実質的な協力体制が構築可能な方案を研究

従来ALINの機能を強化し、実質的な協力体制が構築可能な方案を研究

ALIN会員機関間での共同研究と、その他の法制交流支援に関連する非会員機関との協力方案の模索が必要






## V. Donor간 법제교류협력 방안

### 4 법제교류지원 전문인력의 양성

Donor간 공동연수 및 지역전문가간의 네트워크 구축 방안 강구 필요

한국법제연구원의 경우 한국법제에 대한 충분한 전문인력 양성 가능 및 전문 교육기관을 통한 교육·연수 구상

법제교류지원 관련 전문인력의 양성을 위해 대상국 언어와 영어 및 한국어 등을 비교 검토할 수 있는 법률사전의 발간 구상




## V. 도너間의法制交流協力方案

### 4 法制交流支援を担う専門人材の育成

도너間共同研修および地域 전문가間における 네트워크構築方案의 연구가 필요

韓國法制研究院では、韓國の法制に習熟した専門人材の育成機能および専門教育機関による教育・研修を構想

法制交流支援関連の専門人材を育成するために、対象国の言語と英語および韓國語等を比較検討できる法律辞典の発刊を構想





**감사합니다**

한국법제연구원  
KOREA LEGISLATION RESEARCH INSTITUTE

**ありがとうございました**


韓国法制研究院  
KOREA LEGISLATION RESEARCH INSTITUTE



# 法整備支援に携わる人材の育成


法務省法務総合研究所国際協力部  
International Cooperation  
Department (ICD)

国際協力  
機構




国際協力  
機構

## 法務総合研究所国際協力部 (ICD)



International Cooperation Department

(財)国際民事法  
センター



International  
Civil and  
Commercial  
Law  
Centre

**設置** 2001年新設！

**目的** 外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力の実施

**業務** 法制度整備支援を専門にし、JICAの実施する法制度整備支援にICCLCと連携して協力！

**実績**  
 本邦研修回数：130回余（H22年3月まで）  
 延べ参加人員：約1,320人  
 うち外国人約1,230人（27か国の国と地域）  
 延べ派遣長期専門家数：計15名（うち裁判官6名）

---

## 人材育成

- 「人」と「人」の関係
- 「人材育成」は最重要課題のひとつ
- 法務省での新たな取り組みを紹介
  - \* 大学生等に対するもの
  - \* 法務省内職員に対するもの
- 今回は「支援国」における「法律専門家」の育成をメインテーマに

## 大学生等を対象

- 大学等における講義
- シンポジウム開催
- インターンシップ

## 大学・大学院生等への講義等



↑ 信州大学にて



← ↑ 大阪大学から訪問



私たちの法整備支援  
～ともに考えよう！  
法の世界の国際協力  
シンポジウム

2009年8月28日  
東京  
政策研究大学院大学  
JICA・ICCLCと共催  
外務省・文科省・最高裁・日弁  
連・名古屋大学・慶応大学・  
アジ研・ACPFの後援





# インターンシップ



↑ 2008年度は取材も  
受けました



↑



← 2009年度 →



## 法務省内職員を対象

- 人材育成研修
- 各種研修における講義

## 法務省の人材育成研修



ベトナムにて↑→



日本での準備→



## 感想・質問

2010年1月22日

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

鮎京 正訓

本講義の受講者の感想・質問から、典型的なもの、印象的なものを以下に挙げた。

### 1. 法整備支援全体について

- ・カンボジアには裁判官ですら法教育を受けずに任官した人が多いという現状において、JICA が法整備の第一歩を踏み出すお膳立てをする必要性は確かに高いと感じた。そうでなければ、いつまでたっても法の専門家が育たず、国際化する経済社会において国民は理論武装する術を持たず搾取され続ける恐れがあるからだ。世界全体の均衡の取れた発展を願う。
- ・カンボジアに対する法整備支援はプロジェクト開始から10年が経過し、法曹界レベルでは新しい人材の育成や制度の定着が進んでいるとのことだが、現地の一般の人びとの意識は、どのような変化を見せているのか？あるいは、一般社会に制度として定着しつつあるのか？
- ・法整備支援とは、その国の法曹界で活躍し得る人材の育成でもあるという点を改めて認識できたことが良かったと思う。
- ・内発的な法整備を促したとしても、こちらが全く意図しないような法律になってしまったような場合はなかったのか？
- ・法整備支援は、まさにその国の法の誕生に携わっていくことであり、チャレンジングで知的刺激が多い分野だと感じた。文化・歴史を踏まえた幅広い知識が求められ大変興味深く面白く感じた。被支援国の政府高官と同じテーブルについて議論し、アドバイスするには、人間としての幅も求められると感じた。
- ・以前、「アフガニスタンに法整備支援するには、どうしたら良いか」というテーマについて取り上げられたことがあり、その時は宗教的な文化の違いが大きいと考えたが、本日の講義で社会主義体制という社会の仕組みも支援の際に問題となるのだということに改めて気づいた。
- ・法整備支援によって刺激を受けることには、日本人（法整備を支援する側）にとっても日本を「発展」させる意味が含まれていることを実感した。法整備支援は一方的なものではなく、双方向的で、かつ文化交流ならぬ法社会交流を行って様々な視点で社会を見て、最善の正義とかそれを実現する制度は何かを追求するプロセスの一つなのだと思



できた。「正しい」価値観への柔軟性や、世界規模での適切な制度構築という大きな流れに与した先端的領域なのではないかと思う。そのことが、日本の国際社会における地位を確かなものにするし、また、ひいては日本国内の法・制度の充実にもつながるもので、その点が私の漠然としたイメージに想像しやすい着地点を教えて頂いた気がする。

## 2. 法整備支援と国益

- ・ ODA の一環として実施されることから、国益、各国の思惑、オーナーシップ等の問題が絡み合い、想像以上に複雑であることが分かった。
- ・ 国益のための法整備支援という視点を主張している人びとは、国家主権の一翼である立法に他国の国益を反映していくことをどう説明しているのだろうか？ODA、ファンド獲得のアジェンダとして使われているにとどまっているなら、長期的に法制度の混乱を招きかねないという危惧を感じた。
- ・ 日本が法整備支援をしたことによって、日本の利益になったことは、これまであったのか？また、将来利益になることは何か？

## 3. 法整備支援と日本の経験

- ・ 法整備支援を行う上で、我が国の歴史を振り返ってみることも有益ではないかという指摘も、対象国を理解する観点から示唆に富むものであったと思う。
- ・ 我々は、対象国とともに自国のことをもっと理解するべきなのではないかと感じた。
- ・ 法律を直接継受することよりも、「継受した経験」の継受の方が安定しているという事実を知って、なるほど言われてみればその通りだろうと感じた。そう考えると、明治時代に法制度を外国から継受することで近代化を一気に進めた日本の経験は、非常に有用なものであり、法整備支援をする側としては、うってつけの国が日本ということになるのではないかと思った。

## 4. 法整備支援の「終わらせ方」

- ・ 例えば、ベトナムの場合、日本の支援する分野では、あと何年ほど支援する必要があると見込まれるか？
- ・ 「法整備支援」は、一過性のものなのか（法制度が整備されれば終わり？）、継続性が要求されるものなのか（フォローアップ？）、その背景にある哲学が分からない。
- ・ 人材が育ってきた段階では、その国の法律家に任せるべきと思われるが、どの段階で支援が完了したと考えるのか？

## 5. キャリアパス

- ・ 法整備支援の活動に携わる法曹に必要なものは何か？どのような人材を採用し、どのように育成し、派遣した際にどのような成果が求められているのか？

- 
- ・ 法整備支援に携わる法曹実務家の人口は不足しており、その要因の一つとしてキャリアパスがないことが挙げられるとのことであったが、今後、それに対応する制度構築は予定されているのか？法科大学院との連携という観点からは、どう捉えられているのか？
  - ・ 国際的に活躍している日本人ロイヤーは、諸外国に比べて圧倒的に少ないと思うが、語学要因以外に何か理由があるのか？
  - ・ 将来、法整備支援事業に携わることを希望する場合には、日々の弁護士活動において、特にどういった点を意識していけば良いか？
  - ・ 支援に関わる若手の法曹実務家に対して求める資質は、いかなるものか？
  - ・ いつ自分のしたいことが転がり込んでくるか、自分のやりたいことが何かを発見するかは分からないので、そのチャンスのために常に「準備」をしておくこと、それが一步を踏み出す時に身軽になれる方法であり、今できることなのだ実感できた。

## 6. その他

- ・ 法曹の資格を持って携わる法整備は、有していない人が携わるものと何が違うか？
- ・ お互いの慣習、考え方の違い、相互理解の不十分さから、うまくいかなかった法整備支援プロジェクトの例があれば、聞いてみたい。
- ・ カンボジアでの起草作業にあたって、一番説明に困った条文は何か？
- ・ 法律のない社会というものがどういう状態なのか、具体的に聞くことができ、とても良かった。
- ・ 法整備支援に対して短期間で目に見える効果を求める人びとを、どんな事実や理屈で説得するのか？

名古屋大学法科大学院「法整備支援論」(2009年度)

日付	内容	担当講師
10月5日	はじめにー法整備支援とは何かー	鮎京正訓 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)
10月19日	法の分野での開発援助	鮎京正訓 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)
10月26日	ハコ・モノ支援から知的支援へ	鮎京正訓 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)
11月2日	新ODA 大綱と法整備支援	鮎京正訓 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)
11月9日	法整備支援と理論的諸問題	鮎京正訓 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)
11月16日	法をめぐる歴史的与件	鮎京正訓 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)
11月30日	法務省法務総合研究所による法整備支援	赤根智子 (法務省法務総合研究所国際協力部長)
12月7日	カンボジア法整備支援の現状と課題	本間佳子 (創価大学法科大学院教授、元カンボジア法整備支援プロジェクト エクト長期専門家)
12月14日	JICAによる法整備支援	佐藤直史 (JICA 国際協力専門員、元ベトナム法整備支援プロジェクト 長期専門家)
12月21日	留学生から見た法学教育支援	Umirdinov Alisher (名古屋大学大学院法学研究科・博士後期課程) Nematov Jurabek (名古屋大学大学院法学研究科・修士課程)
12月24日	フランスによる法整備支援	傘谷祐之 (名古屋大学大学院法学研究科・博士後期課程)
1月7日	ドイツによる法整備支援	中村真咲 (名古屋大学大学院法学研究科・特任講師)
1月18日	総括ーアジア諸国法研究と法整備支援ー	鮎京正訓 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)

---

## 法科大学院における法整備支援に関する科目一覧

大学名	科目名	担当講師
慶応義塾大学	開発法学ワークショップ	松尾 弘
中央大学	法整備支援論	佐藤直史
名古屋大学	法整備支援論	鮎京正訓
早稲田大学	法整備支援活動	矢吹公敏

2010年1月現在

上記以外に、「アジア法」という科目の中で法整備支援について取り上げることもある。また、先端・展開科目、プログラム科目、演習等で、法整備支援に関わる内容の講義を行うこともあるが、ここでは「法整備支援」「開発法学」を科目名としている科目のみを取り上げた。

## 法整備支援に携わる人材育成

矢吹 公敏  
日本弁護士連合会  
国際交流委員会副委員長  
国際司法支援センター・センター長

### 日弁連による法整備支援人材の育成

- 日弁連における人材育成
  - 国際交流委員会国際司法支援センター事務局 15名
  - 国際司法支援弁護士登録制度(メーリングリスト)
    - 約150名登録
  - JICA長期専門家
  - 各種専門セミナー
  - カンボジアプロジェクト
    - ファカルティ会議 ・ 勉強会 ・ OJT(ロジ担当)
- パートナーにおける人材育成(自立支援)
  - トレーナーズトレーニング
  - プロジェクトの共同化
- ロースクールにおける人材育成
  - 早稲田大学法科大学院
  - 早稲田大学アジア太平洋研究科

---

## 法整備支援における多国間協力の展望 ——3つの阻害／促進要因を中心に

松尾 弘(慶應義塾大学)  
matsuo@ls.keio.ac.jp

1

### 1. 多国間法整備協力の阻害／促進 要因

- (1) 法整備協力の目標が共有されていないこと  
⇒ 目標の共有はどのようにして可能か
- (2) 法整備協カールールの欠如  
⇒ どのようなルールが必要か
- (3) 法についての理解の不足  
⇒ 法整備協力において法をどのように捉えるべきか

2

## 2. 法整備協力の目標の共有

- (1) 法整備協力の目標が共有されない原因  
国益の衝突？／目標が抽象的で、現実味を欠く
- (2) 目標の共有へ向けて  
今や国内法ですら、諸外国・国際社会・グローバル化の影響なしには形成されえないとの基本認識  
⇒グローバルな法形成メカニズムの変容の中では、先進国・途上国を問わず、国際的な法整備協力による国内法の形成が標準化
  - ①国内法の部分的共通化による共通利益の拡大  
(取引費用の削減等)
  - ②グローバルな法整備協力ネットワーク構築の利益  
(知識・経験の共有等)

3

## 3. 法整備協カールールのあり方

国際(法整備)協力手続ルール／スタンダード  
定期的な関係者会議のスタンダード・モデル  
情報の共有・蓄積の方法の開発  
イニシアティブの所在, 事務局, 経費負担に  
ついてのコンセンサス  
NGOの参画

4

---

## 4. 法整備協力における法の理解

### (1) 法をシステムとして捉えることの必要性

各分野の法が独立に存在・整備可能なのではなく、相互関連したシステムであること⇒順序やペースは多様でも、最低限の一まとまりとしての整備計画を練り、共有する必要がある

### (2) 法システムをさらに包括的な統治システムの一部として捉えることの必要性

法を整備すれば自ずから国家建設が進むのではなく、法を可能にするもの、および法が定めえないものを同時に整備してゆく必要がある

5

## 統治の一要素としての法システム

統治(governance)に不可欠の諸要素

司法

公法

家族法, 財産法, 契約法

行政(衛生, 安全, 学術技芸, 産業)

租税・公収入(財産税, 消費税, 関税, 公債)

軍備

国際法

・・・Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue, and Arms*, 1766, Glasgow.

今日の法整備支援は被支援国の統治を本当に可能にするような支援になっているか？

6



法整備支援活動年表 (法務総合研究所が把握しているものを中心に)

年度 (G1~G4)	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	その他の国・地域	その他
1992	ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請						
1993	森岡邦夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、民法紹介						
1994	法務省ベトナム司法省に本邦研修開始(年1回)	日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催				森岡邦夫教授がJICA、法務省と連携してカンボジアに対し、民法改正につき助言	
1995	上記本邦研修継続 1995.8~2001.3「市場経済化支援開始(年1回)実施」(通称:石川プロジェクト)実施	法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)					
1996	上記本邦研修継続 ・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月~1999年11月) ・末期専門家1名(弁護士)派遣	上記本邦研修継続					<ul style="list-style-type: none"> <li>財団法人国際民間商事法センター(ICCLC)設立</li> <li>ICCLCが日中民間商事法セミナー開始(年1回)</li> <li>ICCLCが国際民間商事法シンポジウムを開催</li> <li>ICCLCが国際民間商事法シンポジウムを開催(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)</li> </ul>
1997	法整備支援フェーズ1継続 [ 現場セミナー開始(年4回) ]	上記本邦研修継続					<ul style="list-style-type: none"> <li>ICCLCが日中民間商事法セミナー開始</li> <li>国際民間商事法シンポジウム(制度法編)開催(法務省、ICCLC、アジア法律比較法研究会)</li> <li>ワルチチ研修施設(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)</li> </ul>
1998	前年と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記本邦研修継続</li> <li>JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣</li> <li>民法、民事訴訟法起草支援を合意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備支援フェーズ1開始(ICCLC、末期専門家1名(弁護士)を派遣)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>ICCLCが日中民間商事法セミナー開始</li> <li>国際民間商事法シンポジウム(企業法編)開催(法務省、ICCLC、アジア法律比較法研究会)</li> <li>ワルチチ研修施設(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)</li> </ul>
1999	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年と同様</li> <li>ハンノイにて日越民間商事法セミナー開催(その他国参加)</li> <li>法整備支援フェーズ2開始(1999年12月~2002年11月)</li> <li>ベトナム民法改正共同研究[ 法務省 ] 対 法務省</li> <li>対金邊に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる</li> <li>末期専門家1名(検察官)派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ1開始</li> <li>カンボジア司法省に末期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣</li> <li>上記起草支援のため、作業部会が現場でワークショップを実施</li> </ul>	前年と同様			<ul style="list-style-type: none"> <li>ICCLCが日中民間商事法セミナー開催</li> <li>ICCLCがハンノイにて、日越民間商事法セミナー開催</li> <li>ワルチチ研修施設(参加国は前年と同様)</li> </ul>	
2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備支援フェーズ2継続</li> <li>末期専門家2名(検察、弁護士)1名派遣</li> <li>以後、2002年まで同様の末期専門家3名(検察、裁判官、弁護士)1名派遣</li> <li>民法改正共同研究開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ1継続</li> <li>本邦研修も作業部会との協働を中心とする起草支援の内部で実施</li> <li>(年2回)</li> <li>日弁連が弁護士会と友好協定締結</li> <li>カンボジア王國弁護士会と友好協定締結</li> <li>日弁連がカンボジア王國弁護士会を対義にセミナーを開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年と同様</li> <li>現場で民法改正草案を策定(約3か月)</li> <li>日弁連が司法調査団を派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本貿易振興会(JETRO)等がインフラ建設推進委員会を組織</li> <li>JETRO等がAPEC 経済法制度シンポジウムを開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋大学がカズベクスタスタン3大学と法整備支援フェーズ2にて民法改正草案を策定</li> <li>現場でワークショップを開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省がADRと共催でフィリピン研修開催</li> <li>法務省で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICCLCが日中民間商事法セミナー開催</li> <li>法整備支援フェーズ2開始(第1回、第2回)</li> <li>世界銀行主催の法整備支援世界会議開催</li> <li>ワルチチ研修施設(参加国は前年と同様)</li> </ul>
2001	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備支援フェーズ2継続</li> <li>末期専門家2名(検察、弁護士)1名派遣</li> <li>法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ1継続</li> <li>日弁連がカンボジア王國弁護士会司法援助プロジェクト(JICA 小規模開発支援プロジェクト)開始</li> <li>日弁連が弁護士会と友好協定締結(第1回、第4回)を閉じ、第2回、第3回は共同開催(第1回、第4回)の共同プロジェクトであり、計8回開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>司法ドバイ、ザイール、西の短期専門家派遣(合計8か月間)と実務的研修に分割し、年2回実施</li> <li>セミナーを民間専門家と民間専門家とを併用し、民間専門家と民間専門家を併用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA 調査団派遣</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省が国際協力部所設、関部が大塚へ移転</li> <li>ADB 会議(フィリピン)出席</li> <li>法整備支援フェーズ2開始(第3回)</li> <li>ICCLCが日中民間商事法セミナー開催</li> <li>世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催</li> <li>国際民間商事法シンポジウム(ADR)開催(参加国は前年と同様)</li> </ul>





---

## 法整備支援連絡会の特集記事が掲載された I C D NEWS（法務省法務総合研究所国際協力部報）の目次抜粋

(以下の記事はホームページに掲載されております。 <http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/conference.html>)

### I C D NEWS 創刊号

特集 第3回法整備支援連絡会（2002.9.13）記録	11
同連絡会席上配布資料	80

### I C D NEWS 第9号

特集 第4回法整備支援連絡会（2003.1.15）結果の概要	
国際協力部教官 黒川裕正	4
講演 ヴィエトナム社会主義共和国グエン・ディン・ロック前司法大臣	20
基調講演「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」	
駿河台大学学長，一橋大学名誉教授 竹下守夫	25
基調講演「ヴィエトナムにおける法整備支援」	
地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授 森島昭夫	33
クエスチョネアに基づく問題分析の報告及び問題提起	
前国際協力部教官（現東京地方検察庁検事）田中嘉寿子	42
パネルディスカッション 第一部	
「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題-法整備支援の現場から」	47
パネルディスカッション 第二部	
「法整備支援の新たな展開-その理想像と戦略」	69
同連絡会資料	99

### I C D NEWS 第14号

特集 第5回法整備支援連絡会（2004.1.23開催）	
国際協力部教官 山下輝年	13
基調講演「カンボディアにおけるドナー間協力の課題」	
駿河台大学学長 竹下守夫	24
報告「アジア諸国における ADB の法整備支援活動とその連携について」	
アジア開発銀行（ADB）法務局長アーサー M. ミッチェル他	30
講演「ラオスの司法改革と日本の支援」	
ラオス最高人民裁判所副長官ダヴォン・ワーンヴィテット	34
法整備支援現場レポート	
弁護士 平石 努	37
基調講演「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」	
地球環境戦略研究機関理事長 森島昭夫	40
報告「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」	
名古屋大学教授 松浦好治	45
報告「APEC 諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会報告」	
関西大学教授 北川俊光	48
報告「中国支援に向けた調査研究の現状」	
一橋大学大学教授 布井千博	51
資料	68

ICD NEWS第20号

<b>特集2</b> 第6回法整備支援連絡会 (2005. 1. 14開催)	
	国際協力部教官 廣上克洋……………21
講演「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」	ベトナム最高人民裁判所副長官 ダン・クアン・フォン……………32
基調講演「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」	九州大学名誉教授・弁護士 吉村徳重
	関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士 井関正裕……………39
報告「カンボジアにおける法曹養成支援」	日本弁護士連合会国際室長・弁護士 矢吹公敏
	国際協力部教官 三澤あずみ……………62
資料	……………77

ICD NEWS第27号

<b>特集</b> 第7回法整備支援連絡会 (2006. 3. 17開催)	
	国際協力部教官 関根澄子……………1
基調講演「ベトナム2005年民法典制定過程における	ベトナムと日本の協力について」
	ベトナム司法省次官 ホアン・テェ・リエン……………11
基調講演「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」	財団法人地球環境戦略研究機関理事長
	名古屋大学名誉教授 森島昭夫……………16
講演「ベトナム民法典の主要な改正点」	学習院大学法学部教授 野村豊弘……………21
報告「名古屋大学における法整備支援活動の概要」	名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 杉浦一孝……………31
報告「法整備支援における民法整備支援の意義と課題」	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘……………36
資料	……………51

ICD NEWS第31号

<b>特集1</b> 第8回法整備支援連絡会 (2007. 1. 19開催)	
	国際協力部教官 田中嘉寿子……………3
基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」	カンボジア王国司法大臣 アン・ヴォンワッタナ……………9
基調講演「カンボジア民事訴訟法の制定と日本の法整備支援について」	駿河台大学総長 竹下守夫……………14
基調講演「我が国の法整備支援の在り方について」	財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫……………26
報告「JICAの法整備支援分野における技術協力の在り方・基本方針について」	独立行政法人国際協力機構(JICA)社会開発部第一グループ長 桑島京子……………31
報告「日弁連の国際司法支援活動に関する取組, 基本方針について」	日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹公敏……………37
報告「法務省の法整備支援に関する取組, 基本方針について」	法務総合研究所国際協力部長 稲葉一生……………41
報告「中国の経済法・企業法整備プロジェクトについて」	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 布井千博……………45
報告「アジア経済研究所の法整備支援に関する取組について (調査・研究)」	アジア経済研究所開発研究センター法・制度研究グループ長 小林昌之……………50
報告「各機関の法整備支援活動の現状等に関するアンケート結果報告」	国際協力部教官 田中嘉寿子……………54
資料	……………82

ICD NEWS第35号

<b>特集1</b>	第9回法整備支援連絡会 (2008.1.18開催)	
	神戸地方検察庁検事(前国際協力部教官)	田中嘉寿子……4
講演	「法整備支援活動の成果物の普及活動の基本方針と課題」	
	国際協力部長	稲葉一生……105
講演	「JICAの法整備支援分野における成果物の普及に対する考え方」	
	JICA国際協力専門員・弁護士	佐藤直史……112
特別講演	「アジアを中心とした制度インフラ整備について」	
	経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課経済協力専門官	三浦朱美……126
報告	「ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題」	
	JICAラオス事務所所員	松元秀亮……131
報告	「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」	
	弁護士	松嶋希会……135
報告	「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」	
	国際協力部教官(東京地方検察庁検事)	森永太郎……152
報告	「カンボジア民事訴訟法の普及活動の現状と課題」	
	一橋大学大学院法学研究科教授	上原敏夫……160
報告	「RSJP民事教育改善プロジェクトと成果物の普及活動」	
	国際協力部教官	宮崎朋紀……164
報告	「法整備支援活動の戦略的ビジョンと日弁連の活動」	
	日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長	矢吹公敏……170
資料	……	178

ICD NEWS第39号

<b>特集</b>	第10回法整備支援連絡会 (2009.1.16開催)	
	国際協力部教官	森永太郎……10
特別講演	「開発途上国に対する法整備支援－UNDPの手法と指針」	
	国際連合開発計画(UNDP)ベトナム事務所政策アドバイザー	
	ニコラス・ジョン・ブース……16	
基調講演	「法整備支援の現状と課題」	
	最高検察庁検事(前国際協力部長)	稲葉一生……33
講演	「日弁連の司法支援活動の基本方針と	
	アジアにおける司法アクセス及び法の支配」	
	日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長・弁護士	矢吹公敏……41
講演	「良い統治および法の支配と法整備支援戦略」	
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘……47
講演	「日本の法整備支援－いま求められているもの」	
	財団法人国際民商事法センター理事・弁護士	小杉丈夫……58
講演	「JICAの法整備支援の考え方」	
	独立行政法人国際協力機構(JICA)公共政策部	
	次長兼ガバナンスグループ長	桑島京子……64
資料	……	89
	法整備支援連絡会会場の反応紹介「意欲高き大学生からの一通の手紙」	
	国際協力部教官	渡部洋子……252

## ～ 国際研修 ～

### 第32回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官・JICA長期専門家

西 岡 剛

#### 1 はじめに

国際協力部では、2009年11月30日から同年12月11日までの間、ベトナム社会主義共和国から研修員10名を日本に招へいし、第32回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の10名である。

最高人民検察院犯罪統計局長	Mr.グエン・ミン・ドゥク
最高人民検察院判決執行監督部長	Mr.グエン・マイン・ハウ
ラオ・カイ省人民検察院検事正	Mr.チュウ・ヴィエト・ハイン
最高人民検察院刑事事件訴追・裁判監督部副部長	Mr.グエン・タイン・ハオ
最高人民検察院ハノイ控訴部副部長	Mr.グエン・ハウイ・ティエン
バグザン省人民検察院次席検事	Mr.グエン・フォン・ドン
最高人民検察院ハノイ検察訓練校副校長	Mr.ディン・スアン・ナム
最高人民検察院人事部人事管理課長	Mr.グエン・ヴァン・ミン
最高人民検察院検事	Mr.トン・ミン・トゥエン
最高人民検察院検事	Mr.マイ・テー・バイ

本稿では、この研修の概要を紹介する。

なお、この場をお借りして関係各位に深く謝意を表したい。

#### 2 研修実施の背景・理由

ベトナム社会主義共和国は、1990年代から司法制度改革に取り組み、2005年には、ベトナム共産党において、法・司法制度整備に関する二つの決議（「法制度整備戦略〔第48号決議〕」、 「司法改革戦略〔第49号決議〕」）が採択された。これら決議には、ベトナムの実情を踏まえた上で、諸外国の法律システムを選択的に取り入れ、一貫性、統一性のある法律システムを構築すること、訴訟当事者による公判での弁論活動を強化した改正刑事訴訟法を制定すること、そして、えん罪を防止するため捜査機関による適正な捜査活動を行うことなどが盛り込まれている。また、ベトナムでは、矯正施設内における受刑者の人権保護を図るため、検察院による矯正施設に対する監督体制を強化することも課題となっ

ている。このような現状を踏まえ、現在、ベトナムでは、最高人民検察院が中心となり、関係省庁と協議を重ねつつ、刑事訴訟法等の改正を含めた刑事司法制度の改革が進められている。

ベトナムは、日本が、明治時代、西欧諸国から法制度を移植し、これに成功して独自の法文化を形成していること、戦後、刑事訴訟において職権主義から当事者主義へと移行し、現在では、当事者主義を基調としつつ、職権主義的要素を随所に取り入れながら刑事司法活動を円滑に遂行していることなどから、日本の刑事司法制度を参考にしながら自国の刑事司法制度の改革に取り組みたいと考えている。当所は、1990年代から、国際協力機構（JICA）が行う政府開発援助（ODA）の枠組みで、同国に対する法制度整備支援に協力しているところ、2007年4月には、「ベトナム法・司法制度改革支援」プロジェクトが始まり、そのプロジェクトの中に、ベトナムの刑事司法活動を改善するための支援及びこれに関する本邦研修も組み込まれている。そうした中、ベトナム側から、刑事訴訟法等の改正を含めた刑事司法制度改革を推進する上で、日本の刑事司法活動の実情を学びたいと要望してきたことから、当部がJICAと協力して本研修を行うこととなった。

### 3 本研修の概要

#### (1) 本研修の目的

本研修の目的は、研修員が、日本の刑事訴訟法の訴訟構造、日本の検察官・弁護人の役割、矯正施設に対する管理体制などについて専門家から講義を受け、刑事法廷を傍聴することなどによって、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事司法活動の実情等を学ぶとともに、今後のベトナム刑事司法制度の展望についての発表を行い、これに関して専門家と集中協議をし、問題点の抽出、改善策の検討を行い、刑事訴訟法等の改正を含めたベトナム刑事司法制度改革を後押しすることである。

#### (2) 講義

##### ア 日本の刑事訴訟法の訴訟構造について

日本の刑事訴訟法の訴訟構造について、職権主義から当事者主義へ移行した経緯等について、東京大学大学院法学政治学研究科大澤裕教授に講義していただいた。

まず、フランス法の影響を受けた治罪法（1880年制定）、明治刑事訴訟法（1890年制定）、ドイツ法の影響を受けた大正刑事訴訟法（1922年制定）が制定された経緯や1923年に陪審制度が採用された経緯などを説明されるとともに、そのころの捜査手続や公判手続について、裁判所、検事、警察との関係を説明しながら紹介された。また、起訴便宜主義や略式手続が導入された経緯についても説明された。

そして、第2次世界大戦後、アメリカの影響を強く受けた当事者主義を基調とする刑事訴訟法が制定された経緯についても説明された。その中で、令状主義、訴因制度、伝聞法則、起訴状一本主義などが採用された経緯や現行の刑事訴訟法における検察と警察の関係などについても説明された。

最後には、裁判員制度と当事者主義との関係についても説明された。



この講義において、ベトナム側からは、起訴便宜主義を採用した場合、検察官の判断が恣意的にならないか、どのような証拠が伝聞証拠に当たるのか、捜査段階で自白していた被告人が公判廷で否認した場合、捜査段階の被告人の供述調書の証拠能力はどうなるのか、などといった質問がされた。

イ 日本の検察官の役割（捜査手続を中心に）

(ア) 日本の検察制度の概要、捜査手続について（講師：国際協力部教官 西岡剛）

日本の検察制度の沿革、検察庁の組織機構などについて説明するとともに、日本の捜査手続、検察と司法警察職員との関係などについても説明した。



(イ) 公判検察官の役割について（講師：東京地方検察庁公判部 亀掛川健一検事）

公判手続における検察官の役割を説明する中で、補充捜査の必要が生じた場合の捜査担当の検察官や警察との連携、法廷に提出する証拠の選別方法、公判前整理手続などを説明された。

この講義において、公判段階において、公判担当検察官は、警察に対して、どのようにして補充捜査を指揮するのかなどといった質問がされた。

(ロ) 検察における独自捜査について（講師：大阪地方検察庁堺支部 城祐一郎支部長検事）

軽微事件の検察官による独自捜査から特別捜査部による複雑な経済事件や贈収賄事件の独自捜査までを、実際の経験に基づき、その捜査手法を紹介された。

この講義において、特捜部はどのようにして捜査の端緒を得ているのか、特捜部に対する不当な政治的な圧力はないのか、特捜部はどのようにして内偵捜査を行っているのか、などといった質問がなされた。

(ハ) 検務事務について（講師：統括国際協力専門官 田中充）

検務事務全般（事件、令状、証拠品、執行、徴収、犯歴、記録）について、概括的な説明とともに、検察庁において検察官を補佐する検察事務官の役割を説明された。

この講義において、検察事務官には捜査権限は認められているのか、刑事収容施設と刑務所はどのように違うのか、などといった質問がされた。

ウ 日本における刑事弁護人の役割（講師：東京清和法律事務所 高畑満弁護士）

日本において、弁護人は、被疑者、被告人の権利保護のためにいかなる弁護活動を行うことができるのか、起訴前の弁護活動と起訴後の弁護活動とに分けて説明された。起訴前の弁護活動として、捜査官から不当な自白を強要されないようにするために被疑者ノートを差し入れたりすることや、不当な身柄拘束がなされないようにするための不服申立の手段などを紹介された。起訴後の弁護活動では、情状関係だけを争う場合と事実関係を争う場合とに分けて、公判において、どのような活動を行うのが被告人の権利保護につながるのかを説明されるとともに、弁護人による証拠収集活動についても紹介さ

れた。

エ 日本における矯正施設に対する管理体制（講師：法務省矯正局 大口康郎局付検事）

矯正の組織・機構，矯正施設に対する管理体制について説明され，その中で，刑事施設監視委員会，刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会が設置された経緯や，矯正施設職員の不祥事に対する対応やその防止策などについても紹介された。

矯正施設内で，原因不明で被収容者が死亡した場合にはいかなる措置をとるべきであるか，被収容者の仮釈放に当たり，検察官は関与するのか，仮釈放の具体的な手続はどうなっているのか，などといった質問がされた。

(3) ベトナム側からの発表

「ベトナム刑事司法制度改革において，検討すべき課題」というテーマで，団長のドゥック局長による発表がなされた。

ベトナムでは，2003年に刑事訴訟法が改正され，その結果，刑事事件の捜査・起訴・公判・判決の執行の各過程において，業務の質や効率性が向上した。しかしながら，一部規定の不十分さや，情勢の変化などから，現実のニーズにこたえられていない面も露呈されてきた。そのため，2008年1月に，改正刑事訴訟法立案委員会を設立する国会常務委員会による決定が公布され，最高人民検察院が責任機関となり，最高人民裁判所，司法省，公安省，国防省など関係機関とともに，改正作業に取り組んでいる。改正作業における主な検討課題とこれに対する日本側からのコメントは以下のとおりである。

ア 無罪推定の原則について

(ア) ベトナム刑事訴訟法9条において，「何人も，裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪とみなされず，処罰されない。」旨規定され，条文上，無罪推定の原則が導入されている。しかし，刑事訴訟に携わる裁判所以外の他の機関に対しても，かかる原則を適用させるべく，条文の改正を検討しているところである。

(イ) これに対し，日本側から，「上記9条は，国際人権規約（B規約）上，必要な規定であるので，これを維持する必要があるとのコメントをするとともに，現行の刑事訴訟法上の規定の問題点を指摘した。つまり，ベトナム刑事訴訟法第224条において，『（刑事事件の）判決には，被告人の犯行を説明し，被告人の有罪及び無罪を確定する証拠を分析し』なければならない旨規定されている。この規定は，訴訟遂行機関が，被告人が無罪であることを証明しなければ，無罪の判決を言い渡すことができないような規定ぶりである。無罪推定の原則からすれば，有罪認定ができない以上，おのずと被告人は無罪となるのであり，わざわざ被告人の無罪を証明する必要はないのであり，無罪推定の原則からするとこの規定ぶりにはやや疑問を感じる。」とのコメント



をした。

#### イ 公判における検察官・弁護人の尋問権の拡充

- (ア) ベトナムは、刑事訴訟において、職権主義を採用しており、公判において、被告人・被害者等の関係者に対する尋問は裁判官が中心的に行っており、検察官・弁護人は、補充的に尋問するだけである。そこで、公判における当事者の弁論活動を活発化させることで、えん罪を防止し、被告人の権利を擁護する必要がある、検察官・弁護人の尋問権を拡充させる方向で、刑事訴訟法の改正を検討しているところである。
- (イ) この点に関し、日本側から、「単に、検察官・弁護人の尋問権を強化するのではなく、誤導尋問や誘導尋問を禁止するなど、尋問のルールを明確に定めた上で、当事者の尋問権を強化しなければ、公判での議論が空転する恐れがある。」とのコメントをした。

#### ウ 監督審裁判所の権限強化

- (ア) ベトナムの裁判は二審制であるが、二審で判決が確定した後も、当該判決に重大な法令違反等がある場合には、検察院長官、裁判所長官は異議申立てをして、当該判決が再検討されることがあり、これを監督審と呼んでいる。監督審では、原判決を破棄することはできても、自判はできない。監督審において破棄された事件は、再捜査されるか再審理されることとなる。このようなケースが増加し、判決確定後も被告人の立場が安定しないことから、監督審において被告人に有利な結論が導かれた場合には、監督審が原判決の内容を変更できるように改正すべきであるという意見があり、その是非が検討されている。
- (イ) この点に関し、日本側から、「監督審の判断に拘束力がないことから、監督審が確定した判決を原審に差し戻したとしても、原審は原審の判決を維持することができるのである。そうなれば、再び当該事件が監督審に申し立てられ、監督審において再び破棄され、原審に差し戻されることになるのである。このようなことが延々と繰り返されたケースもあったと聞いている。監督審の判断に拘束力を持たせれば、原審もこれに従わざるを得ず、このような事態を防ぐこともでき、法的安定性も保つことができるのではないか。」というコメントをした。

#### エ 民事事件における検察院の責務について

- (ア) ベトナム検察院の責務は、検察権を行使し、司法活動を管理することであり、従来、刑事訴追する以外にも、民事訴訟において、当事者に代わって訴えを提起するなどして民事事件にも関与していた。しかし、2004年に制定された民事訴訟法では、検察院による訴えの提起権は原則として撤廃されるなど、民事事件への関与が大幅に制限された。その後、民事事件における監督審や再審の申立件数が増加し、原判決が破棄される件数も増加したことから、このような事態を改善するためにも、再び検察院による民事事件への関与を元の状態に戻す必要があるのではないかという議論がベトナムでなされている。
- (イ) この点に関し、日本側から、「検察院は、司法活動を管理・監督するという側面と

訴訟における一方当事者という側面も有しており、これら二つの側面は相入れないのではないかという議論がベトナムでなされ、これが、2004年に制定された民事訴訟法において、検察院による訴え提起権が原則として撤廃されることとなった背景事情の一つと聞いている。このような背景事情を考慮すれば、今後、検察院に民事事件の訴え提起権を認めることは難しいのではないか。」とのコメントをした。

#### オ その他

ベトナムにおいて、起訴便宜主義の導入の是非、各訴訟機関（裁判所、検察院、捜査機関）の権限の明確化、執行猶予、非拘束矯正を受けた者に対する監督の強化などが改正事項として検討されている。

#### (4) 表敬，見学

- ① 検事総長表敬
- ② 法務省矯正局長表敬
- ③ 東京地方裁判所法廷傍聴
- ④ 府中刑務所見学

#### 4 所感

上記のとおり、本研修では、改正刑事訴訟法の起草責任機関であるベトナム最高人民検察院の犯罪統計局ドック局長ら10名が研修員として来日し、日本の刑事訴訟法の構造、日本の検察官・弁護人の役割、日本における矯正施設に対する管理体制等について大学教授、実務家から講義を受け、その際、各講師らに質問をし、各講師らと積極的に議論をした。このような講義・議論を通じて、研修員たちは改めて日本の刑事司法制度についての知見を深めるとともに、ベトナムの刑事訴訟法法案を起草する上での問題点を抽出することができ、今後、整理・検討していくべき方向性を見いだすことができたように思われる。

また、東京地方裁判所において、実際の刑事裁判の法廷を傍聴することにより、当事者主義の公判手続を直接見聞し、さらに、府中刑務所を見学することによって、日本の矯正行政の在り方もより深く理解してもらえたものと感じている。

このように、本邦研修には、複数の専門家から集中的に講義を受け、日本の実務を実際に見聞できるという大きなメリットがある。今後も、ベトナム刑事訴訟法改正に向けて、日本人現地専門家らと協力して、ベトナム側に対し、必要な助言、支援を続けていきたい。

### 第32回 ベトナム法整備支援研修日程表

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
11/29	日	入国		
11/30	月	オリエンテーション(JICA) TIC SR8	12:00～ オリエンテーション(ICD) 講師:ICD教官 TIC SR8	講義(日本の検察官の役割～捜査手続を中心に①) 講師:ICD教官 TIC SR8
12/1	火	講義(日本の検察官の役割～捜査手続を中心に②) 講師:ICD教官 赤れんが棟3階共用会議室		講義(検務事務概要説明) 講師:法総研国際協力部 田中統括国際協力専門官 赤れんが棟3階共用会議室
12/2	水	ベトナム側プレゼンテーション テーマ:ベトナム刑事司法制度及び検察制度の今後の展望 TIC SR8		
12/3	木	10:00～ 写真撮影 赤れんが棟前	10:30～ 検事総長表敬	13:30～ 矯正局長表敬 講師:東京地検公判部 亀卦川検事 赤れんが棟3階共用会議室
12/4	金	東京地裁法廷傍聴	12:40～13:40 所長主催意見交換会 法曹会館3階「富士の間」	講義(検察における独自捜査) 講師:大阪地方検察庁堺支部 城支部長検事 赤れんが棟3階共用会議室
12/5	土			
12/6	日			
12/7	月	講義(日本における矯正施設に対する管理体制) 講師:法務省矯正局 大口局付 アジ研2F会議室		刑務所見学(府中刑務所) 府中刑務所
12/8	火	大学教授による講義(日本の刑事訴訟法の構造「職権主義的刑事訴訟から当事者主義的刑事訴訟への移行経緯」) 講師:東京大学大学院法学政治学研究科 大澤裕教授 赤れんが棟3階共用会議室		
12/9	水	弁護士による講義(日本の刑事裁判における弁護人の役割) 講師:高畑満弁護士 赤れんが棟3階共用会議室		
12/10	木	全体討論会 コメンテーター:大澤教授(AMのみ), 高畑満弁護士(PMのみ), ICD教官 TIC SR6		
12/11	金	10:00-11:00 総括(質疑応答等) コメンテーター:ICD教官	11:00-12:00 評価会	12:00-12:30 終了式 TIC SR13
12/12	土	帰国		

## ～ 国際研修 ～

### 第33回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官・JICA長期専門家

西 岡 剛

#### 1 はじめに

国際協力部では、2009年12月21日から同年12月25日までの間、ベトナム社会主義共和国から研修員10名を日本に招へいし、第33回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の10名である。

司法省民事判決執行総局副総局長	Mr. グェン・ティン・トゥイ
司法省民事判決執行総局人事課副課長兼上級法律専門家	Ms. チャン・ミン・フォン
司法省民事判決執行総局法律専門家	Mr. レー・トゥアン・ソン
財務省法務局総務課副課長	Ms. グェン・ティ・ヴィエト・アイン
内務省組織人事局副局長	Ms. ダオ・ティ・ホン・ミン
国会事務局司法部副部長	Mr. グェン・コン・ロン
司法省ビンズオン省民事判決執行局局長	Mr. レー・コン・フック
司法省ゲアン省民事判決執行局局長	Mr. チャン・ヴァン・トゥ
司法省バリア・ブンタウ省民事判決執行局局長	Mr. チャン・ヴァン・ムオイ
司法省トウアティエンフェ省民事判決執行局局長	Mr. レー・バー・ソン

本稿では、この研修の概要を紹介する。

なお、この場をお借りして関係各位に深く謝意を表したい。

#### 2 研修実施の背景・理由

ベトナム社会主義共和国は、1986年にドイモイ政策を採択して以来、市場主義経済に適合する法律の制定に取り組み、まずは民法の改正や民事訴訟法の制定が行われた。もっとも、市民の持つ権利が確実に実現されるためには、民法や民事訴訟法に従った判決がされるだけでは十分とはいえず、その判決が適正に執行されることも必要不可欠である。ところが、ベトナムでは、判決執行不能件数は増加の一途をたどっており、これを減らすこと

が重要な課題となっていた。

そこで、ベトナムでは、2002年に判決執行法の起草作業に着手し、2005年に採択されたベトナム共産党の法・司法制度整備に関する二つの決議（「法制度整備戦略〔第48号決議〕」、  
「司法改革戦略〔第49号決議〕」）の中にも、判決執行法を制定し、執行業務を適正に遂行することが目標として掲げられた。

上記判決執行法の起草作業は、ベトナム司法省が関係省庁との協議を重ねながら進め、その結果、2008年11月に民事判決執行法が成立した。そこで、今後は、上記の判決執行不能件数の減少を実現すべく、同法をいかに適切に運用するかが問題となっている。

当所は、1990年代から、国際協力機構（JICA）が行う政府開発援助（ODA）の枠組みで、同国に対する法制度整備支援に協力しているところ、2007年4月から始まった「ベトナム法・司法制度改革支援」プロジェクトの中には、民事判決執行法の起草支援及び執行能力向上支援も組み込まれている。そこで、ベトナム側から、新しく成立した民事判決執行法を適切に運用するために、日本の民事執行の実情について、実務・理論面双方から学びたいと要望してきたため、本研修を行うこととなった。

### 3 本研修の概要

#### (1) ベトナム側の関心事項

本研修を実施するに先立ち、ベトナム側から本研修において特に学びたい関心事項を聴取し、それらを基に、大学教授による講義、実務家による講義、執行センターの見学などを有機的に組み合わせ、本研修を実施した。なお、ベトナム側からの主な関心事項は、以下の5点であった。

- ① 日本の民事判決の執行機関（執行裁判所、執行官など）について
- ② 各財産（不動産、動産、知的財産など）の強制執行の方法について
- ③ 強制執行を確保するための財産保全について
- ④ 強制執行の段階で生じる各種紛争の解決の方法について
- ⑤ 渉外的要素のある判決の執行方法について

#### (2) 講義関係（実施順）

##### ア 日本の民事執行法の概要（講師：国際協力部教官 宮崎朋紀）

日本とベトナムの民事執行制度を比較しながら、日本の民事執行機関について説明したほか、日本の執行の手續について、金銭執行、不動産執行、動産執行、債権執行、非金銭債権の執行に分けて説明した。

また、日本の民事執行における不服申立ての制度の概要や、執行の際に警察に援助を求める場合があることや、刑法犯として執行妨害が処罰される場合があることなどについても説明した。ベト



ナム側から、日本では、執行の申立てに対して時間的な制限はないのかなどといった質問がなされた。

イ 大阪地方裁判所民事執行センター見学

大阪地方裁判所民事執行センターを見学し、裁判官及び執行官との座談会を実施した。その中で、執行裁判所と執行官の役割及びその関係、執行官の地位などが説明された。ベトナム側から、同センターが抱えている事件数や執行官の数、執行官の任命方法、育成方法などについて質問がなされ、これら質問に丁寧に答えていただいた。



ウ 日本の民事執行の実務（講師：赤井・岡田法律事務所 岡田一毅弁護士）

一般的な民事事件を取り扱う弁護士の立場から、民事執行実務にまつわる種々の問題点や日本の民事執行の実情について、自身の経験に基づき講義をしていただいた。その中で、ベトナム側からは、執行を確保するため、効果的な財産探知の方策はあるのか、知的財産はどのようにして執行するのか、債務者の居住地以外の都道府県に不動産があるような場合、どのようにして強制執行を申し立てるのかなどといった質問がなされ、これら質問に丁寧に答えていただいた。



エ 日越の民事判決執行法の比較検討（講師：名古屋大学大学院法学研究科 酒井一教授）

酒井教授には、日本とベトナムの民事執行制度を比較しながら、ベトナム側の関心事項について、網羅的に講義していただき、その中で適宜ベトナム側の質問に答えていただいた。

まず、執行機関について、日本とベトナムの執行機関を比較しながら説明していただいた。大きな相違点として、ベトナムでは司法省傘下の執行機関が、裁判所の判決に基づき、強制執行を執り行っており、判決機関と執行機関が分離されている。これに対し、日本では、判決機関と執行機関が分離されておらず、いずれも裁判所という点である。そして、日本では、執行官は裁判所に所属しているが、職務を行う上での独立性は保障されている。これに対し、執行機関に所属しているベトナムの執行官は、日本の執行官と比較した場合、その独立性はどの程度確保されているのかなどといった議論がなされた。<sup>\*1</sup>



\*1 執行官の独立性が議論されたのは、過去に、ベトナムでは、執行官の独立性が十分に確保されていないことに起因して、法の根拠もなく、執行が停滞したり、放置されたりした事例が幾つかあったからである（ICDニュース4号「ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とその実情を中心として」参照）。



また、酒井教授が各財産の差押え方法について説明された際、ベトナム側から、不動産の強制執行を行う上で、登記による差押えが効果的であり、ベトナムでも、できるだけ早期に不動産登記法を成立させ、不動産登記制度を整備する必要性を痛感した旨の発言がなされた。<sup>\*2</sup>

さらに、執行における救済方法について、日本では、民事執行法上、執行異議、執行抗告、請求異議の訴え、第三者異議訴訟などが法定されており、その他、国家賠償制度による救済方法もあることなどが説明された。その中で、ベトナムでは、不服申立てに関する諸規定の幾つかが不明確であることや、司法機関による救済手段も設けられていないことから、今後、国際スタンダードに合致した、よりクリアで公平な救済手段の方策を検討する必要があることなどが議論され、ベトナム側は、現在行われている司法改革の中で、今後、こうした問題点を改善していく必要がある旨発言していた。

そのほか、ベトナムでは、訴え提起前の民事保全の制度が採用されていないことから、研修員らは、酒井教授が日本の民事保全の制度について説明されていた際、大変興味深く耳を傾けており、このような制度を大いに参考にしたいと述べていた。

#### 4 所感

上記のとおり、本研修では、ベトナム社会主義共和国司法省判決執行総局のトゥイ副局長ら10名が研修員として来日し、日本の民事判決執行について、大学教授や実務家から理論面・実務面からの講義を受けるとともに、質疑応答を通じて、日越の民事執行を比較しながらの意見交換を行った。これに加え、大阪地方裁判所民事執行センターの見学や、執行の最前線で活躍されている裁判官、執行官との座談会を通じて、研修員に日本の民事執行実務をより深く理解してもらえることができたと感じている。

研修員らも、比較的短期間の研修ではあったものの、理論面・実務面双方から、日本の民事執行の実務に関する知見を深めることができ、日越の民事執行制度を比較検討する大変有意義な機会を得ることができたなどと感想を述べていた。

ベトナム本邦研修は、法務総合研究所国際協力部が行っている各種研修の中で、最も古くから続いている研修である。このような研修においては、ベトナム人研修員だけが日本の司法制度を学んで帰国するのではなく、これを実施する日本人も、ベトナム側からベトナム司法制度に関する情報提供を受けことができ、司法制度に対する相互理解を深めることができるものと思料する。それと同時に、このような研修が、日越の友好関係を築く一端を担っていることは間違いなく、今後も、ベトナムに対する支援活動を継続していきたい。

---

\*2 当部では、平成21年8月にベトナム社会主義共和国司法省担保取引登録局から研修員7名を日本に招へいし、不動産登記法の起草支援のための本邦研修（第31回ベトナム法整備支援研修）を実施した。これに関する研修報告は、ICDニュース41号（134ページ）に掲載されている。

第33回 ベトナム法整備支援研修日程表

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
12 / 日 20		入国		
12 / 月 21		オリエンテーション(JICA)  OSIC	12:00～ オリエンテーション (ICD)  OSIC会議室2	日本の民事執行法の概要(講義)  宮崎教官  OSIC会議室2
12 / 火 22		大阪地方裁判所民事執行センター見学及び座談会		見学後の事後説明 15:00～ 日本の民事執行実務 講師:岡田一毅弁護士  宮崎教官  ICD 2階国際会議室
12 / 水 23		日越の民事判決執行制度の比較検討① 講師:酒井一教授、オブザーバー参加:石那田隆之  休日(天皇誕生日)		ICD 2階国際会議室
12 / 木 24		日越の民事判決執行制度の比較検討② 講師:酒井一教授  ICD 2階国際会議室	12:00～ 部長挨拶 12:15～13:15 部長主催意見交換会 13:30～ 写真撮影	日越民事判決執行制度の比較検討③ 講師:酒井一教授  ICD 2階国際会議室
12 / 金 25		10:00- 総括 (質疑応答等) コメンテーター: ICD教官  OSIC会議室2	11:00- 評価会  OSIC会議室2	12:00- 終了式  OSICセミナールーム13
12 / 土 26		帰国		

## ～ 国際研修 ～

### 第34回ベトナム法整備支援研修

大阪地方裁判所判事（前国際協力部教官）

宮 崎 朋 紀

#### 1 はじめに

2010年2月23日（火）から同年3月5日（金）まで、第34回ベトナム法整備支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、最高人民裁判所（Supreme People's Court, 以下「SPC」という。）及び省級人民裁判所の裁判官等からベトナム側により選定された以下の合計10名である。

1 SPC副長官	チャン・ヴァン・トゥ氏
2 SPC裁判理論研究所長	ゴ・ホン・フック氏
3 SPC控訴裁判所判事	グエン・スアン・クオイ氏
4 カインホア省人民裁判所長	フィン・サン氏
5 ベンチャー省人民裁判所長	チャン・ヴァン・チャウ氏
6 ホーチミン市人民裁判所副所長	フィン・ゴック・アイン氏
7 ハノイ市人民裁判所副所長	タ・クオク・フン氏
8 SPC裁判理論研究所刑事行政課長	チュ・ティン・クアン氏
9 SPC秘書課法律専門官	マイ・アイン・タイ氏
10 SPC国際協力部法律専門官	ブイ・ヴァン・ティン氏

なお、本研修には、ハノイに駐在する長期派遣専門家の西村修氏（裁判官から出向中）が全日程につき同行した。

#### 2 本研修実施の背景

##### (1) ベトナムに対する法制度整備支援の経緯及び本研修に関連する支援活動

当部は、JICAと協力してベトナムに対する法制度整備支援活動を進めており、現在は、JICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト」（2007年4月～）の枠組みの中で、各種研修の実施等の活動を行っている。

本研修は、上記プロジェクトのうち、SPCをカウンターパートとする活動に関して実施されたものである。その活動に関しては、村上敬一同志社大学法科大学院教授（元東京高等裁判所部総括裁判官）を委員長とするベトナム裁判実務改善研究会が作られ、ハノイに駐在する長期派遣専門家を国内から支援している。

その具体的な活動としては、従前、①判決書マニュアル作成、②判例の普及等に関する活動、③パイロット地区（バクニン省）における裁判実務改善活動が進められていたが、これらについては、現在、国内からの支援が一段落し、ほぼ現地派遣専門家の活動にゆだねられている状態である。すなわち、①の判決書マニュアルについては、懸案だったSPC副長官の承認が既にされたため、間もなく刊行され、普及活動に進む予定である。②については、「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」が出版され、2008年8月の第29回本邦研修等で判例の位置付け、拘束力等に関する考え方につき日本側から情報提供を行った後、SPC側で検討が深められるのを待っている状態である。③については、裁判実務上の諸問題についてのQ A集（民事・刑事）が作成され、現在SPC内部での検討を待っている状態である。

そこで、SPCをカウンターパートとする活動としては、新たに2009年春ころから、④SPCが担当する行政訴訟法起草の支援が中心となっている。そのころ以降、長期派遣専門家がSPC側と接触しながら、ベトナムの従前の行政訴訟制度について調査を行ったほか、同年夏には、ハノイで行われた行政訴訟に関するワークショップに村上教授が赴き、行政訴訟についての講義を行うなどしてきたところである。

## (2) ベトナム行政訴訟制度の構築の経緯について

ベトナムでは、1995年に初めて裁判所に行政訴訟の審理権限が付与され（裁判所構成法の改正による）、1996年に行政訴訟手続に関する法規範として「行政事件解決手続令」が制定された。これは「法律」ではなく「国会常任委員会令」という位置付けのものであった。

その後、2005年の共産党中央委員会決議第48号、同第49号において、「行政訴訟の解決手続を強く刷新する」「公民が訴訟に参加するための便利な条件を整え、裁判所の前での国民と公権力を持つ機関との間の平等を保障する」などの目標が掲げられ、これを受けて新たに「法律」としての行政訴訟法の起草を行う方針が固められ、その起草をSPCが担当することとなった。

そして、2009年3月には行政訴訟法起草のための組織が結成された。一つは、SPC長官を委員長として10名の委員からなる「ア 行政訴訟法草案起草委員会」であり、もう一つはその下部組織・実働組織と位置付けられ、SPC副長官をリーダーとして24名の構成員からなる「イ 行政訴訟法起草編集グループ」である。なお、本研修参加者のうち、1のトゥ副長官はアの副委員長・イのリーダーであり、2のフック所長はアの委員・イの副リーダーであり、8のクァン課長はイの主要メンバーである。

そして、2009年12月に行政訴訟法草案Ver. 1.2が日本側に交付された。

なお、行政訴訟法の国会での成立時期の目標は、当初は2010年春とされていたが、予定がずれ込み、本研修の時点では2011年春と述べられていた。

## (3) 行政事件解決手続令の特徴

行政事件解決手続令は、全76条からなり、日本側の専門家から見てもかなりのレベルといわれるものである。大ざっぱに日本の行政事件訴訟法との比較を試みると、次のとおりである。

ア 日本と類似する点

- a 行政訴訟を通常の司法裁判所が担当している。
- b 裁判所が扱う「行政訴訟」のほか、行政府が扱う「行政不服審査」がある。
- c 出訴期間の制限がある（ベトナムでは「提訴時効」と表現し、原則30日とされる）。

イ 日本と相違する点

- d 日本では「行政不服審査」を経ずに「行政訴訟」を提起できるのが原則であるが、ベトナムでは必ず提訴前に「行政不服審査」を前置しなければならない。
- e 行政訴訟の対象は、日本では広く「行政処分」とされるが（概括主義）、ベトナムでは対象となる行政決定・行政行為として22項目が列記されている（列記主義）。
- f 日本では「取消訴訟」「無効確認訴訟」「不作為の違法確認訴訟」「義務付け訴訟」「差止訴訟」「当事者訴訟」などのメニューの中から原告が選択して訴えを提起しなければならないが、ベトナムでは原告が違法とする対象決定・行為を特定すれば、裁判所においてどのような救済を行うべきかを選択して判決することになっている。
- g 日本では地裁本庁のみが行政訴訟の第1審を扱うが、ベトナムでは県級裁判所（日本の簡裁に相当）も行政訴訟の第1審を扱う。
- h 日本の行政事件訴訟法は、手続の詳細につき民事訴訟法の規定を包括的に準用する形をとっているが、ベトナムの行政事件解決手続令は、手続の詳細についても書き起こして民事訴訟法とは独立した法規範となっている。
- i ベトナムでは、審理期間の制限がある（例えば、「事件の受理から原則として2か月以内に公判準備を終える」など）。
- j ベトナムでは、行政訴訟の期日への検察官の出席が義務付けられている。

### 3 本研修の概要

#### (1) 本研修のカリキュラムの概要

当部は、SPCの要望を受け、長期派遣専門家及びベトナム裁判実務改善研究会とも協議の上、①日本の行政訴訟制度の紹介、②前記行政訴訟法草案Ver. 1.2の検討会を2本柱として、本研修のカリキュラムを組むこととした。

#### (2) 日本の行政訴訟制度の紹介について

本研修の冒頭で、筆者から「日本の裁判所の組織、司法権の独立」について、西村長期派遣専門家から「日本の行政訴訟制度の概要」について、それぞれ説明した上で、次のような講義をしていただき、また見学をさせていただいた。

ア 講義（一橋大学大学院 高橋滋教授）

ドイツ、フランス、イギリス、アメリカとの比較の観点から、日本の行政訴訟の特

徴をお話しいただいた上、日本の行政訴訟制度の仕組みについて分かりやすくお話しいただいた。日本の行政訴訟の発展経緯に関しては、「取消訴訟」から始まって他の類型の訴訟が生まれてきた経緯をお話しいただいたほか、研修員からの質問を受けて「主観訴訟と客観訴訟の区別」がドイツの用語に由来することなどをお話しいただいたのが印象的であった。

イ 講義（法務省大臣官房行政訟務課 永谷典雄課長、佐久間健吉参事官）

訟務制度の仕組みをお話しいただいた上、日本で多い行政訴訟（入国管理、税金、労災、刑務所収容者関係、社会保険関係）や、解決の難しい行政訴訟（都市計画関係、土地収用関係、開発許可関係、原子力発電所関係）に関し、事例を紹介していただいた。都市計画、土地収用、開発許可等についてはベトナムにも同様の事例が多かったようであり、具体例を念頭に置いた多くの質問が寄せられていた。

ウ 見学、講義（東京地方裁判所民事第3部(行政部)、八木一洋部総括裁判官、中島朋宏裁判官）

行政訴訟の口頭弁論を数件傍聴させていただいた上、行政訴訟の裁判所における処理体制、行政訴訟における証拠収集の在り方、和解、判決の執行、仮の救済などについてお話しいただいた。コンパクトな説明の後、質問に答えながら話を深めていくという形で、研修員の関心に沿った協議を行っていただいた。

エ 見学（最高裁判所）

大法廷等の施設見学を行ったほか、竹崎博允長官に表敬挨拶に応じていただき、トゥSPC副長官以下研修員も大変喜ばれていた。



オ 見学、講義（公正取引委員会 大久保正道次席審判官、佐藤郁美審判官、秋吉信彦審判官、審決訟務室小俣栄一郎様）

公正取引委員会を見学させていただいた上、独占禁止法違反行為に対する行政的制裁の流れなどについて、具体例を交えながら、質疑を中心に御説明いただいた。ベトナムの競争法に詳しい研修員も多く、関心を引いていたようである。公正取引委員会から違反者として処分を受けた側の者は審判請求ができるが、同委員会に告発した側の者は、処分がされなかった場合でも審判請求を行うことができないという点に関心が集まり、この点の議論が盛り上がっていた。

カ 講義（日本弁護士連合会行政訴訟センター長 斎藤浩弁護士）

平成16年行政事件訴訟法改正の議論の過程で日弁連から強調した点を中心に、原告代理人から見た日本の行政事件訴訟法やその運用に関する問題点について、幅広く指摘していただいた。最後の評価会では、トゥ副長官から、「裁判所や行政機関側からだけでなく、民間の立場である日弁連からみた行政訴訟についての話を聞くことができたのは貴重な機会であった」旨の感想が述べられていた。

キ 見学，講義（東京法務局訟務部 太田晃詳部長，藤澤孝彦副部長，西理香副部長）  
東京法務局の組織体制について説明していただいた上，行政訴訟における和解，代理，判決の執行などについて，質疑を中心に御説明いただいた。和解や，被告行政機関と訟務部との意見調整などについて多くの質問がされ，これらの点に関心が高かったようである。

### (3) 行政訴訟法草案Ver. 1.2の検討会について

裁判実務改善研究会の村上敬一教授を中心に，ベトナム側の上記草案Ver. 1.2を検討した上で，本研修の直前にベトナム側から日本側に送付された以下のような関心事項について，協議を行った。

ア 行政不服審査前置主義を廃し，直接行政訴訟を提起できるようにすることの是非

イ 行政訴訟の対象に関する列記主義をやめて概括主義を採用することの是非

ウ 裁判所が判決で命じられる事項について

エ 裁判所の判決の執行について

オ 仮の救済について

カ 行政庁による証拠提出を促進する方法，職権証拠調べの是非について

キ 行政訴訟における和解前置の是非について

ク 出訴期間（提訴時効）として定める期間の相当性について

草案の検討段階での議論であるため，詳細は割愛させていただくが，冒頭で村上教授から，特に行政訴訟の対象とされる「行政決定・行政行為」（特に「行政行為」）という概念の意義をできるだけ明確にするよう努めることが，今後の草案改訂作業の中で最も肝要な点である旨を指摘された上，一定の方向性を示されたところ，ベトナム側の研修員もその点に最も頭を悩ませていたようであり，大変感銘を受けたようであった。ほかの点についても，ベトナム側の研修員の問題意識を村上教授が的確に整理，把握した上でコメントを加えていくという形で協議が進み，非常にかみ合った議論がされていた。ベトナム側研修員からは，今後も是非草案へのコメントをいただきたい旨の謝辞が述べられていた。



## 4 終わりに

本研修のテーマである「行政訴訟制度をどのように作り上げるべきか」という問題は，行政権と司法権との関係をどのようにするかという国家の仕組みにかかわる問題であり，かつ，その国における司法権を巡る状況（裁判官の能力水準，司法権の独立の程度，司法への国民の信頼の程度）の影響を大きく受けるものであって，ベトナム側の起草担当者も，起草段階で数多くの大きな悩みを抱えているようであった。また，日本の行政訴訟制度も，

日本における司法権を巡る状況を踏まえて独自の発展を遂げてきたものであるため、本研修前には、どこまでかみ合った情報提供、議論ができるか不安なところもあったが、結果的には、日本側の講師の皆様の御尽力により、ベトナム側の起草担当者は大きな成果を得ることができたと感じたようであり、是非とも引き続き日本に支援してもらいたいとの感想が述べられていた。

今後も、日本の行政訴訟の専門家の知見がベトナム行政訴訟法草案の改訂作業における大きな助けになるように、長期派遣専門家と協力しつつ、研修やセミナーを企画していきたい。

最後に、通訳をしていただいた大貫錦氏及び綱川秋子氏、そして、文中で触れさせていただいた方々を始め、本研修について多大な御支援、御協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。





### 第34回ベトナム法整備支援研修日程表

月 日	10:00  12:30	14:00  17:00
2 / 火 23	JICAオリエンテーション  T I C	ICDオリエンテーション  T I C
2 / 水 24	講義 日本の司法制度・行政訴訟制度の概観 長期専門家 西村修 国際協力部教官 宮崎朋紀 法務省（赤れんが棟，以下同じ）	講義 日本の行政訴訟法の概要－英米独仏との比較 一橋大学大学院 高橋滋教授 法務省
2 / 木 25	表敬挨拶 法務省事務次官 講義 行政訴訟の実務 法務省大臣官房行政訟務課 永谷典雄課長，佐久間健吉参事官 法務省	講義 行政訴訟の実務 同左 同左 法務省
2 / 金 26	東京地方裁判所見学	東京地方裁判所見学
2 / 土 27		
2 / 日 28		
3 / 月 1	最高裁判所見学（9:30～11:30） 12:30-13:30 所長主催意見交換会	ベトナム行政訴訟法草案検討会 1 同志社大学大学院 村上敬一教授 法務省
3 / 火 2	ベトナム行政訴訟法草案検討会 2 同志社大学大学院 村上敬一教授 法務省	ベトナム行政訴訟法草案検討会 3 同左 同左 法務省
3 / 水 3	公正取引委員会見学	日本弁護士連合会見学（14:00-16:00） 日弁連行政訴訟センター長 斎藤浩弁護士
3 / 木 4	東京法務局見学	ベトナム行政訴訟法草案検討会 4 / 総括質疑 同志社大学大学院 村上敬一教授 法務省
3 / 金 5	評価会 閉講式  T I C	資料整理

## ～ 国際研修 ～

### 中国国際私法現地セミナー

福岡地方検察庁検事（前国際協力部教官）

横山 幸俊

#### 1 はじめに

2010年3月22日、23日の2日間、中国国際私法現地セミナーが北京で実施された。参加者の詳細については、後記2(4)のとおりである。

この場をお借りして関係各位に深く感謝申し上げたい。

#### 2 本セミナー実施の背景・目的

##### (1) 本セミナー実施に至る経緯

中国は、2010年に国際私法を改正する予定であり、中国政府からの要請に基づき、本セミナーが実施された。

##### (2) 中国国際私法について

現行の中国国際私法は、1986年に制定された民法通則の一部等からなるところ、2010年の改正が予定されている。

##### (3) 本セミナーの目的

本セミナーは、国際私法についての初めてのセミナーであることから、2006年に改正された日本の国際私法（「法の適用に関する通則法」）を紹介するとともに、中国側が関心を持つ事項について、日本の国際私法の専門家との討論により、中国の国際私法の改正に役立てることを目的とした。

##### (4) 参加者について

日本側参加者

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| ① 櫻田嘉章 | 京都大学名誉教授・甲南大学法科大学院教授 |
| ② 神前 禎 | 学習院大学法科大学院教授         |
| ③ 李 旺  | 清華大学法学院教授            |
| ④ 赤根智子 | 法務省法務総合研究所国際協力部部長    |
| ⑤ 横山幸俊 | 同部教官                 |
| ⑥ 内田 清 | 主任国際協力専門官            |
| ⑦ 長田雅之 | 在中国日本大使館二等書記官（裁判官出身） |
| ⑧ 住田尚之 | JICA長期派遣専門家          |

- ⑨ 山浦信幸 JICA中国事務所所長
- ⑩ 松本高次郎 同事務所次長
- ⑪ 蔡 院森 通訳
- ⑫ 吉永叶子 同上

中国側参加者

- ① 姚 紅 全人代常務委員会法制工作委員会民法室主任
- ② 賈東明 同室 副主任
- ③ 扈紀華 同 上
- ④ 陳佳林 同室副巡視員
- ⑤ 杜 涛 同室処長
- ⑥ 郝作成 同 上
- ⑦ 段京連 同室調研員
- ⑧ 王瑞娣 同 上
- ⑨ 石 宏 同室副処長
- ⑩ 李 倩 同室主任科員
- ⑪ 王 玩 最高人民法院民四庭副庭長
- ⑫ 張国蓉 同庭審判長
- ⑬ 陳紀忠 同 上
- ⑭ 高曉力 同庭 助理審判員
- ⑮ 麻錦亮 同 上
- ⑯ 趙 健 中国国際經濟貿易仲裁監督処処長
- ⑰ 金 曦 同委員会仲裁業務処職員
- ⑱ 黄 進 中国政法大学学長
- ⑲ 杜新雨 中国政法大学教授

3 セミナー日程

(1) 3月22日午前

討論1 日本「法の適用に関する通則法」の構造, 基本理念  
発表: 櫻田教授

(2) 3月22日午後

討論2 日本「法の適用に関する通則法」の論点紹介  
発表: 神前教授

(3) 3月23日午前

討論3 総括質疑

① 討論1について

中国側から, 日本の「法の適用に関する通則法」が国際私法, 国際民事訴訟法のう

ちカバーしている範囲についての質問がなされ、櫻田教授から説明がなされた。

② 討論 2 について

中国側から、日本法では、国際私法が適用される涉外事件の定義がないのはなぜかといった質問がなされ、櫻田教授や神前教授から説明がなされた。

③ その他

中国側から、日本法で「反致」が認められているのはなぜか、「権利能力」についての規定がないのはなぜか、といった質問がなされ、櫻田教授や神前教授から説明がなされた。

4 所感

今回は、国際私法についての初めてのセミナーであり、日本の国際私法の全般を中国側に伝え、中国の国際私法改正に向けて役に立ったものと思われる。

5 終わりに

本セミナーは、上記のとおり、中国の国際私法改正に向けて、参加者が熱意をもって取り組み、所期の目的を達成した。

改めて、本セミナーに御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。

## ～ 国際研修 ～

### 第2回ネパール刑事訴訟法比較セミナー

国際協力部教官

森 永 太 郎

昨年10月29日及び30日の両日、カトマンズ市内において行われたJICAネパール事務所とネパール最高裁判所の共催による「刑事訴訟法比較セミナー」については、既に本誌42号において紹介したところであるが、その第2弾ともいべきセミナーを実施したので若干の報告をする。

#### 第1 セミナー開催の経緯と目的

##### 1 セミナー開催に至る経緯

ネパールにおいては、現在、法制度整備が進行中であり、憲法制定作業と並行して、1854年に成立した「一般法典」であるムルキ・アイン(Muluki Ain)を解体して民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法を新たに制定する作業が行われており、これらのうち、刑事法に関しては、カルヤン・シュレスタ最高裁判所判事の率いる「刑事法改革改善タスクフォース」が刑法及び刑事訴訟法の草案起草作業を担当していることは、既に本誌42号において述べたとおりである。前回のカトマンズにおける刑事訴訟法比較セミナーの後、起草作業は、多少遅れながらも何とか進ちよくしたようであるが、やはり、ほとんどのタスクフォース委員らにとっては初めての作業であることもあって、悩みも多かったようであり、シュレスタ判事は、引き続き日本からの情報提供やコメントが欲しい旨希望しておられた。

シュレスタ判事には、本年1月に当部で開催された第11回法整備支援連絡会にゲストスピーカーとして御出席いただいたが、その際にも、同判事は、ネパールにおける刑事法の整備がいかに困難であるかを説かれ、「刑法・刑事訴訟法の起草作業は最終段階を迎えているが、これらをタスクフォースから政府に提出するまでにはまだ若干の間があるので、できれば、草案完成前には是非もう一度何らかの形で日本からの情報提供や助言があれば有り難い」旨改めて意向を表明された。しかし、4月までには何とか政府に草案を提出したいとのことであるので、JICAが本邦研修あるいは現地セミナーを実施するには到底準備期間が足りず、予算上も専門家派遣等は困難な状態であった。そこで、法務総合研究所は、筆者を再度現地カトマンズに派遣して、短期間の日本－ネパールの刑事法比較セミナーを実施することで、間接的ながら刑事2法の草案作成とその後の同国の刑事司法改革に寄与することができればと考え、今回のセミナー実施に至ったものである。

## 2 セミナーの開催趣旨・目的

今回のセミナーは、「刑事司法改革改善タスクフォース」の意向を受け、前回の刑事法比較セミナーの内容をより詳細にし、実務に沿った日本の刑事訴訟の流れを理解してもらい、これとネパールの現在の刑事手続及び作成作業中の法案が目指す刑事手続とを比較してもらい、日本のシステムに、ネパールが取り入れることのできるものがあるかどうかを検討してもらうこととした。その意味では、前回のセミナーと軌を一にするものであった。しかし、前回のセミナーは、広くネパールの司法界から参加者を募り、内容も日本の刑事法の発達過程を含めた全般的な日本法の紹介に終始したのに対し、今回のセミナーについては、参加者を前記タスクフォースのメンバーに限定して開催し、より実務的な観点から手続の詳細について解説を行ったところの違いがある。また、刑事手続は、その最終段階である処罰及び矯正についても言及しなければ全体像がつかみにくいであろうとの判断から、矯正の専門家である、法務省大臣官房秘書課国際室の新海浩之法務専門官にも同行していただき、セミナーの一部を担当していただいた。

なお、今回のセミナー実施については、JICAネパール事務所及び在ネパール日本大使館から、連絡調整等の面で多大な助力をいただいた。また、セミナー会場の借上げ等については、前記タスクフォースの支援に携わっている国連開発計画（UNDP）ネパール事務所に費用等の面で協力をいただいた。ここに紙面を借りて心からお礼申し上げる次第である。

## 第2 セミナー概要

- 1 開催日時 2010年3月24日（水）午前9時～午後4時  
25日（金）午前9時～午後1時
- 2 開催場所 ラリットプール<sup>\*1</sup>市内「ホテル・ヒマラヤ」会議場
- 3 司 会 ネパール最高裁判所 カルヤン・シュレスタ判事
- 4 発表者 ① 法務省法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎  
② 法務省大臣官房秘書課国際室法務専門官 新海浩之
- 5 参加者 「ネパール刑事法改革改善タスクフォース」委員
  - ① ネパール最高裁判所 カルヤン・シュレスタ判事
  - ② ネパール法務司法省 マドハブ・パウデル次官
  - ③ ネパール法務委員会 モハン・バンジャデ副委員長
  - ④ ネパール最高裁判所 ラム・クリシュナ・ティマルセナ事務総長
  - ⑤ ネパール内務省 ゴヴィンダ・クスム次官
  - ⑥ ネパール首相府 トリロチャン・ウプレティ法務担当次官
  - ⑦ ネパール検事総長府 スルヤ・プラサド・コイララ次長検事
  - ⑧ ネパール警察本部 カルヤン・クマル・ティマルセナ副本部長

<sup>\*1</sup> Lalitpur. 首都カトマンズ南側に隣接する市であり、行政区画上はカトマンズとは別の市であるが、事実上はカトマンズ市の一部を形成している。

- ⑨ ネパール弁護士会 バドリ・バハデュール・カルキ上席委員
  - ⑩ トリブヴァン大学 ラジット・バクタ・プラダナンガ教授
  - ⑪ ネパール法務司法省 インディラ・ダハール上席次官補
  - ⑫ ネパール法務司法省 ラジュ・マン・シン・マラ次官補
- 6 オブザーバー ① UNDPネパール事務所 ケシャブ・パウデル専門官
- ② JICAネパール事務所 バルラム・プラサド・ラウト職員

## 7 進 行

シュレスタ判事の司会により、筆者があらかじめ準備したパワーポイント資料に基づき日本の刑事訴訟手続について説明しながら、随時参加者からの質問を受け、これに回答する形で進行した。また、現地到着時に、前記タスクフォースが作成した刑法、刑事訴訟法及び量刑法（Sentencing Act）の第一次草案の英語版（仮訳）を渡され、第一印象を述べてほしい旨の希望があったので、筆者が主として刑法草案、刑事訴訟法草案につき印象を述べ、新海専門官が主として量刑法草案について第一印象を述べた。

なお、日本の刑事手続に関する参加者の理解を助けるため、今回は、パワーポイント資料及び日本の刑法及び刑事訴訟法の英訳に加え、あらかじめ筆者において架空の傷害事件を題材にして英語で作成した、模擬の「公判記録」を配布し<sup>\*2</sup>、随時これを参照してもらいながら説明を進めた。

## 第3 実施結果・所感

前回のセミナー同様、参加者は極めて熱心に筆者の説明を聞き、また、活発な質疑応答がなされた。二日目は、本来、午後4時までのセッションを予定していたが、最高裁判所長官の交代に伴う前長官の退官式典が急きょ当日午後2時ころから行われることになったため、午後1時でセッションを切り上げざるを得なかった。そのため、若干急ぎ気味の進行となったが、一通り予定していた説明は行い、また、十分な質疑応答もできたため、所期の目的は達成できたものと考えられる。

ネパールの刑事実体法・刑事手続法の特徴とその運用の実態はさておき、ネパール側は、日本の刑事手続の効率性、言い換えれば、警察、検察庁、裁判所における迅速な事件処理を可能にしているシステムにつき強い関心を示していた。シュレスタ判事を始めとする数人のタスクフォース委員の話によれば、ネパールでは、新法がいまだ整っていない現在においても、ムルキ・アインの規定や、判例法により、一応の手続法は存在するものの、その運用が極めて非効率的で、手続全体の遅延を招いているとのことである。また、細則や書式が十分に整っておらず、裁判所によって事件処理の方法が統一されていない、あるいは、建前上は統一されている事項についても、裁判所や検察庁あるいは警察によって、職員の理解が十分でないために、取扱いがまちまちであるなどの問題を抱えているとのことであった。そのた

\*2 ただし、記録とはいっても、時間の制約があったので、形式面にかかわる書面のみであり、供述調書等の証拠類は省いた。作成配布したのは、記録表紙、起訴状、第1回、第2回、第3回の各公判調書及び証拠等関係カード（検察官、弁護士、職権）、冒頭陳述要旨、論告要旨、弁論要旨及び判決書である。

めか、シュレスタ判事らは、筆者が配布した模擬書式についても強い関心を示し「日本では、このように、手続が法文の上だけではなく、実際に使用する書式などにも反映され、すべてが迅速に処理できるようにシステムチックに組み上げられていることがよく分かった。」、「以前、日本の有罪率の高さや、さほど多いとは思えない裁判官や検察官の数で、大量の事件を迅速に処理しているという話を聞いて、実は半信半疑であったが、このようにシステム化すればそれも可能であることが理解できた。」などという声が聞かれた。また、迅速な事件処理という観点からは、ネパール側は、現在のネパールの制度ではいまだ整備されていないという公判前整理手続についても大いに興味を持ったようである。裁判所を中心として、検察官、弁護人が協力してきちんとした審理計画を立て、集中的・効率的な審理を可能にするシステムは相当魅力的に映ったようである。シュレスタ判事によれば、「ネパールでは、だらだらと幾つも期日を入れ、ある期日には形式的な手続だけを行い、その後証人尋問をしようと思っても、検察官あるいは弁護人の都合が付かないなどの理由で再三先延ばしになり、一人の証人をある日調べたと思ったら、次の証人を調べるのは2か月後などということが頻繁にあり、口頭主義の下、法廷で心証をとらなければならないはずなのに、以前の証人の話を忘れてしまったり、ひいては事件の全貌が分からなくなってしまい、法廷に臨むたびに、どのような事件であったか思い出すのに一苦勞したりする。このような事態は是非改めなければならない。」旨述懐しておられた。現在では、とにかく刑事関係法案を成立させるのに精一杯であるようだが、その後は、事件処理の効率化や、新法を運用する裁判官や検察官、弁護人を始めとする司法関係者の訓練が大きな課題となってくるであろうことは、タスクフォースメンバーも十分理解している様子である。

このほか、ネパール側が興味を持ったのは、捜査段階における令状主義である。英訳をいただいた刑事訴訟法案にも若干反映されているが、ネパールは、インドを経由して間接的に英法の影響を受けており、インド・パキスタン等において一般的な「cognizable offense」と「non-cognizable offense」の概念を持っており、いわば重罪の類型である「cognizable offense」については、警察は無令状で逮捕や搜索差押などの強制手段をとることができる（ただし、身柄については移動時間を除いて24時間以内に裁判官の面前に引致しなければならない）。ネパールにも令状（warrant）の概念がないわけではないが、令状を発付して強制手段をとるのは、事件が裁判所に起訴されてからのことのようなものである。これに対し、筆者が解説した日本法において、強制捜査に対する事前の司法チェックが令状という形で発達していることは、迅速な手続の中でも要所々々に人権保障の観点から関門を設けているという点で十分に参考にすべき制度として参加者に受け止められたという印象を受けた。

また、時間の制約もあって、十分な解説をすることが困難な面はあったが、かいつまんで説明した日本の上訴制度についても、関心は集まったように思えた。ネパールにおいても、開発途上諸国によく見られる、いわば「濫上訴」とでもいふべき現象が見られるようである。上訴に関しては、どうやら理論的発達が不十分であるらしく、筆者からネパールの上訴制度やその原理について質問をしてみてもはかばかしい答えは返ってこなかった。上訴審の構造



論等<sup>\*3</sup>についても、研究は余り進んでいないようであり、今後の課題であると思われる。シュレスタ判事によれば、ネパール最高裁判所においても、近時、上訴審の判断権限を巡って法律論として難しい問題<sup>\*4</sup>が出てきており、上訴審の問題も今後真剣に検討しなければならないとのことであった。ただ、現在のタスクフォースで十分な検討を加えて草案に反映させるには、政府から与えられた時間が余りにも足りない<sup>\*5</sup>とのことであった。

最後に、筆者が日本法の一つの特徴として挙げ、若干の解説を加えた「訴因」の制度については、残念ながら余り理解は得られなかったようである。筆者としては、英米法の影響があると思われるネパールでは、比較的理解されやすい制度ではないかと思ったのであるがどうやら誤算だったようである。無論、訴因と公訴事実の関係など、元々難しい論点ではあり、筆者も「日本でも受験生の悪夢である。」旨冗談を交えながら解説したのであるが、やはり理解は困難であった。JICA職員のバルラム氏（刑事法学修士）によれば、訴因（count）という言葉は英米法のものとして聞いたことはあるが、ネパールではいまだ取り入れられていない概念であるとのことである。

#### 4 その他

本セミナーでは、上記のとおり、日本法の解説を行ったほか、参加者から、英文仮訳が出来上がったばかりの刑法、刑事訴訟法及び量刑法の各草案について、第一印象だけでも差し支えないので率直な意見を言ってほしいとの、たつての要望があったので、筆者と新海法務専門官とで手分けして、法案に目を通し、可能な範囲で感想だけを簡単に述べることにした。しかし、当然のことながら、渡されたばかりの仮訳に十分な意見を述べることは無理で、それぞれ思いついたところを述べるにとどまった。その中で筆者が指摘した主な点は、刑法草案と刑事訴訟法草案の総論的な部分の中で、刑法草案に手続の原則が規定されていたりするなど、実体法と訴訟法が若干混乱していること、そして、刑法草案と量刑法草案の役割分担が不明確であることであった。新海法務専門官からは、刑法・量刑法を通じて、「刑罰」の定義が不明確であることと、量刑法草案には、最新の矯正理論を反映して、教育施設入所な

---

\*3 試みに、日本の講学上の分類に従って、ネパールの上訴審は覆審か、続審か、あるいは事後審か、という問いを発してみたが、参加者はいずれもこのような分類は知らないようであった。それぞれの意味を平易に解説したところ、理解はしてもらえたが、「ネパールではそのような分類概念は知られていない」とのことであった。

\*4 シュレスタ判事が話してくれたのは、検察官が量刑不当で上訴し、被告人は上訴しなかった事案で、上訴裁判所が一件記録を検討したところ、量刑どころか、そもそも事実認定が不十分で無罪ではないかとの疑いが出てきたときにどうすべきか、という問題であった（ネパールには、日本の刑訴法392条2項のような明文規定はないとのこと）。このような場合、果たして上訴裁判所が無罪判決（あるいは破棄差戻判決）をすることができるのか否か問題となっているとのこと。シュレスタ判事は、事件を最高裁判所の上級合議体（日本の最高裁判所の大法廷のような機能を持つ）に移送したらしいが、結論は出ていない模様である。

\*5 ネパール政府がこれほどまでに法案完成を急ぐのには、それなりの理由があるようである。すなわち、ネパールでは、混乱と抗争の続いてきた政治状況が、現在、辛うじて暫定的に安定しているが、いつまた抗争と混乱が始まるか分からないため、大規模な法改正を行うのなら、今しかそのチャンスはないという意識があるからだそうである。また、暫定憲法の廃止と自主憲法の制定が間近に迫っていることも、重要な基本法令を制定・改廃する良いきっかけととらえられており、この機会を逃したらいつまたできるか分からないという思いがあるとのこと。現に、ネパールの刑法・刑訴法の改正は過去に数回試みられているが、その都度、政治的な状況によって、ついに国会審議にかけられることなく失敗に終わっているとのことであった。

どの、懲役刑以外の、よりソフトな矯正措置が盛り込まれているが、これらの施設の設置や職員の配置、訓練などのインフラ整備には相当の時間と費用がかかると見込まれるが、その整備ができていない状態でこのような量刑法を実施することへの懸念が示された。

筆者が概観したところ、刑法草案それ自体は、総論部分に若干の理論的混乱があり、法政策的には執行猶予に関する制度が明確でないなどの欠陥があるほかは、それほど質の低い草案とは思えなかったが、刑訴法草案の方にはまだ相当の問題を残しているようであった。すなわち、刑訴法草案については、刑法草案に比して検討が不十分だったのではないかと見られる部分が相当程度あり、恣意的な強制捜査を許してしまいそうな規定振りや、行政の司法への介入を防止できないのではないと思われる制度を残していたりするという問題があるように見受けられた。また、量刑法草案は、前回セミナー時にも議論されていた、恣意的な、あるいは恣意的でないにしても均衡を失した処罰を防止するための法律として意欲的なものとなっているが、論理的に整理がなされておらず、まだまだ検討が不十分であることが見て取れるような状態であった。筆者としては、詳細なコメントはできないが、まず何よりも各法案の相互関係と、法体系内での理論的位置付けを明確にすべきこと、その際、憲法やネパールも無留保で加入している世界人権B規約との整合性に留意するように、取りあえず簡単な助言をしておいた。

しかし、各草案は、タスクフォースの並々ならぬ努力を感じさせるものであったことは付言しておきたい。そして、これほど高位の法律家が終結して作り上げた法案について、筆者のごとき若輩、それも外国人に「どのようなことでも良いから批評してもらいたい。我々にとっては初めてのことで、草案を作ってはみたが、これでいいのかどうか、皆不安なのだ。我々は、とにかく外からの批判にさらされる必要があるのだ。是非とも、遠慮なく意見を言ってくれ。」という、シュレスタ判事を始めとするタスクフォースメンバーの率直な態度と、少しでも良い法案、良い制度を作りたいという熱意には、正に頭の下がる思いであった。

## 5 終わりに

ネパールは、本年5月には暫定憲法の廃止と自主憲法の制定を目指しているものの、多くの党派に分裂した政治勢力同士の綱引きに加え、関係する諸外国の思わくも影響し、本稿を掲載した号が出版されるころに、果たして憲法成立のめどが立っているか否かは予断を許さない状況にある。このような状況下で、法の支配と民主主義の定着を目指して基本法の整備をし、これを運用する機関の機能を強化し、かつ、法曹を始めとする人材を育てるというのは並大抵のことではないであろう。ネパールの法制度整備支援のニーズが極めて大きなものであることは疑いのないところである。

今後のネパールに対する法制度整備支援については、本年夏に刑事法に関する本邦研修を実施することとなっているが、国際協力部では、その後いかなる協力が可能か検討しているところである。ネパールと良い関係を維持し、法制度整備支援活動を通じて、ネパールがより良い司法制度を自らの手で作り上げ、それを確実に定着させていくことへの助力をすることができれば幸いである。

## ～ 国際研究 ～

### 中国国際私法・国際民事訴訟法専門家による講演会

福岡地方検察庁検事（前国際協力部教官）

横山 幸俊

法務総合研究所は、平成22年（2010年）に、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、中国の国際私法改正を支援するため、現地セミナーや本邦研修を行うことを予定しています。

本邦研修などを行うに当たっては、中国側のカウンターパートである全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室と協議してテーマを決めていますが、研修等の実効性を上げるためには、中国の国際私法及び関連領域としての国際民事訴訟法の現状と課題を日本法と比較して、まずは把握する必要があると考えました。

そこで、京都大学への留学経験もあり、中国法だけでなく日本法についても造詣の深い、清華大学法学院李旺教授を我が国に招へいして講演をしていただくことにいたしました。

招へいに当たっては、講演会の共催者として財団法人国際民商事法センターの全面的な御支援を受けることができました。この場を借りて関係者の方々に改めてお礼申し上げます。

講演会は、平成22年2月22日、東京の法務省大会議室において、李教授に「中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題」と題して講演いただきました。そして、京都大学名誉教授・甲南大学法科大学院教授の櫻田嘉章氏、一橋大学大学院法学研究科教授の山本和彦氏からコメントをいただいた上で、松尾綜合法律事務所弁護士の小杉丈夫氏の司会のもと、東京高等裁判所判事・前法務省民事局参事官の小出邦夫氏にも加わっていただき、パネルディスカッション・会場参加者との質疑応答をしていただきました。参加者は、国際私法・民事訴訟法の学者、弁護士、企業関係者等の約150名で、講演を熱心に聴講し、質疑応答も活発になされ、大変に盛況でした。

その講演内容について御紹介させていただく次第です。

**国際私法・国際民事訴訟法講演会プログラム**  
**テーマ：中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題**  
**～日本法と比較して～**

開催日：平成22年2月22日（月）13：00～17：20

会 場：法務省大会議室

（総合司会：法務総合研究所国際協力部教官 横山幸俊）

【司会（横山）】 それでは本日は、国際私法・国際民事訴訟法講演会「中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題～日本法と比較して～」を法務省法務総合研究所と財団法人国際民商事法センターとの共催により開催したいと思います。本日の総合司会を務めますのは、法務総合研究所国際協力部教官の横山でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、法務総合研究所の小貫芳信所長から皆様にごあいさついたします。よろしくお願いいたします。

**開会あいさつ**

**法務総合研究所長 小貫芳信**

【小貫】 本日はお忙しい中、多くの方々に御列席賜りまして誠にありがとうございます。本日の講演会は、財団法人国際民商事法センターとの共催によって開催するものでございますが、主催者の一員である法務総合研究所を代表してまず一言ごあいさつ申し上げます。

皆様も御存じのとおり、中国は、改革開放政策による市場経済への移行、また、WTOへの加盟を経て、ますます経済活動が活発となりまして、GDPの増大とともに、中国国内における市場規模も拡大を続けておりまして、今やその経済動向が国際市場に対して直接かつ大きな影響をもたらすようになってきております。中国は、日本にとりましてもアジアにおける最も重要な貿易相手国でありまして、また、多くの日本企業が中国に進出し、これに伴う人の頻繁な往来も含めまして、日中関係はますます緊密になってきております。このような中で、両国の人や法人間において様々な法律関係が生じ、また、時には法的紛争が生じる場合も想定されるのでありまして、これに対処すべき場面も今後増えてくるものと思われまます。中国におきましては、従来の法制度に改善を加えて、国内外において発生する法的紛争に備えて、当事者にとってより使いやすく、より信頼される制度の構築を目指して、その整備を進めていると聞いております。そして、昨年12月には不法行為分野の改正が権利侵害責任法

の制定という形で行われました。また、民事訴訟法及び国際私法分野の改正計画もあると聞いております。これらの法改正において、国際裁判管轄法制を含めた法整備がなされることになれば、日中両国の国民・企業を含めた、国際的な民事紛争の解決に大いに資するものと思われます。

法務総合研究所は、JICAによる中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト等に財団法人国際民商事法センターと共に協力をしてまいりました。今後も、中国の法整備の状況に応じて、必要とされる協力を行ってまいりたいと思います。

この度は、中国から国際私法・国際民事訴訟法の専門家であり、清華大学法学院教授でいらっしゃる李旺氏を招へいたしまして、「中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題～日本法と比較して～」をテーマとする本講演を開催することといたしました。本日御講演いただきます李旺氏は、京都大学等への留学経験をお持ちであります。そして、中国での活発な研究活動に従事されるとともに、長年、日中両国の国際私法・国際民事訴訟法の分野における懸け橋としての役割も果たしてこられました。本日は、その深い学識と経験に裏打ちされた示唆に富んだお話が伺えるものと思います。また、本日は、京都大学名誉教授、甲南大学法科大学院教授の櫻田嘉章先生、一橋大学大学院法学研究科教授の山本和彦先生にコメンテーターとして御参加いただいております。櫻田先生は国際私法と国際民事訴訟法を、山本先生は民事訴訟法をそれぞれ御専門とされ、多大な業績をお持ちでありまして、現在は先ほど申し上げました中国に対するプロジェクト等にも御協力をいただいているところであります。櫻田先生と山本先生からコメントをいただくことにより、本日の講演会が一層充実したものになると確信しているところでございます。

なお、日本においては、2006年に国際私法が改正され、また、先日の2月5日には国際裁判管轄法制の整備に関する要綱が法制審議会から法務大臣に答申されたところでありまして、本日このような講演会を開催することは誠に時宜を得たものと思われます。この講演会が御列席の皆様にとりましても、また、日中両国の国際私法・国際民事訴訟法制度の発展にとりましても、大いに意義のあるものとなることを期待いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会（横山）】 ありがとうございました。続きまして、財団法人国際民商事法センター理事の小杉丈夫先生からごあいさつをいただきます。お願いいたします。

#### 開会あいさつ

財団法人国際民商事法センター理事、松尾綜合法律事務所弁護士 小杉丈夫

【小杉】 小杉丈夫でございます。本日、このように多くの参会者のもと、日中の国際私法・国際民事訴訟法についての共同研究の講演会が開かれることになったことは、誠に喜ばしいことだと思っております。国際民商事法センターは、法務省法務総合研究所のアジア法整備支援のお手伝いをする民間の団体として、1996年に設立されて以来、中国との関係については、毎年国際民商事法セミナーという形をとって、中国の立法担当者、研究者の方々と一緒にいろいろな分野で共同研究をしてまいりました。中国側のカウンターパートは國務院の国家

発展改革委員会です。毎年、年ごとに開催地を中国と日本とで交互にして研究会を持つというのをやっけてまいりました。既に14回を数えまして、今年は15回目を北京で行うことになっています。いろいろなテーマの法律問題を取り扱ってきまして、去年は中国の独占禁止法と権利侵害責任法をテーマにして研究会を行いました。こういう流れの中で、今回の国際私法・国際民事訴訟法が新たな領域として浮かび上がってきたわけでございます。日本でも、2007年から法の適用に関する通則法が施行され、また、国際民事訴訟法についても、本年2月に国際裁判管轄法制に関する要綱案が法制審議会から法務大臣に答申されたという時期にも当たっております。中国側の要望と日本側の体制とがちょうど良い形になっているようにも思っております、この機会に、両国でこの分野についてどういう協力関係ができるか、どういう進め方ができるかということを探るためにも、この講演会というのは大きな意味があるものと思っております。

本日は、中国からこの分野に精通していらっしゃる李旺先生をお迎えし、日本側からは学者として櫻田先生、山本先生、それから、日本の法の適用に関する通則法の立法に携わられた小出判事をお迎えして、この講演会を進めることになりました。私自身は、1989年の法例改正のときに日弁連推薦の法制審議会国際私法部会幹事ということで立法に参画をさせていただいた経緯があります。また、現行の民事訴訟法が制定される前の段階ですが、法務省参事官室と学者の方々、本林徹弁護士など法律実務家との間で、私的な研究会を商事法務研究会のもとで立ち上げまして、国際民事訴訟法を新しい民事訴訟法にどうやって取り込むかということで研究会をやっていたことがございます。その後の成り行きとして、そこまで取り込む民事訴訟法の改正はできないということで、今の民事訴訟法ができたわけですけれども、その積み残した部分が国際裁判管轄法制に関する要綱という形で、現在、立法の俎上（きじょう）に上っているということでございます。こういう中で、日本国内の議論を越えた形で日中間でお互いにその分野の現状を発表・確認し合い、将来の共同作業に向けて一歩進めるということは、非常に意義のあることだと思っております。本日は、講演会の後半のところでは私が司会を務めることになっておりますので、皆様の御協力を得て、先につながる一歩としたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会（横山）】 では、これから李先生に御講演をいただき、櫻田先生、山本先生からコメントをいただきます。李先生には1時間程度、櫻田先生、山本先生からはそれぞれ30分程度コメントをいただきます。皆様におかれましては、その間、質問票に御質問を記入していただきまして、休憩時間の際に回収させていただきます。それではまず、清華大学法学院教授の李旺先生から御講演いただきます。李旺先生、よろしく願いいたします。

## 講演

演題：中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題

講師：李旺 清華大学法学院教授

【李】 御紹介ありがとうございます。友人の皆様こんにちは。まずは法務省法務総合研究所のお招きを受けましたことに感謝したいと思います。また、在中国日本国大使館の長田雅

之様にも感謝したいと思います。JICA長期専門家の弁護士でいらっしゃる住田尚之様にも感謝いたします。また、大江橋法律事務所の弁護士でいらっしゃる塚本宏明先生、土佐堀法律事務所の村上幸隆先生が、私に日本の国際私法及び国際裁判管轄権についての資料を御提供くださったことにも感謝いたします。

本日の私のテーマですが、中国の国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題であります。皆様方も御存じのとおり、中国は、現在、国際私法、すなわち涉外法律関係に適用する法律の起草をしております。同時にまた日本におきましても、現在、国際裁判管轄権についての法律を起草されているということでもあります。

私の本日の講演ですが、四つの部分に分かれております。一つ目が「はじめに」、二つ目が「中国の国際私法について」、三つ目が「中国の国際民事訴訟法について」、そして四つ目が「終わりに」ということでもあります。時間の関係もございまして、私の本日の講演は、論文の中の「説明及び問題点」というところに限りたいと思います。私の力の及ばぬ点につきましては、是非皆様方からの御指導をお願いしたいと思います。

#### 一.はじめに

ではまず、「はじめに」という部分から入りたいと思います。一つ目が、中国の涉外事件、外国にかかわる事件についてであります。中国の改革開放から既に30年が経っております。そして、経済の発展も大きく遂げられました。世界各国との交流もますます深まり、範囲も広がり、それはいまだかつてないレベルであります。中国の公安部のサイトが公表したデータによりますと、2009年の出入国者数は延べ人数で3億4,800万人に達したということでもあります。2007年の統計によりますと、中国に常駐している外国人が53万8,892人ということですから。2008年に全国で直接投資を受けたのが2万7,514社、実行ベースの金額が923億9,500万ドルに達したということでもあります。そして、国際結婚も増えております。例えば2001年に中国の結婚の登録機関に登録された国際結婚は7万9,000組ということで、これは1年間の婚姻届の1%を占めておりました。この国際結婚の人数ですけれども、少しずつ減少傾向にあります。そうは言いますが、大体5万組ぐらいのペースを保っております。改革開放の更なる深まりに伴いまして、国際民商事関係の法制化というものがますます強められているところでもあります。

二つ目が、現行の法律・立法についてであります。中国にはまだ単行の国際私法典がございません。現在の規定は各部門の法律の中に分散しております。抵触法の主要なものとしては以下のものがあります。相続法の第36条、民法通則の第8章、第142条から第150条、契約法の第126条、海商法の第14章、民間航空法の第14章、手形法の第5章、難民の地位に関する条約の第12条です。それと同時に、司法解釈というのも実際の裁判の処理に当たりまして法律の役割を果たしております。抵触法にかかわる司法解釈には主に以下のものがあります。最高人民法院の「民法通則の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見」、これにつきましては、以下「民通解釈」と言わせていただきます。また、最高人民法院の「涉外民事又は商事契約紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」があります。

次に三つ目、新たな立法の状況についてであります。一つ目は、規定の欠陥であります。

国際私法についての規定はまだ十分に整備をされておられません。基本法であります民法通則第8章におきましても9か条しかありません。同時にまた、国際私法というのは様々な部門の法律の中に分散しており、単一で完全な国際私法立法というのはまだできておられません。

二つ目は、民法典の制定であります。1998年3月に全人代法制工作委员会が民法典を起草することを決定いたしました。現行の国際私法の基本制度については民法通則の中にありますので、国際私法の立法というのも新たな民法典の中に含まれることとなります。同じ年の9月に国際私法学会が反対をしたためにこれが一時中止されてしまいましたが、2002年の4月に再び立法の段階に入りました。そして、現在に至るまでに、章尚錦教授らの草案、全人代法制工作委员会民法室の草案、中国政法大学の草案、国際私法学会のモデル法案などがございます。

三つ目に、これからの制定についてであります。2009年12月26日に全人代の常務委員会が権利侵害責任法を採択いたしました。2010年の7月1日から実施されることとなります。これにより、民法の中の物権法、契約法、権利侵害責任法の制定が既に済んだこととなります。今年からは、涉外民事関係法律関係適用法というものが制定されます。これにはおよそ1年前後の時間が掛かると見られております。

## 二.中国国際私法の内容及び課題

次に、中国国際私法の内容及び課題であります。

一つ目は、条約の適用であります。「説明及び問題点」というところ、民法通則の142条2項の妥当性についてであります。国際法の一般原則によりますと、国家は国際条約を遵守しなければなりません。したがって、条約と国内法が抵触する場合、一般的にはまずは国際条約を適用することとなります。これが条約優先の原則であります。民法通則の142条2項ですが、その後の中国の立法の中にも同じような規定があります。ここでいう国際条約が含むのは、実体法条約、例えばCISGであります。CISGの適用が中国の民法との抵触を前提とするのかどうかについては問題があります。CISGの第7条、各国の判例、そして中国の裁判例から見ますと、実際にはCISGの規定が抵触法よりも優先して適用されています。案例の1-1、1-2は、共に優先的にCISGを適用しています。それから、案例の1-3は、まず抵触法を適用し、最密接関係原則に基づいて中国の法律を準拠法としています。その上で、民法通則の142条2項の規定を用いて、CISGの適用を決めています。142条2項の規定というのは、「中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約と中華人民共和国の民事法律とに異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。」としています。ということでした、この142条2項の妥当性については検討する余地があると思われまます。

二つ目に、当事者の選択についてです。案例の1-4ですけれども、これは国際条約と香港法を共に当事者の選択する準拠法としております。当事者の私的自治の原則に基づいて、契約の双方の当事者はその適用する法律を選ぶことができます。では、当事者の本国が加盟していない国際条約がある場合、又はいまだ発効していない国際条約がある場合、当事者の選択をもって契約の準拠法とすることができるのでしょうか。中国の国際私法学者は、準拠法は一国の国内法だけに限らず、国際条約も含むべきであるとしていまして、そしてまた国際慣



例も含むとしています。司法実践において、特に国際商事仲裁においては、このようなやり方が認められています。

次に、各論の問題です。

まず、行為能力について、「説明及び問題点」を述べさせていただきます。当事者の行為能力につきましては、民法通則は国外に定住する中国人についてのみ規定を置いております。そしてまた、条文上は「できる」という文言が用いられています。また、司法解釈では、具体的な状況に応じて、法院が定住国の法律を適用するかどうかを決定することができるかとされています。それから、外国人及び無国籍者の行為能力についても規定が置かれています。

一つ目に、行為能力の意義の問題があります。行為能力というのは、中国の民法においては一般原則として理解されております。これには財産法上の行為能力、婚姻家庭、相続法上の行為能力を含んでおります。ただ、法律に別途規定されている場合、例えば婚姻年齢などは例外とされます。この影響によりまして、国際私法上の行為能力もまた一般原則であると理解されています。中国の現行の国際私法の規定には、結婚、離婚、扶養、相続の規定しかありません。事例におきましても、この問題はそれほど際立っておりません。ということで、その他の婚姻家庭、相続法上の行為能力については、契約と同じような行為能力の準拠法とすべきなのか、それとも結婚と同じような具体的な法律関係の準拠法を用いるべきなのか、これについてはまだ明確な規定もありませんし、理解も進んでおりません。

二つ目に、一般性規則です。中国法は、外国に定住する中国人、外国人、無国籍人に分けて規定を置いておりまして、一般性規則を置いておりません。今後、新しい立法においては、その点について変更があると思われまます。

三つ目に、定住国です。民法通則143条及び民通解釈179条は、外国に定住する中国人の行為能力について規定を置いておりまして、その立法には特殊性があります。将来、新たな立法の中で外国に定住する中国人の行為能力をどのように扱うかについては検討する必要があります。

四つ目に、行為地が第三国である場合です。日本の「法の適用に関する通則法」の4条2項には、内国取引の保護についての規定があり、外国での取引についても適用しています。これに対して、民通解釈180条は行為地が第三国の取引について規定をしておりませんので、これは中国での取引に限られています。

次に、物権についての「説明及び問題点」です。

一つ目に、動産の物権については規定がありません。民法通則144条は不動産の所有権についてのみ規定をしています。動産の所有権については規定していません。そうしますと、物権について統一主義をとるのか、分割主義をとるのか、これについては更に検討する余地があります。

二つ目に、権利の取得、喪失について規定がありません。

三つ目に、最高人民法院の司法解釈の理解です。最高人民法院の司法解釈、すなわち民通解釈186条には、不動産の所有権、売買、賃貸借等の民事関係について規定してありまして、それには不動産所在地の法律を適用するとしていますが、不動産の売買、賃貸借の定性につい

ては更に明確にする必要があります。

四つ目に、その他の物権に関する問題です。民法通則の規定は、所有権の問題についてだけ規定しています。その他の物権については規定をしておりません。

五つ目は、運送中の動産についてです。これには規定がありません。

六つ目に、抵当権と先取特権の関係についても規定がありません。

次に、契約についてです。

まず、国際私法上の当事者の私的自治原則についてです。「説明及び問題点」ですが、一つ目に、抵触法上の指定と実質法上の指定がどうなるかということです。事例の2-1から2-3は、すべて1936年の米国「海上貨物運輸法」を準拠法として適用しております。しかしながら、事例の2-4は、1924年の「ハーグルール」と1968年の「ハーグ・ヴィスビールール」を契約の条項としております。そして、準拠法として中国法をとっております。当事者が指定した具体的な法律が、契約の準拠法なのか、それとも契約の内容となるのか、その区別と根拠をはっきりさせなければならないと思います。

二つ目に、国内の契約において外国法を選択した場合の問題があります。中国法人には外国が投資をして中国で設立した会社も含まれますが、その間で外国法を選択して適用できるかということが、今中国の司法実践の中で一つの問題となっております。最高人民法院の解釈によれば、これはできないということになっています。

強行法規の適用についての問題点としては、まず、一つ目として、強行法規の特別連結理論が中国の現行法の中では採用されていません。

二つ目に、国家の経済法規、例えば外貨制度に違反した場合にどのように処理するか。例えば、事例の3-1、広東省佛山市中級人民法院は、公序の留保の考え方を採っております。これに対して、事例の3-2の最高人民法院は法律の回避の考え方を採っております。どちらも当事者が選択した香港法は無効であると認めておりまして、最終的には準拠法は中国の国内法であると判断しております。

三つ目に、労働契約、消費者契約について、現行法では規定がなされていません。

中国法の直接適用、すなわち当事者自治の否定についての問題点を挙げますと、中国国内で履行される中外合資経営企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作発掘調査、自然資源開発契約等の契約については、契約法126条2項、最高人民法院の「涉外民事又は商事契約紛争案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」の8条で、一律に中国法を適用しております。それによって当事者の選択が否定されております。これが妥当かどうかは検討する必要があると思います。

当事者の意思についての問題点としては、一つ目に、いずれもが同一国家又は地区の法律を援用したことが明示の意思となるかどうかということです。新しい司法解釈では、それ以前の司法解釈と同様に、当事者の黙示の意思は認めておりません。つまり、当事者の選択は明示的な方式をとることとされています。ただし、新しい司法解釈の4条2項では、「当事者が契約紛争に適用すべき法律をまだ選択していないが、いずれもが同一国家又は地区の法律を援用し、かつ、法律適用について異議を述べなかった場合には、当事者が既に契約紛争

に適用すべき法律について選択を行ったものとみなす。」としていまして、この場合、これが当事者の明示の意思となるかどうかという問題があります。

また、黙示の意思を承認する必要性について、もし承認するとすればどのようにして裁判官の職権濫用を防止するかという問題があります。

権利侵害行為その他に関する問題点ですが、一つ目に重複適用の範囲があります。民法通則の146条2項によりますと、権利侵害行為が成立するかどうかは折衷主義をとっており、権利侵害行為地の法律と中国の法律を併せて適用することになっています。権利侵害行為の効果についても折衷主義をとるかどうかということについては現行法でははっきりしないところがあります。また、当事者の共同属人法を採用する場合に、やはり重複適用するのかどうかという問題がありますが、民法通則146条の規定から見ますと、答えはイエスであります。

二つ目に、共同国籍か共同本国法かという問題です。つまり、中国法の規定によりますと、当事者の国籍が同じであることを求めるのか、当事者の本国法が同じであることを求めるのかという問題で、中国の規定から見ますとその解釈としては前者と見られます。

三つ目に、権利侵害行為の実施地と結果が生じた地との選択の問題があります。両者が同一の法域でない場合、最高人民法院の司法解釈は人民法院がこれを選ぶとしているだけあります。選択に当たって考えるべき明確な要件・要素は規定されていません。

四つ目に、権利侵害行為そのものが国境をまたぎ、あるいは複数の法域にかかる場合、主要な権利侵害行為地を確定すべきかどうかという問題があります。案例の4-1ですが、呉冠中氏が上海の朶雲軒という美術商を訴えた事件でして、オークションに当たって署名を偽造した美術作品に関する案件です。この事件では、大部分の、あるいは主要な権利侵害行為は香港で発生していました。ただ、上海市の高級人民法院は、香港の権利侵害行為と上海の権利侵害行為との間の重要性を比較衡量するということはありませんで、裁判所の考え方としては、権利侵害行為が上海にあるのであれば国内法を適用するというものであります。このように、権利侵害行為そのものが国境をまたぎ、あるいは複数の法域にかかる場合に国際私法上どのように処理するのかという問題があります。

五つ目に、事務管理、不当利得については規定がありません。

六つ目に、当事者による準拠法選択についても規定がありません。

七つ目に、例外規定として、他の法域と密接な関係がある場合にどのように処理するかについて、現行法では規定がありません。

八つ目に、製造物責任、名誉権利侵害についても明確な規定がありません。

結婚及び離婚に関する問題点ですが、一つ目に、属地主義の問題があります。つまり、結婚に関して民法通則147条が採っているのは属地主義の考え方でありまして、これは日本の国際私法が採っている属人主義とは異なっております。属地主義は外国法の適用を避けることができ、したがって、結婚の登録機関が外国法を調べる必要がなくなります。

二つ目に、片面抵触規範の問題があります。民法通則147条は、中国公民と外国人が中国で結婚する場合には中国法が適用されるとしています。他方、外国で結婚する場合には準拠法はその外国の国際私法によって決定されます。したがって、実質的に民法通則147条は片面抵

触規範ということになります。

三つ目に、民法通則147条は、中国人と外国人の間の結婚に限られていまして、それ以外、例えば外国人同士の結婚については規定していません。

四つ目に、先決問題の妥当性です。民通解釈188条の規定では、離婚の案件において、その婚姻の有効性の認定については婚姻締結地の法律を適用するとしています。婚姻締結地の国際私法が指定する準拠法に基づくと無効な婚姻となる可能性もあるわけですし、このような民通解釈の188条の合理性については議論する必要があると思います。

五つ目に、外国結婚の承認制度です。つまり、中国の婚姻法が規定している結婚の年齢は、男性は22歳を下回ってはならない、女性は20歳を下回ってはならないということですが、中国人がこの中国法の規定を避けるために外国で結婚したときに中国で承認されるか否かという問題があります。

相続についての問題点ですが、一つ目に、分割主義の問題があります。民法通則149条が採っているのは分割主義でありまして、日本が採っている統一主義とは異なっています。

二つ目に、物権との関連はどうかということですが、分割主義を採るか統一主義を採るかという点が、物権の問題と一致すべきかどうかという問題があります。

総論の問題として、まず外国法の調査があります。この点についての問題点ですが、一つ目に、当事者が準拠法を選択した場合に、当事者が外国法の内容を提供するという問題です。契約において、当事者が契約で使われる準拠法を選んだときには、当事者がその外国法の内容を提供します。当事者が内容を提供できない場合には、その外国法の調査の方法がないということで中国法が適用されることになります。また、一方の当事者が提供した外国法の内容について、もう一方の当事者が異議を出さないときには、その外国法の内容で確定されます。この場合、外国法は、ほぼイコール事実ということになります。契約紛争に関するこのような特別規定の合理性はどうかという問題、また、当事者が誤った外国法の内容を提供しているときに裁判所がこれを正すのかどうかという問題があります。

二つ目に、外国法が不明の場合の中国法の適用という問題です。中国では、外国法を調べることができないときには中国法が適用されます。裁判官が外国法を調べる手段は限られていますし、裁判官が担当している案件数の増加や結審率の要求もあって、仕事の効率も考えなければならないという中で、裁判官はしばしば中国法を適用する方に傾きがちであるという問題があります。

次に公序です。問題点としては、一つ目に、結婚、離婚については属地主義が採られているため、外国法の適用が排除されています。したがって、婚姻家庭相続の法律関係については、民法通則の公序の規定が適用されます。

二つ目に、契約における公序の採用という問題があります。事例には、公序を適用することによって当事者が選択した香港法が排除された例もあります。

次にrenvoi（反致）に関する問題点ですが、中国では教育の過程でこの制度に触れますが、中国の現行法においてこの制度はありません。最高人民法院の司法解釈によれば、契約においてはrenvoiはないとしております。この制度の合理性はどこにあるのか、また、

これを採用する根拠はどうか。また、renvoi制度が適用される具体的な法律関係をどのようにして明確化するかという問題があります。

次に、法律の回避に関する問題点としては、一つ目に、契約問題については、民通解釈に法律の回避に関する条項がありますが、中国人間における外国での結婚の効力について法律の回避を適用した例があります。

二つ目に、法律の回避と外国における判決の承認、法律の回避と外国における結婚の承認との関係については、更に明確にしていく必要があると思います。

### 三.中国国際民事訴訟法の内容及び課題

次に、国際民事訴訟法の内容及び課題について話を進めていきたいと思います。国際民事訴訟法の規定については、民事訴訟法第4編の涉外民事訴訟手続の特別規定や、中国が加盟しております「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」、「民事又は商事に関する外国における証拠調べに関する条約」、これらはいわゆる「送達条約」や「証拠条約」でありますけれども、そういったものに規定がありません。さらには、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」、つまり、1958年のニューヨーク条約の中に規定があります。また、中国が締結した二国間の司法共助条約などもあります。これらが中国における国際民事訴訟法の法源となっております。

涉外民事事件の管轄権についての規定ですけれども、これは主に民事訴訟法の第4編の涉外民事訴訟手続の特別規定の中にあります。それとともに、最高人民法院の「『民事訴訟法』の適用に係る若干の問題に関する意見」も法律と同じような役割を果たしています。

管轄権についての「説明及び問題点」ですが、まず、住所、契約締結地、契約履行地、訴訟目的物所在地、差押えに供することのできる財産の所在地、権利侵害行為地、代表機構所在地が中国にある場合、いずれも中国の裁判所が管轄権を行使する根拠となります。

一つ目に、代表機構について申し上げますと、民事訴訟法241条の規定によりますと、被告が中国の域内に代表機構を設けている場合、その代表機構所在地の人民法院が管轄することができます。外国企業が中国で代表機構を設ける法律制度というのは、1980年10月30日に発布された国務院の外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定施行規定です。また、1983年3月5日に国務院が承認し、そして、1983年3月15日に国家公証行政管理局が発布した外国企業常駐代表機構の登記管理規定があります。そして、1995年2月13日に対外貿易経済合作部が発布し、かつ実施に移された外国企業の中国における常駐代表機構の審査・認可及び管理に関する実施細則といった規定があります。民事訴訟法が定めている代表機構所在地の管轄権という場合の代表機構の意味と制度は、これらの行政法規に由来しています。中国の法律に照らしますと、代表機構というのは生産経営活動に従事することはできません。この点については、いわゆる事務所や営業所の所在地を管轄権を定める標準とするものとは異なります。ここでは代表機構所在地を管轄権の基準としておりますけれども、その業務との関連性は要件としておりません。なぜなら、代表機構そのものは業務活動に従事することができないからです。

二つ目に、契約締結地です。これは日本の新しい法案には規定がないと理解しています。

三つ目に、権利侵害行為地に関する比較です。権利侵害行為が国境をまたぐ場合、あるいは複数の法域に及ぶ場合に、主な権利侵害行為地を確定すべきかどうかという問題があります。

四つ目に、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することのできる財産の所在地については、財産の金額に応じた要件といったものは特段定められていないという問題があります。

次に、専属管轄です。専属管轄については、主に民事訴訟法244条、34条、最高人民法院の司法解釈の305条に規定があります。これらの規定は、日本で今年2月5日に法制審議会が法務大臣に答申をした国際裁判管轄権の要綱の内容とは異なっていることが分かります。

次に、不便地法院原則です。これについては、主に「第二次全国涉外商事海事審判工作會議紀要」の11条に関連する規定があります。そして、案例として、ここでは住友銀行の事例を挙げております。中国の傾向としましては、この不便地法院原則を採る傾向にあるということが出来ます。

次に、平行訴訟です。平行訴訟については、最高人民法院の「『民事訴訟法』の適用に係る若干の問題に関する意見」に規定があります。関連する規定を見てみますと、中国は今、このような平行訴訟を放任する状況にあるということが指摘できます。

次に、判決の承認と執行についてです。「説明及び問題点」ですが、まず一つ目に、個別承認制度であります。案例の1に示してあるのですが、中国が採っているのは個別承認制度でありまして、自動承認制度ではありません。

二つ目に、一審制であります。中国が採っているのは一審制でありまして、上訴はできません。

三つ目に、要件です。民事訴訟法265条、266条に定められている外国の裁判所の判決を承認する要件は二つ、つまり公序原則と互惠原則の二つです。中国の公民が外国の裁判所の離婚判決の承認の申立てをする場合、最高人民法院の司法解釈によりますと、承認をしない具体的な要件としては次のようになります。(1)判決がまだ法的効力を生じていないこと、(2)判決を下した外国の裁判所がこの事件に対して管轄権を有していないこと、(3)判決が、被告が欠席し、かつ、適法な召喚をしない状況で下されたこと、(4)当該当事者間の離婚事件について、我が国の裁判所が審理中であり、あるいは既に判決を下していること、又は第三国の裁判所が当該当事者間について下した離婚事件判決が既に我が国の裁判所によって承認されていること、(5)判決が我が国の法律の基本原則に違反する、あるいは我が国の国家主権、安全及び社会公共の利益に危害を及ぼすことです。

民事訴訟法266条に定める外国の裁判所の判決を承認する要件の一つであります互惠原則について、幾つか事例を掲げていますが、大連市中級人民法院の五味事件の裁決では、日本の裁判所の判決の承認を否定しております。また、佛山市中級人民法院の事例では、イタリアのB&T社が外国の裁判所の下した判決の承認・執行の申立てをしたものですが、これは認められています。この二つの事案を比べてみると分かるのですが、判決について互惠関係があるのかどうか、これは判決の承認の条約が存在するかどうかということ判断の基準としております。大連市中級人民法院が日本の裁判所の判決の承認を拒絶した影響を受けて、そ

の後、日本の大阪高等裁判所が2003年4月9日に行った判決では、中日間には相互の保証がないという理由から、中国の裁判所が下した判決の承認を拒絶しております。

四つ目に、条約の必要性について述べておきます。各国で外国の裁判所の判決の承認制度はそれぞれに異なっております。現段階で、ハーグ国際私法会議が統一の法律ルールを作ろうとしておりますけれども、これも不可能に近い状況であります。よって、二国間条約の制定というのが必要だということを申し上げたいと思います。中国は、既にフランス、ドイツ、イタリアなど30余りの国との間でお互いに二国間条約を結んでいます。

#### 四.終わりに

では次に「終わりに」の部分に入ります。最初に、法律の形式についてですが、今の抵触法の規定は民法通則といった実体法の中に定められています。現在、民法典の一編を使って、抵触法を起草しようとしています。契約法、物権法、権利侵害責任法、そして今起草中の抵触法などが一つの民法典にまとめられるかどうかについては、今のところは定かではありません。国際私法の上位性というところから見て、国際私法学会は、できるならば単独の国際私法法規が形成されることを望んでいます。

次に、指導原則についてです。中国では、国際私法について実際には常に異なる方法があります。つまり、属地主義を採用して内国法を適用するのか、あるいは国際主義を採用して抵触法を設計していくのかということです。また、明確な抵触法というのをルールとして作るのか、あるいは柔軟性のあるアプローチをとるのか、これについてはかなりの意見の違いがあります。民法通則8条を見ますと「中華人民共和国の領域内における民事活動については、中華人民共和国の法律を適用する。法律に異なる規定のある場合を除く。」となっております。さらに、「本法の公民に関する規定は、中華人民共和国の領域内の外国人、無国籍人に適用される。法律に異なる規定のある場合を除く。」となっております。国際私法の上位性、また、国際私法法源の多様性ということを考えますと、民法通則8条の規定というのはなお議論の余地があるかと思えます。

また、中国には、国際私法虚無主義といった考え方が存在しています。抵触法の分野というのは、ぬかるんだ暗黒の沼地だと言う人もいます。博学けれども変わり者の教授たちが行き交い、神秘的な事柄のために理論を創設しようとしていて、難解な専門用語ばかりを使うと言う人もいます。また、中国の学者によれば、中国の裁判所は余り外国法を適用しないとも言われていまして、例え外国法を適用しても誤りであるならそもそも適用しない方がましだという考え方があることは否定できないということを指摘しています。外国法の調査が難しいということで、裁判官も国際私法についてはどうも苦手とするところがあります。これは国際私法の存亡にもかかわる重要なことであります。

中国では外国法の研究は進んでおりません。資料も不十分です。裁判官が外国法の内容について自信を持って把握することが難しくなっています。中国の裁判所は、香港の法律についても同じような状態であります。まして外国法については推して知るべしであります。数年前に、学术界、最高人民法院、北京市の高級人民法院とで、外国法のデータベースを作ったかどうかということを考えてありますが、これはいまだ実現していません。日本の

裁判官は、どのようにして国際私法を正しく適用していらっしゃるのか、また、外国法の調査をどのように的確に行っているのでしょうか。先ほどの日本の大阪高等裁判所の2003年4月9日の判決と、大阪地方裁判所の原判決とは異なっています。その理由としては、裁判所が外国の裁判所の判決を承認する制度についての理解や認識が異なっていたのではないかと思います。裁判所が原因で、当事者が多くの費用を払い、コストや時間を費やすということになってしまったようにも思います。

日本では平成18年2月19日に法の適用に関する通則法が採択された際、参議院で附帯決議が採択されています。その第2項には、日本の法律を外国語に翻訳するということが盛り込まれています。また、第3項には、国際私法及び外国法の調査・研究体制を確立するということが盛り込まれています。これを実際にどのように履行しているのか、是非とも皆様にはいろいろと教えていただきたいと思います。

また、各国の国際私法立法やハーグ国際私法会議が制定した国際条約と、中国の実際の国情との関係は、中国が今後立法する上で重要な問題であります。

次に、中国の区域私法の問題について述べておきます。中国は複数の法域を持った国です。香港、マカオ、そして台湾は、いずれも独立した法体系、法制度を持っています。中国本土と香港、マカオ、台湾との間の法律の抵触についても、抵触法をもって解決すべき問題があります。国際私法を制定する場合に、どのようにしてこうした地域間の法律の抵触の問題を処理したらよいか、これは考慮に値する問題であります。

次に、連結点です。まず一つ目に、国籍、住所、常居所のいずれを採るかという問題があります。これについては、なお議論が必要です。

二つ目に、国籍法についてです。もし国籍を採るとすれば国籍法の問題ともかかわってきますが、国籍法についてはここでは割愛させていただきます。

三つ目に、住所の意味です。住所の意味については、学説上は、法廷地法説、領土法説、国際私法自体説、この三つの異なる考え方があります。中国の国際私法では、住所という連結点の確定について、この三つのうちどの学説を採るべきかという問題があります。全人代法制工作委員会民法室の草案6の規定では、自然人と法人の国籍を除き、連結点の確定は法廷地法を適用すべきとされています。よって、この草案が採っているのは、国籍を除いて法廷地法説であります。住所の確定も同じようにすべきでありまして、中国の実体法を採るべきだと思っています。民法通則15条の規定、また民通解釈の9の規定により決まるべきだと思いますが、ただ、これらの規定は、涉外事件には適用しにくいという問題があります。特に外国人に適用しにくいという問題が生じています。

国際民事訴訟法、特に裁判所の判決を相互に承認・執行する問題につきましても、国際司法共助条約の締結が必要でありましょう。私個人としても、中日両国の間で一刻も早くこうした協力関係が築けることを望んでいます。

以上が私からの発言です。間違ったところもあるかもしれません。是非とも皆様から御指摘や御教示をいただきたいと思います。御静聴ありがとうございました。

【司会（横山）】 李先生、大変貴重な御講演をどうもありがとうございました。続きまし



て、京都大学名誉教授、甲南大学法科大学院教授でいらっしゃいます櫻田嘉章先生より、国際私法の観点からコメントをしていただきます。よろしくお願いいたします。

### 日本側コメント1（国際私法）

コメンテーター：櫻田嘉章 京都大学名誉教授，甲南大学法科大学院教授

【櫻田】 ただいま御紹介いただきました櫻田でございます。李先生から、中国の国際私法並びに国際民事訴訟法に関して、非常に広い範囲にわたってお話をいただきました。私の方は、中国の国際私法についてコメントをさせていただきます。

まず、国際私法学者として非常に気になるのは、国際私法の虚無主義という考え方でございまして、国際私法は役に立たないとか、使わなくてもよいというような考え方があるということをおっしゃって、私も教科書その他でそういう考え方があるということを書いておりますけれども、これはある意味では無責任な考え方であろうかと思えます。涉外事案の解決がどうあるべきかということを考えれば、すべて法廷地法主義でやるわけにいかないということは明らかでありまして、現在のように国際関係が非常に緊密になっている状況の中で、国際私法はいらないというのは、大変心外と申しますか、これは私の個人的な感想ではなくて、理性的に考えてもそうではないかということを一言申し上げておきたいと思えます。中国でもそのような考え方に対しては、厳しく対処していただければと考えております。

まずは、終わりのところで法律の形式についてお話しになりましたけれども、これは法源の問題とも絡みまして、中国の国際私法の在り方というものがどういうものかということをおっしゃる必要があるのでございまして、大きく見た場合、国際私法規則がどうなっているかということについてお話をし、中国の国際私法の現状を認識していただきたいと思えます。

まず、国際私法規則の範囲についてですが、フランス法の場合は、国籍、外人法、抵触法、国際民事訴訟法を含む広い概念を採っているわけでありまして、それに対しまして、非常に狭い範囲の国際私法というのがございまして、これは抵触法のみ、あるいは、これに国際民事手続法、管轄の抵触を含むという考え方がある、英国などは基本的にこの考え方を採っていると思われまして、我が国では、御承知のように、原則として狭義の国際私法は抵触法に限るという考え方が一般的です。日本の法適用通則法は、一部管轄に関する規則も入っていますが、狭義の国際私法規則を中心としています。これに対して非常に広い立法をするものとして、例えばスイス国際私法などは200条を超えてございまして、国際裁判管轄や外国判決承認、仲裁など広い範囲に及ぶ包括的な立法を行っております。抵触法以外の広い範囲の国際私法に含まれる分野についてどのように対処するかということについては、分野ごとに個別立法で対処するという方法もありますし、法の一部欠缺の場合は条理で埋めるという方法もあります。

次に、国際私法規則の設定についての概況ですが、最初は条例理論という解釈によって国際私法規則というものが生み出され、その後次第に個別立法に移っていきました。ただ、個別立法と申しましても、単行法ではありませんので、大きな立法の中に規定があるという

ものでした。そういう時代を経て、欧米において立法が進みました。これは特に国家統一との関係がございます。フランスでは近代的な国家体制が生み出されたときに民法典の中に規定が置かれました。ドイツ、イタリアでは、国家統一を遂げたときに国内法の統一と同時に抵触法というものも制定されました。これに対して、判例法の国では、基本的には立法によるのではなく判例法による発展を見せています。イギリスにおいてはコモン・ローから発展していき、個別立法もなされておりましたけれども、現在においてはEC法に部分的に吸収されつつあります。フランスも、その後、民法典の中に若干の抵触規則を加えておりますけれども、多くの問題については判例法によっております。いずれにしても、ヨーロッパでは、個別立法・判例法とともに、条約による処理をしてきております。特に外国判決承認などにつきましては、二国間条約、司法共助条約が主流であるということとございます。

日本では、裁判制度の確立と関係してございまして、明治初期に裁判制度が確立する過程においては、適用すべき法規がない場合において、いわゆる指令裁判というものが行われていました。これは、当該官庁に問い合わせをして、そこからの指令に基づいて裁判をするというものでした。このような裁判は、裁判権、司法権が確立するに伴って次第に行われなくなりました。そして、法規の欠缺については、御承知のように、慣習による、慣習がなければ条理によるということになっていたわけでありまして、日本の国家統一から、どういう体制によって国際私法規則を考えるかということが徐々に発展してきているということになるわけですが、立法におきましては、フランス民法の継受から、その後イタリア法の形態を取り入れて旧法例ができ、そしてまた明治31年の法例につながっていきました。法例も法適用通則法も、いずれも法の適用に関する通則法という形をとりながら、その主要なものは国際私法規則であるという形をとっております。

中国では、一般民法の中に規定を置く、そしてまた特別法において所要の抵触規則を置くという体裁をとっておりますので、規定が散在しているということになります。そうなりますと、二つの問題があるわけでありまして、一つは、法規の欠缺が生じる場合にどうすればよいのかという問題です。これにつきましては、まず解釈によるということが考えられますが、裁判例を見ますと個別の条文を挙げることなく判断されているようですので、実質的には条理的な判断がなされているものと思われまして、また、中国では、司法解釈は法源であると言われておりますが、そうすると裁判所には解釈権がないのかということになってくるわけでありまして、司法権の独立ということから見ますとやや問題があるやり方かとも思います。考え方によっては指令裁判につながる恐れもあって、余り望ましい方法ではないように思われまして、いずれにしても、法源は明確にしておく必要があるだろうと思っております。

民法通則142条2項の規定はいろいろなところで使われているようではございますが、これは「ソビエト社会主義共和国連邦及び連邦構成共和国の民事立法の基礎」の129条の流れをくむのではないかと見られます。旧社会主義国におきましては、社会主義国間の貿易を中心とする国際協定その他があったということもございまして、御覧いただければ分かりますように、類似の規定がたくさんあります。

中国でこの規定がどのように使われるのかということですが、事例の1-1ではこの規定が使

われていないようですので、この規定が使われる例がありましたらお教えいただきたいと思  
います。条約があればそれが優先する、民商事法律関係について、実質法としての統一法、  
抵触法としての統一法があればそれが優先するというので、それ自体はヨーロッパの法制  
においても規定が散見される場所です。1986年ドイツ連邦共和国民法施行法3条、1995年  
イタリア国際私法2条などです。ですから、中国の規定自体は特異な規定ではないと拝見し  
ますが、我が国にはこれに対応する規定はありません。条約の適用関係についてはいろいろ  
な考え方があり得るところでして、我が国においてもこういう立法が望ましいのかなと考  
えますが、ただ、憲法問題ともかかわっていささか問題があるのかもしれない。いずれに  
しましても、こういう規定があること自体は大変望ましい立法かと思しますので、適用例を  
お教えいただければと思います。

個別の問題については、まだ十分に理解できないところもあり、余り申し上げられませ  
んが、若干の点についてだけコメントするとすれば、まず、行為能力については、中国にお  
いては、いわゆる華僑を含めて在外公民が問題となるケースが多いのではないかと  
思われます。この行為能力の規定は、法適用通則法4条が考える取引保護とはかなり違  
った規定であるということであります。この規定が我が国で問題になった裁判例がござ  
います。東京高決平成18年10月30日（平成17年（ラ）第1703号）は、「同条〔民法通則143条〕は、中華人民共和  
国公民が外国に定住している場合、その民事行為能力は定住国の法律を適用すること  
ができる」と規定し、常に定住国の法律を適用するものとはされていないから、同条  
の規定に基づいては反致しないものというべきである。」と判断していますが、こ  
ういう理解でよろしいのかどうか。つまり、いわゆる選択的適用というのは選択的  
連結とは異なる規定ではないか。あるいは、この「できる」というのは書き方の問  
題であって、やはり選択的連結であるとすればこの判例は間違っているということ  
になるかと思えます。

それから、先決問題として、行為能力との関係でよく問題になるのは成年年齢  
であります。かつて、我が国でも扶養義務との関係で成年年齢が問題になりました。  
養育費を中国人の子に認めるとすれば、18歳まででよいのか、20歳までとい  
うことになるのかが問題になるわけですが、先決問題として成年年齢を考  
えますと、これは行為能力になるという理解であれば本国法によることになり  
ますから、中国法に従って18歳までということになりますが、その  
ような理解でよろしいかどうか、お聞きしたいと思います。

民通解釈184条は前段で従属法を登録地国法としておりまして、後段は行為  
能力について従属法を準拠法とするとしているように読めます。この登録地  
国法というのは、取り方によっては本拠地法主義というように読むことも  
不可能ではないだろうと思われそうですが、どのようになっているのでしょ  
うか。

また、会社法192条というのは外人法の規定だろうと思えます。日本では、  
民法35条や会社法の規定の中で外国会社の定義が入っておりますけれども、  
これらはすべて外人法の規定であり、これと同じものであるという理解を  
しています。したがって、抵触法上の従属法の問題では必ずしもないとい  
うことです。

不動産について規定があるのに対し、動産について規定がないのは、こ  
れは動産不動産区

別主義を採っているからそうなっているのか、あるいは、本来は両方とも統一的に規定しているつもりであるけれども動産については特に触れていないで、解釈の問題であるということになっているのか。動産について規定がないとすると、その欠缺をどのように補充しているのか、関心があります。

ソ連邦1962年民事立法の基礎によれば、当事者自治によるが、当事者間に合意がなければ締結地法によるとされます。これは日本の法例の7条1項、2項の規定と余り変わらないものと思われませんが、ただ、中国では、この考え方を基礎にせず、当事者自治を認めながら、それがなくなるときには客観的連結、つまり最密接関係国法によるとしてしまっていて、更に詳細な規定を契約法の中に置くということでもあります。そのような考え方がどこから出てきたのかということについては関心があります。日本では、法適用通則法によりまして、当事者自治を認めながら、当事者自治が尽くされない場合には客観的連結をする、客観的連結と言っただけでは準拠法が決まらないということでもありますので、特徴的給付の理論により得る場合にはそれによる、より得ない場合には別途手当てをするということでありまして、消費者契約や労働契約についてはそれぞれ特則を置くという方式を採っています。その立場から見れば、中国のように非常に詳しい規定を置くというやり方には私は賛成でして、そのような考え方がどこから出てきたのかということについては関心があります。客観的連結の在り方についても、表現は違うわけですが、実質的には特徴的給付のような一般的な考え方を採っているように思われるのですが、これがどこから出てきたのかということについても教えてくださいたいと思います。

当事者の黙示の意思については、原則として黙示の意思を認めないということだろうと思われれます。最高人民法院の「涉外民事又は商事契約紛争案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」の3条によりまして、「当事者が契約紛争に適用すべき法律を選択し、又は選択を変更する場合には、明示の方式により行わなければならない。」とありますので、原則として黙示の意思は認められないということになるかと思いますが、同規定の4条2項は、その例外として、「いずれもが同一国家又は地区の法律を援用し、かつ、法律適用について異議を述べなかった場合には、当事者が既に契約紛争に適用すべき法律について選択を行ったものとみなす。」と規定しています。これは訴訟上の選択を前提にしているように読めるわけですが、そういうことでよろしいかどうか、訴訟外でそういうことがあったときにも認められるのかどうか。4条2項は3条の例外として訴訟行為としての選択についてのみ及んでいるのかどうかということでもあります。また、黙示の意思を承認することの問題点として裁判官の職権濫用を指摘されますが、訴訟行為についてのみの問題かどうか。これは先ほどの問題点ともオーバーラップするかと思います。

契約の問題については、事案の理解がまだ十分ではないところがありますが、特に強行規定との関係でお伺いしたいことがあります。先ほどの強行規定のお話の中では、外為規制との関係で強行規定が関係することが示されているわけですがけれども、それは民法通則8条の適用によるものであるのか、あるいはそういうものとは関係なく、条理として絶対的強行法規を適用することになっているのか、必ずしも明らかではないように思われます。また、案

例の3-2は、法律回避との関係で、最高人民法院の「『民法通則』の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見」194条が援用されていますが、案例の3-1はそういうことがないので、その点の理解について教えていただきたいと思います。日本でもこの点に関する明文の規定はございません。絶対的強行法規の適用の問題については、契約についてだけ問題になるのか、それ以外のところでも問題になるのか、いろいろと議論があるところなのでお教えいただきたいと思います。消費者契約その他については、強行法規の適用というのも、我が国では一部認められております。

次に、中国法の直接適用として挙げられているものは、これは契約として挙げられていますが、それぞれ企業法、会社法の問題ではないかと思われま。恐らくは当事者自治が及ぶとしても、元々それほど広くないということでもありますので、それとの関係でどのように考えられているのでしょうか。

不法行為の問題については、民法通則146条、民通解釈187条の規定がありますが、これらは、基本的には国内法としての不法行為法が成立していない段階での規定であるかと思しますので、国内法としての不法行為法が制定された際には少し変わってくるのではないだろうかと思察されます。日本では法適用通則法の22条に日本法への特別留保条項がありますが、それについてはどのように考えているのでしょうか。

婚姻については、婚姻締結地法を適用するとなっていますが、大陸法や日本法では伝統的に属人法の問題として処理しているところでありまして、それがなぜ採られなかったのか。

また、離婚については法廷地法の考え方を採っているところ、これは中国における離婚訴訟だけを対象としているように読めますが、在外公民のことを考えるとこれだけでは済まないように思われますので、その点についてはどのようにお考えでしょうか。外国で訴訟を係属する場合は承認の問題しか出てこないわけでもありますけれども、例えば法律の回避ということを見ると、準拠法条項というのも考えることになるのかどうか。承認の問題として出てくるのではないのでしょうか。

いずれにしましても、結婚・離婚については外国人間の規定がないということでありまして、もう少し一般的な規定を置かないと、これからの国際化時代に対処できないのではないかと思われま。もっとも、国際結婚の数は、先ほど挙げられた数字によりますと余り多くないようです。日本でも年間5万組くらいあるのと比べると余り多くはないようでして、これとどまるとは思えま。そんなので、そういう事態に対して将来的にどのように考えていくのか、方向性としてどういうことが考えられるだろうかということをお聞きしたいと思いま。

相続については、法定相続についてだけ考えられていますが、遺言の問題も考えなければならぬわけですから、その辺の問題について、どのように処理されているのか大変関心があるところだ。

また、動産と不動産を区別して相続の準拠法を決めるという考え方は、伝統的にはそのような考え方が採られているところですが、大陸法ではどちらかといえば属人法によるという処理の仕方が一般的になっているように思われま。なぜそのような考え方を採らなかつたか。属人法の問題について、本国法によるという考え方は、在外国民がいる場合に一番問題

が出てくるわけでありまして、本国法によって処理するというイデオロギ的な考えがあったわけです。国家を統一して本国というものが確立したわけだから、その法律を少なくとも身分関係については常に適用するという考え方があって初めて出てきているものだろうと思いますので、そういう考え方が採られずに伝統的な考え方に従うというのは何か政策的根拠があるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上、雑ばくなお話になりましたけれども、個別的にはもっとお話を伺ったり、コメントをしたりしたい部分もございますけれども、時間の方もよろしいかと思しますので、とりあえずはこれで終わらせていただきます。

【司会（横山）】 櫻田先生ありがとうございました。櫻田先生は李先生が日本に留学された際の指導教授でもいらっしゃいます。続きまして、一橋大学大学院法学研究科の山本先生より、国際民事訴訟法の観点からコメントをお願いします。山本先生、よろしく願いいたします。

## 日本側コメント 2（国際民事訴訟法）

コメンテーター：山本和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

【山本】 一橋大学の山本です。私からは、国際民事訴訟法の観点からお話をさせていただきます。国際民事訴訟法というのは範囲が広いと思いますが、李先生からお話があった国際裁判管轄の問題と外国判決の承認・執行の問題に絞ってコメントをさせていただきたいと思います。

国際裁判管轄については、現在、日本で立法の動きがあるところです。中国では民事訴訟法の中に涉外民事手続に関する編があって、そこに国際裁判管轄についての規定があると伺いましたが、日本の現行法には規定は存在しません。日本法の規定としては倒産法の中に国際倒産管轄についての規定がありますし、また、通則法の中に一部の非訟事件、後見開始決定や失踪宣告について国際裁判管轄の規定が存在しますが、民事訴訟手続一般については現在のところ判例法理にゆだねられている状況にあります。この点につきましては、平成8年の民事訴訟法改正の際、国際裁判管轄についての規定を置くことも検討されましたが、当時はハーグ国際私法会議で国際裁判管轄についての条約締結の議論があるということがあって規定が見送られました。その後、ハーグ国際私法会議は包括的な国際裁判管轄についての規定を断念し、管轄合意に関する条約という限定的な形で2005年に条約を策定し、国際裁判管轄一般についての国際条約は当面締結される見込みはなくなったということで、日本でもこの点についてやはり日本の国内法の中で規定を設けるべきではないかということになりました。その結果として、法制審議会に国際裁判管轄法制部会が2008年10月に設けられて、1年余り議論をして、今年2月5日に法制審議会から答申がなされました。現在、法務省では法案の提出のための作業をされていると承知しています。どのような形態の法律になるかということは定かではありませんけれども、法制審議会でも審議をしている段階では、民事訴訟法の中に国際裁判管轄についての規定を設ける方向で検討作業が行われるということの紹介がありました。なお、これらの規定は財産訴訟の管轄に限定されており、人事訴訟、非訟事件、

家事審判等につきましては今後の課題ということでもあります。当面はこれらの問題についてはなお判例にゆだねられることとなります。離婚訴訟等については最高裁判所において幾つかの重要な判例がございますが、本日の私のお話は財産関係の訴訟に限定させていただきます。

管轄原因につきましては、お手元に国際裁判管轄法制の整備に関する要綱という法制審議会の答申が資料として配布されておりますので、適宜御参照ください。管轄原因には、大きく、普遍的管轄原因、すべての訴訟について認められる管轄原因と、特定の管轄原因、特定の訴訟についてのみ認められる管轄原因とがあります。この要綱によれば、第1が前者、第2が後者であるということになります。

第1の被告の住所等による管轄権というのは、被告の住所等、法人であるような場合には主たる事務所・営業所等が管轄原因になります。中国でも、李先生のレジユメの14ページ、民事訴訟法241条という規定が掲げられておりますが、そこでは具体的な管轄原因の前提として、中国の領域内に住所を有しない被告に対し提起される訴訟と書かれておりますので、恐らくは中国の領域内に住所を有する被告に対する訴訟は当然に管轄が認められるという前提でこの条文は書かれているのだろうと想像します。そうであるとすれば、日本の規定と基本的にはパラレルな規律になっているのかなと思います。

特定の管轄原因につきましても、契約上の債務、財産権上の訴え、あるいは事務所所在地、不法行為などは、中国でもそれに対応する規定があると伺いましたが、幾つか微妙な点では違いがあるように思われます。まず、契約上の債務については、要綱の第2の1の契約上の債務に関する訴え等の管轄権というところで規定されておりますが、その①の契約上の債務に関する訴えというところですが、アで「契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。」、イで「契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。」ということで規定されております。中国と比べますと、契約締結地は管轄原因にならないということになります。また、「契約において定められた」という形で規定されておまして、債務履行地が直接契約で定められる、あるいは契約で定められた準拠法によって債務履行地が決まる場合に限定されておまして、民法によって債務履行地が決まる場合ですとか、あるいは国際私法で準拠法が決まる場合でも密接関連地法等で準拠法が決まり、それによる債務履行地が日本になるような場合はここには含まれないとされているところです。つまり、契約において履行地ないし準拠法が定められていることがこの管轄原因になるということです。

3の財産権上の訴えの管轄権については、ここでは請求の目的や差し押さえることができる被告の財産所在地が管轄原因となるとされておまして、この点は中国も同様であると伺いました。ただ、日本の規定では、但書で差し押さえることができる被告の財産の価額が著しく低いときが除かれています。差押財産所在地に基づく国際裁判管轄については国際的にも過剰管轄であるという批判が強いところでもあります。法制審議会におきましても、この過剰管轄をどう制限するかということが議論されましたが、最終的には財産価額が著しく低いとき、講学上はホテルに置いてきたスリッパに基づいて日本の裁判管轄が認められるというよ

うな、そのような極端な場合はこの規定によって除かれることが前提とされています。

4に事務所又は営業所を有する者に対する訴え等の管轄権というのがございます。中国におきましては代表機構に基づく管轄があると伺いました。日本におきましても、かつては日本において取引を継続してしようとする外国会社については日本国内に営業所の設置義務が認められていましたが、商法の改正によって現在の会社法ではそのような営業所の設置義務は廃止して、ただ、日本における代表者を定めなければならないと定めています。そのため、現在では、日本の外国会社には営業所を設置しているものと、営業所は設置せずに日本における代表者を定めているものとが存在するということとなります。営業所を定めている場合は4の①でその事務所又は営業所における業務に関するものについては日本が管轄権を持つこととなります。ただ、営業所を定めていないものについてもやはり一定の場合に日本の管轄権を及ぼす場合があると考えられまして、4の②のような規定を置きました。つまり、「日本において事業を継続して行う者に対する訴えでその者の日本における業務に関するものについて、管轄権を有する。」という考え方であります。これは、一見、アメリカのいわゆる *doing business* に基づく管轄に類似しているように思われますが、しかし、アメリカのそれとは違って、飽くまでも日本における業務に関するものに限定されています。日本で事業を継続していれば何でも訴えを提起できるということではありませんでして、日本における業務に関するものに限定しながら、このような規定を設けたということであります。

6の不法行為に関する訴えの管轄権については、ここでいう不法行為地には加害行為地と結果発生地の双方を含むと解されています。また、結果発生地については、但書で「日本国内におけるその結果の発生が通常予見することができないものであったときは、この限りでないものとする。」としています。これによって、予見可能性がない場合を除外して法的安定性を図るという趣旨ですが、中国では、条文を見る限り、このような限定はないように思われます。

8の不動産に関する訴え、9の相続に関する訴えについては、中国では専属管轄として認められるようですが、日本ではいずれも非専属的な管轄とされています。ただ、不動産所在地については、これを専属管轄とするという議論は存在しました。とりわけ、物権に関する訴え、あるいは物権的請求権に関する訴えについては専属管轄にしてはどうかという意見があったわけですが、それについては両当事者が日本に住所を有して外国の不動産の所有権の帰属について争う場合もあり、そのような場合には、日本の裁判所の判断を求めることを一律に排除すべきではないのではないか、あるいは物権や物権的請求権に限定するといってもその範囲を明確に画するというのはなかなか困難ではないかという批判もあって、最終的にはこれらは専属管轄にしないことになりました。

中国には明文規定が置かれていないと思われるものとして、消費者契約に関する訴えや労働契約に関する訴えがあります。これらは、消費者の住所地、労務の提供地等にも管轄権を認めることによって、消費者や労働者の裁判を受ける権利を実質的に保護しようという趣旨に出たものです。

また、これも中国には明示的にはありませんが、4ページの第4、併合請求による管轄権



というものも日本では認められているところです。

それから、5ページの第5、管轄権に関する合意についても定められています。合意管轄であります。これについては、中国でも民事訴訟法242条で同旨の管轄原因が認められているところですが、幾つかの違いとして、中国では、紛争と実際的な関連を有する場所の法院による管轄を選択する旨を合意することができるということになっていまして、紛争との関連性が合意管轄の要件になっているように見受けられますが、日本ではそのような限定はなされていません。ただ、日本でも、判例法理においては合意が著しく不合理で公序に反するようなものについては効力は認められないとされてきました。法制審議会における議論においても、当然のことながら、その合意が公序に反するようなものであれば効力を生じないと理解されています。したがって、関連性という形で積極的な要件は必要になりませんけれども、公序に反するような場合にはその管轄の効力は認められないこととなります。どのような場合が公序に反するかというのは、なお判例にゆだねられています。また、消費者契約に関する紛争と、労働契約に関する合意管轄については有効性の範囲が限定されています。消費者契約に関する紛争については⑤のアで「消費者契約の締結の時に消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意」に限定されています。また、労働契約に関する紛争については⑥のアで「労働契約の終了の時にされた合意であって、その時における労務の提供地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意」に限定されています。これらは、消費者契約や労働関係においては、通常、事業者あるいは使用者の力が強いという状況の中で行われる合意であるということにかんがみて、合意の範囲を消費者あるいは労働者の立場に立ってみても合理的な範囲に限定するという趣旨です。これらの限定は、中国ではなされていないように見受けられます。

先ほども触れましたように、中国で専属管轄とされているものと日本で専属管轄とされているものは違っています。日本の専属管轄は、要綱の第3のところで、会社関係訴訟、登記関係訴訟、知的財産権の効力に関する訴訟の三つが専属管轄として挙げられています。中国ではこれらの訴訟に関しては明文規定がないように見受けられました。

特別の事情による却下の可能性については、要綱の第6で定められています。中国の「不便地法院原則」と言われるものがこれに近いものであろうと理解しています。これは、基本的には最高裁の現在の判例法理を立法の形で取り入れたものと理解できるものでありまして、中国の「不便地法院原則」が前提としているフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理とも関連性を有するような規律であらうと想像します。

適用要件については、「当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情」が存在する場合に訴えを却下できるというものです。その場合に考慮する事由として、「事案の性質、応訴することによる被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情」を考慮することができるとなっています。ただ、括弧書きで「日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合」にはこの却下は働かないということになっています。基本的な考え方は、恐らく中国の規定と通底するものがあるのだらうと思われそうですが、条文の表面を見る限りは幾つかの異なる点があるように思

いました。中国では不便地法院原則が適用される前提として、その事件における主要な事実が領域内にないこと、あるいは自国法が適用されないことが要件となっているようですが、日本では考慮されることはあり得るにしても飽くまでも考慮事情にとどまっています。また、中国では外国の裁判所が管轄権を有することも要件になっているようですが、日本では法制審議会ではかなり議論されましたが、最終的には独立の要件とはされないでやはり考慮事情にとどまるという形で成立されました。

訴訟競合・平行訴訟の問題については、中国では放任されているという御説明がありましたが、日本の要綱ではこの点についての規定は置かれていません。中間試案の段階では、訴訟競合があった場合に日本の訴訟を中止するという規定が検討されました。これは、法制審議会の審議のかなり最後の段階まで検討されましたが、最終的にはそのような規律は断念されました。一つの大きな理由は、中止規定を置いた場合にそれに対する不服申立てを認めるか否かということが問題にされまして、これを認めると手続が非常に重くなり、また、引き延ばしのために濫用されることが懸念されるという意見が実務家等から出されました。それで不服申立てを認めることは相当ではないということになりましたが、そうすると、不服申立てを認めないで、裁判所の裁量で中止することができるという規定だとすれば、今度は逆に中止規定を設ける意味はどこにあるのかということが問題になりました。実務家からすれば、そのような規定を設けなくても適宜の訴訟指揮によって個々の事案に適した訴訟の運営はできるのではないかとということが言われました。また、外国の訴訟を尊重して日本の訴訟を中止するのであれば、逆に日本で訴訟が行われているときには外国がそれを尊重するというでなければ困るのではないかと、つまり、この問題は一国の訴訟法の中で規定をするのは難しく、条約等において規定がなされるのが望ましいのではないかとという意見もありまして、私を含めて研究者の間では何らかの規定を置くべきではないかとという意見はなお強かったのですが、最終的には断念され、状況としては中国と同じようになっています。なお判例にゆだねられているということです。

次に外国判決の承認・執行についてであります。現行法の規定としては、民事訴訟法118条の規定が存在します。日本の民事訴訟法は自動承認制度を採っておりまして、中国の個別承認制度とは異なります。ただ、日本でも倒産手続における承認は個別承認の考え方を採っているように思われます。外国倒産手続の承認援助に関する法律においては、外国倒産手続の効力を日本で承認するについては裁判所の個別の承認決定が必要になっているところで

す。民事訴訟法118条が規定する承認要件に対し、中国では公序と互惠が承認要件になっています。これは、日本の承認要件のうち、④の「公序に反しないこと」と⑤の「相互の保証」だけが問題になるということのように思われます。ただ、離婚判決の承認要件については、見たところ、日本の民事訴訟法118条にかなり近い規律になっているように思われます。

日本で強制執行を行う場合には、民事執行法24条に基づいて執行判決を取得し、それが債務名義になるという形で執行がなされます。そういう意味では、執行のところは個別の裁判所の判断が介在するという構造になっています。

承認要件については判例があるところでして、まず、公序については、最判平成9・7・11民集51巻6号2573ページが、米国の懲罰的損害賠償にかかる判決は日本の公序に反するという事で承認を拒絶しました。

また、相互の保証につきましては、最判昭和58・6・7民集37巻5号611頁が一般的な準則を定立しています。つまり、相互の保証が認められる場合というのは、当該外国判決をした裁判所の属する国において、当該判決と同種類の日本の判決が118条所定の条件と重要な点で異なる条件の下で効力を有することと判断されています。最判平成10・4・28民集52巻3号853頁は、中国返還前の香港と日本との間には、金銭の支払を命じた判決について相互の保証があると判断した例です。ほかに下級審のレベルにおいては、イギリス、ドイツ、オーストラリア等について、相互の保証を認めたものがあります。その中で、中国との関係については、先ほど李先生が御紹介になった、大阪高判平成15・4・9判時1841号111頁の判決があります。この判決は、中国における日本の判決の扱いによれば、中国において、経済取引に関する日本の判決が重要な点で異なる条件の下に効力を有するとされているとは認められず、日本と中国の間には相互の保証があるとは言えないと判断しています。その理由として挙げた中国の判決として、大連市中級人民法院1994年11月5日の判決があります。これは恐らく李先生のレジュームの17ページにある案例4の五味事件の裁決であると思われます。また、判決の過程でなされた遼寧省高級人民法院の問い合わせに対する1994年6月26日最高人民法院回答を挙げています。その回答によれば、我が国が日本の裁判を承認・執行しうるか否かについて検討した結果、我が国と日本は相互に裁判所の判決・決定を承認・執行するという国際条約を締結していない、相互の関係も作り上げられていないので、民事訴訟法268条の規定に基づき人民法院は日本の裁判所の判決を承認・執行しない、それゆえ、承認・執行の申立てを却下するとの処理意見に同意するとして最高人民法院の回答です。

最後に、李教授がコメントされた二国間条約の必要性というのは私も全くそのとおりであると思います。二国間条約、多国間条約のいずれにしても、何らかの形で条約による問題の解決が望ましい分野であるというのは、先ほどの訴訟競合の処理について国内立法においては明文の規定を設けることができなかつたという経緯からも明らかなのだろうと思われます。日本と中国との間においても、将来、必要な基盤が整備されて、何らかの条約を結ぶことができれば、それは両国間の経済関係の大きさから考えても必要なことであると思いますし、また望ましいことであると考えます。

以上、簡単ではありますが、私からのコメントとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会（横山）】 山本先生ありがとうございました。

<休憩>

【司会（横山）】 それでは引き続きまして、パネルディスカッションを行いたいと思います。パネルディスカッションは、李先生、櫻田先生、山本先生、そして東京高等裁判所判事であり、前法務省参事官でいらっしゃいます小出判事に参加していただきます。司会は小杉先生にお願いします。それでは小杉先生、よろしく願いいたします。

## パネルディスカッション、会場質疑

【小杉】 それでは後半の部を始めたいと思います。前半の講演については、李先生から大変詳細かつ広い範囲で中国法の現状について御紹介をいただきまして、櫻田先生、山本先生にはそれぞれの立場から、日本法から見たコメントをいただきました。これまで私どもが国際民商事法センターの企画として中国との間で講演会をやるときには、日中双方でスピーカーとコメンテーターを立てて、双方からの問題意識をぶつけて問題点を浮き彫りにするというやり方でやっていますが、今日もそういう形で進めたいと思います。

まずは小出判事から、法の適用に関する通則法に携わられた経験を含めまして、お話をいただければと思います。小出さん、よろしく願いいたします。

【小出】 御紹介いただきました東京高裁の小出です。よろしく願いいたします。私は、平成15年4月から平成19年10月まで、法務省民事局参事官を務めさせていただきました。その期間中に担当した立法の一つが法適用通則法でした。明治31年に制定された法例がどのようにして法適用通則法になったのかということについて、おさらいの意味を込めて御説明したいと思います。

明治31年に制定された法例は、平成元年に婚姻と親子の部分について準拠法の指定をより適切なものとするために一部改正が行われたことがありましたが、それ以前もそれ以降も実質的な改正はされてきませんでした。中国の国際私法に関する実定法規よりもはるかに古い法例という法律がなぜ長く生き長らえたかといいますと、一つは、規定の仕方が非常に抽象的であったことがあります。例えば、当事者による選択がない場合の契約の準拠法は行為地法によるとか、不法行為の準拠法が原因事実発生地法によるといった規定の仕方をしておりまして、具体的妥当性のある準拠法を導き出すためにそれらの言葉を柔軟に解釈しやすいという理由があって、特段の不都合が強く指摘されてこなかったという面があると思います。その反面、具体的な準拠法についての法的予見可能性はかなり劣っているのではないかという指摘は以前からありました。ただ、制定から100年を経て国際化が進展し、国際私法の法分野というのは涉外事案が生じたときにどの国の裁判所に行っても同じ準拠法が適用されるのが望ましいということとして、また、1980年にECでローマ条約が採択され、1980年代後半から2000年ころにかけて、ドイツ、スイス、イタリア、イギリス、ベルギー、韓国等で新しい国際私法が制定されたという事情もあって、こうした内外の事情を踏まえまして、日本の政府としましても法例の規定の現代用語化を含めて見直す必要があるのではないかという機運が高まってまいりました。平成13年に閣議決定された規制改革推進3か年計画、これは平成17年になるまで毎年更新され、あるいは新しく決定されて続いていたわけですが、そういった状況を踏まえまして、平成15年になって、法務大臣から法制審議会に国際私法に関する法令の規定の現代化を図る上で留意すべき事項について意見を賜りたいという諮問がなされました。これを受けて、平成15年5月から法制審議会国際私法部会現代化部会というのが設けられまして、平成15年5月から毎月1回のペースで、法例の規定の現代化を要する論点について論点ごとに詳細な検討を行いまして、平成17年3月の23回目の会議で、国際私法の現代化に関する要綱中間試案が採択されました。それをパブリック・コメントの手に付しま

して、平成17年7月の28回目の部会で要綱案を採択し、その2か月後の平成17年9月の法制審総会で要綱を採択しました。その後、要綱に基づいて法務省民事局で立案作業を進めまして、平成18年2月に法適用通則法案ということで閣議決定しまして、第164回通常国会に提出いたしました。法適用通則法案はまず参議院に送られまして、法務委員会で提案趣旨説明、参考人質疑、政府質疑の後、平成18年4月18日に全会一致で採決され、その翌日の平成18年4月19日に参議院本会議で全会一致で可決されました。その後、衆議院に送られまして衆議院でも同じく提案趣旨説明、参考人質疑、政府質疑等を経まして、平成18年6月14日に法務委員会で全会一致で採決され、その翌日の平成18年6月15日に衆議院本会議で全会一致で可決成立しました。そして、平成19年1月1日から施行されているという状況です。なお、先ほども少し言及がありましたが、参議院の法務委員会と衆議院の法務委員会ではそれぞれ附帯決議が付されています。特に、不法行為について日本法の適用を累積して適用している部分について今後も検討するようによすとか、日本法の競争力を強化するようなことを考えるべきではないか、外国法の調査・研究を充実して行うべきではないか、国際私法を含む法教育一般についても充実させるべきではないかといった附帯決議がされた上での全会一致の成立でした。

形式や題名についてですが、御存じのように、法例は1条・2条と3条以下とでは性格が異なります。法例1条は法令一般についての施行期日を定める規定、2条は日本における慣習の効力について定める規定でして、3条以下のいわゆる狭義の国際私法とは性質を異にするものでして、国会に法律を提出する際も、1条・2条と切り離れた形で、3条以下を一つの新しい法典にして「国際私法」という形で法律を作れないかということを検討したこともありました。ただ、そういう法律を作るためには、準拠法に関するすべての規定を包摂する必要があつて、条約実施のための特別法が存在する形での「国際私法」という法典はどうだろうかという問題がありまして、結局、1条・2条と3条以下というのは、日本の裁判所が適用すべき法規範とはどういうものか、という法適用に関する通則として共通性を有するという整理して、「法の適用に関する通則法」という名前を付けて、法例の全部改正という形式で立法したわけです。

概要については、皆様御存じのとおり、特に今回法改正の必要があると言われていました財産的取引法分野に関する点だけ簡単に御説明させていただきます。まず、契約に関しては、法律行為という単位法律関係は維持していきまして、当事者が法律行為の準拠法を選択できるという当事者自治を維持しておりますけれども、そうした法選択がない場合の法律行為の成立及び効力の準拠法については、最密接関係地法によるというルールにした上で、特徴的給付によってそれを推定するとしています。一つの法律行為を見た場合に、その法律行為に特徴的なことをする人が常居所を持っているところの法律を最密接関係地法と推定するわけです。売買でいえば、お金を払うというのは一般的な債務であるのに対して、物を売るというのは特徴的な給付ということで、この場合の特徴的給付の推定は売主の常居所地法であるとされます。この場合、契約ごとに羅列するというのも考えましたが、推定規定にすぎないのと、すべての契約についてその推定が妥当するののかという検証がしきれないことがあつて、

取引当事者の意識と異なる連結点が推定されるような結末になるよりは、特徴的給付の理論による推定規定を抽象的に置いただけの方が実務的には望ましいという意見がありましたので、現在のような条文になりました。

また、今回、消費者契約と労働契約の特則を設けました。立法過程で参照したヨーロッパの法制によりますと、裁判所が職権で、当事者が選択した準拠法、準拠法を選択しない場合には客観的に定められる準拠法と消費者の常居所地法の法律内容とを比較して、どちらの法律が消費者に有利かという優遇比較によって、有利な方の法律を適用するという扱いがされているようですが、実際の法適用に関して、消費者からこの法律によって保護してほしいという主張もないのに、裁判所が職権で消費者の常居所地法を法的効果を踏まえながら適用し、とあげるとするのは負担が重くて実際的ではないだろうということで、これらについては、それぞれ消費者・労働者の法適用に関する主張を必要とするという規定になりました。

不法行為については、法例では原因事実発生地法ということで、これが加害行為をしたところなのか、結果が発生したところなのか、あるいは例えば入院したといった損害が発生したところなのか不明でしたが、原則として結果が発生したところの法律を準拠法とすることにしました。また、名誉毀損や生産物責任についての特則を設けております。さらに、これらのルールによって適用される準拠法よりも更に密接な関連を有する法律がほかにある場合には、例外条項を設けました。

債権譲渡については、対抗要件の問題が主なものですけれども、これには債務者に対する対抗要件と、二重譲受人間の対抗要件とがありまして、法例では債務者の住所地法による対抗要件を備えなければならないということでしたけれども、債務者の異なる複数の債権を一括して譲渡するような場合にそれぞれの債務者の国ごとの対抗要件を設定するということが債権流動化の観点から妨げになるのではという意見がありまして、譲渡される債権の準拠法に基づいて対抗要件を備えるという規律にしました。

国際裁判管轄に関しては、法例では後見開始の審判と失踪宣告に関する国際裁判管轄が定められていると解釈されておりました。法適用通則法もそれを踏襲しまして後見開始の審判と失踪宣告についての国際裁判管轄については規定を設けましたけれども、それ以外の裁判管轄については、法適用通則法において規定を設けるのを見送りました。ハーグ国際私法会議の議論は限定されたものに収束するという方向性が見えていましたが、国内法としても統一的な国際裁判管轄のルールを作るほどの成熟した議論の蓄積が足りないであろうという考えの基に見送ることになりました。今年になって国際裁判管轄要綱ができたということで、これは私にとっても非常にうれしいことだと考えております。

法適用通則法に関する紹介は以上でございます。

【小杉】 小出判事、ありがとうございました。今の点について李先生の御意見も伺ってみたいと思います。お手元に国際私法の日中比較表という資料がありますが、左側が日本の通則法の規定になっています。契約と不法行為について比べて議論をするのが有効かと思いません。

まず、通則法の8条のところでは日中の規定が比べられています。最密接関係地法によると

いうベースのところは変わらないと思いますけれども、考え方の違いが出ているように思われますので、李先生にはこれまでのコメントを踏まえて、中国側の規定の説明の補足、あるいは日本の規定をどのように見ておられるかということでお話をいただければと思います。

【李】 櫻田先生からのコメントについて、まず、条約の適用に関して、条約は商取引においてどういう場合に適用されるのかという御質問がありましたが、民法通則142条2項の規定から見れば、条約と国内の民事法の間には矛盾が生じた場合に国際条約が優先適用されることとなります。レジュメの事例の1-3というのは、この民法通則142条2項に従って条約が適用されたという事案です。ここで条約が適用されるのは正しいと思いますが、その理屈としては、先に中国の抵触法を適用して、中国法が準拠法になってから、中国法と条約とが異なる場合に条約が適用されることとなります。先に、国際私法のルールに従って中国法が準拠法になる、それから中国の国内法と条約との間にどういう関係があるかを検討した結果、国際条約が適用されるということです。ここは事例の1-1、1-2と全く考え方が違うところです。私は民法142条2項には問題があるのではないかと認識しています。

もう一点、レジュメの(一)条約の適用の「説明及び問題点」の②、当事者間で条約を準拠法として合意できるかという点について、日本ではそれは条約の問題であると理解されるかもしれませんが、中国国内では条約も当事者の合意によって準拠法として適用できるという認識です。そこは日本と違うのではないかと思います。レジュメの5の契約の(1)、国際私法上の当事者の意思自治原則というところの「説明及び問題点」、事例2-4では、当事者は「ハーグルール」と「ハーグ・ヴィスビールール」を選択したところ、裁判所において、それは契約の内容をなすものと理解されています。条約については以上です。

次に、契約の(2)、強行法規の適用のところですが、事例の3-1と3-2は、裁判所が当事者間で合意された準拠法を排除して、公序、法律回避といったルールによって中国法を準拠法とした判例です。国家の経済法規に違反する契約について、中国ではこのような形で処理されました。

また、日本の通則法では特別連結理論というものがありますが、中国では消費者契約や労働契約については定めがありません。今年の立法作業に取り入れられる可能性も低いのではないかと思います。なぜかと言いますと、特別連結理論というのは弱者保護の制度でして、基本的には裁判所が本国法をもって弱者保護をするというやり方ですが、中国の裁判所においては、中国の消費者法や労働法で消費者保護、労働者保護をしようというのはそもそも考えられないだろうと思います。と言いますのは、中国の労働法と西側の国の労働法のどちらが労働者を保護するかという問題になるわけですね。中国の労働法が日本法よりも労働者を保護するというのであれば、特別連結理論は必要であると思いますが、そうでなければ必要ではないのではないかと思います。

契約の(3)、中国法の直接適用に関して、合弁に関する契約については当事者意思自治原則が認められず中国法が適用されるが、それは会社法の問題であって契約法とは関係がないという意見がありました。それがどういう行為であるかということをもう少し検討しないと答えられないかもしれませんが、一般的な理解として、契約法の126条2項と最高人民法院の「涉

外民事又は商事契約紛争案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」の8条は、基本的に契約の問題と意識して当事者の意思を否定したものとされます。会社行為ではなく、契約行為と理解して、その上で当事者意思自治原則を認めなかったということです。日本法とは違って、もう一度当事者意思自治原則を認めるのはなぜかという原点に戻って考える必要があるのではないかと思います。

契約の(4)、当事者の意思に関しましては、裁判上、双方当事者が同じ国の法律を援用する場合にそれは明示の意思か黙示の意思かという問題がありますが、中国においては明示の意思であると理解されています。また、黙示の意思の必要性ということについては、黙示の意思を認めると裁判官によって濫用されるのではないかという意見が中国国内で存在しています。裁判官が、当事者の意思ではなく裁判官自身の意思でやっていくことになるのではないかという恐れが存在します。契約については簡単ですが以上です。

【小杉】 たくさんの質問が来ています。時間の関係もありまして、恐らく全部は扱えないと思いますが、司会者として取捨選択をさせていただきながら、李先生には質問を投げってお答えいただく形で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

最初に、鈴木正貢弁護士から司法解釈についての質問があります。最高人民法院の「民法通則の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見」、「涉外民事又は商事契約紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定」というのが資料に書かれていますが、これらは裁判規範になると理解しますがそういう理解でよいか。また、「意見」と「規定」とで違いがあるか、それらが改定されるということはあるのか。その辺りを簡単にお答えいただけますでしょうか。

【李】 司法解釈というのは中国法の一般的な問題ですが、私の考えを述べさせていただきますと、それは人民法院組織法の30条、31条、32条に規定があります。その内容は、最高人民法院は裁判過程において法律・法令をいかに適用するかについて解釈権を持っているというものです。また、上級裁判所、最高人民法院は、地方の裁判所に対して監督責任を持っているという定めもあります。それに基づいて、實際上、中国の最高人民法院は個別事件について下級裁判所から意見を求められる場合において指示を出しています。また、一般的なルールについては最高人民法院の方から、法律より詳しいルールを作っています。立法上は細かいルールの規定が難しく、裁判所の運用において法律だけでは結論が出ない場合があります。そのような場合に地方の裁判官にすべて任せるわけにもいきませんし、法律解釈を統一する必要からそのような司法解釈を作っているということです。日本の立場から見れば裁判官の独立等との問題があるかもしれませんが、中国では実務上そのような形になっています。二次立法という言葉も使われていまして、名前は司法解釈という名前ですが、実際には立法に近いものと理解されています。

【小杉】 ありがとうございます。次に、国際私法の契約に関する質問が幾つか来ています。立教大学の早川吉尚教授から、民法通則145条、契約法126条は涉外契約準拠法について当事者に選択を認めています。中国に進出した日本企業の100%子会社と中国企業との間の売買契約も涉外契約として準拠法選択は認められるのでしょうかという質問です。



【李】 レジューメの5の契約の(1), 当事者意思自治原則に戻りますが, 「説明及び問題点」の②のところ, 国内契約において準拠法として外国法を選択することができるかどうかということとして, 中国会社には外国が出資した会社も含まれます。日本の会社が出資して中国で設立された会社も中国会社です。その間の契約で外国法を選択することができるかどうかについては, 1~2年ほど前に, 最高人民法院からできないという理解が示されています。それは涉外事件ではなく中国法人の間の契約ですので認められないということになりました。両当事者が日本出資で設立された中国会社であっても認められません。最高人民法院の意思はそのようになっています。日本ではこれができるかどうか, 私も知りたいと思います。

また, 日本の会社の間で外国法を合意したということは, 中国の考え方としては準拠法としてできませんが, 考え方を改めて, 契約の内容として理解されればできるのではないかともあります。

【小杉】 ありがとうございます。先に進めさせていただきます。森川伸吾弁護士から, 契約準拠法の選択についての契約双方当事者の合意には, 契約の無効原因に関する民法通則58条, 契約法52条の規定は適用されるのかという御質問です。

【森川】 質問の趣旨としましては, もしそれが適用されるのであれば, 法律の規定に違反しない限りは効力を認めなければならないこととなりますので, そうしますと, 従来から非涉外契約については準拠法選択は認めないと一般に言われていますが, それは理論的に説明が可能なかどうか。中国の法律には, 非涉外契約は準拠法選択をしてはいけないという規定はどこにもないわけですから。そうすると, 従来よく言われている非涉外契約について準拠法選択を認めないということは, 理論的にどのように説明できるのかということなのです。

【小杉】 補足していただいてありがとうございます。李先生, よろしくお願ひいたします。

【李】 一般的な考え方として, 外国法の適用は国際私法の問題であり, 涉外事件についてだけ当てはまるという理解です。ですので, 涉外的な要素がなければ国際私法とは関係ないということ, 国際私法からのアプローチは恐らくは無理ではないかと思えます。国内契約について外国法選択ができないという定めがないからいいのではないかというのは, 契約自由の原則といってもそれは契約の内容についてです, 法律の選択について連結することはできないのではないかと思えます。

【小杉】 ありがとうございます。では, 契約についての質問は一応終わりにしまして, 次に, 強行法規に関して, 名古屋大学の宇田川幸則先生から, 事例の3-1, 3-2は共に香港に関連した例であるが, 他の国や地域が当事者となり, 中国法以外が準拠法とされても同じ結論になるのだろうかという御質問です。いかがでしょうか。

【李】 事例の3-1, 3-2は当事者の一方が香港の会社ということで, もし香港の会社ではなく外国の会社である場合にどうなるかという趣旨と理解していますが, 香港の会社ではなく外国の会社であっても結論は同じになると私は思っています。

【小杉】 ありがとうございます。管轄に関する質問がありまして, 大塚陽介弁護士から, 契約書で東京地裁を専属管轄とする合意をしたときに中国で訴訟が起きた場合, 東京地裁の

専属管轄の合意はどうか。もちろん、中国で専属管轄を認める法律の規定があれば却下されることになると思いますけれども、そうでない場合には有効として扱われるかという質問です。

【李】 私の理解としては、そのような合意はできると思います。

【小杉】 次に、井口直樹弁護士から、財産保全の申立ての管轄というのは通常の民事訴訟の管轄と異なる考え方があるのでしょうかという御質問です。

【李】 特別の規定はありません。同じだと思います。

【小杉】 例えば、財産があるときに、それだけを差し押さえるということがあるかと思いますが。

【李】 民事訴訟法の241条ですが、中国国内に財産があれば差押えは問題ないと思います。

【井口】 特にお聞きしたかったことは、日中企業間の契約で日本を仲裁地とする仲裁合意があって、その保全の問題について中国の裁判所がどういう態度をとるだろうかということだと思います。保全について、財産の差押えについては条文がありますが、それ以外の保全手段というのがあるかどうか、その管轄はどうなっているかということをお教えいただきたいと思います。日本では仮差押え以外にも契約上の地位を保全するための保全手段というのがあるわけですが、いかがでしょうか。

【李】 その前提は、仲裁ということでしょうか。

【井口】 仲裁でも、あるいは日本の裁判所の専属管轄でもよいと思いますが。

【李】 当事者間で仲裁で紛争を解決するというので日本の仲裁協会が選ばれるわけですよ。それについての差押えは、恐らく中国の裁判所はやらないのではないかと思います。仲裁判断は日本でなされるとすると、それは恐らくは中国の裁判所は協力しないだろうと思います。

【小杉】 次に、送達の関係で、山田勝重弁護士から、中国は送達条約を批准しているわけですが、日本の本社の住所を記載した中文の訴状が中国内の日本会社の支店の支店長に送達されるというようなことはあるのか、そういう送達は有効でしょうかという御質問です。

【李】 送達の考え方としては、中国は基本的に送達条約によります。送達条約によらない送達は中国では認められていません。ですので、直接当事者に送達するというのは、中国の考え方から言えば無効です。条約に基づいて送達すれば有効であるというのが司法部の考え方です。

【小杉】 外国判決の執行についての質問が幾つかあります。名古屋大学の横溝大先生からの質問です。外国判決の承認の要件は、日本の場合は相互保証、中国においては互惠原則ということでしたが、日本の相互保証についてはいろいろ批判もあるところですが。中国で互惠原則という要件は学説上どのように評価されているのでしょうか。立法上、削除を求める見解にはどの程度の支持があるのでしょうか。

【李】 相互保証については中国でも批判がありました。国家間の事情によって当事者の権利が影響を受けるのはよくないということで批判がありました。レジュメの国際民事訴訟法の(二)、判決の承認と執行のところ、判決の承認・執行の法律として、最初に民事訴訟法

が挙がっていますが、その次に、最高人民法院の「中国公民の外国法院離婚判決の承認申立て手続に係る問題に関する規定」というのがありまして、そこでは相互保証を求めています。少なくとも離婚判決の承認に当たっては相互保証という要件はありません。それ以外については、民事訴訟法265条、266条で相互保証が求められています。

相互保証とはどのようなものか、どのような中身かという問題がありますが、中国においては日本の判例におけるような理解は採られていません。相互保証といっても、日本の判例におけるような相互保証、事実上の相互保証、条約による相互保証がありますが、中国における相互保証というのは、条約がなければ相互保証を認めないという立場です。そのような立場は日本の五味事件の裁決からうかがわれます。

【小杉】 ありがとうございます。住友電気工業の橋本健さんからの質問です。中国の裁判で日本の当事者が中国の当事者に勝訴しても、中国での強制執行は難しいと聞きます。実際に中国では、敗訴者に対する執行はきちんと行われているのでしょうか。中国では、裁判所の判決に従わない場合に、何か制裁措置はあるのでしょうか。

【李】 中国では執行難という現象が何年も前からあります。勝訴判決をもらっても、なかなか執行が難しいという問題です。原因はいろいろありますが、敗訴者に財産がなくてどうしようもないということも含まれます。敗訴者に財産があれば執行できますが、法律上できるということであって、財産隠しなどがあれば執行できないという状況はあります。それに対する法律の対処はどうかと言いますと、判決に従わない当事者に対しては、行政上の拘束的な制度があって、執行しないと身柄を拘束されるというルールがあったと思います。

【小杉】 ありがとうございます。時間が来てしまいましたので、一人一問ということで、残りの質問については御容赦を願いたいと思います。

## 総括

財団法人国際民商事法センター理事、松尾綜合法律事務所弁護士 小杉丈夫

【小杉】 国際私法・国際民事訴訟法の分野での日中の共同作業は、日中両国にとってこれからの大きなテーマだと思います。先ほどの李先生のお話によれば、国際私法の方は民法典の中になるか外になるかは別として、1年以内に立法されるまできているということです。国際民事訴訟法の方は民事訴訟法典との関係でそちらの改正ということになるかと思われかもしれませんが、いろいろな意味で、学者の世界だけでなく実務の世界でも、この問題は日中間で非常に重要であり、緊急の問題になっていると思います。

私は東京地裁で会社更生事件の管財人をしております。更生会社の本社は佐世保にありますが、中国の江蘇省に100%子会社を持っていて、その子会社の債権者である中国の銀行が子会社と日本の更生会社の両方を江蘇省の高級人民法院に訴えるということが起こりました。日中間には送達条約がありますので、外交ルートを通じて送達が日本の長崎地裁佐世保支部まで来て、書記官から、訴状を受け取るかどうか尋ねられました。まず条約に従った中国語の訳文の添付がありませんでしたし、管轄は争う、どうして中国で訴えられなければならないのかよく分からない状況では受け取れないと言いましたら、裁判所は訴状をそのま

ま中国に返しました。その後、中国の債権者と話をし、債権者も納得して取下げになったということがありました。そのように、日本に訴状の送達が来たときにまずそれを受けるかどうか、受けたときにどういう対応をするのか、中国は証拠条約を批准していますので、手続の中でどういう証拠を提出しなければならないのか、ということを持ったなしで考えなければならないという状況が目の前にあります。そういう意味で、日中の間で学者、弁護士、企業の方も含めて、この問題に取り組むということは非常に重要な意味があると思います。日本でも法の適用に関する通則法ができて、国際裁判管轄についても要綱案が答申されたということで、共同研究は時期的にもタイミングが良いところにあるのではないかと考えております。日中の法律分野での共同作業が、これを機会に更に進めば大変良いことだと思っております。私もそういう方向に向けて努力をしたいと思っております。

本日は、李旺先生においでいただき大変詳細なお話をいただきました。日本側からも、櫻田先生、山本先生、小出判事から、それぞれの立場から大変有益なコメントをいただきました。短い時間ではありましたが、中身の濃い議論ができたと思っております。李先生と三人のコメンテーターに感謝の意を表したいと思っております。どうもありがとうございました。また、会場からもたくさん質問をいただきまして、午後の議論を非常に実のあるものにしていただいたことに司会者としてお礼を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。

【司会（横山）】 小杉先生ありがとうございました。最後に閉会のごあいさつを原田理事長からお願いします。

## 閉会あいさつ

### 財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫

【原田】 御紹介いただきました財団法人国際民商事法センター理事長を務めております原田でございます。本日は、国際私法・国際民事訴訟法の講演会ということで、中国から李旺先生にお越しいただき、櫻田先生、山本先生、小出判事に御参加いただき、また、小杉先生には司会の労を執っていただきまして、大変有益な午後の時間を過ごすことができたことを大変うれしく思います。国際私法については、日本も100年ぶりに法例が新たな姿で制定されて約5年が経ち、国際民事訴訟法についても管轄権の問題について着々と法制定の動きがあるということで、日中の実務家の方、学者の方、交流に御関心をいただく皆様方を含めて、このような相互交流、対話の機会ができたことを心から有り難く思いますし、また有益であったと思います。多くの方に御参加いただきましたことに心から感謝いたします。将来に向けて、民商事法分野での相互交流が有益な形で進むことに大きな期待を持っております。

私は2005年に法務省の仕事から引退しまして、現在は財団法人国際民商事法センターの理事長として、特にアジアの国々との間の民事法、商事法を通じての相互理解と紛争の解決に少しでもお役に立てればということで務めさせていただいております。特に中国と我が国の間は、我々法律関係者の間でも、また、企業の関係者の方々の間でも今後相互理解を進めていくことがますます重要になってくるだろうと思っております。中国、アジアとの間においては、

法に基づく紛争の解決・予防がますます大切になっていくだろうと思います。場合によっては、勝訴判決が確定してもそのとおりに執行していくことには多大な労力や時間が掛かります。適用法律をどうしていくか、管轄をどのように定めるか、また、仲裁・調停など様々な法的手段がある中で、日本と中国の関係者の中で解決方策を探っていく、人的な信頼関係・相互理解を深めていくことの重要性について認識を新たにさせていただきました。このような機会をつくっていただきました法務省の法務総合研究所の皆様には心より感謝申し上げます。本日は長時間にわたって皆様の御協力を得て、このような有益な機会にさせていただきましたことに心から感謝申し上げます、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

---

国際私法・国際民事訴訟法講演会プログラム

テーマ：中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題  
～日本法と比較して～

開催日：平成22年2月22日（月）

会場：法務省大会議室

プログラム

（中国語・日本語同時通訳）

（総合司会：法務総合研究所国際協力部教官 横山幸俊）

12:30～ 開 場

13:00～13:20 開会挨拶 小貫芳信 法務総合研究所長  
小杉丈夫 財団法人国際民商事法センター理事  
松尾綜合法律事務所弁護士

13:20～14:20 講 演  
演 題：中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題  
講 師：李旺 清華大学法学院教授

14:20～14:50 日本側コメント1（国際私法）  
櫻田嘉章 京都大学名誉教授，甲南大学法科大学院教授

14:50～15:20 日本側コメント2（国際民事訴訟法）  
山本和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

15:20～15:40 休 憩

15:40～17:00 パネルディスカッション，会場質疑  
司会（兼パネリスト）：小杉丈夫弁護士  
パネリスト：李旺教授，櫻田嘉章教授，山本和彦教授，  
小出邦夫 東京高等裁判所判事,前法務省民事局参事官

17:00～17:10 総 括 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士

17:10～17:20 閉会挨拶 原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

2010年2月22日

中国国際私法・国際民事訴訟法の現状及び課題<sup>1</sup> <sup>2</sup>

清華大学法学院教授 李 旺

## 目次

- 一. はじめに
- 二. 中国国際私法の内容及び課題
- 三. 中国国際民事訴訟法の内容及び課題
- 四. おわりに

## 一. はじめに

## (一) 中国の涉外事件

## (二) 現行法律

中国においては単行の国際私法は存在せず、その規則は各部門法に散在している。抵触法の主な立法は以下の通りである。

- ・ 相続法 第36条(1985年)
- ・ 民法通則 第8章(第142条—150条)(1986年)
- ・ 契約法 第126条(1999年)
- ・ 海商法 第14章(第268条—276条)
- ・ 民間航空法 第14章(第184条—190条)
- ・ 手形法 第5章(第94条—101条)
- ・ 難民の地位に関する条約 第12条

司法解釈は、涉外事件の処理に当たって事実上法規範的な役割を果たしている。

- ・ 最高人民法院 民法通則の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見(試行)(1988年1月26日)以下「民通解釈」という。
- ・ 最高人民法院 涉外民事又は商事契約紛争事件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定(2007年8月8日施行)

## (三) 新立法の状況

## 1. 規定の欠陥

1986年の民法通則等の国際私法の規定は、いまだ十分に整備されているとは言えず、基本法である民法通則第8章においても9か条しかない。

## 2. 民法典の制定

1998年より民法典の作業が始まり、これには国際私法も含まれる。同年9月の国際私法学会の反対により一時中止されたが、2002年4月から再び始動し、章尚錦教授らの草案、民法室草案、法大草案、モデル法案等が作成された。

## 3. 予定

現在民法典の各編が単行法として制定されている。2009年12月26日には権利侵害責任法(侵權責任法)が可決され、2010年7月1日より実施される。本年より涉外民事関

<sup>1</sup> 翻訳：JICA 長期専門家・弁護士 住田尚之

<sup>2</sup> 法令翻訳提供：弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所

---

係法律適用法の起草作業が開始され、1年程度で成立する予定である。

## 二. 中国国際私法の内容及び課題

### (一) 条約の適用

#### 民法通則第142条第2項

中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約と中華人民共和国の民事法律とに異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。ただし、中華人民共和国が留保を声明した条項を除く。

#### 直接適用

##### 案例 1-1.

米国連合企業有限公司と中国山東省對外貿易總公司煙台公司売買契約事件  
(最高人民法院 民事判決書 (1998) 經終字第 358 号)

本件当事者双方は、本件契約紛争に適用される法律を約定しておらず、連合企業有限公司は米国で設立された会社であり、わが国と米国はいずれも「国際物品売買契約に関する国連条約」の参加国であり、当該条約の関係規定を適用して本件を審理すべきである。

##### 案例 1-2.

日本新生交易株式会社と寧夏回族自治区首鋼電虹冶金產品有限公司売買契約紛争事件 (寧夏回族自治区高級人民法院 民事判決書 (2002) 宁民商終字第 36 号)

本件は、売買契約より生じた紛争であるが、当事者間で締結された契約は当事者双方の真実な意思表示によるものであり、「国際物品売買契約に関する国連条約」及びわが国の関係法規に違反せず、有効と認定すべきである。

#### 間接適用

##### 案例 1-3

米国ニューヨーク州ボーダリー社と中国電子との国際貨物輸出入売買契約紛争事件 (広東省広州市中級人民法院 (2004) 穗中法民三初字第 297 号 (2005 年 11 月 19 日))

本件は、国際貨物売買契約紛争である。原告と被告は、契約紛争の処理に適用する法律について選択しておらず、最密接関係地法選択の原則により、当法院は、被告の住所地であり契約履行地でもある中華人民共和国法を本件紛争を解決するための準拠法とすることを確認する。原告の営業所が所在する米国及び被告の営業所が所在する中国はいずれも「国際物品売買契約に関する国連条約」の加盟国であり、原告・被告間の貨物販売契約関係は「国際物品売買契約に関する国連条約」第2条、第3条の定める適用排除の範囲に含まれず、かつ、わが国の国内法は国際貨物売買契約について明確な規定を置いていないことに鑑み、また「中華人民共和国民法通則」第142条第2項の「中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約と中華人民共和国の民事法律とに異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。」との精神に従い、本件については「国際物品売買契約に関する国連条約」の関連規定の適用を考慮すべきである。

#### 当事者の選択



-----

案例 1-4

中国雲南土産畜産有限公司と国際金銭香港公司との売買契約紛争事件（中国国際経済貿易仲裁委員会深セン分会）

本件の法律適用の問題について、仲裁廷は次のとおり判断する；売買契約第 16 条は国連 1980 年条約を本契約に適用する法律とし、条約に定めのない事項については香港特別行政区の法律を適用することを明確に定めている。当事者双方の契約上の権利義務は、準拠法に従い確定されるべきである。

【説明及び問題点】 |||

①民法通則第 142 条第 2 項の妥当性

国際法の一般原則に従い、国家は国際条約を遵守しなければならない。従って、条約と国内法とが抵触する場合、一般の理解ではまずは国際条約が適用されるべきである（条約優先原則）。民法通則第 142 条第 2 項及びその後の多くの中国立法においてはいずれも類似の規定が置かれている。この場合の国際条約とは実体法条約（例えば「国際物品売買契約に関する国連条約」）を指す（或いはそれを含む）。「国際物品売買契約に関する国連条約」第 7 条及び各国の判例や、中国の法院のその他の事件においても、「国際物品売買契約に関する国連条約」は一国の国内の抵触法に優先して適用されている。従って民法通則第 142 条第 2 項の妥当性は検討するに値する問題である。

②当事者の選択（条約、国際慣例が準拠法となる場合）

当事者の私的自治の原則により、契約の当事者双方は、その適用法律即ち準拠法を選択することができる。では、国際条約、とりわけ当事者の本国が加盟していない国際条約やいまだ発効していない国際条約についても当事者の選択により契約の準拠法とすることができるかという点が問題となる。中国の国際私法学者は、準拠法は一国の国内法に限らず、国際条約や国際慣例も含むと主張している。この点は司法の実践において、とりわけ国際商事仲裁において認められている。

（二）各論の問題

1. 行為能力

<民法通則>

第 143 条 中華人民共和国の公民が外国に定住している場合には、その者の民事行為能力には、定住国の法律を適用することができる。

<民通解釈>

第 179 条 国外に定住する我が国の公民の民事行為能力については、その行為が我が国の国内でのものである場合には、我が国の法律を適用する。定住国におけるものである場合には、その定住国の法律を適用することができる。

第 180 条 外国人が我が国の領域内において民事活動をする場合において、その本国の法律によれば民事行為能力がないけれども、我が国の法律によれば民事行為能力があるときは、民事行為能力があると認定しなければならない。

第 181 条 無国籍者の民事行為能力には、一般にその定住国の法律を適用する。定住していない場合には、その住所地の国の法律を適用する。

<手形法>

---

第 96 条 手形債務者の民事行為能力には、その本国法を適用する。

2 手形債務者の民事行為能力については、その本国の法律により民事行為無能力者であり、又は限定民事能力行為者であるけれども行為地の法律により完全民事行為能力者である場合には、行為地の法律を適用する。

【説明及び問題点】 |||

当事者の行為能力については、民法通則は国外に定住する中国人についてのみ規定を置いており、条文上は「できる」という文言が用いられている。司法解釈では具体的な状況に応じて法院が定住国の法律を適用するかどうかを決定することとされている。最高人民法院は、民法通則第 143 条並びに外国人及び無国籍人の行為能力についても規定を置いている。

(1) . 行為能力の意義

行為能力は、中国の民法上、一般原則として理解されており、財産法上の行為能力、婚姻家庭、相続法上の行為能力を含む。また法律に別途の規定されている場合（例えば婚姻年齢）は例外とされる。この影響により、国際私法上の行為能力もまた一般原則であると理解されている。

(2) . 一般性規則

上記のとおり、中国法は、外国に定住する中国人、外国人、無国籍人に分けて規定を置いており、一般性規則を置いていない。この点、新しい立法においては変更があると思われる。

(3) . 定住国

民法通則第 143 条及び民通解釈第 179 条は、外国に定住する中国人の行為能力について規定を置いており、その立法には特殊性がある。外国に定住する中国人の行為能力について新しい立法で将来どのように扱うかについて検討する必要がある。

(4) . 行為地が第三国である場合

日本の「法の適用に関する通則法」第 4 条第 2 項は、内国取引の保護について、外国での取引についても適用している。これに対し、民通解釈第 180 条はこのような規定がなく、中国での取引に限られている。

2. 監護

<民通解釈第 190 条>

監護の設置、変更及び終了については、被監護人の本国の法律を適用する。ただし、被監護人が我が国の国内において住所を有する場合には、我が国の法律を適用する。

3. 法人

<民通解釈第 184 条>

外国法人については、その登録登記地の国の法律をその本国法とし、法人の民事行為能力については、その本国法により確定する。

<会社法第 192 条>

本法において、外国会社とは、外国の法律に従って中国国外において設立された会社をいう。

#### 4. 物権

<民法通則第 144 条>

不動産の所有権には、不動産所在地の法律を適用する。

<民通解釈第 186 条>

土地、土地に附着する建築物その他の定着物並びに建築物の固定附属設備は、これを不動産とする。不動産の所有権、売買、賃貸借、抵当及び使用等の民事関係については、いづれも不動産所在地の法律を適用しなければならない。

<海商法>

第 270 条 船舶所有権の取得、譲渡及び消滅については、船旗国の法律を適用する。

第 271 条 船舶抵当権については、船旗国の法律を適用する。

2 船舶が船舶賃貸借以前に、又は船舶賃貸借期間にある場合において、船舶抵当権を設定するときは、原船舶登記国の法律を適用する。

第 272 条 船舶先取特権については、事件を受理する裁判所の所在地の法律を適用する。

<民間航空法>

第 185 条 民間航空機の所有権の取得、譲渡及び消滅には、民間航空機の国籍登記国の法律を適用する。

第 186 条 民間航空機の抵当権には、民間航空機の国籍登記国の法律を適用する。

第 187 条 民間航空機先取特権には、事件を受理した裁判所の所在地の法律を適用する。

【説明及び問題点】 |||

民法通則は、不動産の所有権について規定を置くのみである。

①動産物権について(統一するか区別するか)

動産の所有権に関する規定がない。

②権利の取得、喪失に関する規定がない。

③最高人民法院の司法解釈の理解

不動産の所有権、売買、賃貸の定性

④その他の物権の問題

民法通則の規定は所有権に関するものであり、その他の物権については規定がない。

担保物権についても規定がない。

⑤運送中の動産について

⑥抵当権と先取特権の関係についての規定がない

#### 5. 契約

<民法通則第 145 条>

涉外契約の当事者は、契約の紛争処理に適用する法律を選択することができる。ただし、法律に別段の定めがある場合を除く。涉外契約の当事者が選択していない場合には、契約と最も密接な関係のある国の法律を適用する。

<契約法第 126 条>

涉外契約の当事者は、契約紛争を処理するのに適用する法律を選択することができる。

ただし、法律に別段の定めのある場合を除く。涉外契約の当事者が選択しなかった場合には、契約と最も密接な関係を有する国の法律を適用する。

2 中華人民共和国の国内において履行する中外合資経営企業契約、中外合作経営企業契約及び中外合作自然資源探査開発契約については、中華人民共和国の法律を適用する。

〈海商法第 269 条〉

契約当事者は、契約に適用する法律を選択することができる。ただし、法律に別段の定めのある場合を除く。契約当事者が選択していない場合には、契約と最も密接な関係を有する国の法律を適用する。

〈第二次全国涉外商事海事審判工作會議紀要第 47 条〉

涉外商事契約の当事者は、契約を締結してから第一審の法廷弁論終結までに、協議の一致により、契約締結時に選択した法律を変更することができる。ただし、第三者の適法な利益を損ねてはならない。

(1) 国際私法上の当事者の意思自治原則（当事者自治の原則）

実体法上の契約自由の原則

（抵触法上の指定及び実体法上の指定）

案例 2-1

遠東中国面粉廠有限公司とリベリア美姿船務公司/香港東昌航運有限公司との海上貨物運輸損害賠償紛争事件

案例 2-2

江蘇省輕工業品輸出入集團株式有限公司と江蘇環球國際貨運有限公司/米國博聯國際有限公司との事件

案例 2-3

米國總統船舶公司と菲達電器廠、菲利公司、長城公司との事件

本件の貨物引替証は、当事者双方が使用することを自ら選択したものであり、船荷証券において 1936 年の米國「海上貨物運輸法」又は「ハーグルール」を適用することが明確に約定されていた。法律適用に関するこの選択は、当事者双方の眞實の意思表示によるものであり、中華人民共和国の公共の利益に違反せず、適法・有効であり、尊重しなければならない。

案例 2-4

中国人民保險公司廣東省分公司とキプロス海運有限公司との事件

本件は涉外海上貨物運輸契約に関する賠償事件である。本件では船荷証券において 1924 年の「ハーグルール」及び 1968 年の「ハーグ・ヴィスビールール」を適用することが明記されているが、当該条項は上記 2 ルールの内容を船荷証券に取り込んだものであって、法律適用条項ではない。当事者双方は法律適用の問題について合意に至っていないところ、本件の契約の履行地の一つは中国の黃埔港であり、貨物減損の発生地も中国であることから、最密接關係原則に基づき、本件には中華人民共和国の法律を適用することができる。

【説明及び問題点】 |||

①案例 2-1～2-3：準拠法の問題

案例 2-4：契約条項の問題

→その区別の根拠は何か？

## ②国内契約において外国法を選択する問題

## (2) 強行法規の適用

＜最高人民法院：涉外民事又は商事契約紛争案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定＞（2007年8月8日施行）

第6条 当事者が中華人民共和国の法律、行政法規の強制性規定を回避する行為は、外国の法律を適用する効力を生じさせず、当該契約紛争には中華人民共和国の法律を適用しなければならない。

第7条 外国の法律の適用が中華人民共和国の社会公共利益に反する場合には、当該外国の法律はこれを適用せず、中華人民共和国の法律を適用しなければならない。

## 案例 3-1

中国銀行（香港）有限公司と新紀元実業有限公司等との貸金担保契約紛争事件  
広東省佛山市中級人民法院民事判決書（2002）佛中法経初字第52号

本件の法律適用の問題について、まず、原告である香港中国銀行と被告の新紀元公司との間の貸金契約関係については当事者双方が信書において明確に香港特別行政区の法律を適用する旨を約定していたため、香港特別行政区の法律を適用する。次に、原告の香港中国銀行と被告の東建公司との間の担保契約関係について、当事者双方は取消不能信用状において香港特別行政区の法律を適用することを約定しているものの、東建公司の対外担保提供は必要な認可及び登記手続きを行っておらず、中華人民共和国大陸地区の法律中の強制性規定に違反し、ゆえに当該担保関係について香港特別行政区の法律を適用するとすれば中華人民共和国の社会公共の利益に反する。従って、当該担保関係については、中華人民共和国大陸地区の法律を適用しなければならない。

## 案例 3-2

中国銀行香港有限公司と中国長城工業総公司との担保契約紛争事件  
最高人民法院民事判決書（2001）民四終字第16号

わが国は外貨管理コントロールを実施している国家である。国家の関連規定に基づき、国内の組織が外国向けに外貨担保を提供するためには認可及び登記手続きを経なければならない。しかし、本件の担保は国家外貨管理部門の認可を経ておらず、また外債登記手続きも行っていない。長城公司と中国銀行香港公司是、外貨担保書において「香港の法律管轄に服し、香港の法律に基づき解釈する」と明確に約定しているが、内地の会社が外貨担保を提供するには認可及び登記手続きを経なければならないというのは内地の法律の強制性の要求である。定められた認可及び登記手続きを経ない状況においては、当事者双方による香港の法律を適用するとの約定は内地の法律法規の強制性規定に違反する。当法院の「『民法通則』の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見（試行）」第194条の規定によれば、当事者が我が国の強制性又は禁止性の法律規範を回避する行為は、外国の法律を適用する効力を生じさせないとされており、当事者が香港の法律を選択したことに対してはこの規定に従い処理されるべきである。本件の当事者が対外担保を提供しながら認可及び登記手続きを行わなかったことは、内地の法律法規の強制性規定を回避するものであり、ゆえに香港の法律を適用する効力を生じず、本件は内地の関連法律規定を適用して処理されるべきである。

-----  
【説明及び問題点】 |||

- ①強行法規の特別連結理論が採用されていない。
- ②国家の経済法規（外貨制度）に違反する場合どのように処理するか。
- ③労働契約、消費者契約についての規定がない。

(3) 中国法の直接適用（当事者自治の否定）

<契約法第 126 条第 2 項>

中華人民共和国の国内において履行する中外合資経営企業契約、中外合作経営企業契約及び中外合作自然資源探査開発契約については、中華人民共和国の法律を適用する。

<最高人民法院：涉外民事又は商事契約紛争案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定 第 8 条>

中華人民共和国内で履行される以下の契約については、中華人民共和国の法律を適用する；

- (1) 中外合資経営企業契約
- (2) 中外合作経営企業契約
- (3) 中外合作発掘調査、自然資源開発契約
- (4) 中外合資経営企業、中外合作経営企業、外商独資企業の持分譲渡契約
- (5) 外国の自然人、法人その他の組織が中華人民共和国内で設立された中外合資経営企業、中外合作経営企業の経営を請け負う契約
- (6) 外国の自然人、法人その他の組織が中華人民共和国内の非外商投資企業の株主の持分を購入する契約
- (7) 外国の自然人、法人その他の組織が中華人民共和国内の非外商投資有限責任公司又は株式有限公司の増資を引き受ける契約
- (8) 外国の自然人、法人その他の組織が中華人民共和国内で非外商投資企業の資産を購入する契約
- (9) 中華人民共和国の法律、行政法規が中華人民共和国の法律を適用すべきと定めるその他の契約

【説明及び問題点】 |||

①妥当性

(4) 当事人の意思

当事人の明示の意思

当事人の黙示の意思

<最高人民法院：涉外民事又は商事契約紛争案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定>

第 3 条 当事者が契約紛争に適用すべき法律を選択し、又は選択を変更する場合には、明示の方式により行わなければならない。

第 4 条第 2 項 当事者が契約紛争に適用すべき法律をまだ選択していないが、いずれもが同一国家又は地区の法律を援用し、かつ、法律適用について異議を述べなかった場合には、当事者が既に契約紛争に適用すべき法律について選択を行ったものとみなす。

【説明及び問題点】 |||||

- ①いずれもが同一国家又は地区の法律を援用したことが明示の意思となるか。
- ②その他の黙示の意思についても承認する必要があるか。もし承認するとすればどのように法官の職権濫用を防止するか。

(5) 最密接関係原則

＜最高人民法院：涉外民事又は商事契約紛争案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定＞

第5条 当事者が契約紛争に適用すべき法律を選択していない場合には、契約と最も密接な関係がある国家又は地区の法律を適用する。

人民法院が最密接関係原則に基づいて契約紛争に適用すべき法律を確定する場合には、契約の特殊な性質及びある一方当事者の義務の履行が最もよく表現する契約の本質的特性等の要素に基づき、契約と最も密接な関係がある国家又は地区の法律を確定して契約の準拠法としなければならない。

- (1) 売買契約については、契約締結時の売主の住所地法を適用する。契約が買主の住所地で交渉され、かつ締結された場合又は契約が売主は買主の住所地で商品引渡義務を履行しなければならないと明確に定める場合には、買主の住所地法を適用する。

(2号以下省略)

上記の契約が明らかに別の国家又は地区と密接な関係を有する場合には、当該別の国家又は地区の法律を適用する。

6. 権利侵害行為その他

＜民法通則第146条＞

権利侵害行為の損害賠償には、権利侵害行為地の法律を適用する。当事者双方の国籍が同じであり、又は同一国に住所を有する場合には、当事者の本国の法律又は住所地の法律を適用することもできる。

中華人民共和国の法律が、中華人民共和国の領域外において発生した行為を権利侵害行為と認めない場合には、権利侵害行為として処理しない。

＜民通解釈第187条＞

権利侵害行為地の法律には、権利侵害行為の実施地の法律及び権利侵害結果の発生地の法律が含まれる。両者が一致しない場合には、人民法院は、選択して適用することができる。

案例 4-1

吳冠中と上海朶雲軒等との偽造署名美術品競売権利侵害事件（上海市高級人民法院）

権利侵害行為者のうち朶雲軒は上海にて書画の収集、「図録」の編集発行、競売決済等一連の行為を含む競売行為を行い、係争作品が収録された「図録」の一部が上海に流入しており、上海は本件権利侵害の行為地の一つである。従って、本件に中華人民共和国の関連法律を適用することは完全に正しい。朶雲軒及び永成競売会社が本件に香港の法律を適用すべきと主張することには根拠がない。

-----

【説明及び問題点】 |||

- ①権利侵害行為の成立、効果
- ②共同国籍かそれとも共同本国法か
- ③権利侵害行為実施地及び権利侵害結果発生地を選択
- ④権利侵害行為そのものが国境を跨ぎ、又は複数の法域に係わる場合、主要な権利侵害行為地を確定すべきか。
- ⑤事務管理、不当利得について規定がない。
- ⑥当事者による準拠法選択
- ⑦例外規定
- ⑧製造物責任、名誉権利侵害

<海商法>

第 273 条 船舶衝突の損害賠償については、権利侵害行為地の法律を適用する。

船舶が公海上にある場合において衝突が発生したときの損害賠償については、事件を受理する裁判所の所在地の法律を適用する。

同一国籍の船舶については、衝突発生の地のいかんを問わず、衝突船舶相互間の損害賠償には船旗国の法律を適用する。

第 274 条 共同海損の精算については、精算地の法律を適用する。

第 275 条 海事賠償責任制限については、事件を受理する裁判所所在地の法律を適用する。

<民間航空法>

第 189 条 民間航空機の地上の第三者に対する損害賠償には、権利侵害行為地の法律を適用する。

民間航空機の公海上空における水面の第三者に対する損害賠償には、事件を受理した裁判所の所在地の法律を適用する。

7. 結婚及び離婚

<民法通則第 147 条>

中華人民共和国公民と外国人との結婚には婚姻締結地の法律を適用し、離婚には事件を受理した裁判所の所在地の法律を適用する。

<民通解釈第 188 条>

我が国の法院が受理する涉外離婚事件の離婚及び離婚により生ずる財産分割については、我が国の法律を適用する。その婚姻の有効性の認定については、婚姻締結地の法律を適用する。

案例 5-1 王偉結婚事件

【説明及び問題点】 |||

- ①属地主義（外国法調査責任）
- ②片面抵触規範
- ③中国人と外国人の間についてのみ規定があり、外国人間の規定がない。
- ④先決問題の妥当性



⑤外国結婚の承認制度（法律回避）

8. 扶養

＜民法通則第 148 条＞

扶養には、被扶養者と最も密接な関係のある国の法律を適用する。

＜民通解釈第 189 条＞

父母と子相互間の扶養、夫婦相互間の扶養その他の扶養関係のある者相互間の扶養については、被扶養者と最も密接な関係を有する国の法律を適用しなければならない。扶養者及び被扶養者の国籍、住所及び被扶養者の扶養に供される財産の所在地は、いずれも被扶養者と最も密接な関係を有するものとみなすことができる。

9. 養子

＜養子法第 21 条＞

外国人は、本法に従い中華人民共和国内において養子を受け入れることができる。

外国人が中華人民共和國において養子を受け入れる場合には、その所在国の主管機関の当該国法律による審査・同意を経なければならない。養子を受け入れる者は、その所在国の権限を有する機関が発行する養子を受け入れる者の年齢、婚姻、職業、財産、健康、刑事処罰の有無等の状況に関する証明資料を提出しなければならない。当該証明資料はその所在国の外交機関又は外交機関の授権を受けた機関の認証を受け、かつ、中華人民共和國の当該国における大使・領事館の認証を受けなければならない。当該養子を受け入れる者は、養子を送る者と書面による合意を締結し、自ら省級人民政府民政部門において登記しなければならない。

養子関係の当事者双方又は一方が養子の公証を求める場合には、国務院司法行政部門が認定する渉外公証資格を有する公証機関において養子の公証を行わなければならない。

10. 相続

＜民通解釈第 149 条＞

遺産の法定相続については、動産には被相続人の死亡時の住所地の法律を適用し、不動産には不動産所在地の法律を適用する。

【説明及び問題点】 |||

①分割主義

②物権との関連はあるか。

11. その他

失踪宣告、代理、債権譲渡、信託、知的財産、婚姻の効力、夫婦の財産関係、非嫡出子、親子関係、遺言等については規定がない。

(三) 総論の問題

1. 外国法の調査

＜民通解釈第 193 条＞

適用するべき外国の法律については、次の各号に掲げる経路を通じて調査して明らかにすることができる。

- 
- (1) 当事者が提供する。
  - (2) 我が国と司法共助協定を締結した締約相手方の中央機関が提供する。
  - (3) 当該国に駐在する我が国の大使館又は領事館が提供する。
  - (4) 我が国に駐在する当該国の大使館が提供する。
  - (5) 中国及び外国の法律専門家が提供する。

以上の経路を通じてなお調査して明らかにすることのできない場合には、中華人民共和国の法律を適用する。

<最高人民法院: 涉外民事又は商事契約紛争案件の審理における法律適用に係る若干の問題に関する規定>

第9条 当事者が契約紛争に適用すべき法律として外国法を選択し、又は変更して選択した場合には、当事者が当該外国法の関連内容を提供し、又は証明する。人民法院が最密接関係原則に従い契約紛争に適用すべき法律を外国法とした場合には、職権により当該外国法を調査することができ、当事者に当該外国法の内容を提供し、又は証明するよう求めることもできる。

当事者及び人民法院が適当なルートを通じていずれも外国法の内容を調査することができない場合には、人民法院は中華人民共和国の法律を適用することができる。

第10条 調査した外国法の内容について、証拠調べを経て当事者に異議がない場合には、人民法院はこれに確認を与えなければならない。当事者に異議がある場合には、人民法院は審査して認定する。

【説明及び問題点】 |||

- ①当事者が準拠法を選択する場合は、当事者が提供する。
- ②不明の場合は中国法を適用する（裁判官の不作为）。

裁判官が自力で調査できない場合、裁判官の案件数の増加、結審率の要求、効率等の要素

## 2. 区域抵触（地域的不統一法国家の指定）

<民通解釈第192条>

法により適用するべき外国の法律について、当該外国のそれぞれの地区がそれぞれの法律を実施している場合には、国内法律の抵触の調整に関する当該国の法律の規定により適用するべき法律を確定する。当該国の法律が規定をしていない場合には、当該民事関係と最も密接な関係を有する地区の法律を直接に適用する。

## 3. 公序

<民法通則第150条>

この章の規定により外国の法律又は国際慣例を適用する場合には、中華人民共和国の社会公共の利益に違背してはならない。

【説明及び問題点】 |||

- ①婚姻、離婚については属地主義が採られているため、外国法の適用は排除される。
- ②契約における公序の採用

4. 反致

【説明及び問題点】 |||

- ①根拠
- ②具体的な法律関係

5. 法律の回避

<民通解釈第 194 条>

当事者が我が国の強制性又は禁止性の法律規範を回避する行為は、外国の法律を適用する効力を生じさせない。

【説明及び問題点】 |||

- ①契約
- ②外国婚姻の効力

6. 国籍、住所の抵触

<民通解釈>

第 181 条 無国籍者の民事行為能力には、一般にその定住国の法律を適用する。定住していない場合には、その住所地の国の法律を適用する。

第 182 条 二重又は多重国籍を有する外国人については、当該外国人が住所を有し、又は当該外国人と最も密接な関係のある国の法律をその本国法とする。

第 183 条 当事者の住所が不明であり、又は確定することのできない場合には、その経常居住地を住所とする。当事者が複数の住所を有する場合には、紛争が生じた民事関係と最も密接な関係を有する住所地を住所とする。

7. 識別、先決問題

規定がない。

三. 国際民事訴訟法の内容及び課題

国際民事訴訟法に関する規定は、「民事訴訟法」第 4 編涉外民事訴訟手続の特別規定であり、その他にもわが国が加入する「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(送達条約)、「民事又は商事に関する外国における証拠調べに関する条約」(証拠条約)、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)及びわが国が締結する司法共助条約もまた国際民事訴訟法に関する法源である。

涉外案件の管轄権に関する規定は主に「民事訴訟法」第 4 編涉外民事訴訟手続の特別規定の中に置かれており、また、最高人民法院の『民事訴訟法』の適用に係る若干の問題に関する意見も法律と同様の機能を果たしている。

(一)管轄権

---

## 1. 管轄権

### <民事訴訟法>

第 241 条 契約紛争その他の財産権益に係る紛争により、中華人民共和国の領域内に住所を有しない被告に対し提起される訴訟については、契約が中華人民共和国の領域内において締結され、若しくは履行され、訴訟の目的物が中華人民共和国の領域内にあり、被告が中華人民共和国の領域内に差押えに供することができる財産を有し、又は被告が中華人民共和国の領域内に代表機構を設置している場合には、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することができる財産の所在地、権利侵害行為地又は代表機構の住所地の人民法院が管轄することができる。

第 242 条 涉外契約又は涉外財産権益に係る紛争の当事者は、書面により、紛争と実際的な関連を有する場所の法院による管轄を選択する旨を合意することができる。中華人民共和国の人民法院の管轄を選択する場合には、この法律の審級管轄及び専属管轄に関する規定に違反してはならない。

第 243 条 涉外民事訴訟の被告が人民法院の管轄に対し異議を提出せず、かつ、訴えに応じて答弁した場合には、当該人民法院を管轄権を有する法院として承認したものとみなす。

### <最高人民法院：「民事訴訟法」の適用に係る若干の問題に関する意見>

第 13 条 国内において婚姻し、国外に定住する華僑について、定住国の法院が離婚訴訟は婚姻締結地の法院が必ず管轄するべきであることを理由としてこれを受理せず、当事者が人民法院に対して離婚訴訟を提起する場合には、婚姻締結地又は一方の国内の最後の居住地の人民法院が管轄する。

第 14 条 国外において婚姻し、かつ、国外に定住する華僑について、定住国の法院が離婚訴訟は国籍所属国の法院が必ず管轄するべきであることを理由としてこれを受理せず、当事者が人民法院に対して離婚訴訟を提起する場合には、一方の原住所地又は国内における最後の居住地の人民法院が管轄する。

第 16 条 中国公民の双方が国外にいるけれども定住しておらず、一方が人民法院に対して離婚の訴えを提起する場合には、原告又は被告の原住所地の人民法院が管轄しなければならない。

### 【説明及び問題点】 |||

住所、契約締結地、契約履行地、訴訟目的物所在地、差押えに供することのできる財産の所在地、権利侵害行為地又は代表機構所在地

- ①代表機構
- ②契約締結地

## 2. 専属管轄

### <民事訴訟法>

第 244 条 中華人民共和国において中外合資経営企業契約、中外合作経営企業契約又は中外合作自然資源探査・開発契約の履行に起因して紛争が発生し、提起される訴訟は、中華人民共和国の人民法院が管轄する。

第 34 条 次に掲げる事件は、この条に定める人民法院が専属的に管轄する。

- (1) 不動産に係る紛争により提起される訴訟は、不動産所在地の人民法院が管轄する。
- (2) 港湾作業中に発生した紛争により提起される訴訟は、港湾所在地の人民法院が管

轄する。

- (3) 遺産相続に係る紛争により提起される訴訟は、被相続人の死亡時の住所地又は主たる遺産の所在地の人民法院が管轄する。

＜最高人民法院：「民事訴訟法」の適用に係る若干の問題に関する意見＞

第 305 条 民事訴訟法第 34 条及び第 244 条の規定により中華人民共和国の人民法院の専属管轄に属する事件については、当事者は、書面による合意により他の国の裁判所の管轄を選択してはならない。ただし、合意により仲裁裁決を選択する場合を除く。

### 3. 不便地法院原則（フォーラム・ノン・コンヴィニエンス原則）

＜第二次全国涉外商事海事審判工作會議紀要＞

第 11 条 わが国の法院が涉外商事紛争事件を審理する過程において、不便な管轄要素が存在することを発見した場合には、「不便地法院原則」に基づき、原告の訴えを却下することができる。「不便地法院原則」を適用するためには、以下の条件に適合しなければならない：（1）被告が「不便地法院原則」の適用を申し立て、又は管轄異議を申し立てて受訴裁判所が「不便地法院原則」の適用を考慮することができると認めたこと、（2）事件を受理したわが国の法院が事件について管轄権を有すること、（3）当事者間でわが国の法院の管轄を選択する合意が存在しないこと、（4）事件がわが国の法院の専属管轄に属さないこと、（5）事件がわが国の公民、法人その他の組織の利益に係わらないこと、（6）事件紛争が発生した主要な事実がわが国の領域内ではなく、かつ、わが国の法律が適用されず、わが国の法院が事件を受理した場合事実認定及び法律適用に重大な困難が生じること、（7）外国法院が事件について管轄権を有し、かつ、事件を審理することがより便利であること。

#### 住友銀行有限公司と新華不動産有限公司貸金契約紛争管轄権異議事件 最高人民法院民事裁定書（1999）經終字第 194 号

本件の当事者双方はいずれも香港で登録登記して設立された法人であり、当該融資合意の締結地、履行地はいずれも香港であり、当事者もまた香港法を融資合意の準拠法として選択している。訴訟の便宜の原則から考慮すると、本件は香港特別行政区の法院が管轄することがより適切であり、広東省高級人民法院が本件を受理することは適切ではない。広東省高級人民法院が本件の管轄権について行った裁定は不当であり、取り消されるべきである。上訴人の上訴理由は成立し、本院はこれを支持する。新華会社の訴えは、却下されるべきである。

### 4. 平行訴訟（訴訟競合）

＜最高人民法院：「民事訴訟法」の適用に係る若干の問題に関する意見＞

第 306 条 中華人民共和国の人民法院及び外国の裁判所がいずれも管轄権を有する事件について、一方の当事者が外国の裁判所に訴えを提起し、他の一方の当事者が中華人民共和国の人民法院に訴えを提起した場合には、人民法院は、これを受理することができる。判決した後、外国の裁判所が人民法院に対して外国の裁判所が当該事件についてした判決若しくは裁定の承認及び執行を申し立て、又は当事者がその旨を請求する場合には、これを許可しない。ただし、双方の国が共同して参加し、又は締結した国際条約に別段の定めのある場合を除く。

第 15 条 中国公民である一方が国外に居住し、他の一方が国内に居住する場合には、いずれの一方が人民法院に対して離婚訴訟を提起するときも、国内の一方の住所地の人民法院

---

が管轄権を有する。国外の一方が居住国の法院に訴えを提起し、国内の一方が人民法院に対して訴えを提起する場合には、受訴人民法院は、管轄権を有する。

＜中国公民の外国法院離婚判決手続きの承認申立てに係る問題に関する規定＞

第 18 条 人民法院が離婚訴訟を受審した後に、原告が外国法院の離婚判決の承認申立てに変更し、又は被告が外国法院の離婚判決の承認申立てを別途提起した場合、いずれの申立てについてもこれを受審しない。

第 19 条 人民法院が外国法院の離婚判決の承認申立てを受審した後に、相手方当事者が人民法院に対して離婚の訴えを起こした場合、人民法院はこれを受審しない。

## 5. 免除原則

2005 年 10 月 25 日、第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議は、「外国中央銀行財産司法強制措置免除法」を採択した。

第 1 条 外国中央銀行の財産について、財産保全及び執行の司法強制措置の免除を認める。ただし、外国中央銀行若しくはその所属国政府が書面で免除を放棄し、又は財産保全及び執行に用いる財産を指定した場合を除く。

第 3 条 外国が中華人民共和国中央銀行又は中華人民共和国特別行政区金融管理機構の財産について免除を認めず、又は認める免除が本法の規定よりも低い場合には、中華人民共和国は対等原則に従い処理する。

「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」（2004 年 12 月 2 日）については、中国はまだこれを批准していない。

＜民事訴訟法第 237 条＞

外交特権及び免除を有する外国人、外国組織又は国際組織に対して提起する民事訴訟は、中華人民共和国の関係する法律及び中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約の規定により処理しなければならない。

「中華人民共和国外交特権と免除条約」、「中華人民共和国領事特権と免除条約」

## (二) 判決の承認と執行

＜民事訴訟法＞

第 265 条 外国の裁判所がした法的効力が生じた判決又は裁定について、中華人民共和国の法院の承認及び執行を必要とする場合には、当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院に対し承認及び執行を申し立てることができ、また外国の裁判所が当該国と中華人民共和国とが締結し、若しくは参加している国際条約の規定により、又は互惠の原則に従い、人民法院の承認及び執行を請求することもできる。

第 266 条 人民法院は、承認及び執行が申し立てられ、又は請求される外国の裁判所がした法的効力が生じた判決又は裁定について、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従い審査をした後において、中華人民共和国の法律の基本原則又は国の主権、安全若しくは社会公共利益に違反していないと認めるときは、その効力を承認する旨を裁定し、執行する必要がある場合には、執行命令を発し、この法律の関係規定により執行する。中華人民共和国の法律の基本原則又は国の主権、安全若し

くは社会公共利益に違反する場合には、承認及び執行をしない。

＜中国公民の外国法院離婚判決の承認申立て手続きに係る問題に関する規定＞（1991年7月5日採択）

外国法院の離婚判決に次に掲げる状況の一のある場合には、これを承認しない。

- (1) 判決がまだ法的効力を生じていないとき
- (2) 判決を行った外国法院が事件について管轄権を有しないとき
- (3) 被告が欠席し、かつ適法な召喚をしない状況で判決が行われたとき
- (4) 当該当事者間の離婚事件について、わが国の法院が審理中であり、若しくは既に判決を行っており、又は第三国の法院が当該当事者間について行った離婚事件判決が既にわが国の法院により承認されているとき
- (5) 判決がわが国の法律の基本原則に違反し、又はわが国の国家主権、安全及び社会公共の利益に危害を与えるとき

#### 個別承認制度

##### 案例 1

中国公民忻清菊と中国公民曹信宝の離婚事件＜寧波市中級人民法院＞（わが国法院が承認していない外国法院の判決がわが国の国内で法的効力を生じないとされた事例）

被告が米国法院の離婚判決を寧波市民政局涉外婚姻登記処に提出して行った結婚登記は、わが国の管轄権を有する人民法院に対して当該判決の承認申立てがまだなされておらず、当該米国法院の離婚判決書はわが国において法的効力を有していないため、当該結婚登記行為は無効である。当該登記処が既にその婚姻登記を取り消したことは正しい。原告被告はなお適法な夫婦である。原告が本院に対して提起した離婚の訴え並びに夫婦共同財産の分割及び扶養の請求は、不当である。

#### 離婚判決

案例 2 王力健の申立てに係る米国法院の離婚判決承認申立て事件

案例 3 李庚、丁映秋の申立てに係る日本国法院の離婚調停合意案の承認申立て事件

#### 商事判決

##### 案例 4

大連市中級人民法院の五味事件の裁決

中国と日本との間では、両国が共に参加する法院判決の相互の承認及び執行に関する国際条約は存在せず、また互惠の根拠もない。

##### 案例 5

イタリア B&T 有限公司の外国法院判決の承認及び執行の申立て事件＜佛山市中級人民法院＞

中国法及び中国・イタリアの司法共助条約が定める外国法院の判決の効力を承認するための条件に適合するため、その法的効力について法により承認を与える。

【説明及び問題点】 |||

①個別承認制度

②一審制

③条件、公序、互惠原則

④条約の必要性

#### 四、終わりに

(一)法律の形式(民法典かそれとも単行法か)

(二)指導原則

1. 属地主義——国際主義 規則——方法

2. <民法通則第8条> 中華人民共和国の領域内における民事活動については、中華人民共和国の法律を適用する。法律に異なる規定のある場合を除く。

本法の公民に関する規定は、中華人民共和国の領域内の外国人、無国籍人に適用される。法律に異なる規定のある場合を除く。

3. 国際私法の虚無性(外国法調査の困難、国際私法の特异性(適用しても誤りならそもそも適用しない方がよい))

(三)中国の区域私法の問題

(四)連結点(属人法)

1. 国籍、住所、常居所

2. 国籍法

3. 住所の意味

(五)司法共助条約

---

#### 手形法

第5章 涉外手形・小切手の法律の適用

第94条 涉外手形・小切手の法律の適用については、この章の規定により確定する。

2 前項における「涉外手形・小切手」とは、振出、裏書、引受け、保証及び支払い等の行為が中華人民共和国の国内において発生し、かつ、中華人民共和国の国外においても発生する手形・小切手をいう。

第95条 中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約にこの法律と異なる規定のある場合には、国際条約の規定を適用する。ただし、中華人民共和国が保留を声明した条項を除く。

2 この法律及び中華人民共和国が締結し、又は参加する国際条約に定めのない場合には、国際慣例を適用することができる。

第96条 手形・小切手債務者の民事行為能力には、その本国法を適用する。

2 手形・小切手債務者の民事行為能力については、その本国の法律により民事行為無能力者であり、又は限定民事能力行為者であるけれども行為地の法律により完全民事行為能力者である場合には、行為地の法律を適用する。

第97条 為替手形又は約束手形の振出の際の記載事項には、振出地の法律を適用する。

2 小切手振出の際の記載事項には、振出地の法律を適用する。当事者の合意を経て、支払地の法律を適用することができる。

第98条 手形・小切手の裏書、引受け、支払い及び保証の行為には、行為地の法律を適用する。

第99条 手形・小切手の遡及権の行使期間には、振出地の法律を適用する。



第 100 条 為替手形の提示期間、拒絶証書に関する方式及び拒絶証書発行の期間には、支払地の法律を適用する。

第 101 条 手形・小切手を喪失した際の喪失人の手形・小切手上の権利の保全請求の手続きには、支払地の法律を適用する。

---

## 国際裁判管轄法制の整備に関する要綱

### 第1 被告の住所等による管轄権

- ① 日本の裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、上記①の規律にかかわらず、管轄権を有するものとする。
- ③ 日本の裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

### 第2 契約上の債務に関する訴え等の管轄権

#### 1 契約上の債務に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、契約上の債務の履行の請求に係る訴えについて、次に掲げる場合には、管轄権を有するものとする。
  - ア 契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
  - イ 契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
- ② 上記①の規律により契約上の債務の履行の請求に係る訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するときは、当該契約上の債務に関して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、当該契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他当該契約上の債務に関する請求に係る訴えについても、日本の裁判所は管轄権を有するものとする。

#### 2 手形又は小切手に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えに

について、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

### 3 財産権上の訴えの管轄権

日本の裁判所は、財産権上の訴えについて、請求の目的が日本国内にあるとき、又は当該訴えが金銭の支払の請求を目的とするものである場合には差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、差し押さえることができる被告の財産の価額が著しく低いときは、この限りでないものとする。

### 4 事務所又は営業所を有する者に対する訴え等の管轄権

① 日本の裁判所は、日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものについて、管轄権を有するものとする。

② 日本の裁判所は、日本において事業を継続して行う者に対する訴えでその者の日本における業務に関するものについて、管轄権を有するものとする。

### 5 社団又は財団に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴えについて、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

### 6 不法行為に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、不法行為に関する訴えについて、不法行為があった地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

### 7 海事に関する訴えの管轄権

① 日本の裁判所は、船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えについて、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、管轄権

---

を有するものとする。

- ② 日本の裁判所は、海難救助に関する訴えについて、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ③ 日本の裁判所は、船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについて、船舶が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

## 8 不動産に関する訴えの管轄権

日本の裁判所は、不動産に関する訴えについて、不動産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

## 9 相続に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えについて、相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時における被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有するものとする。
- ② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①の訴えに該当しないものについても、上記①と同様とするものとする。

## 10 消費者契約に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下「消費者契約」という。）に関する消費者からの事業者に対する訴えについて、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、消費者契約に関する事業者からの消費者に対する訴えについて、第1①又は②の規律による場合のほか、消費者契約に関する紛争を対象

とする第5の1の合意がその効力を有するときは、管轄権を有するものとする。

#### 11 労働関係に関する訴えの管轄権

- ① 日本の裁判所は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関する労働者からの事業主に対する訴えについて、個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地が定まっていなない場合にあつては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- ② 日本の裁判所は、個別労働関係民事紛争に関する事業主からの労働者に対する訴えについて、第1①又は②の規律による場合のほか、個別労働関係民事紛争を対象とする第5の1の合意がその効力を有するときは、管轄権を有するものとする。

#### 第3 管轄権の専属

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定するものを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。
- ② 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属するものとする。
- ③ 知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、当該登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属するものとする。

#### 第4 併合請求における管轄権

- ① 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、民事訴訟法第38条前段に定める場合に限るものとする。

- 
- ② 日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。
- ③ 上記①の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求の管轄権について法令に日本の裁判所に専属する旨の定めがある場合において、管轄権の原因となる事由が外国にあるときは、上記①及び②の規律は適用しないものとする。

## 第5 管轄権に関する合意等

### 1 管轄権に関する合意

- ① 当事者は、合意により、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を定めることができるものとする。
- ② 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、無効とするものとする。
- ③ 上記①の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならないものとする。
- ④ 上記①の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。
- ⑤ 将来において生ずる消費者契約に関する紛争を対象とする上記①の合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 消費者契約の締結の時に消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、イに掲げるときを除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

イ 消費者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が当該合意を援用したとき。

- ⑥ 将来において生ずる個別労働関係民事紛争を対象とする上記①の合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 労働契約の終了の時にされた合意であって、その時における労務の提供地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意（その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、イに掲げるときを除き、その国以外の国の裁判所にも訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。）であるとき。

イ 労働者が当該合意に基づき合意された国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が当該合意を援用したとき。

## 2 応訴による管轄権

被告が日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

## 第6 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、訴えについて管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事案の性質、応訴することによる被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

## 第7 管轄権の専属の場合の適用除外

第1、第2、第5及び第6の規律は、訴えについて法令に日本の裁判所に管轄権が専属する旨の定めがある場合には、適用しないものとする。

## 第8 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。

## 第9 その他

---

## 1 国内土地管轄規定の整備

- ① 日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。
- ② 第2の9の②の訴えについては、相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所に訴えを提起することができるものとし、相続財産がその管轄区域内にあることを要件としないものとする。

## 2 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。



国際私法日中比較表

作成：住田尚之（JICA長期専門家、弁護士）  
 中国法翻訳提供：曾我・瓜生・糸賀法律事務所

**説明：**  
 1、本表に記載している中国法規、司法解释の名称は略称である。正式な名称は「略称表」を参照されたい。  
 2、本表は、日本の「法の適用に関する通則法」を基準に、それに対応する現行の中国の国際私法関連法規、司法解释を並べて対照させたものである。  
 日本の国際私法に関する国内法としては、「法の適用に関する通則法」のほか、「手形法」の関連規定や、条約を国内法化した「遺言の方式の準拠法に関する法律」、「扶養義務の準拠法に関する法律」などもあるが、本表ではこれらは対象としていない。一方、中国法についても一般的な法規及び司法解释を紹介することとどめ、「手形法」、「海商法」といった個別の領域に係る法規については対象としていない。したがって、本表は必ずしも日中両国の国際私法関連法規を全て網羅しているものではない。  
 3、「その他」の欄では、日本の「法の適用に関する通則法」の中には対応する条文がないものを纏めて紹介している。

【略称表】

名称	略称
中华人民共和国民法通则	民法通則
关于贯彻执行《中华人民共和国民事诉讼法》若干问题的意见	民法通則意見
最高人民法院关于审理涉外民事或商事合同纠纷案件适用法律若干问题的解释	涉外案件規定
中华人民共和国合同法	契約法
中华人民共和国收养法	養子縁組法
外国人在中华人民共和国收养子女登记办法	外国人養子縁組登記弁法
中华人民共和国继承法	相続法
中华人民共和国公司法	会社法

## 【比較表】

日本「法の適用に関する通則法」	中国の現行関連法規、司法解釈
<b>第一章 総則</b>	
第一条 この法律は、法の適用に関する通則について定めるものとする。	
<b>第二章 法律に関する通則</b>	
第二条 法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、法律でこれと異なる施行期日を定めるときは、その定めによる。	
第三条 公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限られ、法律と同一の効力を有する。	
<b>第三章 準拠法に関する通則</b>	
<b>第一節 人</b>	
第四条 人の行為能力は、その本国法によって定める。	<p>〈民法通則〉 第143条 中華人民共和國公民が外国に定住している場合には、その者の民事行為能力には、定住国の法律を適用することができる。</p> <p>〈民法通則意見〉 第179条 国外に定住する我が国の公民の民事行為能力については、その行為が我が国の国内のものである場合には、我が国の法律を適用する。定住国におけるものである場合には、その定住国の法律を適用することができる。</p>
2 法律行為をした者がその本国法によれば行為能力の制限を受けた者となるときであっても行為地法によれば行為能力者となるべきときは、当該法律行為の当時すべての当事者が法を同じくする地に在った場合に限り、当該法律行為をした者は、前項の規定にかかわらず、行為能力者とみなす。	<p>〈民法通則意見〉 第180条 外国人が我が国の領域内において民事活動をする場合において、その本国の法律によれば民事行為能力がないけれども、我が国の法律によれば民事行為能力があるときは、民事行為能力があると認定しなければならぬ。</p>
3 前項の規定は、親族法又は相続法の規定によるべき法律行為及び行為地と法を異にする地に在る不動産に関する法律行為については、適用しない。	

<p>第五条 裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するとき又は、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する。)をすることができる。</p>	<p>〈民法通則意見〉 第190条 監護の設置、変更及び終了については、被監護人の本国の法律を適用する。ただし、被監護人が我が国の国内において住所を有する場合には、我が国の法律を適用する。</p>
<p>第六条 裁判所は、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本法により、失踪の宣告をすることができる。</p> <p>2 前項に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、不在者の財産が日本に在るときはその財産についてのみ、不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるときはその法律関係についてのみ、日本法により、失踪の宣告をすることができる。</p>	
<p><b>第二節 法律行為</b></p>	
<p>第七条 法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の當時に選択した地の法による。</p>	<p>〈民法通則〉 第145条1項 涉外契約の当事者は、契約の紛争処理に適用する法律を選択することができる。ただし、法律に別段の定めがある場合を除く。</p>
	<p>〈契約法〉 第126条1項 涉外契約の当事者は、契約紛争を処理するのに適用する法律を選択することができる。ただし、法律に別段の定めのある場合を除く。涉外契約の当事者が選択しなかった場合には、契約と最も密接な関係を有する国の法律を適用する。 2 中華人民共和国の国内において履行する中外合資経営企業契約、中外合作経営企業契約及び中外合作自然資源探査開発契約については、中華人民共和国の法律を適用する。</p>
	<p>〈第二次全国涉外商事審判工作會議紀要〉 第47条 涉外商事契約の当事者は、契約を締結してから第一審の法廷弁論終結までに、協議の一致により、契約締結時に選択した法律を変更することができる。ただし、第三者の適法な利益を損ねてはならない。</p>
	<p>〈涉外案件規定〉 第3条 当事者が契約紛争に適用すべき法律を選択し、又は選択を変更する場合には、明示の方式により行われなければならない。</p>

	<p>〈涉外案件規定〉 第4条1項 当事者が第1審の法廷弁論終結前に協議による合意を通じて契約紛争に適用すべき法律を選択し、又はその選択を変更する場合には、人民法院は、これを許可しなければならない。</p> <p>〈涉外案件規定〉 第4条第2項 当事者が契約紛争に適用すべき法律をまだ選択していないが、いずれもが同一国家又は地区の法律を援用し、かつ、法律適用について異議を述べなかつた場合には、当事者が既に契約紛争に適用すべき法律について選択を行ったものとみなす。</p> <p>〈涉外案件規定〉 第8条 中華人民共和国内で履行される以下の契約については、中華人民共和国の法律を適用する； (1) 中外合資経営企業契約 (2) 中外合作経営企業契約 (3) 中外合作発掘調査、自然資源開発契約 (4) 中外合資経営企業、中外合作経営企業、外商独資企業の持分譲渡契約 (5) 外国の自然人、法人その他の組織が中華人民共和国内で設立された中外合資経営企業、中外合作経営企業の経営を請け負う契約 (6) 外国の自然人、法人その他の組織が中華人民共和国内の非外商投資企業の株主の持分を購入する契約 (7) 外国の自然人、法人その他の組織が中華人民共和国内の非外商投資有限責任公司又は株式有限公司の増資を引き受ける契約 (8) 外国の自然人、法人その他の組織が中華人民共和国内で非外商投資企業の資産を購入する契約 (9) 中華人民共和国の法律、行政法規が中華人民共和国の法律を適用すべきと定めるその他の契約</p>
<p>第八条 前条の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。</p>	<p>〈民法通則〉 第145条2項 涉外契約の当事者が選択していない場合には、契約と最も密接な関係のある国の法律を適用する。</p> <p>〈涉外案件規定〉 第5条 当事者が契約紛争に適用すべき法律を選択していない場合には、契約と最も密接な関係がある国又は地区の法律を適用する。</p>

<p>2 前項の場合において、法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地法（その当事者が当該法律行為に関係する事業所を有する場合にあっては当該事業所の所在地の法、その当事者が当該法律行為に関係する二以上の事業所で法を異にする地に所在するものを有する場合にあつてはその主たる事業所の所在地の法）を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。</p>	<p>〈涉外案件規定〉 第5条2項 人民法院は、最も密接な関係という原則に基づき契約紛争に適用すべき法律を確定する場合には、契約の特殊な性質及び一方の当事者が履行する義務が契約の本質的特性を最も体現することができること等の要素に基づき、契約と最も密接な関係を有する国又は地区の法律を契約の準拠法として確定しなければならない。</p> <p>(1) 売買契約には、契約締結時の売主の住所地法を適用する。契約が買主の住所地において交渉され、かつ、締結された場合、又は契約に売主が必ず買主の住所地において引渡義務を履行すべき旨を明確に定めている場合には、買主の住所地法を適用する。</p> <p>(2) 材料持込加工、部品持込組立てその他の各種加工請負契約には、加工請負人の住所地法を適用する。</p> <p>(3) プラント設備供給契約には、設備の据付地法を適用する。</p> <p>(4) 不動産の売買、賃貸借又は抵当契約には、不動産の所在地法を適用する。</p> <p>(5) 動産賃貸借契約には、賃貸人の住所地法を適用する。</p> <p>(6) 動産質入契約には、質権者の住所地法を適用する。</p> <p>(7) 貸金契約には、貸主の住所地法を適用する。</p> <p>(8) 保険契約には、保険者の住所地法を適用する。</p> <p>(9) ファイナンスリース契約には、レシーの住所地法を適用する。</p> <p>(10) 建設工事契約には、建設工事の所在地法を適用する。</p> <p>(11) 倉庫及び保管契約には、倉庫及び保管者の住所地法を適用する。</p> <p>(12) 保証契約には、保証人の住所地法を適用する。</p> <p>(13) 委託契約には、受託者の住所地法を適用する。</p> <p>(14) 債券の発行、販売及び譲渡契約には、債券の発行地法、債券の販売地法及び債券の譲渡地法をそれぞれ適用する。</p> <p>(15) 競売契約には、競売の開催地法を適用する。</p> <p>(16) 取次契約には、取次人の住所地法を適用する。</p> <p>(17) 仲立契約には、仲立人の住所地法を適用する。</p>
	<p>〈涉外案件規定〉 第5条3項 前項各号所定の契約が他の一方の国又は地区とより密接な関係を明らかに有する場合には、当該他の一方の国又は地区の法律を適用する。</p>

	<p>3 第一項の場合において、不動産を目的物とする法律行為については、前項の規定にかかわらず、その不動産の所在地法を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する。</p>
	<p>第九条 当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害するときは、その変更をその第三者に対抗することができない。</p>
	<p>第十条 法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法(当該法律行為の後に前条の規定による変更がされた場合においては、その変更前の法)による。</p>
	<p>2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方式は、有効とする。</p>
	<p>3 法を異にする地に在る者に対してされた意思表示については、前項の規定の適用に当たっては、その通知を發した地を行為地とみなす。</p>
	<p>4 法を異にする地に在る者間で締結された契約の方式については、前二項の規定は、適用しない。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、申込みの通知を發した地の法又は承諾の通知を發した地の法のいずれかに適合する契約の方式は、有効とする。</p>
	<p>5 前三項の規定は、動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利を設定し又は処分する法律行為の方式については、適用しない。</p>
	<p>第十一条 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)と事業者(法人その他の団体又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。)との間で締結される契約(労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。)の成立及び効力について第七条又は第九条の規定による選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であっても、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。</p>

	<p>2 消費者契約の成立及び効力について第七条の規定による選択がないときは、第八条の規定にかかわらず、当該消費者契約の成立及び効力は、消費者の常居所地法による。</p>
	<p>3 消費者契約の成立について第七条の規定により消費者の常居所地法以外の法が選択された場合であっても、当該消費者契約の方式について消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式に關しその強行規定の定める事項については、専らその強行規定を適用する。</p>
	<p>4 消費者契約の成立について第七条の規定により消費者の常居所地法が選択された場合において、当該消費者契約の方式について消費者が専らその常居所地法によるべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式は、専ら消費者の常居所地法による。</p>
	<p>5 消費者契約の成立について第七条の規定による選択がないときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該消費者契約の方式は、消費者の常居所地法による。</p>
	<p>6 前各項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。          一 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であつて、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。</p>
	<p>二 事業者の事業所で消費者契約に關係するものが消費者の常居所地と法を異にする地に所在した場合であつて、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は受けることとされたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く。</p>
	<p>三 消費者契約の締結の当時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかつたことについて相当の理由があるとき。</p>

<p>四 消費者契約の締結の当時、事業者が、その相手方が消費者でない と誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき。</p>	
<p>第十二条 労働契約の成立及び効力について第七条又は第九条の規 定による選択又は変更により適用すべき法が当該労働契約に最も密接 な関係がある地の法以外の法である場合であっても、労働者が当該労 働契約に最も密接な関係がある地の法中の特定の強行規定を適用す べき旨の意思を使用者に対し表示したときは、当該労働契約の成立及 び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定を も適用する。</p>	
<p>2 前項の規定の適用に当たっては、当該労働契約において労務を提 供すべき地の法(その労務を提供すべき地を特定することができない場 合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地の法。次項に おいて同じ。)を当該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定す る。</p>	
<p>3 労働契約の成立及び効力について第七条の規定による選択がない ときは、当該労働契約の成立及び効力については、第八条第二項の規 定にかかわらず、当該労働契約において労務を提供すべき地の法を当 該労働契約に最も密接な関係がある地の法と推定する。</p>	
<p><b>第三節 物権等</b></p>	
<p>第十三条 動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき 権利は、その目的物の所在地による。</p>	<p>〈民法通則〉 第144条 不動産の所有権には、不動産所在地の法律を適用する。 〈民法通則意見〉 第186条 土地、土地に附着する建築物その他の定着物並びに建築物の 固定附属設備は、これを不動産とする。不動産の所有権、売買、賃貸借、 抵当及び使用等の民事関係については、いずれも不動産所在地の法律 を適用しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する権利の得喪は、その原 因となる事実が完成した当時におけるその目的物の所在地による。</p>	
<p><b>第四節 債権</b></p>	
<p>第十四条 事務管理又は不当利得によって生ずる債権の成立及び効 力は、その原因となる事実が発生した地の法による。</p>	



<p>第十五条 前条の規定にかかわらず、事務管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力は、その原因となる事実が発生した当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に関連して事務管理が行われ又は不当利得が生じたことその他の事情に照らして、明らかに同条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。</p>	
<p>第十六条 事務管理又は不当利得の当事者は、その原因となる事実が発生した後において、事務管理又は不当利得によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。</p>	
<p>第十七条 不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。</p>	<p>〈民法通則〉 第146条1項 権利侵害行為の損害賠償には、権利侵害行為地の法律を適用する。当事者双方の国籍が同じであり、又は同一国に住所を有する場合には、当事者の本国の法律又は住所地の法律を適用することもできる。</p> <p>〈民法通則意見〉 第187条 権利侵害行為地の法律には、権利侵害行為の実施地の法律及び権利侵害結果の発生地の法律が含まれる。両者が一致しない場合には、人民法院は、選択して適用することができる。</p>
<p>第十八条 前条の規定にかかわらず、生産物（生産され又は加工された物をいう。以下この条において同じ。）で引渡しがされたものの瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害する不法行為によつて生ずる生産業者（生産物を業として生産し、加工し、輸入し、輸出し、流通させ、又は販売した者をいう。以下この条において同じ。）又は生産物にその生産業者と認めることができる表示をした者（以下この条において「生産業者等」と総称する。）に対する債権の成立及び効力は、被害者が生産物の引渡しを受けた地の法による。ただし、その地における生産物の引渡しが通常予見することのできないものであったときは、生産業者等の主たる事業所の所在地の法（生産業者等が事業所を有しない場合にあっては、その常居所地法）による。</p>	

<p>第十九条 第十七条の規定にかかわらず、他人の名譽又は信用を毀損する不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法(被害者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、その主たる事業所の所在地の法)による。</p>	
<p>第二十条 前三条の規定にかかわらず、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、不法行為の当時において当事者が法を同じくする地に常居所を有していたこと、当事者間の契約に基づく義務に違反して不法行為が行われたことその他の事情に照らして、明らかに前三条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。</p>	
<p>第二十一条 不法行為の当事者は、不法行為の後において、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法を変更することができる。ただし、第三者の権利を害することとなるときは、その変更をその第三者に対抗することができない。</p>	
<p>第二十二条 不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは、当該外国法に基づく損害賠償その他の他の処分の請求は、することができない。</p>	<p>〈民法通則〉 第146条2項 中華人民共和国の法律が、中華人民共和国の領域外において発生した行為を権利侵害行為と認めない場合には、権利侵害行為として処理しない。</p>
<p>2 不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が当該外国法及び日本法により不法となるときであっても、被害者は、日本法により認められる損害賠償その他の処分でなければ請求することができない。</p>	
<p>第二十三条 債権の譲渡の債務者その他の第三者に対する効力は、譲渡に係る債権について適用すべき法による。</p>	
<p><b>第五節 親族</b></p>	
<p>第二十四条 婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。</p>	<p>〈民法通則〉 第147条 中華人民共和国公民と外国人との結婚には婚姻締結地の法律を適用し、離婚には事件を受理した裁判所の所在地の法律を適用する。</p>
<p>2 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。</p>	
<p>3 前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。</p>	

<p>第二十五条 婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。</p>	<p>〈民法通則意見〉 第188条 我が国の法院が受理する涉外離婚事件の離婚及び離婚により生ずる財産分割については、我が国の法律を適用する。その婚姻の有効性の認定については、婚姻締結地の法律を適用する。</p>
<p>第二十六条 前条の規定は、夫婦財産制について準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、夫婦が、その署名した書面で日付を記載したものにより、次に掲げる法のうちいずれの法によるべきかを定めたとときは、夫婦財産制は、その法による。この場合において、その定めは、将来に向かってのみその効力を生ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 夫婦の一方が国籍を有する国の法</li> <li>二 夫婦の一方の常居所地法</li> <li>三 不動産に関する夫婦財産制については、その不動産の所在地法</li> </ul> <p>3 前二項の規定により外国法を適用すべき夫婦財産制は、日本においてされた法律行為及び日本に在る財産については、善意の第三者に對抗することができない。この場合において、その第三者との間の関係については、夫婦財産制は、日本法による。</p>	
<p>4 前項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定により適用すべき外国法に基づいてされた夫婦財産契約は、日本においてこれを登記したときは、第三者に對抗することができる。</p>	
<p>第二十七条 第二十五条の規定は、離婚について準用する。ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による。</p>	<p>〈民法通則〉 第147条 中華人民共和国公民と外国人との結婚には婚姻締結地の法律を適用し、離婚には事件を受理した裁判所の所在地の法律を適用する。</p> <p>〈民法通則意見〉 第188条 我が国の法院が受理する涉外離婚事件の離婚及び離婚により生ずる財産分割については、我が国の法律を適用する。その婚姻の有効性の認定については、婚姻締結地の法律を適用する。</p>
<p>第二十八条 夫婦の一方の本国法で子の出生の当時におけるものにより子が嫡出となるべきときは、その子は、嫡出である子とする。</p> <p>2 夫が子の出生前に死亡したときは、その死亡の当時における夫の本国法を前項の夫の本国法とみなす。</p>	

	<p>第二十九条 嫡出でない子の親子関係の成立は、父との間の親子関係については子の出生の当時における父の本国法により、母との間の親子関係についてはその当時における母の本国法による。この場合において、子の認知による親子関係の成立については、認知の当時における子の本国法によればその子又は第三者の承諾又は同意があることが認知の要件であるときは、その要件をも備えなければならない。</p>
	<p>2 子の認知は、前項前段の規定により適用すべき法によるほか、認知の当時における認知する者又は子の本国法による。この場合において、認知する者の本国法によるときは、同項後段の規定を準用する。</p>
	<p>3 父が子の出生前に死亡したときは、その死亡の当時における父の本国法を第一項の父の本国法とみなす。前項に規定する者が認知前に死亡したときは、その死亡の当時におけるその者の本国法を同項のその者の本国法とみなす。</p>
	<p>第三十条 子は、準正の要件である事実が完成した当時における父若しくは母又は子の本国法により準正が成立するときは、嫡出子の身分を取得する。</p>
	<p>2 前項に規定する者が準正の要件である事実の完成前に死亡したときは、その死亡の当時におけるその者の本国法を同項のその者の本国法とみなす。</p>

<p>第三十一条 養子縁組は、縁組の当時における養親となるべき者の本国法による。この場合において、養子となるべき者の本国法によればその者若しくは第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件をも備えなければならぬ。</p>	<p>〈養子縁組法〉                  第21条 外国人は、本法に従い中華人民共和国内において養子を受け入れることができる。                  2 外国人が中華人民共和国において養子を受け入れる場合には、その所在国の主管機関の当該国法律による審査・同意を経なければならぬ。養子を受け入れる者は、その所在国の権限を有する機関が発行する養子を受け入れる者の年齢、婚姻、健康、職業、財産、領事館の無償の状況に関する証明資料を提出しなければならず、当該証明資料はその所在国の外交機関又は外交機関の授権を受けた機関の認証を受け、かつ、中華人民共和国の当該国における大使・領事館の認証を受けなければならぬ。当該養子を受け入れる者は、養子を送る者と書面による合意を締結し、自ら省級人民政府民政部门において登記しなければならぬ。                  3 養子関係の当事者双方又は一方が養子の公証を求めるときは、国務院司法行政部門が認定する涉外公証資格を有する公証機関において養子の公証を行わなければならない。</p>
<p>2 養子とその実方の血族との親族関係の終了及び離縁は、前項前段の規定により適用すべき法による。</p> <p>第三十二条 親子間の法律関係は、子の本国法が父又は母の本国法（父母の一方が死亡し、又は知れない場合にあつては、他の一方の本国法）と同一である場合には子の本国法により、その他の場合には子の常居所地法による。</p>	<p>〈外国人養子縁組登記弁法〉                  第3条 外国人が中国において養子を受け入れる場合には、中国の養子縁組に関する法律の規定に適合しなければならず、かつ、養子を受け入れる者の所在国の養子縁組に関する法律の規定に適合しなければならぬ。養子を受け入れる者の所在国の法律の規定が中国の法律の規定と異なることにより問題が生じた場合には、両国政府の関連部門が協議して処理する。</p>
<p>第三十三条 第二十四条から前条までに規定するもののほか、親族関係及びこれによって生ずる権利義務は、当事者の本国法によって定めらる。</p>	

<p>第三十四条 第二十五条から前条までに規定する親族関係についての法律行為の方式は、当該法律行為の成立について適用すべき法による。</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、行為地法に適合する方式は、有効とする。</p>	
<p>第三十五条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する。)は、被後見人、被保佐人又は被補助人(次項において「被後見人等」と総称する。)の本国法による。</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、外国人が被後見人等である場合であつて、次に掲げるときは、後見人、保佐人又は補助人の選任の審判その他の後見等に関する審判については、日本法による。</p>	
<p>一 当該外国人の本国法によればその者について後見等が開始する原因がある場合であつて、日本における後見等の事務を行う者がいないとき。</p>	
<p>二 日本において当該外国人について後見開始の審判等があつたとき。</p>	
<p><b>第六節 相続</b></p>	
<p>第三十六条 相続は、被相続人の本国法による。</p>	<p>〈民法通則〉 第149条 遺産の法定相続については、動産には被相続人の死亡時の住所地の法律を適用し、不動産には不動産所在地の法律を適用する。</p>
	<p>〈民法通則意見〉 第191条 我が国の国内で死亡した外国人が我が国の国内に遺留した財産について、相続人がなく、かつ、受遺者もない場合には、我が国の法律により処理する。ただし、両国が締結し、又は参加している国際条約に別段の定めのある場合を除く。</p>

<p>第三十七条 遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。</p> <p>2 遺言の取消しは、その当時における遺言者の本国法による。</p> <p><b>第七節 補則</b></p> <p>第三十八条 当事者が二以上の国籍を有する場合には、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国があるときはその国の法を、その国籍を有する国のうちに当事者が常居所を有する国がないときは、当事者に最も密接な関係がある国の法を当事者の本国法とする。ただし、その国籍のうちのいずれかが日本の国籍であるときは、日本法を当事者の本国法とする。</p> <p>2 当事者の本国法によるべき場合において、当事者が国籍を有しないときは、その常居所地法による。ただし、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)及び第三十二条の規定の適用については、この限りでない。</p> <p>3 当事者が地域により法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法(そのような規則がない場合)にあっては、当事者に最も密接な関係がある地域の法)を当事者の本国法とする。</p>	<p>〈相続法〉</p> <p>第36条 中国公民が中華人民共和国外の遺産を相続し、又は中華人民共和国内の外国人の遺産を相続する場合、動産については被相続人の住所地の法律を適用し、不動産については不動産所在地の法律を適用する。</p> <p>2 外国人が中華人民共和国内の遺産を相続し、又は中華人民共和国外の中国公民の遺産を相続する場合、動産については被相続人の住所地の法律を適用し、不動産については不動産所在地の法律を適用する。</p> <p>3 中華人民共和国が外国と条約、協定を締結している場合には、条約、協定に従って処理する。</p>
	<p>〈民法通則意見〉</p> <p>第182条 二重又は多重国籍を有する外国人については、当該外国人が住所を有し、又は当該外国人と最も密接な関係のある国の法律をその本国法とする。</p>
	<p>〈民法通則意見〉</p> <p>第181条 無国籍者の民事行為能力には、一般にその定住国の法律を適用する。定住していない場合には、その住所地の国の法律を適用する。</p>
	<p>〈民法通則意見〉</p> <p>第192条 法により適用するべき外国の法律について、当該外国のそれぞれの地区がそれぞれの法律を実施している場合には、国内法律の抵触の調整に関する当該国の法律の規定により適用するべき法律を確定する。当該国の法律が規定をしていない場合には、当該民事関係と最も密接な関係を有する地区の法律を直接に適用する。</p>

<p>第三十九条 当事者の常居所地法によるべき場合において、その常居所が知れないときは、その居所地法による。ただし、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。</p>	<p>〈民法通則意見〉 第183条 当事者の住所が不明であり、又は確定することのできない場合には、その經常居住地を住所とする。当事者が複数の住所を有する場合には、紛争が生じた民事関係と最も密接な関係を有する住所地を住所とする。</p>
<p>第四十条 当事者が人的に法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法(そのような規則がない場合)にあっては、当事者に最も密接な関係がある法を当事者の本国法とする。</p> <p>2 前項の規定は、当事者の常居所地が人的に法を異にする場合における当事者の常居所地法で第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十六条第二項第二号、第三十二条又は第三十八条第二項の規定により適用されるもの及び夫婦に最も密接な関係がある地が人的に法を異にする場合における夫婦に最も密接な関係がある地の法について準用する。</p>	
<p>第四十一条 当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。ただし、第二十五条(第二十六条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は第三十二条の規定により当事者の本国法によるべき場合は、この限りでない。</p>	
<p>第四十二条 外国法によるべき場合において、その規定の適用が公の秩序又は善良の風俗に反するときは、これを適用しない。</p>	<p>〈民法通則〉 第150条 この章の規定により外国の法律又は国際慣例を適用する場合には、中華人民共和国の社会公共の利益に違背してはならない。</p>
	<p>〈民法通則意見〉 第194条 当事者が我が国の強制性又は禁止性の法律規範を回避する行為は、外国の法律を適用する効力を生じさせない。</p>
	<p>〈涉外案件規定〉 第6条 当事者が中華人民共和国の法律、行政法規の強制性規定を回避する行為は、外国の法律を適用する効力を生じさせず、当該契約紛争には中華人民共和国の法律を適用しなければならない。</p> <p>〈涉外案件規定〉 第7条 外国の法律の適用が中華人民共和国の社会公共利益に反する場合には、当該外国の法律はこれを適用せず、中華人民共和国の法律を適用しなければならない。</p>



<p>第四十三条 この章の規定は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務については、適用しない。ただし、第三十九条本文の規定の適用については、この限りでない。</p>	<p>〈民法通則〉 第148条 扶養には、被扶養者と最も密接な関係のある国の法律を適用する。</p> <p>〈民法通則意見〉 第189条 父母と子相互間の扶養、夫婦相互間の扶養その他の扶養関係のある者相互間の扶養については、被扶養者と最も密接な関係を有する国の法律を適用しなければならぬ。扶養者及び被扶養者の国籍、住所及び被扶養者の扶養に供される財産の所在地は、いずれも被扶養者と最も密接な関係を有するものとみなすことができる。</p>
<p>2 この章の規定は、遺言の方式については、適用しない。ただし、第三十八条第二項本文、第三十九条本文及び第四十条の規定の適用については、この限りでない。</p>	

【その他】

	<p>中国の現行関連法規、司法解釈</p> <p>〈民法通則〉          第142条 涉外民事関係の法律適用は、この章の規定により確定する。          2 中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約と中華人民共和国の民事法律とに異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。ただし、中華人民共和国が留保を声明した条項を除く。          3 中華人民共和国の法律及び中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約に規定がない場合には、国際慣例を適用することができる。</p>
<p>涉外民事関係の定義</p>	<p>〈民法通則意見〉          第178条 民事関係の当事者の一方若しくは双方が外国人、無国籍者、若しくは外国法人である場合、民事関係の目的物が外国の領域内にある場合、又は民事権利義務関係の発生、変更若しくは消滅に係る法律事実が外国で発生した場合には、いずれも涉外民事関係とする。          2 人民法院は、涉外民事関係の事件を審理する際には、民法通則第8章の規定に従い適用すべき実体法を確定しなければならない。</p>
<p>「涉外民事又は商事契約に適用すべき法律」の範囲</p>	<p>〈涉外案件規定〉          第1条 「涉外民事又は商事契約に適用すべき法律」とは、関係する国又は地区の実体法をいい、抵触法及び手続法を含まない。</p>
<p>外国法人について</p>	<p>〈民法通則意見〉          第184条 外国法人については、その登録登記地の国の法律をその本国法とし、法人の民事行為能力については、その本国法により確定する。          2 外国法人が我が国の領域内でする民事活動は、必ず我が国の法律規定に適合しなければならない。</p> <p>〈会社法〉          第192条 本法において、外国会社とは、外国の法律に従って中国国外において設立された会社をいう。</p>
<p>2つ以上の営業所を有する場合</p>	<p>〈民法通則意見〉          第185条 当事者が2つ以上の営業所を有する場合には、紛争が生じた民事関係と最も密接な関係を有する営業所を基準としなければならない。当事者が営業所を有しない場合には、その住所又は経常居住地を基準とする。</p>

<p>外国法に関する調査</p>	<p>〈民法通則意見〉          第193条 適用すべき外国の法律については、次の各号に掲げる経路を通じて調査して明らかにすることができる。          (1) 当事者が提供する。          (2) 我が国と司法共助協定を締結した締約相手方の中央機関が提供する。          (3) 当該国に駐在する我が国の大使館又は領事館が提供する。          (4) 我が国に駐在する当該国の大使館が提供する。          (5) 中国及び外国の法律専門家が提供する。          以上の経路を通じてなお調査して明らかにできない場合には、中華人民共和国の法律を適用する。</p> <p>〈涉外案件規定〉          第9条 当事者が契約紛争に適用すべき法律を選択し、又はその選択を変更して外国の法律とする場合には、当事者が当該外国の法律の関連内容を提示し、又は証明する。          2 人民法院は、最も密接な関係という原則に基づき契約紛争に適用すべき法律を確定して外国の法律とする場合には、職権により当該外国の法律を究明することができ、また当事者に対し当該外国の法律の内容を提示し、又は証明するよう要求することもできる。          3 当事者及び人民法院が適当なルートを通じても外国の法律の内容を究明することができない場合には、人民法院は、中華人民共和国の法律を適用することができる。</p> <p>〈涉外案件規定〉          第10条 究明した外国の法律の内容について対決を経た後に当事者に異議がない場合には、人民法院は、これを確認しなければならない。当事者に異議がある場合には、人民法院が審査して認定する。</p>
<p>時効</p>	<p>〈民法通則意見〉          第195条 涉外民事法律関係の訴訟時効については、抵触規範の確定する民事法律関係の準拠法により確定する。</p>

## ～ 外国法令紹介 ～

### カンボジア人民共和国 契約及びその他の責任に関する政令38号の和訳について

大阪地方裁判所判事（前国際協力部教官）

宮 崎 朋 紀

カンボジア王国においては、日本の支援を受けて起草された民法が2007年12月に国会で成立したが、その後、適用開始日がなかなか決まらず、日本側の気をもませた時期があった。しかし、ようやく民法適用法が国会で審議される運びとなり、最も順調に進めば今年中にも適用が開始される可能性があるとのことである。

このように新民法が実際に適用される日はいよいよ間近に迫っており、カンボジアのすべての法律家が新民法を理解し、使いこなせる状態にするため教育をする必要性が高まっているが、いまだにこれが十分に進んでいるとは言い難いところがある。例えば、カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトにおける調査・報告によれば、カンボジアの大学のほとんどでは、民法分野に関して、基本的に現在適用されている法令（債権・契約関係については、カンボジア人民共和国「契約及びその他の責任に関する政令38号」がこれに当たる）を中心に教えているとのことである。

そこで、今後、日本のカンボジアに対する法整備支援プロジェクトのいずれにおいても、新民法の教育に重点を置く必要性が高い旨の認識が共有されているところである。

新民法の教育の際には、従前適用されていた法令の内容がどのようなものであったかを把握し、その違いを念頭に置いた上で教えることが効果的と思われる。特に、セミナーでの質問に答える際には、従前の法令の内容をある程度把握しておかなければ、質問の意図がつかめずに時間を空費するという事態が生じかねない。そこで、この度、新民法の教育に携わる日本側の専門家に役立てていただくべく、英語版しかなかったカンボジア人民共和国「契約及びその他の責任に関する政令38号」を筆者において和訳した次第である。

## カンボジア人民共和国

### 契約及びその他の責任に関する政令 38 号

この政令は、1988 年 10 月 28 日、プノンペンにおいて、国家評議会により適用された。

#### 第 1 章 契約

##### 第 1 節 総則

###### 第 1 条 (定義)

契約とは、2 人又はそれ以上の者の間の合意であり、それらの者を拘束する 1 つ又は複数の義務を形成し、変更し、又は消滅させるものである。

上記定義において、人とは、自然人又は法人をいう。法人は、その代理人を通じて契約を締結することができる。

###### 第 2 条 (信義誠実の原則)

契約は、契約当事者に個人的及び社会的な利益をもたらすものとする。契約当事者は、信義誠実に則り、社会倫理を尊重し、特に「一方当事者による他方当事者の搾取」の概念を排して取引しなければならない。

##### 第 2 節 契約の有効性及び方式

###### 第 3 条 (契約の有効要件)

契約は、以下の場合に有効となる：  
— 真実かつ自由な合意により生じた場合  
— 契約締結能力を有する当事者間で締結された場合  
— その内容が確定しており、履行可能であり、適法であり、公序良俗に合致している場合

###### 第 4 条 (契約の方式)

契約は、口頭で、又は書面で締結することができる。法律は、契約締結について正確な方式を設定するものとする。法律の定める方式に従わないすべての契約は、無効とみなす(deemed void)。5000 リエル以上の価値を有する金銭又は品目を内容とする契約は、これに反する規定がある場合を除き、書面で行わなければならない。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 第 4 条の「5000 リエル」は 1.25US ドルに相当するため、ほとんどの契約は書面で行わなければならないと言っているに等しい。

##### 第 3 節 契約の無効 (voidness of contracts)

###### 第 5 条 (契約の無効事由)<sup>2</sup>

以下の契約は無効とみなす(deemed void)：  
— 違法な場合及び公序良俗に反する場合  
— 社会的利益に反する場合又は社会倫理に反する場合  
— その内容が履行不能である場合

###### 第 6 条 (契約の取消事由)

以下の契約は取り消すことができる(deemed voidable)：  
— 真意又は自由意思によるものでないとき  
— 契約能力を欠く当事者により締結された契約

###### 第 7 条 (錯誤、強迫、詐欺)

錯誤、強迫、又は詐欺による契約は、有効な契約ではない(is not a valid agreement)。

###### 第 8 条 (要素の錯誤)

契約の内容である対象の要素に関する錯誤がある場合、錯誤は契約を無効にする根拠となる。当事者の個性が契約の基礎となる場合を除き、人違いは契約を無効にする根拠とはならない。

###### 第 9 条 (暴力)

暴力が契約当事者、その配偶者、尊属又は卑属に対する精神的、肉体的強迫の形で行われる場合は、暴力は契約を無効にする根拠となる。

###### 第 10 条 (詐欺)

契約の一方当事者によるごまかし(deception)、不正行為(dishonesty)又は偽り(misrepresentation)があり、それがなければ他方当事者が契約を締結しなかったであろう場合には、詐欺は契約を無効にする(avoid)根拠となる。

###### 第 11 条 (状況の濫用)

契約を締結する際、一方当事者が不当な利益を得るために他方当事者の状況につけこんだときは、被害を受けた当事者は、いつでも契約取消し(rescind)の訴えを起こすことができる。

###### 第 12 条 (対価の不均衡)<sup>3</sup>

<sup>2</sup> 第 5 条の無効事由に該当する契約については、取消しの訴えを起こすことができる(18 条、19 条参照)。「無効」と「取消し」の区別が明確ではないように窺われる。

契約を締結する際、一方当事者が申し出た対象の価値(value of the subject matter offered by one party)とその対価の価値(value of the consideration in return)との間に違い(difference)がある場合は、被害を受けた当事者は、差額を与える意図はなかったことを根拠として、契約取消し(rescind)の訴えを起すことができる。

#### 第 13 条 (被害者による証明の必要性)

錯誤、強迫又は詐欺により契約を締結したと主張する者は、契約に定められた債務の執行(execution)を回避するため、上記事項を証明しなければならない。

#### 第 14 条 (18 歳以上の者の契約能力)

満 18 歳に達した者は、いつでも契約を締結することができる。ただし、法律に定められた抑留者(detainee)を除く。

#### 第 15 条 (18 歳未満の者の契約能力)

18 歳未満の者は、権利又は義務を創設してはならず、特に法律上の後見人の同意なくして契約を締結することはできない。

事前に法律上の後見人の同意なく未成年者により締結された契約は、締結後に後見人がその契約に同意したときには執行(execute)することができる。ただし、日常生活上の必要から未成年者により締結された契約については、法律上の後見人の同意を要しない。

#### 第 16 条 (無能力者と契約を締結した者の義務)

無能力者との契約を締結した者は、他方当事者の無能力を根拠として契約の義務を免れようとすることはできない。

#### 第 17 条 (契約の目的)

契約の目的(subject matter)は、商業的(commercial)価値を有しなければならない。その種類、質、量は、明確に表示されなければならない。

将来生じるものもまた契約の目的(subject matter)とすることができる。しかし、生きている者の遺産を売却することは、その者の同意があっても、することができない。

#### 第 18 条 (契約取消しの訴え)<sup>4</sup>

<sup>3</sup> 第 12 条は日本にない取消事由であり、具体的にどのように運用されるのかよく分からない。

<sup>4</sup> 日本と異なり、取消し意思表示は裁判外で行うことはできず、相手方に通知の上、最終的に裁判に

すべての者は、第 5 条に掲げられた契約を完全に取り消す(rescind)訴えを起すことができる。

#### 第 19 条 (契約の取消権者及び取消しの手続)

契約が無能力、錯誤、強迫又は詐欺により取り消すことができる場合、被害を受けた当事者又はその主張につき法律上の利益を有するすべての者が契約取消しを主張することができる。被害を受けた当事者又はその主張につき法律上の利益を有するすべての者は、他の当事者に通知しなければならない。通知を受けた者は、遅滞なく回答しなければならない。

被害を受けた当事者又はその主張につき法律上の利益を有するすべての者は、通知をした後 12 か月の期間内に契約取消し(rescind)の訴えを起すことができる。

#### 第 20 条 (取消権の消滅)

第 19 条に定める契約取消し(rescind)の訴えを起す権利は、提訴後、その権利者が、自ら義務を履行することに同意するか、又は書面により訴えを取り下げることにより同意した場合、消滅する。

#### 第 21 条 (契約の無効の効果)<sup>5</sup>

契約の無効事由(nullity)がある場合は、契約締結前の状況に復帰する(restored)。

### 第 4 節 契約の効果及び解釈

#### 第 22 条 (契約の効果)

契約は、法的に拘束力を有する当事者間の合意である。契約の修正は、契約当事者の双方の合意によってのみ行うことができる。

契約は、誠実に、当事者の意思に基づいて履行(execute)されなければならない。

契約は、契約当事者のみを拘束する。

#### 第 23 条 (契約の解釈)

契約の意味が明確でない場合、契約は、契約が締結された場所における通常の実務又は慣習に従って

おいて行わなければならないようである。

<sup>5</sup> 第 21 条の契約の「無効事由」が何であるかは注意を要する。例えば、第 5 条、第 8 条～第 10 条の無効事由がある契約については、第 18 条、第 19 条により取消しの対象となるため、第 21 条は適用されないように思われる。他に契約を無効とする規定としては、第 4 条、第 35 条、第 48 条、第 71 条、第 82 条がある。

解釈されなければならないが、その解釈は、この法律の規定に反してはならない。不明確性がある場合は、契約は債務者に有利に解釈されなければならない。

#### 第 24 条 (契約の履行)

債務者は、現在の又は将来入手可能な自己の動産又は不動産から支払うことより、契約に基づく債務を履行(fulfill)しなければならない。

### 第 5 節 契約の時効(limitation)に関する規定

#### 第 25 条 (債務の消滅時効)<sup>6</sup>

法律が別に定める場合を除き、契約に基づく債務は、債権者が契約に定められた日から、又は契約に定められていない場合は契約締結の日から、5年以内に履行(performance)を求める訴えを起こさない場合は、消滅するものとみなす(deemed to have expired)。

#### 第 26 条 (時効期間の延長)

時効期間(limitation period)は、債務者が居住地に不在の場合で、その不在が法律に従って地方当局により認証された場合は、延長される。

#### 第 27 条 (時効の援用)

債務者又は保証人は、時効の規定(statute of limitations)を援用する(assert)ことができる。債務者又は保証人が時効の規定の援用をしないときは、人民裁判所は、それらの者のためにそれを行うことができる。

#### 第 28 条 (時効援用権の喪失)

時効期間が経過した後には契約上の義務を履行した(execute)債務者又は保証人は、時効期間が経過したことを理由にその金額又は価値の返還を求めることはできない。

### 第 6 節 契約の履行(execution)

#### 第 29 条 (契約の履行態様)

契約上の債務は、適時に、かつ、適正な方法で(特に定められた質、量、場所、期限に関して)履

<sup>6</sup> 第 25 条は、時効期間の経過により「消滅するものとみなす」と規定するが、第 27 条によれば、時効は原則として当事者が援用する必要があるが、例外的に裁判所が援用する場合があるようである。

行しなければならない(carry out)。

#### 第 30 条 (契約当事者)

契約の当事者とは、次の者をいう。

- －履行すべき(fulfill)債務を負う債務者
- －債務者が履行すべき(fulfill)債務についての債権を有する債権者

#### 第 31 条 (契約内容と異なる物の受領の必要性)

債権者は、次のことを強制されない。

- －受領する権利を有する(entitled)物と異なる物を受け入れること(仮にその価値が同じか高い場合であっても)
  - －契約の一部の履行(execution)を受け入れること
- ただし、厚意(goodwill)及び債務者の窮状に基づき、人民裁判所は、契約の履行時期を延長し、又は遅らせ、債権者の行為の一時停止を命じることができる。その場合、その決定の理由は明らかにされなければならない。人民裁判所はこの権限を細心の注意(great care)に基づいて行使しなければならない。

#### 第 32 条 (契約の履行地)<sup>7</sup>

契約の履行は、契約に定めがない限り、債務者の住所地でなければならない。

#### 第 33 条 (契約の履行期)

契約の履行について期間の定めがない場合、債務者は、いつでも支払(pay)又は提供(provide)をすることができ、債権者はいつでも支払(pay)を請求することができる。

## 第 2 章 いくつかのよく使われる契約

### 第 1 節 売買

#### 第 34 条 (定義)

売買とは、ある者が対象物又は権利(subject matter or right)の所有権を移転する義務を負い、他の者がその対象物又は権利の価値を補償する(compensate for the value)義務を負う契約をいう。

#### 第 35 条 (売買契約の無効事由)

次の売買は、無効とみなす。

- －他人の財産の売買<sup>8</sup>

<sup>7</sup> 第 32 条は取立債務の原則を定めているが、日本では持参債務が原則である(日民法 484 条)。

- 一夫による妻の所有物の売買，逆も同じ
- 一「分割できない」共有物(joint-tenancy “that can not be devided”)がある共有者が別の共有者の同意なく売却すること

## 1 売主 (vendor) の義務

### 第 36 条 (保管義務)

売主は，売却の目的物を引渡期日まで良好な状態で(in good condition)保管し，契約上の義務，すなわち目的物の引渡しを履行できるようにしなければならない。

### 第 37 条 (目的物の変更の禁止)

売主は，売買の日から引渡しまで，売却の目的物に変更(change or modify)を加えてはならない。

### 第 38 条 (損害賠償責任，解除)

売主は，引渡し時までに売却の目的物に生じた損害について責任を負う。引渡しまでに商品(item)が滅失し，又は重大な損傷を受けたとき，又は売主が代替物を見つけられないときは，売買を解除することができる(can be canceled)<sup>8</sup>。売買が解除された(canceled)場合は，売主は，売却の目的物に生じた滅失又は売主の過失により生じたすべての損傷について，買主に賠償金を支払わなければならない。

### 第 39 条 (情報，書類の提供義務)

売主は，買主に対し，売却の目的物のすべての本質的な特性及びその他の重要な状況について，買主に知らせなければならない(特に，目的物について他者が有する権利に関する情報がある場合)。売主は，売買に関するすべての書類を買主に交付しなければならない。

### 第 40 条 (派生物の引渡義務，不動産の引渡方法)

売主は，目的物の主要部分だけでなく，派生物(derivatives)及び附属品(accessories)も引き渡さなければならない。

不動産売買の場合，権利証(property deed)の引渡しをその不動産の引渡しとみなす。引渡しにより生じる費用は，売買契約に別段の定めがない限り，売主が負担する。

### 第 41 条 (不動産，動産の権利移転の時期)<sup>10</sup>

不動産に関しては，売主の権利の買主への移転は，売却の権利証が認証され，登録された場合に，有効とみなす。認証及び登録の日以降は，第三者はその不動産について権利を有しない。動産に関しては，目的物が買主の手に引き渡されたときから，売主の権利の移転は有効とみなされ，第三者は権利を有しない。ただし，売買が認証された権利証(certified deed)により行われる場合は除く。その場合，権利証が認証された日から，第三者は異議を述べることができない。

### 第 42 条 (瑕疵担保責任及びその期間)

売主は，外観から判明する瑕疵(external defects)について責任を負わないが，売買より前から存在する隠れた瑕疵(latent defects)については責任を負う。買主は，売買に先立ちそのような瑕疵が存在したことを証明できたときは，契約の解除(rescind)又は代金の減額を求めることができる。

買主は，購入をやめる(refrain from buying)場合又は代金減額を請求する場合，引渡しの日から1年以内にその主張をしなければならない(bring his claim)。1年以内にその主張がされない場合，買主の沈黙は同意とみなす。

### 第 43 条 (第三者による権利主張と売主の責任)<sup>11</sup>

売主は，買主から目的物を奪おう(deprive)とする第三者の行為，第三者が目的物について権利を有すると主張することに対し，防御を保証しなければならない。

### 第 44 条 (第三者による権利主張と売主の責任)

第三者が買主から目的物を奪う(deprive)ために訴訟を起こすと警告してきた場合，買主は，直ちにその第三者について売主に知らせることができる。売主は，買主が裁判所の判断を通じて第三者の主張に勝ると保証できる場合を除き，第三者が買主に対して主張をすることをあらゆる手段で防がなければならない。

### 第 45 条 (第三者による権利主張と売主の責任)

<sup>10</sup> 権利移転は，不動産については登録移転の日に，動産については引渡しの日に有効となる。これは新民法に引き継がれている。

<sup>11</sup> 第 43 条～第 46 条において，「売買契約の後に，真の権利者である旨を主張する第三者が現れた場合の処理」につき詳細に規定されている。セミナーでもよく質問の中で出てくる事例であり，よほどこのような実例が多いのであろうと推測される。

<sup>8</sup> 第 35 条で他人物売買契約が無効となるのが日本との大きな違いである。

<sup>9</sup> セミナーでは，解除権についても取消権と同様に裁判上でなければ行使できないという意見が聞かれたが，規定上明確ではないように思われる。



買主から買主のために行為をするよう求められた売主は、第三者との争いを引き継がなければならず、買主は賠償について責任を負わない。売主がその状況を解決できない場合、買主は訴訟に進まなければならない。

#### 第 46 条 (買主が目的物を受領できなかった場合の売主の責任)

裁判所が買主から目的物を奪うことを決したときは、売主は買主から受領した額を返還しなければならない。加えて、売主は、損害賠償責任を負う。損害額は、契約及び命令による損失及び売却日以降に被った関連費用を含むものとする。

#### 第 47 条 (売主の死亡)

売主が死亡した場合、その義務は相続人に帰する。

#### 第 48 条 (売主が犯罪により目的物を得ていた場合の買主の解除権)

売主が重罪又は軽罪により目的物を得た場合、それを知っていた買主は、買主から目的物を奪う旨の第三者の警告がない場合であっても、契約の解除(rescind)を求めることができる。

この規定に反するすべての契約は無効とみなす(deemed void)。

#### 第 49 条 (転々売買における買主の権利)

同じ目的物が多数の者に続けて売却された場合、最後の買主は、直接の売主に対し、さかのぼって自らの権利を守るよう求めることができる。

その売主は、必要な場合、譲渡の連鎖における直接の売主に対し、さかのぼって求めることができる。

## 2 買主 (purchaser) の義務

#### 第 50 条 (代金支払の日時及び場所)

買主は、既に決められた日時及び場所において、契約に定められた代金を支払わなければならない。契約に日時及び場所の定めがない場合、支払は引渡しのある場所で行わなければならない。

#### 第 51 条 (遅延利息)

契約においては、買主に対し、支払が遅れた場合の契約代金に対する利息の支払義務を負わせることができる。利率は5パーセントを超えてはならない。契約において利率が定められていない場合、買主は契約で定められた代金のみを支払う義務を負うが、目的物が利益又は収益を生むものである場合は、利率は法律の定めに従い計算される。

#### 第 52 条 (第三者による権利主張がされた場合の買主の支払義務)

買主が目的物を受領したが、第三者から目的物は自己の物である旨の主張が買主にされた場合は、買主は、支払を延期することができる。買主は、第三者との問題が解決された後に限り、売主に対して支払義務を負う。

#### 第 53 条 (売主の目的物保持の権利)

売主は、買主が代金を支払うまで、目的物を保持する(retain)権利を有する。

#### 第 54 条 (代金不払による売主の契約解除権)

期日に買主が支払をしない場合、売主は、代金請求訴訟を起こす意思がないときは、契約を解除する(rescind)ことができる。支払が完了しない限り、売主はいつでも契約を解除(rescind)することができる。

#### 第 55 条 (解除の効果)

契約が解除された場合、契約の当事者双方は、互いに受領したものを返還しなければならない。買主は、目的物を既に得た利息(interest)及び収益(income)と共に返還しなければならない。売主は、買主が支払った金銭を返還し、法律の規定による利息を支払わなければならない。

## 第 2 節 利息付貸金契約

#### 第 56 条 (定義)

利息付貸金契約とは、一方当事者が他方当事者に金銭を交付し、後者がその金額と契約期間に応じた付加金額を共に返済する義務を負う契約である。

#### 第 57 条 (書面の必要性)

この契約は書面でしなければならない。その契約書には、当事者の氏名、住所、貸金の額、利息の額、貸付期間及び返済日を明記しなければならない。借主は、契約書に署名しなければならない。

#### 第 58 条 (貸付期間及び利率の推定)

契約書に返済日及び利率が記載されていない場合、双方当事者は、1年間無利息での契約に合意したものと推定する。

#### 第 59 条 (制限利息)<sup>12</sup>

<sup>12</sup> 第 59 条につき、日本では「法定利息」が5%で

貸主は、双方当事者間に合意があれば、貸金について利息を課することができる。法律に別段の定めがある場合を除き、その利率は年5%を超えることができない。

#### 第60条（過払利息の返還）

貸付期間中に貸主(lender)が課した超過利息は、すべて元金から控除される。返還された額が元金及び法律で許された利息額を超える場合、債権者(creditor)は、その超過額を、借主から返済を受けた日から計算した利息とともに、借主に返還しなければならない。

この場合、貸主は、効力のある刑法の規定に従い、刑事責任を負う。

#### 第61条（返済期、借主が死亡した場合の処理）

貸主は、返済日より前に返還請求することができない。借主が死亡した場合、貸主は、貸金全額の返還を直ちに請求することができる。返還義務は使者の相続人に引き継がれ、相続人は、未払の借入金について、使者の財産から、その分割前に支払わなければならない。

#### 第62条（債権証書、支払証書）

貸主は、資金がすべて返済されたときには、借主に対し、貸金証書又は支払を証する書面を交付しなければならない。

#### 第63条（利息）

個人財産に関する貸金に伴う利息については、貸金に関する規定に従わなければならない。

### 第3節 個人財産担保契約 (secured personal property)

#### 第64条（定義）<sup>13</sup>

個人財産担保契約とは、債務者が自らの個人財産を借入れの担保として引き渡す契約をいう。

その担保財産を占有する債権者は、その財産の売却手続において、他のすべての債権者に先立って支払を受ける権利を有する。

---

あり、「制限利息」は更に高い利率に定められているが、カンボジアでは「制限利息」が原則5%と定められている。

<sup>13</sup> 第64条につき、「個人財産担保契約」は、物の占有を債権者に移転する約定担保という意味で、質権設定契約に類似するものといえそうである。

#### 第65条（個人財産担保契約の要件）

個人財産担保契約は書面で行わなければならない。この契約は、債権者が担保財産を占有している場合に限り有効とする。

債務の額及び担保財産は、契約において特定して明記しなければならない。契約において利息及び返済日が特定されていない場合、債務は無利息で契約締結日から1年間のものとする。

#### 第66条（債権者の管理、保管義務）

債権者は、担保財産を自由に処分する権利は有しない。債権者は、担保財産を合理的に管理し(reasonable care)、保管する義務を負う。債権者の過失により担保財産に損傷が生じ、又は滅失した場合、債権者は損傷を修理し、又は損傷若しくは滅失について債務者に賠償しなければならない。

#### 第67条（債権者による担保財産使用の禁止）

契約書に異なる定めがない限り、債権者は、担保にとつた個人財産の使用又は収益をすることはできない。債権者は、被保全債権からしか利益を受けることを許されていない。その利益は、必要経費に使用されなければならない。

債権者が契約書に違反して担保財産を使用した場合、債務者は担保財産の取戻しの訴えを提起することができる。

#### 第68条（担保財産処分に対する刑事責任）

債権者が事前に債務者の承諾を得ることなく担保財産を処分した場合、債権者は刑法の規定に基づき刑事責任の追及を受ける。

#### 第69条（弁済による担保不動産の返還）

支払期が到来し、債務者が全額の弁済をした場合、債権者は、担保財産の占有を債務者に返還しなければならない。支払期にも債務の一部が未払である場合、債権者は未払分が支払われるまで、担保不動産を保持することができる。

#### 第70条（未払による担保財産の換価請求）

支払期が到来したのに債務者が義務を履行しない場合、債権者は、人民裁判所に対し、担保財産の換価を請求することができる。

担保財産の売却により得られた代金は、最初に担保財産を占有していた債権者に支払われる。代金の残額は、債務者に支払われ、又は支払を受けていない債権者に支払われる。

担保財産の売却による代金によっても債務の全額の支払に足りない場合は、債務者は債権者に対し、

未払額について依然として責任を負う。

#### 第71条（債権者による所有権取得の禁止）

契約において、債務者が契約に基づく義務を履行でしない場合に債権者が担保にとった個人財産の所有者になるとの定めがある場合、個人財産担保契約は無効とみなされる(shall be considered void)。

### 第4節 請負契約 (contractor contract)

#### 第72条（定義）

請負契約とは、一方当事者が他方当事者のために仕事を実施し、仕事に応じた報酬を得る契約をいう。

#### 第73条（請負代金の定めがない場合）

契約中において報酬が明示されていない場合、裁判所は仕事を実施された場所における慣習に基づいて報酬を決しなければならない。

#### 第74条（約定違反についての注文者の権利）

仕事は、契約において明確に定められなければならない。実施すべき仕事が契約書における文言に従って行われなかった場合、注文者は；

- a 仕事の結果を受け入れず契約を解除するか、又は請負人に損害の賠償その他の損失の補償をさせることができる（ある場合）。
- b 請負人に対し、請負人の費用において、双方当事者が合意できる一定の期間内に必要な修補を請求することができる。
- c 報酬を減額することにより仕事を受け入れることができる。

#### 第75条（仕事の完成の遅延）

契約において仕事の完成時期が定められており、その期間内に仕事が完成しなかった場合、注文者は損害賠償を請求できる可能性がある場合でも、契約を解除することができる。

しかし、仕事の遅延が不可抗力により生じた場合、注文者は損害賠償を請求することができない。

#### 第76条（注文者の材料供給等の遅延）

注文者は、契約に定められた一定期間内に前払金を支払わず、又は材料を供給しない場合、仕事の遅延に基づいて契約を解除することができない。請負人は、そのような遅延に基づき契約を解除することができる。その場合、請負人は、既に完成させた仕事について合理的な報酬を受け取ることができる。

#### 第77条（注文者の解除権）

注文者は、仕事の完成までは、請負人に代金及び既に完成した仕事に関する他の費用を支払う限り、いつでも契約を解除することができる。

#### 第78条（損害賠償等）

請負人の過失により仕事の目的物が完成前に壊れてしまった場合で、注文者が請負人に前払金の支払及び／又は材料の提供をしているときは、注文者は、損害額及び仕事に関して支払った他の費用に相当する額について賠償を受けることができる。しかし、不可抗力により損害が生じた場合は、契約の各当事者は、互いに他方当事者に対して法的権利を有しない。<sup>14</sup>

#### 第79条（請負人の使用人に関する責任）

請負人は、その使用人による仕事の実施について責任を負う。

#### 第80条（報酬の支払）

仕事が完成した場合、請負人は、仕事の目的物の引渡しと同時に報酬等を受け取ることができる。報酬を支払うことは、なされた仕事を受け入れたものとみなす。

#### 第81条（請負人の過失による瑕疵）

仕事の目的物の注文者への引渡しの後、請負人の過失による結果である仕事の瑕疵が明らかになった場合、契約は、

- 解除されるか (be rescinded)
- 注文者に報酬の一部が返還されるか
- 請負人の負担により修補がされる。

注文者は、瑕疵担保の期間内に瑕疵が明らかになった場合に限り、それを主張することができる。瑕疵担保の期間が契約に定められていない場合、注文者は仕事を受け入れた日から3年以内に主張することができる。

#### 第82条（請負人の死亡）

請負人が自然人であり、死亡した場合、契約は無効となる (the contract shall be void)。

### 第5節 運送契約 (carrier contract)

<sup>14</sup> 第78条の後段のように、不可抗力により損害が生じた場合の規律は、各論の規定に置かれており、「危険負担」のように双務契約全体に適用される概念は用意されていなかったようである。

### 第 83 条 (運送契約の定義)

運送契約とは、運送人である者が、ある場所から他の場所へ乗客、荷物又は物品を輸送し、当事者間の合意で定めた送料又は国家が定めた送料を得る契約をいう。

### 第 84 条 (運送開始の遅延)

運送人が運送を開始するのを遅延した場合、荷主は契約を解除し(terminate)、運送人に次の支払を求めることができる：

- 一 送料及び代わりの運送人に対する他の前払金
- 一 運送の遅延により生じた損傷、滅失、運送された荷物若しくは物品の損壊、運送の遅延により生じた価格の減少についての賠償金

### 第 85 条 (運送の遅延)

運送人が運送を遅延した場合、荷主は契約を解除し(terminate)、運送人に次の支払を求めることができる：

- 一 送料及び代わりの運送人に対する他の前払金
- 一 運送の遅延により生じた損害、損失、運送された荷物若しくは物品の損壊、運送の遅延により生じた価格の減少についての賠償金

### 第 86 条 (運送人の責任)

運送人は、運送した荷物又は物品の滅失又は損傷について責任を負う。運送人は、運送中に乗客に生じたすべての事故について責任を負う。

運送人は、傷害が不可抗力又は乗客自身の過失により生じたときには、責任を負わない。

運送中の荷物又は物品が盗まれた場合、運送人は盗まれた荷物又は物品について支払をする責任を追う。

### 第 87 条 (運送人の責任)

運送人は、不可抗力又は荷物若しくは物品自身の自然の損壊によらないすべての滅失又は損傷に関し、荷物又は物品について責任を負う。

運送人は、正当な理由によらない運送の遅延から生じたすべての滅失又は損傷について特に責任を負う。

### 第 88 条 (提訴期間の制限)

滅失又は損傷の賠償を求める訴えは、荷主が荷物若しくは物品が滅失若しくは損傷したことを知った日又は乗客が被害者になった日から1年以内に提起しなければならない。

## 第 6 節 寄託契約 (bailment contract)

### 第 89 条 (定義)

寄託契約は、ある者(被寄託者)が別の者(寄託者)の個人財産を無償又は有償で保管し、特定の時期又は財産の返還が求められたときに、寄託者又は寄託者が明確に指定した者に対し、返還する契約をいう。

### 第 90 条 (報酬の定めがない場合)

基本原則として、契約において報酬が特定されていない場合、被寄託者は報酬を受けることができない。

### 第 91 条 (被寄託者の義務)

被寄託者は、寄託された財産を保管し、一定の時期又は寄託者が返還を求めたときに、これを返還しなければならない。

被寄託者は、寄託者が許可しない限り、寄託された財産を使用することができない。

### 第 92 条 (寄託された財産の損傷又は滅失)

被寄託者は、被寄託者側の過失により生じた寄託された財産の損傷又は滅失について、責任を負う。

寄託された財産に不可抗力により損傷又は滅失が生じた場合は、賠償はされない。

### 第 93 条 (盗難についての被寄託者の責任)

有償寄託で寄託財産が盗難により失われた場合、被寄託者は、賠償責任を負う。

無償寄託で寄託財産が盗難により失われた場合、被寄託者は、寄託財産につき注意深く安全措置を取ったことを立証する十分な証拠を有する場合、賠償責任を負わない。

ただし、ホテル、商店、レストランの所有者は、宿泊客又は顧客の財産の盗難について、ホテル又はレストランの所有者の管理下に財産があった場合には責任を負う。

## 第 7 節 使用貸借契約 (loan for use)

### 第 94 条 (定義)

使用貸借は、利息又は代金を一切伴わない貸借をいう。他の者に財産を使用させるために貸す者は、その財産の所有権を保持する。

### 第 95 条 (借主による売却等の禁止)

借主は、貸主の同意のない限り、借りた財産を売

却し、交換し、又は貸すことができない。

#### 第 96 条（借主による目的物の使用）

借主は、借りた財産を良心的、適正な方法で使用し、自らが所有するのと同様な程度に安全措置をとり、目的に従った方法でそれを使用しなければならない。

借主は、借りた財産について安全措置をとり、保管するための費用を支払う責任を負う。

#### 第 97 条（目的物の損傷又は滅失についての借主の責任）

目的物が不可抗力により損傷し、又は滅失した場合、借主は賠償責任を負わない。しかし、損傷又は滅失が借主の過失によるときは、借主は、貸主に対して賠償責任を負う。

#### 第 98 条（目的物の返還時期）

借主は、貸主に対し、契約に定められた時期に借りた財産を返さなければならない。契約に時期の定めがない場合、貸主は、貸した財産の返還をいつでも求めることができる。

#### 第 99 条（目的物の即時返還）

借主が通常の用法に従わない方法で借りた財産を使用した場合、貸主は契約に定められた時期の前でも、即時に財産の返還を求めることができる。

### 第 8 節 賃貸借契約 (lease)

#### 第 100 条（定義）

賃貸借とは、賃貸人がその財産を一定期間使用させるために借主に貸し、賃料を得る契約をいう。

賃貸される財産は、不動産、動産のいずれでもよい。

#### 第 101 条（賃貸借期間）

賃貸借の期間は、定められていても定められていなくてもよく、賃貸借期間が定められていない場合、賃貸借期間は 12 年を超えてはならない。

期間が 1 年を超える賃貸借契約は、書面で行わなければならない。

#### 第 102 条（書面によらない賃貸借契約の証明）

書面によらない賃貸借契約で、一方当事者が賃貸借の存在を否定する場合、その賃貸借契約の期間が 1 年を超えない限り、賃貸借を証する証拠は、証人の証言に基づかなければならない。

#### 第 103 条（賃貸人の義務）

賃貸人は、賃借人に不当な問題を生じさせる事故を防ぐため、賃借人に良好な状態の財産のみを賃貸しなければならない。また、例えば抵当権のような目的財産に関する権利を主張する第三者の請求から、賃借人を保護しなければならない。

#### 第 104 条（賃貸人の修繕義務）

賃貸人は、法律又は契約に別の定めがある場合を除き、目的財産に関する大きな修繕(major repair)について責任を負う。

#### 第 105 条（賃借人の義務）

賃借人は、契約によって定められた額の賃料を支払わなければならない。目的物を通常の用法及び契約に定められた用法に従って使用しなければならない。目的物を良好な状態に保たなければならない。法律又は契約に別の定めがある場合を除き、目的物に関する小さく、又は単純な修繕(minor or simple repair)について責任を負う。

#### 第 106 条（借主の返還義務）

契約を解除する(discharge)際、借主は目的物を受領したときと同じ状態(state or condition)で返還しなければならない。

#### 第 107 条（借主の義務違反と解除）

貸主は、借主が義務を履行しない場合又は借主が通常の用法に従わない方法で目的物を不適切に使用する場合若しくは目的物に損傷を生じさせる方法でこれを使用する場合に、契約を解除(terminate)することができる。

#### 第 108 条（転貸の禁止）

借主は、法律に別の定めがある場合を除き、貸主の同意を得ることなく目的物を他の者に転貸することができない。

#### 第 109 条（転貸後の賃借人の責任）

目的物を転貸した賃借人は、その後も賃貸人に対し、契約に基づく義務を負い、特に賃料不払、転貸から生じた目的物の破壊又は損壊について責任を負う。

#### 第 110 条（期間の定めのない賃貸借契約の解除）

賃貸借契約に期間の定めがない場合、当事者は、最低 1 か月前又は最高 2 か月前の通知をしない限り、契約を解除(terminate)することはできない。

#### 第 111 条 (貸貸人又は賃借人の死亡)

貸貸人が死亡した場合、契約の効力は存続する。賃借人が死亡した場合、契約の効力は存続しない。ただし、賃借人の相続人が貸貸借契約の存続を希望する場合、契約の効力は存続する。

### 第 9 節 保証契約 (contract of suretyship)

#### 第 112 条 (定義)

保証契約とは、「保証人」と呼ばれる第三者が、債務者が債権者に対して義務を履行しない場合に、債務者の義務を負い、又は履行する旨を債務者に対して合意する契約をいう。この契約は、書面で行わなければならない。

#### 第 113 条 (複数の保証契約)

1つの債務について、複数の保証をすることができる。

#### 第 114 条 (主債務の無効の効果)

法律により無効な債務に関する保証契約は、効力を有しない。ただし、債務者が未成年者であることによる無効の場合は、その保証契約は有効とみなされる。

#### 第 115 条 (保証人に対する法律行為の債務者への効力)

保証人に対する法律行為は、同時に又は後に、債務者に対する行為ともみなされる。

#### 第 116 条 (保証人の財産と債務者の財産の差押えの先後関係)

裁判所の決定の後、保証人は、保証人の財産に先立ち債務者の財産の差押えを行うよう要請することができる。

#### 第 117 条 (債務者の財産の売却後の保証人の責任)<sup>15</sup>

債務者の財産を売却したが、売得金の額が債務を満足させるのに十分でなかった場合、保証人は残額について責任を負う。

#### 第 118 条 (複数の保証人の責任の関係)

多数の保証人がいる場合、各保証人は、一つしか

保証人がいない場合のように、すべての債務について責任を負う。すべての保証人は、債務の支払に付き連帯責任を負う。

#### 第 119 条 (保証人の債務者に対する求償)

保証人が債務者の債務を支払った場合、債権者に与えられていた権利はすべて保証人に移転する。保証人は、債務者に対し、保証人が支払った金額の返済のほか、債務が支払われた日以降に発生した利息その他の費用の支払を求めることができる。

#### 第 120 条 (保証人の他の保証人に対する求償)

保証人の1人が債務者の債務を支払い、債務者が支払不能の状態にある場合、この保証人は、他の保証人に対し、その各自の持分の支払分の填補を求めて法的手段をとることができる。

### 第 3 章 他の責任<sup>16</sup>

#### 第 121 条 (不法行為責任)

自らの過失(fault)により他の者に損害を発生させた者は、その損害を賠償する責任を負う。不注意(carelessness)又は怠慢(negligence)などの故意ではない(involuntary)行為により損害が生じた場合であっても、加害者は責任を負う。

#### 第 122 条 (無能力者が生じさせた損害)

精神障害者(the insane)及び14歳未満(under 14)の未成年者は、無能力者とみなす。これらの者は、自らが他の者に生じさせた損害について責任を負わない。

#### 第 123 条 (親権者等の責任)

親権者、後見人その他無能力者を担当し、又は世話をする者は、これらの無能力者が生じさせた損害について個人的に責任を負う。

#### 第 124 条 (未成年者と親権者等の連帯責任)

14歳を超えて(over 14)18歳未満(less than 18)の未成年者は、自らが他の者に生じさせた損害について責任を負う。その損害の賠償について、それらの未成年者及び親権者又は後見人は、連帯責任を負う。未成年者が訴の損害を賠償するための資金や財産を有しない場合、親権者又は後見人が代わりに支払わ

<sup>15</sup> 第 116 条、第 117 条は、執行の問題が保証人の実体上の責任に紛れ込んでいるように思われる。

<sup>16</sup> 「第 3 章 他の責任」は、全体として不法行為責任に関する規律である。

なければならない。

#### 第 125 条 (組織の使用者責任)

国家(State), 社会組織及び集団組織(social and collective organization)又は企業(enterprise)は, その公務員, 職員, 労働者が使用者のために仕事をしているとき(at the time)又はその間(while)の行為により生じた損害について責任を負う。

#### 第 126 条 (雇用者の使用者責任)

使用者は, 使用人が使用者のために仕事をしているとき又はその期間中の行為により生じた損害について責任を負う。

#### 第 127 条 (動物の管理者の責任)

動物の所有者又は動物を使用する者は, その動物が管理下にいる間に他の者に生じさせた損害又はその動物が逃げ(escape), 若しくは失われていた(lost)期間に生じさせた損害について責任を負う。

#### 第 128 条 (財産から生じた損害についてのその所有者の責任)

財産の所有者は, その財産の維持, 管理又は補修を懈怠(negligently)により行っていなかったことにより他の者に損害が生じた場合, その損害につき責任を負う。

#### 第 129 条 (共同不法行為)

損害が複数の加害者により生じた場合, それらの者は被害者に対して連帯責任を負う。一定の場合, 人民裁判所は, 加害についての寄与度の割合に応じて, 各加害者に被害者へ賠償させることを決することができる。

#### 第 130 条 (加害者の他の加害者への求償)

他の加害者と連帯責任を負う加害者の一名が全損害を自ら賠償した場合, 加害についての寄与度の割合に応じて, 他の者に寄与度の割合を請求することができる。

#### 第 131 条 (行為者の代わりに責任を負う者による求償)

組織又は個人は, 他の者により生じた損害について責任を負う場合, その者に対し, 損害の填補を求めて法的手段をとることができる。

#### 第 132 条 (損害の一部を生じさせた被害者の責任)

損害の一部を被害者が生じさせた場合, 被害者は,

その部分について責任を負う。

#### 第 133 条 (損害賠償責任を負わない場合)

以下の損害については, 損害を生じさせた者は他の者に対して責任を負わない。

1. 不可抗力により生じた損害
2. 被害者の過失のみにより生じた損害

#### 第 134 条 (被害者による危険の承認)

被害者が損害の危険を負うことに合意した状況で損害が生じた場合で, 社会的利益に影響せず, 又はこれを脅かさないときは, そのような損害は賠償されない。

#### 第 135 条 (損害賠償請求権の時効期間)

損害賠償請求の時効期間は, 3年に限定される。

### 第 4 章 最終条項

#### 第 136 条 (本政令施行前の契約の取扱い)

この政令の施行前に締結されたすべての契約は, 党及び国家の政策を通じ, 又は慣習及び伝統を通じて解決される。

上記契約の解決は, この政令が発効してから5年間に限り行うことができる。

#### 第 137 条 (本政令実施の責任)

閣僚評議会, 最高人民裁判所, 最高人民裁判所に置かれた検事総長は, それぞれの権限の範囲内において, この政令の実施について責任を負う。

#### 第 138 条 (本政令の効力発生の時点)

この政令は, 施行のときに効力を生じる。

プノンペン, 1988年10月28日

国家評議会 (Council of State)

首相 (president)

署名押印

ヘン・サムリン

## ～ 活動報告 ～

### 平成21年度法科大学院インターンシップ（冬季）

国際協力部教官

森 永 太 郎

#### 第1 国際協力部における法科大学院インターンシップの目的・実施手法等

法務総合研究所国際協力部では、平成20年度より大学院生のインターンシップを受け入れて、開発途上国に対する法制度整備支援業務の一部を体験してもらうこととしている。平成20年度には試験的に1回実施したにとどまったが、平成21年度は人事院が実施する「霞が関インターンシップ」の一環としてインターン生を受け入れ、今回のものを含めて法科大学院向けに夏季と冬季の2回、そして公共政策大学院向けに1回、合計3回のインターンシップを実施した。

これらのインターンシップは、参加する学生らに国際協力部教官の業務の一部を体験させることにより、法制度整備支援業務に対する理解を深めてもらうとともに、外国の法制度や法概念に触れることによって、法制度やその運用に関し、幅広い視野と柔軟な思考を身に付けてもらうことに主眼を置いている。参加する学生らにとっては、外国の法制度に関する講義や議論を聞き、比較法的な考え方を知ることにより、いわば反射的な効果として、自国法によって立つ原理や原則を改めて問い直すことができ、自国法への理解が一層深まるというメリットがある。一方、国際協力部としても、大学院生が法制度整備支援に興味を持つことによって、将来法制度整備支援に携わる可能性のある人材のすそ野が広がるという効果がある。国際協力部では、このようなインターンシップを今後とも継続していきたいと考えている。

#### 第2 平成21年度法科大学院インターンシップ（冬季）の概要

今回のインターンシップは、当初、参加者を5名とする予定であったが、7名の応募があり、志望動機などから、いずれも意欲のある学生であると考えられたので、応募者全員を参加させることとした。内容については、これまでと同様に、国際協力部の主要業務の一つである、支援対象国から研修員を招へいして行う、いわゆる「本邦研修」に参加させることを柱とし、本邦研修での議論を理解するための助けとし、かつ、法制度整備支援業務一般についても若干の知識を得させるために予備的な講義を設定した。さらに、国際協力部教官の重要な業務である対象国の法制度及び法運用の状況分析作業を一部経験するという観点から、本邦研修参加を踏まえた課題を出題し、これについてレ



ポートを作成させた。

研修の概要は次のとおりである。

- 1 実施期間 平成22年3月1日～5日
- 2 実習場所 法務省法務総合研究所（赤れんが棟）
- 3 インターン生
  - (1) 慶応義塾大学院法務研究科 2年 松倉香純
  - (2) 東京大学法科大学院 3年 近内 淳
  - (3) 同 2年 松田浩道
  - (4) 同 2年 木澤愛子
  - (5) 法政大学法科大学院 2年 林 直子
  - (6) 明治大学法科大学院 2年 中山裕美
  - (7) 同 2年 渡部洋江
- 4 日程 別添日程表参照
- 5 実習内容

(1) 講義・講話

本邦研修傍聴及び問題点分析に当たって必要な予備知識を習得させる目的で、法制度整備支援実務に関する講義及び講話を実施した。

(2) ベトナム本邦研修傍聴

研修2日目全日と、研修4日目の午後、「ベトナム行政訴訟起草本邦研修」のうち、同プロジェクトの国内支援委員会である「ベトナム裁判実務改善共同研究会」の座長である同志社大学法科大学院の村上敬一教授を中心に行われた「行政訴訟法草案検討会」にインターン生を同席させ、村上教授とベトナム最高人民裁判所から派遣された研修員らとの間の議論を傍聴させた。この本邦研修の実施状況、結果等については別稿に譲るが、この研修は、現在進行中の「JICAベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」の活動の一環として、カウンターパートの一つであるベトナム最高人民裁判所が現在手掛けている行政訴訟法の起草作業を支援するために、同裁判所のチャン・ヴァン・トゥ副長官以下10名の裁判官等を研修員として招へいし、実施されたものである。

6 テーマ（課題）

インターン生に与えた課題は次のとおりである。最終日に各インターン生にレポートを提出させた。

「ベトナム行政訴訟法草案検討会における議論を傍聴し、合計2,000字以内で、①日本の行政訴訟には存在するが、ベトナムの行政訴訟には存在しないと思われる法的な概念あるいは考え方を一つ指摘し、②なぜそれに注目したのか、その理由を述べ、③その概念が今後のベトナムの行政訴訟にとって必要なものか否かについて、自分の考えを、その理由とともに論じてください。」

## 7 配付資料等

ベトナム行政訴訟法草案の検討会を傍聴し、課題に取り組むに当たっての参考とさせるため、インターン生には、ベトナム憲法及びベトナム民事訴訟法の条文のほか、最高人民裁判所が作成した行政訴訟法案、最高人民裁判所が今回の本邦研修に先立って送付してきた検討すべき論点の一覧などの参考資料を配付した。

## 第3 実施結果・所感

既に法制度整備支援に興味を抱いており、多少の予備知識を持って臨んだ学生が多かったこともあってか、いずれの参加者も最後まで飽きることなく、熱心に取り組んだように見受けられた。

今回のテーマ設定は、統治機構や法制度の原理や構造も、また基本的な法概念も日本とは大きく異なる国において、国民が行政を相手に争訟を行う行政訴訟の制度を構築するとなると、これを支援する日本としては、どのような制度や概念をいかなる形で推奨することができるかという、法制度整備支援活動の根本的な部分にも及ぶ問題が含まれており、学生らにとっても学ぶところが多かったのではないかと思う。行政訴訟法は、学生らも法科大学院のカリキュラムの中で学ぶテーマであろうし、題材としては比較的イメージしやすいもので、その面では分かりやすかったと思われるが、対象国が社会主義法制を維持しているベトナムであったため、学生らはふだんは接することのない権力集中制や職権主義的訴訟構造を基本とするベトナムの考え方に多少戸惑ったところもあったかと思われる。

しかし、このように、自国とは全く原理の異なる法制の一端を垣間見たことは、インターン生らにとっては新鮮な驚きと刺激になったようである。最終日にインターン生らに感想を聞いた際も、また、後日、人事院あてに各インターン生から提出された「実習成果報告書」の中でも、多くの学生が「今まで当然のことだと思っていた法的概念と正反対の概念も、それはそれできちんと成立して、法制度として機能していくのだということに一番の衝撃を受けました。」、あるいは、「これまで当然に認められるべき理念・原則であると考えていたものが、実はある思想を根本とする原理の一つでしかないこと、自国と異なる原理を用いている国の制度が、決して劣っているわけではないことなどに気付くことができました。」などと述べ、素直にその驚きを表していた。

そして、インターン生らは、単に驚いただけではなく、ベトナムの制度や考え方に接することによって、更に一歩進んで、ベトナムとは異なる原理や原則に立脚している我が国の制度の存在理由について考えてくれたようである。このように、未知の原理や制度を知ることにより、翻って自国の採用する原理原則や制度に対する理解を深めるということは、一種の比較法学的な学習方法であり、今回のようなインターンシップの重要な目的でもある。例えば、今回出題した課題に取り組む中で、複数のインターン生は、本邦研修のセッションで出てきた、「行政処分」という概念が、ベトナム行政訴訟法に存在しないことを挙げていたが、恐らく、このこと考えることによって、日本法の行政

訴訟において、「行政処分」という概念がなぜ必要なのか、この概念が實際上どのように機能しているのか、なぜ裁判も学説もあれほど「行為の処分性」にこだわり続けるのかについて、これまで以上に明確なイメージを持つことができ、行政訴訟についての理解が更に進んだことであろう。学生らが聞きなれない議論に翻弄<sup>ほんろう</sup>されながらも、外国法制に照らして自国の法制を見つめ直し、これに対する理解を更に深めるきっかけをつかむことができたとしたら、今回のインターンシップは成功であったと評価してよいと考える。この点、今一度インターン生らの感想を見てみると、「今後どのように法律を勉強していけばよいか、見通しが良くなったと感じている。外国の人に日本法を説明するには、非常に基礎的な制度や概念について、歴史的、文化的、社会的な差異を踏まえながらしっかりとその存在理由を説明することが大切になる。」、「今回、ベトナムの法制度について学習することで、これまで無意識のうちに当然と考えてきた日本の法制度についての理解も深まったように思います。」などと述べられており、少々我田引水的ではあるが、おおむね成功したことが表れていると考える。

余談になるが、インターン生らは、本邦研修に参加したベトナムの裁判官らとの交流も十分楽しんでくれたようである。ベトナム側研修員らは、最高人民裁判所の副長官や、同裁判所裁判理論研究所所長等を含む高位の裁判官らであるにもかかわらず、実に気さくな人柄の方々ばかりであり、インターン生に対しても非常に暖かく接してくださった。インターン生らは、ベトナム側研修員との交流の中で、率直な会話をすることができ、彼らの自国の法制度改革への熱い思いに接して感銘を受けたようである。このような経験も、インターン生らに法律の勉強を続ける意欲を新たにさせ、さらには、法制度整備支援への関心を高めさせることにつながったと思われる。

わずか5日間の短いインターンシップであったが、これが何らかの形で参加した学生にプラスに作用し、彼らの中から将来我が国の法制度整備支援を背負って立つ人材が出てくれれば、インターンシップを企画実施した者の一人として、これに勝る喜びはない。

学生諸君の今後の活躍を祈る。

## 第2回霞が関法科大学院生インターンシップ日程表

於：法務省赤れんが棟

月 日	曜	10:00  12:30	14:00  17:00	備考
3 /月 1		講義 「ベトナムに対する法整備支援の概要」 森永教官 第1セミナー室	あいさつ・講話 赤根部長 第1セミナー室	
3 /火 2		ベトナム行政訴訟法起草研修傍聴 「行政訴訟法草案検討会」 村上敬一教授 共用会議室	ベトナム行政訴訟法起草研修傍聴 「行政訴訟法草案検討会」 村上敬一教授 共用会議室	
3 /水 3		講義 「ベトナムの統治機構・法制度」 森永教官 第1セミナー室	講義 「ベトナムの裁判制度」 森永教官 第1セミナー室	
3 /木 4		質疑応答 森永教官 第1セミナー室	ベトナム行政訴訟法起草研修傍聴 「行政訴訟法草案検討会・質疑応答」 村上敬一教授 共用会議室	
3 /金 5		課題検討・レポート作成 森永教官 第1セミナー室	課題検討・レポート作成 森永教官 第1セミナー室	課題提出・解散

## ～ 国際協力の現場から ～

### 国際協力部の勤務を経験して

大阪地方検察庁総務部統括検務官  
(前統括国際協力専門官)

山内 昭 雄

思い返せば早いもので、2年の月日があっという間に流れすぎました。国際協力部での勤務も皆様のお陰を持ちまして無事に卒業を迎えることができました。私にとっては原庁では決して経験のできない貴重な経験をさせていただきましたことを心から感謝しておる次第であります。法務省の検察以外の組織から来られた専門官の仕事に向かう姿勢・取り組み方を傍らから見させていただき、多くを学び、一緒に仕事をさせてもらったことを通じて、私にとっては新たな経験値アップにつながったと実感しているところであります。

さて、私は経理担当という立場ではありましたが、この2年間に経理以外にも様々な経験をさせていただきました。海外からの招へい者にお供させていただいたり、本邦研修の一部に関与させていただいたり、いろいろと思い出は尽きませんが、私が比較的関与の度合いが大きかったのがインターンシップ研修と国際協力人材育成研修でした。これらの研修は、共に私が着任した平成20年度以降から始まった新しい研修であり、これからの時代の法制度整備支援を担う人材の発掘・育成をしようとする研修でありました。法科大学院の学生と話をさせてもらうことは、私にとってとても新鮮なことだったと記憶に残っており、学生諸君らの話の中で、法制度整備支援も徐々に知られてきていることが実感できたことを思い出します。また、法務省内部においても、国際協力部の知名度が徐々に向上してきていることが人材育成研修に参加された検事と接して実感したものでした。

何より、私としましては、当部が組織の重点目標として掲げる人材育成の一端を担う研修に関与できたことは、私にとって貴重な経験であるとともに、誠に光栄なことだと心から感謝しておる次第であります。

以前、私は法制度整備支援などという壮大なテーマに携わるということは、国と国とのどこか大きな組織同士がするものと思っていました。しかし、国際協力部に在席させていただいたことで強く感じたことは、実はそうではなく、壮大なテーマに向かう一人一人の、その人と人とのつながりが、海を渡り何かを生み出し、そして何かを動かす。法制度整備支援って、そういうものなのかなあとつくづく感じているところであります。

私は国際協力部を去り、原庁の大阪地検に戻りますが、今後も協力部のサポーターとして応援し続けたいと思っております。

当部で学んだ、詰まるどころ個々人の努力が、何か大きなものを動かすものなんだよということを原庁の若い部下に伝えていきたいと考えております。

また、私と一緒に仕事をしてくれた各専門官の皆様、本当に御迷惑をお掛けし、統括らしいところは何もありませんでしたが、どうぞ御容赦ください。

そして、最後になりましたが、ICCLCの皆様を始め、JICAの皆様、そして法制度整備支援に携わる大学の先生方、大変お世話になりました。改めましてお礼申し上げます。

## 国際協力部での勤務を振り返って思うこと

広島法務局民事行政部不動産登記部門登記専門職  
(前主任国際協力専門官)

尾 世 智 浩

本年4月に異動となり、現在、広島法務局の不動産登記部門で働いております。法務総合研究所国際協力部では、国際協力専門官として4年間勤務し、主に韓国とウズベキスタン(中央アジア)の研修を担当させていただきました。法律の知識の面では、余り役に立つことができませんでしたので、その分ロジ面から、海外からの研修員が快適に過ごせるように、少しでも日本が好きになってもらえるよう自分なりに頑張ったつもりです。そのお陰か、現在でも数名の研修員とメール交換をしており、時間があれば、彼らの国に行って再会したいと考えています。

学生時代から、国際協力に携わる仕事をしてみたいと思っていた私にとって、この4年間は大変思い出深いものとなりました。異動となりましたが、広島でできる国際協力を今後も続けていきたいと思っております。

法務省の職員は全国に何万人もいますので、再度、たった10名しかいない国際協力部で専門官として働くことは難しいと思います。しかし、再び勤務させてもらう日を夢に見ながら、日々、広島法務局で自分を磨き、また語学力も向上させておきたいと思います。

最後になりましたが、お世話になりました先生方、JICAの皆様、ありがとうございました。私でお役に立つことがあれば、お気軽に声を掛けてください。

## 国際協力部勤務を振り返って

神戸地方検察庁総務部企画調査課主任捜査官  
(前国際協力専門官)

福岡 美由紀

異動の話があるまでは、法整備支援という言葉自体も知らず、英語もろくに話せない私でしたが、在籍していた神戸地検刑事部の部長からの、「海外に興味があるなら、国際協力部に行ってみないか？英語ができなくても『Hello!』って言えればいいんだよ、ハハハ」というお言葉に、それぐらいならできそうだとの実に甘い考えで異動希望を出したことがきっかけで、2年間の東京の法務総合研究所勤務を経て、国際協力部に異動になりました。

国際協力部には2年間在籍し、国別担当では1年目はラオスを、2年目はカンボジア、東ティモールを、その他には海外出張手続や外部機関からの照会等を担当しました。どの業務も原庁の検察庁と重なるところがなく、手探りで何とか目の前の仕事をこなしながら進んだ2年間だったように思います。

現地調査や本邦研修の中では、「Hello」だけでは対処できないこともたくさんありましたが、実際に研修員と接し、研修員の日本から学びたい、吸収したいという熱い思いに触れ、私なりにできることをしたいと思うようになりました。それは、研修員が研修に集中できるようにする環境作りであったり、せっかくの日本滞在を楽しんでもらえるようにする企画であったりと、法整備支援には直接的には影響のないささいなことばかりですが、研修員の温かい「ありがとう」の言葉を聞くと、これも専門官の大切な仕事の一つだと思いました。

神戸地検に戻った今、国際協力部での経験や知識を直接的に生かせる場面は少ないかもしれませんが、検察の中でもまだまだ認知度の低い法整備支援活動や国際協力部の存在を、少しでも多くの人に広め、興味を持ってそこで働いてみたいという人が出てくれるよう草の根運動を続けていこうと思います。

最後になりましたが、2年間お世話になりましたJICAの皆様、ICCLCの皆様、通訳の皆様、そして部会の先生方にお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

### アンコール・ワットへ行こうか、カンボジアへ行こうか？ ここが分かれ道

日本で一時帰国を終えてベトナム・ホーチミン経由でカンボジアに戻るある日。成田発ホーチミン行きの飛行機にはたくさんの日本人乗客がおり、そのうちホーチミンで乗り継ぎをしてカンボジアに行く日本人が50人以上いた。しかし、その全員が世界遺産アンコール・ワットのあるシエムリアップ行きの飛行機に乗り、カンボジアの首都プノンペン行きの飛行機に乗るのは自分だけであった。どことなく寂しさを覚えた。

カンボジアに行く日本人観光客がこぞってアンコール・ワットを目指すのは当然であろう。誰もが知る旅行ガイドブック“るるぶ”はカンボジアの情報誌を数冊出版しているが、そのタイトルは「ベトナム・アンコールワット」や「アンコール・ワット」などであり、タイトルにカンボジアという文字は全くない。また、“地球の歩き方”が出す情報誌のタイトルは「アンコール・ワットとカンボジア」であり、カンボジアよりアンコール・ワットを前面に出して強調している。各出版社がこのようなタイトルを付けた理由は、恐らく日本人にとってアンコール・ワットとカンボジアに対するイメージが全く異なるからであろう。アンコール・ワットと聞けば、アンコール王朝の繁栄と栄華を讃える世界遺産であり、豊潤かつ神秘的なクメール文化を連想させる。アメリカ映画「トゥーム・レイダー」のロケ地でもあり歴史ロマンとアドベンチャーを彷彿させる。これに対し、カンボジアと聞いたら日本人は何を連想するであろうか。日本の高校の世界史教科書に登場するカンボジア人はシハヌーク前国王を除けば、300万人もの人民を虐殺したといわれるポル・ポトと、それを倒したヘン・サムリンである。ポル・ポト政権後もカンボジアは長年にわたり内戦が続き、当時埋設された地雷や不発弾及び小火器のまん延が今日でも社会問題になっている。日本で出版されるカンボジアに関する書籍は、ポル・ポト政権や内戦及びその負の遺産をテーマにするものが多く、映画でも「地雷を踏んだらサヨウナラ」が制作・公開された。多くの日本人は、カンボジアが依然として内戦の後遺症に深刻に悩み、社会全体が混とん・暗たんとしていて観光客が安易に足を踏み入れてはならない戦地のように思っているのではないだろうか。

日本人が描くアンコール・ワットとカンボジアに対するイメージは両極端に對峙し、まるでアンコール・ワットがカンボジアとは異なる場所にあるかのような錯覚を抱かせる。そして何よりも問題なのは、現在のカンボジアの状況はいずれのイメージにも当てはまらず、多くの日本人がカンボジアの現状を正しく認識していないことであろう。

いつしかホーチミンの空港で、アンコール・ワットに向かう大勢の日本人観光客からプノンペンに行く自分に「カンボジアに行くなら地雷を踏むなよ」と声をかけられるかもしれない。

(JICAカンボジア長期派遣専門家 清原 博)



## ～ 国際協力部からのお知らせ ～

### ICDニュース「英語版2009年号」の刊行について

国際協力部教官

渡 部 洋 子

国際協力部では、2003年にICDニュース「英語版」を刊行したことがありましたが、当部を含む日本の法制度整備支援活動の状況や支援対象国・共同研究実施国の法制度の紹介等に関する情報を、英語で定期的に発信することは行っておりませんでした。

しかし、近年、法制度整備支援活動に参画する国家や国際機関は増加の一途をたどっており、当部の支援活動を円滑に進めていくためには、英語を活用して法制度整備支援活動に関する情報を定期的に発信することにより、こうした国家や国際機関と適切な情報共有や連携を模索していく必要があると思われまます。

また、日本の法制度整備支援活動が飛躍的に拡大しつつある現況において、当部が適切な支援活動を実施・継続していくためには、支援対象国・共同研究実施国に加え、今後支援や共同研究の対象となる可能性のある世界の国々に対しても、法制度整備支援活動や支援対象国・共同研究実施国の法制度等に関する情報を英語で迅速に発信していく必要があると思われまます。

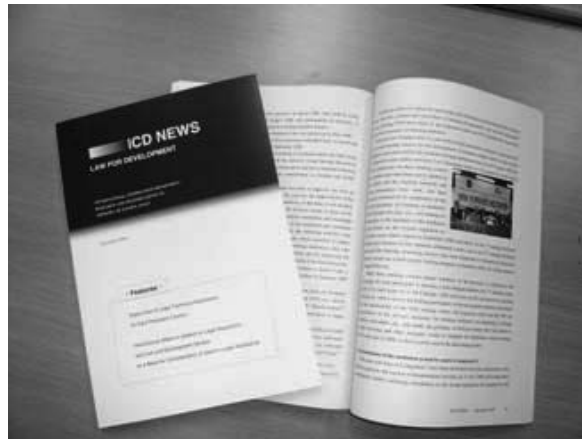
このような経緯により、当部ではこの度、ICDニュース「英語版2009年号」を編集・刊行いたしました。「英語版2009年号」では、最近のICDニュース（日本語版）等から、当部を含む日本の法制度整備支援活動の近時の状況を概括的に理解していただける記事や、法制度整備支援全般に関する研究として特に価値の高い講演等を選定した上、英語に翻訳・掲載いたしました。

これからも当部では、おおむね1年に1号程度、定期的にICDニュース「英語版」を編集・刊行することにより、英語による情報発信を国内外に向けて続けてまいりたいと考えております。皆様方におかれましては、ICDニュース日本語版と同様、「英語版」につきましても、御支援・御協力・御愛読のほどよろしくお願い申し上げます。

ICDニュース「英語版2009年号」の構成は以下のとおりです。

- 1 英語版刊行に当たっての当部部長からのごあいさつ
- 2 夢との出会い！法整備支援（当部部長，原文ICDニュース日本語版第39号）
- 3 国際民商事法センター（ICCLC）の役割と今後の課題（原田明夫財団法人国際民商事法センター理事長，原文ICDニュース日本語版第38号）

- 4 各国法整備支援の状況（ベトナム・カンボジア・中国・インドネシア。当部各国担当教官（2008年執筆当時），原文ICDニュース日本語版第37号）
- 5 法整備支援をめぐる国際情勢と開発法学—我が国の法整備支援を考える基礎として—（松尾弘慶應義塾大学法科大学院教授，2008年8月29日，法務省において実施した講演）
- 6 国際協力部の業務と通訳・翻訳業務（当部杉山教官（2009年執筆当時），2009年6月9日，法務通訳翻訳を学ぶ大阪大学学生に対する説明）



## － 編集後記 －

まだ寒いころから編集を始めたICDニュース43号ですが、皆様のお手元に届くころには季節も変わり、梅雨真ただ中といったところでしょうか。

当部では、今年度の異動に伴い、教官・専門官合わせて8名が異動し、新しく10名のメンバーを迎えました。また、西岡剛・西村恵三子両教官が長期専門家としてそれぞれベトナム、カンボジアへ旅立って行かれました。これまで当部の主力として力を発揮していただいた方々をお見送りするのは寂しいものでしたが、また新しいメンバーとともに一致団結して業務に当たっていききたいものです。

さて、ICDニュース43号はいかがだったでしょうか。巻頭言は、法制度整備支援活動に多大な御協力をいただいております名古屋大学の鮎京正訓先生に御執筆いただきました。

また、本号の特集は第11回法整備支援連絡会の記録です。今回は、海外からの招へい専門家として、比較的新しく法制度整備支援事業に取り組み始めた韓国から、韓国法制研究院の金基杓院長始め3名を、そして、現在憲法を始めとする国の基本法の大改正に取り組んでいるネパールから、最高裁判所カルヤン・シュレスタ判事を始めとする3名をお迎えし、講演及びパネルディスカッションを行っていただきました。支援する側とされる側が一時にこの大阪の会場に集い、それぞれの思いを熱く語られたことは、法制度整備支援初心者から私から見ても大変意義のあるものだったように感じました。

ネパールからおいいただいたラム・クリシュナ・ティマルセナ最高裁判所事務総長がおっしゃった言葉で印象深かったものの一つに、ネパールの格言で“good beginning is half done.”というものがありません。「良いスタートを切れば半分終わったようなものだ」とでも訳すのでしょうか、これと非常によく似た格言が韓国にもあり、“시작이 반이다”と書きます。直訳すると「始まりが半分だ」となるのですが、要するに「物事は始めさえすれば半分は成就したも同じだ」という意味だそうです。これは私が韓国語を習い始めたころに出会った格言なのですが、同じアジアとはいえ、遠く離れた別の国に同じような格言があり、因らずもその2か国の法律家が集って法制度整備について議論したことには、この2つの国に特別な縁を感じずにはられませんでした。

「国際協力の現場から」は、今年度の異動に伴い当部から巣立っていかれた元専門官3名に執筆いただきました。それぞれ国際協力に対する熱い思いを抱いて執務に当たっておられたことがよく分かり、御一緒させていただいたのはわずか1年間ではありましたが、共に頑張ったいろいろなことが思い出されます。

最後になりましたが、お忙しい中、御寄稿いただきました皆様には厚くお礼申し上げます。

今年度も関係各位におかれましては法制度整備支援活動に御協力賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 和多田 愛